平成１５年第１回定例会

上富良野町議会会議録

開会　平成１５年３月　３日
閉会　平成１５年３月２０日

上富良野町議会

目　　次

第　1　号（3月3日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開会宣告・開議宣告　……　2
○表彰状の伝達　……　2
○諸般の報告　……　2
○日程第　1　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　2　会期決定の件　……　3
○日程第　3　行政報告　……　3
○日程第　4　報告第　1号　監査・例月現金出納検査結果報告の件　……　5
○日程第　5　報告第　2号　委員会所管事務調査報告の件　……　5
○日程第　6　報告第　3号　議員派遣結果報告の件　……　8
○日程第　7　議案第１０号　平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）　……　9
○日程第　8　議案第１１号　平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）　……　２１
○日程第　9　議案第１２号　平成１４年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第３号）　…　２２
○日程第１０　議案第１３号　平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）　……　２３
○日程第１１　議案第１４号　平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）　……　２４
○日程第１２　議案第１５号　平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）　……　２５
○日程第１３　議案第１６号　平成１４年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）　……　２６
○日程第１４　議案第１７号　平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）　……　２７
○散　会　宣　告　……　２９

目　　次

第　２　号（３月４日）

○議　事　日　程　……　３１
○出　席　議　員　……　３１
○欠　席　議　員　……　３１
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　３１
○議会事務局出席職員　……　３１
○開　議　宣　告　……　３２
○諸 般 の 報 告　……　３２
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　３２
○日程第　２　執行方針　……　３２
〔町 政 執 行 方 針〕　町　長　尾　岸　孝　雄　君
〔教育行政執行方針〕　教育長　高　橋　英　勝　君
○日程第　３　議案第１号　平成１５年度上富良野町一般会計予算　……　３２
○日程第　４　議案第２号　平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算　……　３２
○日程第　５　議案第３号　平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算　……　３２
○日程第　６　議案第４号　平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算　……　３２
○日程第　７　議案第５号　平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算　……　３２
○日程第　８　議案第６号　平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算　……　３２
○日程第　９　議案第７号　平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算　……　３２
○日程第１０　議案第８号　平成１５年度上富良野町水道事業会計予算　……　３２
○日程第１１　議案第９号　平成１５年度上富良野町病院事業会計予算　……　３２
○予算特別委員会の設置について　……　５６
○休 会 の 議 決　……　５６
○散　会　宣　告　……　５６

目　　次

第　３　号（３月１１日）

○議　事　日　程　……　５９
○出　席　議　員　……　５９
○欠　席　議　員　……　５９
○一時退席議員　……　５９
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　５９
○議会事務局出席職員　……　５９
○開　議　宣　告　……　６０
○諸 般 の 報 告　……　６０
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　６０
○日程第　２　町の一般行政について質問　……　６０
　１７番　小　野　　忠　君　……　６０
　　１　景観条例の制定について
　　２　町民の叙勲申請について
　１５番　村　上　和　子　君　……　６２
　　１　行政の構造改革・機構改革について
　　２　協働のまちづくりについて
　３番　福　塚　賢　一　君　……　６５
　　１　都市基本計画について
　　２　入札制度について
　　３　保健福祉施設の工事発注について
　　４　財政改革について
　　５　市町村合併について
　　６　国営土地改良事業について
　８番　仲　島　康　行　君　……　７８
　　１　駅前再開発について
　　２　商業振興条例について
　１０番　佐　藤　政　幸　君　……　８２
　　１　都市計画マスタープラン関連事業の促進状況について
　　２　上富良野小学校、西小学校、中学校の少人数学級編成の実現に向けて
　１番　中　村　有　秀　君　……　８６
　　１　交通事故防止対策について
　　２　上富良野高等学校振興対策について
　　３　市町村合併について
○散　会　宣　告　……　９６

目　　次

第　４　号（３月１２日）

○議　事　日　程　……　９９
○出　席　議　員　……　９９
○欠　席　議　員　……　９９
○一時退席議員　……　９９
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　９９
○議会事務局出席職員　……　１００
○開　議　宣　告　……　１０１
○諸 般 の 報 告　……　１０１
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　１０１
○日程第　２　町の一般行政について質問　……　１０１
１６番　清　水　茂　雄　君　……　１０１
１　農業行政施策について
２　交通安全対策について
１１番　梨　澤　節　三　君　……　１０７
１　市町村合併について
２　オンブズマン条例制定について
３　国旗、国歌と児童生徒の国際交流について
４　役場職員の選挙（政治）活動について
５　危機管理について
１２番　米　沢　義　英　君　……　１１５
１　雇用対策について
２　学童保育の設置について
３　特産品の開発について
４　住宅のリフォーム時における補助制度について
５　子どもの権利条例の設置について
６　図書館の設置について
日程第　３　議案第１９号　上富良野町衛生センター使用条例及び上富良野町衛生センター設置条例を廃止する条例　……　１２２
日程第　４　議案第２１号　上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例　……　１２３
日程第　５　議案第２２号　上富良野町母子通園センター条例　……　１２３
日程第　６　議案第３７号　上富良野町母子通園センター事業の事務の委託に関する協議の件　…　１２４
日程第　７　議案第２３号　上富良野町児童館設置条例及び上富良野町児童館管理運営条例の一部を改正する条例　……　１２５
日程第　８　議案第２４号　上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例　……　１２６
日程第　９　議案第２５号　上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例　……　１２７
日程第１０　議案第２６号　上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例　……　１２８
日程第１１　議案第２７号　上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例　……　１２８
日程第１２　議案第２８号　上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例　……　１２９
日程第１３　議案第２９号　上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例　…　１２９
日程第１４　議案第３１号　上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例　……　１３０
日程第１５　議案第３２号　上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例　……　１３１
日程第１６　議案第４２号　平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第４号）　……　１３１
○休 会 の 議 決　……　１３２
○散　会　宣　告　……　１３２

目　　次

第　５　号（3月２０日）

○議　事　日　程　……　１３５
○出　席　議　員　……　１３５
○欠　席　議　員　……　１３５
○遅　参　議　員　……　１３５
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　１３６
○議会事務局出席職員　……　１３６
○開　議　宣　告　……　１３７
○諸 般 の 報 告　……　１３７
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　１３７
○日程第　２　議案第１８号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　……　１３７
○日程第　３　議案第２０号　上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例　……　１４１
○日程第　４　議案第３０号　上富良野町立病院往診手当等支給条例の一部を改正する条例　…　１６３
○日程第　５　議案第３３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　……　１６６
○日程第　６　議案第３４号　上富良野町財政調整基金の一部支消の件　……　１６６
○日程第　７　議案第３５号　上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件　……　１６７
○日程第　８　議案第３６号　しろがねダム等の管理に関する事務の委託に関する協議の件　…　１６７
○日程第　９　議案第３８号　上富良野町道路線廃止の件　……　１７０
○日程第１０　議案第３９号　上富良野町道路線認定の件　……　１７０
○日程第１１　議案第４０号　旭野川砂防工事（Ｈ１４国債）請負契約変更の件　……　１７１
○日程第１２　議案第４１号　南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１４国債）請負契約変更の件　……　１７２
○日程第１３　議案第４３号　平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）　……　１７２
○日程第１４　予算特別委員会付託　……　１７３
議案第　１号　平成１５年度上富良野町一般会計予算
議案第　２号　平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第　３号　平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第　４号　平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第　５号　平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第　６号　平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第　７号　平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第　８号　平成１５年度上富良野町水道事業会計予算
議案第　９号　平成１５年度上富良野町病院事業会計予算
○日程第１５　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦の件　……　１７５
○日程第１６　発議案第１号　上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例　……　１７５
○日程第１７　発議案第２号　町内行政調査実施に関する決議　……　１７６
○日程第１８　発議案第３号　町長の専決事項指定の件　……　１７６
○日程第１９　発議案第４号　国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定を求める意見の件　…　１７７
○日程第２０　発議案第５号　北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見の件　……　１８３
○日程第２１　閉会中の継続調査申出の件　……　１８３
○町 長 あ い さ つ　……　１８４
○閉　会　宣　告　……　１８４

第１回定例会付託事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
１	平成１５年度上富良野町一般会計予算	３月20日	原　案　可　決
２	平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	３月20日	原　案　可　決
３	平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算	３月20日	原　案　可　決
４	平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算	３月20日	原　案　可　決
５	平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	３月20日	原　案　可　決
６	平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	３月20日	原　案　可　決
７	平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	３月20日	原　案　可　決
８	平成１５年度上富良野町水道事業会計予算	３月20日	原　案　可　決
９	平成１５年度上富良野町病院事業会計予算	３月20日	原　案　可　決
１０	平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）	３月３日	原　案　可　決
１１	平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	３月３日	原　案　可　決
１２	平成１４年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第３号）	３月３日	原　案　可　決
１３	平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）	３月３日	原　案　可　決
１４	平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	３月３日	原　案　可　決
１５	平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）	３月３日	原　案　可　決
１６	平成１４年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）	３月３日	原　案　可　決
１７	平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）	３月３日	原　案　可　決
１８	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	３月20日	原　案　可　決
１９	上富良野町衛生センター使用条例及び上富良野町衛生センター設置条例を廃止する条例	３月12日	原　案　可　決
２０	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	３月20日	原　案　可　決
２１	上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
２２	上富良野町母子通園センター条例	３月12日	原　案　可　決
２３	上富良野町児童館設置条例及び上富良野町児童館管理運営条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
２４	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
２５	上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
２６	上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
２７	上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
２８	上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
２９	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
３０	上富良野町立病院往診手当等支給条例の一部を改正する条例	３月20日	原　案　可　決
３１	上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
３２	上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例	３月12日	原　案　可　決
３３	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	３月20日	原　案　可　決
３４	上富良野町財政調整基金の一部支消の件	３月20日	原　案　可　決
３５	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	３月20日	原　案　可　決
３６	しろがねダム等の管理に関する事務の委託に関する協議の件	３月20日	原　案　可　決
３７	上富良野町母子通園センター事業の事務の委託に関する協議の件	３月12日	原　案　可　決

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
３８	上富良野町道路線廃止の件	３月20日	原　案　可　決
３９	上富良野町道路線認定の件	３月20日	原　案　可　決
４０	旭野川砂防工事（Ｈ１４国債）請負契約変更の件	３月20日	原　案　可　決
４１	南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１４国債）請負契約変更の件	３月20日	原　案　可　決
４２	平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第４号）	３月12日	原　案　可　決
４３	平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）	３月20日	原　案　可　決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第１号　平成１５年度上富良野町一般会計予算 議案第２号　平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第３号　平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第４号　平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第５号　平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第６号　平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第７号　平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第８号　平成１５年度上富良野町水道事業会計予算 議案第９号　平成１５年度上富良野町病院事業会計予算	３月20日	原　案　可　決
	諮　問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	３月20日	適　　任
	執　行　方　針	３月４日	
	行　政　報　告	３月３日	
	町の一般行政について質問	３月11日 ３月12日	
	報　　告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	３月３日	報　　告
2	委員会所管事務調査報告の件	３月３日	報　　告
3	議員派遣結果報告の件	３月３日	報　　告
	発　　議		
1	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	３月20日	原　案　可　決
2	町内行政調査実施に関する決議	３月20日	原　案　可　決
3	町長の専決事項指定の件	３月20日	原　案　可　決
4	国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定を求める意見の件	３月20日	原　案　可　決
5	北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見の件	３月20日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申出の件	３月20日	原　案　可　決

平成１５年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成１５年３月３日（月曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　会期決定の件　３月３日～２０日　１８日間
第　３　行政報告　　町　長　尾　岸　孝　雄　君
第　４　報告第　１号　監査・例月現金出納検査結果報告の件
　　代表監査委員　高　田　　勤　君
第　５　報告第　２号　委員会所管事務調査報告の件
　　産業建設常任委員長　西　村　昭　教　君
第　６　報告第　３号　議員派遣結果報告の件
第　７　議案第１０号　平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）
第　８　議案第１１号　平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
第　９　議案第１２号　平成１４年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第３号）
第１０　議案第１３号　平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）
第１１　議案第１４号　平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
第１２　議案第１５号　平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）
第１３　議案第１６号　平成１４年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）
第１４　議案第１７号　平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）

○出席議員（２０名）

１番	中村有秀君	２番	中川一男君
３番	福塚賢一君	４番	笹木光広君
５番	吉武敏彦君	６番	西村昭教君
７番	石川洋次君	８番	仲島康行君
９番	岩崎治男君	１０番	佐藤政幸君
１１番	梨澤節三君	１２番	米沢義英君
１３番	長谷川徳行君	１４番	徳島　稔君
１５番	村上和子君	１６番	清水茂雄君
１７番	小野　忠君	１８番	向山富夫君
１９番	久保田英市君	２０番	平田喜臣君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口　勤君	農業委員会会長	小松　博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中　博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村　延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好　稔君

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　２０名）

◎開会宣告・開議宣告

○議長（平田喜臣君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は２０名であります。

これより、平成１５年第１回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎表彰状の伝達

○議長（平田喜臣君）　御報告いたします。

去る平成１５年２月７日、全国町村議長会会長より、私が議長職７年以上の功績として、また、中川一男議員は議会議員として１５年以上の長きにわたり、議会制度の高揚と地方自治の振興発展に寄与された御功績により表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達させていただきます。

○事務局長（北川雅一君）　演壇前におきまして伝達をいただきたいと思います。

最初に平田議長へ伝達をさせていただきます。

久保田副議長よりお渡しをいただきたいと思います。

○副議長（久保田栄市君）　表彰状。

北海道上富良野町議会議長、平田喜臣殿。

あなたは、多年議会議長として、地方自治の振興発展に寄与、貢献せられた功績は、まことに多大であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成１５年２月７日。

全国町村議会議長会会長安原保元。

代読。（拍手）

○事務局長（北川雅一君）　次に、平田議長より中川議員にお渡し願います。

○議長（平田喜臣君）　表彰状。

北海道上富良野町議会議員中川一男殿。

あなたは、多年議会議員として､地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

平成１５年２月７日。

全国町村議長会会長安原保元。

代読。（拍手）

○事務局長（北川雅一君）　以上で、表彰伝達を終わります。

○議長（平田喜臣君）　議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

今期定例会は、２月２８日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、１月２４日、２月４日及び２月２７日、議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第１号ないし議案第４１号までの４１件、諮問第１号の１件であります。

議員からの提出案件は、発議案第１号ないし発議案第５号の５件であります。

なお、人事案件の諮問第１号につきましては、御案内のとおり後日配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

監査委員から監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

産業建設常任委員長から、委員会所管事務調査報告がありました。

代表議員より、議員派遣結果の報告がありました。

町長並びに教育長から、平成１５年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成１４年度建設工事総括表をお配りをいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

２月４日までに受理いたしました陳情要望の件数は、４件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１３番　長谷川　徳　行　君

１４番　徳　島　　稔　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（平田喜臣君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月２０日までの１８日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月２０日までの１８日間と決しました。

◎日程第３　行政報告

○議長（平田喜臣君）　日程第３　行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用なところ、第１回定例議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る１２月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、２月８日の８時１１分から約３７分間発生いたしました十勝岳の火山性微動についてでありますが、臨時火山情報第１号の発表を受け、総務課職員と北消防署員による情報収集体制をとり、十勝岳地区への入山者に対する下山・入山規制を実施いたしました。

また、火山情報発表にあわせて、防災行政無線により、十勝岳の状況を町民の皆様に適時周知を図ったところであります。結果、十勝岳で噴火はなかったことを確認し、町民に対しまして、午後５時３２分に最終の周知をいたしたところであります。

現在の状況は、特に目立った火山現象もなく、２月８日以前の状態になっておりますが、北海道大学の岡田教授の助言を受けて、登山口に注意喚起の看板を設置したほか、温泉宿泊施設内に注意喚起の掲示と声かけの協力をいただきました。

次に、２月１８日から１９日の２日間にわたって実施いたしました十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、平成７年度から十勝岳火山防災会議協議会を構成する上富良野町と美瑛町の合同形式により開催しているもので、今回で８回目の実践訓練となりました。

訓練の内容は、本年も十勝岳噴火による大規模泥流の発生を災害想定して、通信連絡訓練、避難訓練、救助救出訓練、避難路確保、道路閉鎖、ＪＲ富良野線遮断の４項目を柱に実施いたしました。

今年も昨年同様、十勝岳の火山性活動状況にあわせて、郡部地域の緊急危険区域には小規模泥流の発生で避難指示を、市街地の緊急危険区域には大規模泥流の発生報告を受けた想定での避難指示を発令し、火山活動をにらんだ段階的な避難指示を試みました。

また、昨年同様、避難指示後の訓練にも重点を置き、避難指示区域に避難していない者がいるかという想定で、１軒１軒を回る未避難者の確認活動を、自衛隊、警察、消防の協力を得て実施し、緊急危険区域内にある指定避難所から、より安全な避難所への避難者輸送を自衛隊の協力により実施いたしました。

また、避難所で急病者が発生したことを想定し、自衛隊、消防の連携で、ヘリコプター及び救急車による救助救出訓練も実施いたしました。

今回で２回目になりますが、北海道上川支庁の主催による十勝岳噴火災害対策現地合同本部会議が開催され、各関係機関による総合的な災害応急対策が検討されました。ここに、参加されました多くの町民の方々初め、各関係機関・団体の方々の御協力に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

また、災害対策本部内の関係機関との情報伝達の方法、要請事項などの課題については、災害対策本部会議訓練と関係機関との連絡調整会議訓練を分離して開催したことによって、より明確に諸対策を確認できたことは大きな成果であると思いますが、今後取り組まなければならない多くの課題も検証することができましたので、日ごろから関係機関と連携調整を図り、連携の強化に努めてまいりたいと思います。

次に、富良野地区広域市町村圏振興協議会における市町村合併の経過に関しましては、１０月１５日開催の委員会において、広域での市町村合併に関する研究を進めるべく、協議会内に総務企画担当課長による研究会を設置いたしました。

１２月２５日、研究会から研究結果の報告を受け、協議会として、市町村合併に関する共通の情報を町民に提供するため、パンフレットを作成し、全世帯に配付したところであります。

研究結果に基づき、委員会において市町村合併に

ついての今後の進め方などを協議してまいりましたが、１月２６日開催の委員会において、圏域５市町村の組み合わせによる合併協議を進めていくことは困難との判断に至り、合併協議会の設置は見送りとなったところであります。

市町村合併に関する町の取り組みについては、町広報紙を通じて情報提供を行うとともに、各機関との意見交換を逐次行ってまいりました。

１２月２０日には、町民講座として、北海学園大学の横山教授を招いて、市町村合併問題を通じた町の将来像についての講演をいただき、今後の町づくりを考える機会の提供を行ってまいりました。

また、協議会で作成したパンフレットを用いて、市町村合併をテーマに、１月２２日、２３日に各種団体との懇談会を、１月２７日から３０日までの４日間に各地域を対象に１０会場で懇談会を開催し、期間中１４１名の町民の出席をいただいて、市町村合併などに関する御意見を拝聴いたしました。

また、議員各位にも、御多忙の中をオブザーバーとして御臨席いただきましたことに対し、この場をかりましてお礼を申し上げます。

今後、町といたしまして、国などや他市町村の動きを注視する中、町政懇談会でいただきました貴重な御意見を踏まえまして、引き続き広域行政、市町村合併などの自治体のあり方について研究を進めてまいります。

また、市町村合併が、明確な理念もないまま、半ば強制的に進められていることに対し、２月２５日、東京都で行われました全国町村会、全国町村議会議長会によります町村自治確立総決起大会に出席してまいりました。

次に、陸上自衛隊と米国海兵隊との実働訓練についてでありますが、両国の部隊が、それぞれの指揮系統に従い共同して作戦を実施する場合における相互連携を目的として、２月２４日から３月３日までの８日間、上富良野演習場において積雪寒冷地における実働訓練が行われているところであります。

次に、要望関係でありますが、２月２４日から２５日にかけて、平成１５年度防衛施設周辺整備事業について、地域住民の生活の安定と継続事業の促進並びに新規事案の採択、当該事業にかかわる予算確保について、防衛施設庁、防衛陸上幕僚幹部に対しましても要望を行ってまいりました。

次に、年末に実施した商工会の年末大売り出し事業についてでありますが、１２月１０日から３０日までの間、売り上げ１億円を目標に、参加事業者１０４店が売り出しを行い、約８,１６０万円の売り上げであったとの報告がありました。

観光関係では、去る２月９日、町の四季彩イベント最後の第３９回上富良野雪まつりを日の出公園特設会場で開催したところ、好天にも恵まれまして約１，５００名の参加をいただきました。会場には、上富良野駐屯地第２戦車連隊製作による大雪像１基と商工会青年部の皆様による幼児用滑り台、イベントでは町民参加のおもしろ雪だるまコンテスト、親子ちびっ子ボブスレー大会のほか、今回初めて行ったスノーモービル・ラフティングは人気が高く、長蛇の列ができました。また、お楽しみ抽選券の入ったもちまきや豚サガリ絶叫大会など大いに盛り上がり、子供から大人まで多くの方々に楽しんでいただきました。

また、雪像づくり期間中御支援いただきました自衛隊、建設業協会、女性連絡協議会、自衛隊協力会女性部を初め、各関係機関の皆様に深くお礼を申し上げます。

次に、成人式でありますが、本年は１月１３日が成人の日でありましたが、本町では成人者が出席しやすいよう考慮しまして、前日の１２日の日曜日に社会教育総合センターにおいて、議会議員を初め来賓各位の御臨席をいただきまして成人式を挙行いたしました。新成人１１５名の出席のもと、厳粛なうちに式を終了し、成人者の旅立ちを祝ったところであります。

次に、平成１５、１６年度における競争入札参加資格審査についてでありますが、１月２０日から２月２０日までの１カ月間、申請の受け付けを行い、建設工事で６１６業者、設計などで３１１業者、物品その他で２６３業者から申請を受理したところであります。

特に、入札及び契約の適正な執行に向け、今回の受け付けから物品その他の分野においても資格要件を公告し、申請書提出の徹底を図ったところであります。

なお、町内業者の申請は、建設工事で土木、建築、管、電気の主要４業種で２０業者、塗装の１業者を加え２１業者、物品その他で２８業者となっております。

最後に、建設工事の発注状況でありますが、１２月定例町議会において報告した以降入札執行した建設工事は、２月２５日現在で８件、事業費総額３億４，９１０万４，０００円となっており、累計で８３件、１９億４，７７１万３，２５０円となっております。

また、年度中契約変更があった事業の変更額を加えた事業費総額は、１９億４，８９１万２５０円となっております。

なお、お手元に平成１４年度建設工事総括表を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと

存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（平田喜臣君）　日程第４　報告第１号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

○代表監査委員（高口勤君）　監査及び例月現金出納検査結果について御報告申し上げます。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

財務事務監査でありますが、地方自治法第１９９条第５項の規定により執行したものであります。

１ページをお開きください。

財務事務監査結果報告。

１、監査の対象及び範囲。

上富良野町衛生センターの財務事務を監査の対象として、平成１４年度の施設廃止に伴い、備品管理に関する事務の執行状況を監査したものであります。

２、監査の期間。

平成１５年１月２８日の１日間であります。

３、監査の方法。

上富良野町衛生センターの所管する備品の資料の提出を求め、全件について実査及び照合をし、必要に応じて関係職員から管理状況及び処分等の聴取も行ったものであります。

４、監査の結果。

実査及び照合した結果、適正に使用及び管理されているものと認められました。

なお、所管していた備品については、所管替等により有効に活用され、使用に耐えないものや不必要な備品については、売却・廃棄等の適切な処理をされたい旨、講評いたしたものであります。

次に、２ページをお開きください。

定期監査でありますが、地方自治法第１９９条第４項の規定により執行したものであります。

定期監査結果報告。

１、監査の対象及び範囲。

上富良野町教育委員会管理課、社会教育課、保健福祉課の財務事務を監査の対象として、平成１４年度の執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査したものであります。

２、監査の期間。

平成１５年１月２９日、３０日の２日間です。

３、監査の方法。

所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取も行ったものであります。

４、監査の結果。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は適正に執行されているものと認められました。

なお、軽易な改善事項については、監査の過程において注意するとともに、所管課長等に講評いたしたものであります。

次に、３ページから１１ページの例月現金出納検査について御報告申し上げます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により執行したものであります。

平成１４年度１１月分から１５年１月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認められました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、１２ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば、賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御質疑がなければ、これをもって報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（平田喜臣君）　日程第５　報告第２号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

産業建設常任委員長西村昭教君。

○産業建設常任委員長（西村昭教君）　所管事務調査報告の件を朗読をもって報告にかえさせていただきます。

付託事件名、先進市町村行政調査の件。

１、調査の経過。

産業建設常任委員会は、平成１５年１月２０日から１月２２日まで、先進市町村である美幌町及び音更町を訪問し、それぞれの取り組みの成果と実態について調査及び現地視察を行った。

２、調査の結果。

美幌町。

調査項目。

商業振興施策について。

町の概要。

北海道の東部、網走市から内陸に入った農業を基幹産業とした町で、甜菜、小麦などを主要農産物として生産している。絶景を誇る美幌峠を有し、国道４本、鉄道、空港が近くにあり、交通の便もよく、下水道も完備され、生活環境も整えられている。人口２万４，１８６人、世帯数９，４９６世帯となっている。

調査の概要。

商業振興施策について。

（１）商業振興施策全般について。

平成１４年度の商工振興に係る予算は総額４，６００万円で、研究研修活動、中小企業の共同化、物産展参加協力、商店街活性化、商店街街路灯、中小企業振興資金並びに利子補給等の商業振興対策がなされている。

主なものは次の６項目で、それぞれの活動に対して一定の助成がされている。

１、個人及び団体に対し、経営・技術の改善研修や先進地調査・研究活動。

２、中小企業者が協同組合を組織した場合。

３、地場特産品の販路拡大のための活動。

４、商店会等が行う消費拡大のための催事事業。

５、商店街の美観を助長する街路照明の電気料金の全額。

６、低金利の融資と利子補給及び保証料の給付。

（２）中心市街地活性化について。

町は、国道の結節点と駅を機軸として中心市街地があり、商店街が形成され、にぎわいを見ていた。核となっていた大型デパートの郊外移転とモータリゼーションの発達、消費者ニーズによる大型量販店が多数進出したため、中心地の購買力は流出し、商業者の減少や後継者不足により空き店舗、デパート跡の空き地などの増加で空洞化が進んでいる。

①、中心市街地活性化基本計画について。

この深刻化している現状を打破するため、平成５年度に町並みデザイン推進事業と、平成７年度に中心市街地総合再生計画を作成し、再開発事業の可能性を探り、平成１２年度から中心市街地活性化基本計画策定に取り組み、１５年度９月の策定完了をめどに作業を進めている。

事業の概要は、大通北１丁目地区で共同店舗と借り上げ公営住宅を合築する優良建築物等整備事業を実施して「街なか居住」を推進し、活気とにぎわい、憩いのある集積店舗づくりを目指している。

町では、美幌町大通北１丁目地区市街地開発基本計画を事業推進のため、１５年３月までに策定に向け取り組みをしている。

美幌郵便局は再開発事業区域に隣接した場所に移転を進めていて、建物の配置や外観等も協議して、地域の計画との整合性を図っていた。

商業者が当面行うべき事業は、にぎわいの駅を核とした具体的事業の調査・計画策定、空き店舗の活用、ポイントカード、循環バス運行の事業を商業活性化のため行うとされている。

②、美幌物産協会「ターミナル物産センター」、愛称、物産館ぽっぽ屋。

美幌駅に併設され、旧交通記念館を改修して平成１３年９月１日からターミナル物産センターとして、美幌町を中心とした物産の紹介と宣伝や新しい物産品と特産品開発の展示、販売、実習コーナーを設け、物産振興の拠点施設として、駅利用者の利便性の向上を図るため、観光情報提供、休憩コーナーも設置して、美幌町物産協会が運営し利用されている。

③、協同組合高齢者コンビニ「ば・じ・る」について。

町民の憩いの場としてにぎわいを見せてきたデパートが郊外へ移転したことで、町民の憩いの場を求める声をきっかけに活力がなくなってしまった中心市街地に、大通地区商店主たちがにぎわいを取り戻すために、中小企業振興公社などから助成を受けて調査研究した結果、元気な高齢者を対象にした地域密着型のコミュニケーション広場として、じいちゃんも、ばあちゃんも、るんるん楽しい、店名「ふれあいコンビニば・じ・る」を平成１３年８月に開店した。６人の組合員とサポーター２０人で行う協同組合方式で運営し、交流の場の提供、講習会の開催、健康相談、福祉事業、情報の集積や公開、伝統文化の継承の場、高齢者とのつながりや連携の場、軽食、買い物もできる店として多様な事業を展開している。

運営は、無理をしない、自分たちでできることをする、元気な老人の力をかりるなど、集まった仲間で情報交換をし、交流を深め、新しい事業に取り組み、付加価値を生む活動の展開をし、ひいては商店街や中心市街地の活性化を目指している。

まとめ。

商業振興は、各商業者が助成を受けて購買力拡大、研修活動、協同組織化、機械や設備の更新など積極的に利用がなされ、商店街の活性化に役立っていた。特に商店街活性化補助は、７商店会が活用し、販売促進と集客に成果が見られていた。

中心市街地活性化事業の実施に当たっては、商業者みずからがやる気を持って、積極的に共同店舗化

等の事業に取り組むことが必要である。

また、共同店舗と借り上げ公営住宅の合築による街なか居住を一体的に推進し、活気とにぎわいを取り戻すためには、生鮮食料品を扱う商業者の出店が重要となる。

「ばじる」の取り組みは、商店街の活性化を目指した商店主たちが自主的な調査研究の中から生まれた元気な高齢者を対象としたもので、自分たちにできる活動の中から発展し、地域に拡大していく地域密着型の事業であり、地域の特性、個性、人的資源、情報等が集まり、知恵と歴史の伝承の場として、さらに商店街がにぎわいを取り戻すための多様な展開を進めている。

音更町。

調査項目。

１、市街地再開発事業について。

町の概要。

十勝平野のほぼ中央に位置し、帯広市に隣接して、おおむね平たん地で、水利の便に恵まれて地味もよく、産業は道内屈指の穀倉地帯で、酪農も盛んに行われ、乳業を初め工業も行われ、十勝川温泉は平原の湯として広く知られている。人口３万９，５６４人、世帯数１万４，７５９世帯で、帯広市のベッドタウンとして人口が増加している。

調査の概要。

市街地再開発事業について。

市街地は、役場の位置する音更市街地区と木野市街地区の大きく二つに分かれて形成されている。音更市街地区は、大正１４年に旧国鉄士幌線が開通し、音更駅が開設され、中心として繁栄していたが、鉄道の廃線と、国道のバイパス供用と、木野地区に大型量販店や大きな病院が進出し、宅地開発が進み、町民の７割が住む典型的な郊外型ベッドタウンの町になったことで、音更地区の商店街は衰退することになってきた。

以前から商店街の再開発は、商業者の３０年来の願望であり、数回の計画があったが、実施には至らなかった。

町として商業者の決断を求め、最後の事業取り組みとして、平成元年度から商店街近代化事業実施に向け検討に入り、平成５年度に商業集積整備基本構想及び市街地総合再生基本計画を作成し、平成６年度、音更六新地区市街地再開発事業基本計画が策定され、第１種市街地再開発事業の個人施工として取り組むこととなった。

音更六新地区を重点整備地区として町の新しい顔づくりとして事業に着手し、中心市街地として複合施設と共同住宅の整備を進めた。事業は、道路を挟んだ２地区から成り、東地区は商業施設と公共施設をあわせ持つ３階建て複合施設の建設と、車社会に対応した駐車場が整備されていた。複合施設の１階は、近隣住民の買い物の利便と憩いの場を提供するものとして、生鮮食料品を扱うスーパーマーケット、書店、写真店、食堂、休憩所があり、２階、３階には商工会事務所及び図書館、集会施設、ことばの教室、母子通園センターなどの公共施設があり、住民生活に密接した施設整備がされていた。

西地区は、街なか居住による中心市街地活性化事業を目指して、高齢者、障害者にも配慮したバリアフリーの３階建て共同住宅が２棟２４戸建設されていた。

今回行われた市街地再開発事業は、民間施工者の組織を設立して行われ、町は公共施設のスペースと共同住宅２棟を施設完成後に買い取り、供用されている。

施設の利用については、その活用方法が課題となり、庁舎内の若手職員が研究協議して決定された。

まとめ。

近年の消費者動向は大きく変化し、交通網の整備、郊外への大型量販店の進出と集中化なども重なって、木野地区と六新地区は、高速道路を境として大きくその形態や町並みが異なり、六新地区は、商店の閉店、商店街のにぎわいも薄れ、衰退の一途にあった。商店街の衰退は広く見られ、当町と類似するところも多く見られた。

再開発事業の実施に当たっては、六新地区協同組合を設立し、商業者みずからが個人施工者として積極的に再開発に取り組み、共同店舗化等の事業を完了させ、行政も公共施設として活用し、にぎわいを持たせることで、新たなる商店街が地域の人に親しまれるものになっている。

また、再開発地区に建設された集合住宅を公営住宅として買い取り、街なか居住を推進し、活気とにぎわいを取り戻すため寄与している。

商業施設の整備については、居住者の利便性向上のため、生鮮食料品を扱う商業者の出店が重要となっている。

３、まとめ。

今回調査した両町ともに、再開発に取り組みをした経過は、郊外での大型量販店の進出と宅地造成による住宅の建設、商店の後継者不足と、空き店舗、空き地の増加による商店街と市街地の衰退が原因として挙げられる。町ににぎわいを取り戻し、購買力を高めるため、商業者と行政が連携して店舗の集積、住宅建設、公共施設の配置などによる居住環境の整備と人が集まり憩える場所の設置が進められていた。それらと同時に、各種イベント、研修会、学習会への参加助成など、にぎわいを取り戻すための

ソフト事業への支援も行われていた。

本町においても、大型量販店の進出、農協の合併とＪＡスーパーの移転、中心地商店の閉店で、商店街地域は空洞化し、にぎわいを失ってきている。この状況を打破するためには、恒常的に人が集まり、にぎわう施設の整備が必要となっているので、商業者の自発的な取り組みはもとより、その取り組みに対して行政も支援していくことが必要である。

以上で報告を終わります。

○議長（平田喜臣君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　どうも御苦労さまでした。

この中で、街なか居住というのがありました。これは、農家の方、遠いところに住んでおられて、子供さんが学校へ通っているのを見ていると、いや町に住んだ方がいいのでないかな、この辺におっても思っているわけなのですけれども、しかし、いろいろ問題があろうかと思います。それで、この街なか居住の進捗状況と、進んでいっているかどうか、いたのかどうかということが１点と、それから問題点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　これはどちらの町の方ですか。

○１１番（梨澤節三君）　街なか居住は、これは音更です。

○議長（平田喜臣君）　答弁、６番西村昭教君。

○産業建設常任委員長（西村昭教君）　多分音更町のことだと思うのですが、音更町の場合は、町が後で建物を買い取ったということで、全員居住しております。

美幌町の場合は、建てているのですが、個人で建てて、その建てた人が、１階は店で、２階から上は居住地区ということで、個人的に貸すということで、ただ、家賃を行政が２０年間保証するというのは美幌町の場合です。音更町の場合はそれはなくて、保証はしてませんですけれども、建物を買い取って１００％入れている。ただ、どういう方々が入ったかということは、それはちょっと調べてはこなかったのですけれども、多分町の中の人の方が多いのでないかなと。それと、そういう施設をつくったということで、そこに住んでいた人を全部移転させてますので、そういう方もまた近くに、土地をきちっと区画というのですか、整然と建ててもらって、その周りに住んでいるというのは音更町の場合です。美幌の町の場合は、そういうことではなくて、町のだれでも受け入れて住むようにしているのだろうと思うのですけれども。ただ、美幌町の場合１軒だけ、音更町の場合は２棟建ててますので、規模的には全くちょっと違いますけれども、そういうことでございます。（「問題点ありましたら」の声あり）

問題点というのは、これからだと思うのですけれども、ただ個人的に思ったのは、音更町の場合は、これからそういうことをどんどん進めていけるのかなと思うと、ちょっと可能性としては僕は難しいのかなと。行政がそういう居住者の建物を業者が建てたのを買い取ってやるということですけれども。可能性としては美幌町の方が、個人でやろうという人がたくさん出れば、どんどんどんどんそういうことが町の中に展開されていく可能性は僕は強いのかなというとらえ方はしてきました。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

◎日程第６　報告第３号

○議長（平田喜臣君）　日程第６　報告第３号議員派遣結果報告の件について報告を求めます。

産業建設常任委員長西村昭教君。

○産業建設常任委員長（西村昭教君）　先般行われました沿線市町村議会議長会主催の専門議員研修会について、朗読をもって御報告させていただきます。

１、研修の経過。

平成１５年２月１８日に、正副議長及び正副常任委員長により、占冠村で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の専門議員研修会に参加した。

２、研修の結果。

富良野沿線市町村議会議長会主催の専門議員研修会に参加した。研修会では、各沿線市町村議会より常任委員会における所管事務調査について、調査項目の取り上げ方、調査の方法、委員会のまとめ、調査報告、住民への周知、追跡調査などについて発表を行い、その後、調査報告書の活用などについて意見交換を行った。

各町村議会の状況を把握することができ、それぞれ手法等は違うものの、本町議会にも参考にすべき点もあり、今後の委員会活動の活性化に資することができたことを報告します。

以上で報告を終わります。

○議長（平田喜臣君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第７　議案第１０号

○議長（平田喜臣君）　日程第７　議案第１０号平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程されました議案第１０号平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の主なものにつきまして、まず先に御説明を申し上げます。

まず、１点目は、北海道が事業主体で取り進めてます草分及び富島並びに富原南の３地区の耕地整備事業につきまして、国の補正予算による増額要素を含めまして、北海道におきます繰越明許の手続に沿い、本町におきましても繰越明許費を設定いたします。

２点目は、３０年を超える歳月を経て完成しました国営畑地帯総合土地改良パイロット事業しろがね地区の上富良野地元負担金３５億９,０００万円余りにつきまして、いわゆるガイドライン分を除きまして間もなく設立されますしろがね土地改良区を通じまして一括償還することで金利負担の軽減が図られる見通しとなりましたことから、これらに関連して、しろがね土地改良区が償還原資として北海道信用農業協同組合連合会から借り入れる資金の後年度償還につきまして、町は、万が一損失が生じた場合の補償を行うために、債務負担行為を設定いたします。

また、これにあわせ、実質的に町として後年度にわたり負担すべき部分につきましても、債務負担行為を設定いたします。

３点目は、農地取得や畜舎整備などについて、農業者などが活用する農業経営基盤強化資金５億４,２１０万円の借り入れに伴い、基準金利の負担軽減策として、国、北海道及び上富良野町が利子の一部を助成するために債務負担行為を設定いたします。

４点目は、年度初めの４月１日から業務開始となります各施設の清掃及び管理業務などを初め、バス運行業務などにつきまして、３月中に受託業者の選定を行うことで、各管理業務などの委託業務を適正に進める必要から、それぞれ債務負担行為を設定いたします。

５点目は、昭和３７年に分収契約の締結している江花町有林につきまして、このたび対象となる区域の４１年生カラマツを伐採し、収益につきましては、当時の契約に基づき、地域へ分担するなどの予算措置を行います。

６点目は、既定の事務事業の執行実績などに応じ、減額することを主な内容としまして予算の調整を行うとともに、その結果、余剰となる一般財源について、５,０００万円につきましては、当初予算１億円支消しました財政調整基金へ積み戻しをいたします。

ただいま申し上げましたことを主な内容としまして、既決予算の補正を行ったところでございます。

以下、議案の予算条文は朗読し、ほかはできる限り簡潔に御説明を進めてまいりたいと思います。

議案第１０号平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）。

平成１４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６,９６９万４,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７９億５,２６２万６,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第３条、債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第４条、地方債の追加及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

１ページをごらん願いたいと思います。

ここから４ページにわたり、歳入歳出予算の補正の款項の額を掲載してございますが、款の名称及び補正額のみ御説明してまいりたいと思います。

最初に、歳入。

１款町税２４７万５,０００円、３款利子割交付金１２０万円の減、４款地方消費税交付金１,０００万円の減、５款国有提供施設等所在市町村助成交付金８３万７,０００円の減、６款自動車取得税交付金６８０万円の減、７款地方特例交付金１１６万５,０００円の減、８款地方交付税１７０万４,０００円、１０款分担金及び負担金３４４万６,０００円の減、１１款使用料及び手数料２９万円、１２款国庫支出金１,００７万８,０００円の減、２ページにわたります。１３款道支出金１７４万４,０００円の減、１４款財産収入７７７万６,０００円、１

５款寄附金１８万円、１６款繰入金１７４万円の減、１８款諸収入２，０３０万９，０００円の減、１９款町債２，４８０万円の減、歳入合計は、６，９６９万４，０００円の減となります。

次、３ページの歳出について申し上げます。

１款議会費１３４万円の減、２款総務費４,７５４万４，０００円、３款民生費９３２万１，０００円の減、４款衛生費２，６２４万８，０００円の減、６款農林業費１，９５１万４，０００円の減、７款商工費２９万６，０００円の減、８款土木費４，２５２万２，０００円の減、９款消防費３６４万４，０００円の減、４ページに移ります。１０款教育費１,１０３万９，０００円の減、１１款災害復旧費４３６万４，０００円の減、１２款公債費３７８万３，０００円の減、１５款予備費４８３万３，０００円、歳出合計は６，９６９万４，０００円の減となるところでございます。

次、５ページの繰越明許費の設定について申し上げます。

冒頭申し上げましたように、予定の３件の道営事業につきまして、一部国の補正予算に関連するものを含めまして、北海道における手続にあわせまして、新たに繰越手続を行うものとなってございます。

次に、債務負担行為の補正について申し上げます。

最初の追加案件、延べ９件につきましては、冒頭申しました理由によりまして、表に掲げてございますとおり、それぞれ期間、限度額を新たに設定を行うものでございます。

下段の変更につきましては、入札執行残を精査いたしているものでございます。

次に、６ページの地方債補正８件の変更につきまして申し上げます。

既定の事務事業などにつきまして、国の補正予算に関連したものも含めまして調整を行ってございます。

ほかにつきましては、事業実績により減額をする内容となってございます。

以上が、議決項目の内容でございます。

次、７ページに移ります。ここから以降につきましては、補正予算の説明書でございます。冒頭も申し上げましたように、本補正予算につきましては、既定の事務事業の執行の結果、関係する予算に不要となる部分を減額いたすことを主な内容としまして補正予算を調整してございます。

以後、特に新たな予算措置をお願いするものを中心に説明を進めてまいりたいと思います。

なお、７ページから１０ページにわたります事項別明細書の総括部分につきましては、省略をさせていただきます。

１１ページをお開き願いたいと思います。

それでは、歳入から申し上げます。

最初の１款町税につきましては、各税目の滞納繰越分につきまして、収入の増加見込みを計上いたしたものでございます。

次、１３ページの３款利子割交付金につきましては、減額見込みとなることから、その措置を行うものとなってございます。

次、１５ページ、４款地方消費税交付金につきましても、同様に、景気低迷等から減額措置をとっているものでございます。

次、１７ページ、５款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、本年度額の確定に伴い措置をしたものでございます。

次、１９ページ、６款自動車取得税交付金につきましては、同じく景気低迷等から減額見込みとなるため措置をとっているものでございます。

次、２１ページ、７款地方特例交付金、ここの部分につきましては、国の恒久的減税の影響に対しまして措置されるものでございまして、今年度の確定に伴い減額措置をとったものでございます。

次、２３ページに移ります。

８款地方交付税、ここにつきましては、本年度の普通交付税が２９億８，１７０万４，０００円と確定しましたことから、その予算との差額につきまして補正を行っているものでございます。

次、２５ページに移ります。

１０款分担金及び負担金でございますが、ここの款から以降につきましては、各種事務事業の執行に伴いまして、それぞれのルールに基づき予算などの算定上の結果、既決予算の増減を措置するものでございまして、以下、右側の欄の説明欄にそれぞれ記載してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

それでは、ページ飛びますが、３７ページをお開き願いたいと思います。このページの１４款財産収入の内訳の中で、立木売払収入としまして５３７万９，０００円を見込んでございます。このうち３２８万５，０００円につきましては、冒頭も申し上げましたが、江花町有林のうち、面積で２．９２ヘクタールとなりますが、昭和３７年、当時の地元の方々との文書契約に基づき、その立木を開伐しまして売払代金を見込んでいるところでございます。

次、３９ページをお開き願いたいと思います。１５款寄附金でございますが、一般寄附金としまして４件の方からそれぞれ１０万円をちょうだいしてございます。保健福祉施設整備資金にということで、

１件の方から５万円、これは民生費寄附金として計上してございますが、５万円をちょうだいしてございます。あと、文化会館の設立の準備資金ということで、１件の方から３万円をちょうだいしてございます。それぞれ、そのちょうだいした目的に沿いまして、歳出予算におきましても予算の調整をしてございます。

次、４１ページお開き願いたいと思います。１６款繰入金、この二つの基金につきましては、当初予定していました額の執行実績がそれぞれなくなりましたことから、その部分につきまして減額措置をとったところでございます。

それでは、またちょっと飛びますが、４７ページをお開き願いたいと思います。ここからは歳出の部分でございますが、同様に、特に新たな要素となる箇所に絞りまして御説明を申し上げたいと思います。

それでは、次の４９ページをお開き願いたいと思います。この２款総務費の中で３点申し上げますが、まず１点目、１項総務管理費の１目一般管理費の中で積立金、財政調整基金５,０００万円となってございますが、冒頭も申し上げましたように、それぞれ余剰となる財源のうち、５,０００万円を積み戻しする措置としてございます。

次、同じく５目の財産管理費の中の１９節でございますが、江花町有林分収契約負担ということで、１１１万円予算計上してございます。

それと少し飛びますが、中ほどに７目の町有林管理費の中で、１３節の委託料１７０万円、これにつきましても江花町有林の伐採経費をお願いしているところでございます。

この関連につきまして御説明申し上げますが、歳入でも申し上げましたように、分収契約に基づくそれぞれ伐採を行い、収益部分につきましての分担を行うものであります。歳入でも申し上げましたように、３２８万５,０００円が開伐によりまして立木の売払代金を見込んでございますが、その収入から開伐の委託料１７０万円の経費を控除した残り１５８万５,０００円のうち、地元の方々との分収契約に基づく歩合、地域の方が７割ということで契約してございますので、その相当分を１１１万円を町から支払うため、それぞれ予算措置を行ってございます。

次、５９ページお開き願いたいと思います。５９ページは、６款農林業費でございます。ここで１点申し上げますが、１項農業費の中の３目農業振興費でございます。この中での１９節でありますが、説明欄に書いてございますように３万２,０００円、これは農業経営基盤強化資金の利子補給として、債務負担行為でも申し上げましたように、初年度の利子補給分をここに新たに計上してございます。

以下、同じようなことで予算の説明書を構成してございます。

少し飛びますが、８１ページお開き願いたいと思います。８１ページから以降につきましては、今回の補正予算案に伴いまして、関係する調書にかかわる部分につきましての内容を掲載してございます。８１ページには給与費明細書をつけてございます。

８２ページには、今回の債務負担行為に伴いまして、それに関係する部分としまして、所定の書式に基づきまして調書をつけてございます。

次、８３ページには、同じく地方債の関係する部分につきまして、書式に基づきましてそれぞれ調書をつけてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

８４ページ以降につきましては、今回の補正の中での事務事業にわたりまして、それぞれ款ごとに事業ごとにその内容、それから補正額、財源内訳等をつけてございます。審議の参考としていただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、議案第１０号の説明といたします。原案お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１５番村上和子さん。

○１５番（村上和子君）　２款総務費のところのページ数で言いますと４９ページから５０ページにわたりまして、２項の賦課徴収費、ここのところで、負担金補助及び交付金のところがマイナス９４万円となっておりますけれども、この補助は、将来的にはなくすということで、何年度は何％という計画で決めてあったと思うのですけれども、その計画どおり予算を組みましたならば、このような９４万円マイナスにはならないのでないかと思うのですけれども、ちょっと不透明なような感じがするのですが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

それと、次は１０款教育費のページ数で言いますと７０ページ、教職員の健康診断でございますけれども、１９万９,０００円マイナスになっておりますが、学校の先生は健康でいてほしいと思うのですけれども、何人の方が健康診断の受診されなかったのか、お伺いいたします。受診率は何％なのでしょうか、また、その受診されないというのは、どういう理由によるものなのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　税務課長、答弁。

○税務課長（越智章夫君）　１５番村上議員の質問にお答えいたします。

納税組合の補助金の件でございますけれども、平成１２年度から平成１５年度まで、それぞれ計画的に０.３％ずつの減額している最中でございます。平成１４年度におきましては、１００％完納で１，０００分の１６、それから９０％以上で１，０００分の６の今経過期間中でございます。当初、予算を編成いたしましたとき、すべての組合で１００％完納になるものとして予算を組んでおりましたが、今回平成１４年度のそれぞれの税の納期終わりまして、精算いたしましたときに、すべて１００％ということではなくて、１００％以下の納税組合もございまして、今回の減額することになったところでございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　管理課長、答弁。

○管理課長（上村延君）　１５番村上議員の質問にお答えします。

教職員の健康診断ですが、何人かということですが、当初８０人を見込んでおりました。それが実際には６６人受診しております。それで減額した理由としましては、見込みより受診人数の減ということでございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　減の理由は。

○管理課長（上村延君）　人間ドックの方で別に予算組んでありまして、そちらの方で受診されたということです。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。他にございませんか。

３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　最初に３５ページ、１３款道支出金、１目の委託金、知事道議会議員選挙マイナス１７０万円、３月２７日に告示されると思いますけれども、この１００万円からの減額しなければならなかった理由についてお尋ねしたいと思います。

続きまして、５ページの債務負担行為について、私は本定例会に一般通告してありますが、補正予算の関係にあって、きょうお尋ねして確認をしておきたいという考え方から質問したいと思います。

国営土地改良事業につきまして、４３億円の債務負担行為の補正をすることについて、要するに、受益者の負担軽減を図るという町長の行政裁量からしてこの考え方が出てきていると思うのですけれども、新年から上富良野町が一括借り入れするための借入金を起こすと。ついては、以後の受益者負担については年次償還でもって償還してもらうという考え方だと思うわけですけれども、では、後年において受益者農家が、該当農家が負担できなかった場合は、当然一括償還している関係にあるわけですから、それは町の損失ということになると思うわけですけれども、その一つをお尋ねしておきたいと思います。

それから、この負担金対策事業１８億８，６００万円、これについての趣旨がわからないので御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　３番福塚議員の１点目の御質問にお答えします。

４月１３日予定の北海道知事及び北海道議会議員の選挙にかかわる道からの交付金の関係でありますが、当初の予算におきましては、過去の交付係数を加味しまして、概算で計上していたわけでありますが、今般北海道の方から通知をいただきまして、それぞれの選挙にかかわる費用の積算ルールがございますが、その区分に応じまして、初年度である１４年度に対します交付金の率を示されたところであります。

そのトータルで申し上げますが、総体費用の中で、初年度につきましては２７.５％を概算交付するという通知をいただきましたことから、今般、当初予算を精査したところ、このような減額要素となるところであります。

なお、残りにつきましては、１５年度に精算交付するということで通知をいただいているところであります。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（小澤誠一君）　福塚議員の２点の御質問にお答えいたします。

しろがね関係の、受益者において後年にわたって負担できない場合はどうかということでありますけれども、これについては原則償還をしていただくことでありますけれども、今御質問のように、そういうことも想定されるわけであります。したがいまして、法に基づく精算の仕方というのが一つございますけれども、土地その他資産をもって処分することになりますけれども、現在はあくまでも想定の域でありますけれども、後年においては法に基づいて精算をしていただくのが一つであります。

それから、もう一つ、１８億円の関係でありますけれども、これは受益者の軽減も含めてここに盛り込んでございますけれども、町が後年将来にわたって精算をする分、いわゆる当初負担金の徴収ルートが変更になったというのが一つ一番大きな面であり

ます。内容的には、町が受益者の分も含めて支払いをするというものから、改良区のルートに変わったということで、改良区からこれらを支払うと。町が今まで分でありますので、これを将来的にわたって義務的経費として支出をするということでございます。

○議長（平田喜臣君）　３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　選挙の関係も、課長に大変恐縮だけれども、どうしてこうなるのですかと。１５年度でフォローしますという課長の答弁ですけれども、私が聞いているのは、なぜこういう考え方に立つのですかと、どうして減額しなければならなかったのか、その点聞いているのですよ。

それと、国営しろがねですけども、一般質問で聞きますけれども、２４億円の関係について、支払い能力がなくなった農家については、法的に基づく措置をとると。極めて簡潔に答弁してくれたわけですけれども、では、法的根拠ということに対してですよ、満たされるものであればいいけれども、満たされないものに対しての行政、公正、公平という判断からいって、どういう考えに立つかという説明、配慮がないわけですよね。自分一般質問してますから、お答えいただけるのであれば、この機会にお答えいただきたいと思いますけれども。

それから、１８億円の関係につきましても、土地改良区関係が鮮明にわからないわけですけれども、いわゆる自分聞いているのは、１８億円のお金の性格、内容を聞いているわけですよ。それは義務的経費だとか土地改良区が云々と言われても、まことにわかりづらいのですよ。

以上、再質問させてもらいましたけれども、お答えいただけるのであればお答えください。一般質問に、あとのことはかえていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　再質問の１点目について、私の方からお答えします。

繰り返すことになると思いますが、御案内のとおり、この選挙につきましては、いわゆる委託選挙ということでございまして、それらに関連しまして、今回の場合には、北海道からその費用の相当分につまして交付金を受けるという性格であります。冒頭申し上げましたように、北海道からこの１４年度につきましては、先ほど申し上げましたように、総体的な中でのウエートとしまして２７.５％程度の交付金を交付しますという通知を受けたところでありますし、そのことによりまして、繰り返しますが、既決予算との精査をしたところであります。結果、減額をしなければ歳入欠陥というような状況を迎えることから、減額措置をとっているところでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　福塚議員の２点の御質問にお答えします。

満たされない場合どうなのですかということでありますけれども、債務負担行為をすること自体が、私としてはこれは２者間の契約ということになります。私が申し上げたいのは、信連に対して、町と信連との契約でありまして、損失が生じた場合には、当然にして責任があるということで申し上げたいと思います。

それから、１８億円の中身でありますけれども、これはダムの、しろがね事業で行いました事業のダムを初め農地造成、区画整理、あるいは支線・幹線道路、あるいは排水路の関係、これらの部分が、町においては３０億数千万円、３０億６,３００万円ぐらいになりますけれども、そのうちガイドラインの分、ガイドラインにつきましては平成３年でありますけれども、国において、農村・農業基盤整備に対して、町村、地方公共団体が負担する適正な水準といいますか、これらを定めてございますので、それらを除く金額、いわゆる１３億８,２００万円ぐらいを除く額１８億８,６００万円でありますけれども、これらを中身として債務負担行為をするものでございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　選挙関係でお尋ねしますけれども、知事、道議の選挙は、委託費で選挙が本町においては執行されるということは十分承知しております。したがって、自分がお尋ねしたいのは、要するに委託金の内容、委託の方法、そこが変わることに対して１２０万円の金が減額することになったのか、パーセンテージ言ってましたけれども、それは北海道がお金なくて減らすことになったのか、その考え方からして質問しているのであって、もう再度答弁を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　福塚議員の再々質問にお答えします。

理由については述べたとおりでありますが、北海道の事情については、今の段階では私どもでは詳細に承知できてございません。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　債務負担行為の件で、しろがねの件についてお伺いまずしたいと思います。

これは償還するとなりますと、今の農業情勢ですから、かなり受益者にとっては、かなりな重い負担ということは、皆さんも十分御存じのとおりかというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、確かに、機械的には、きちっとした法的に対処するという部分では、返還を求めるということは、行政として当然求めるべきものであると思いますが、一方では、やはり特殊な農産物価格の低迷等によって、手痛い、やはり個々にしたら打撃を受けているという状況もあります。そういうことも加味した中での十分な実態に則したやはり償還のあり方というものも当然検討されるべき内容も、両方考えた受益負担がどうなるのかということを配慮されるべき点もあるのではないかというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、これだけの債務負担行為というのは、当然それに伴う収入が見込まなければならないということでありますから、今のやりとりの中で、その点はいろいろ不安はあるとしても、確保前提という形の中で進めるということでありますが、そこでさらにお伺いしたいのは、他に事業に及ぼす影響というのも、当然これだけの償還が入ってきますから出てくるかと思います。今、そこで、最高この償還が始まるときにおいて、町の保健センターも将来建てるということの話も出てきますので、ピーク時の支払いはどのようになるのか、それと、公債費の負担比率等のどのようになるのか、この点をお伺いしたい。

さらにお伺いしたいのは、縁故債という形の中で借り入れしております。１５年の償還という形になっております。普通でしたら、国でしたら、２０年か２５年という形の、若干支払いにおいても、利率においても低い金利、あるいは支払いが若干延びるという状況があるかと思いますが、今回はこういう経緯に至らなかった背景というものについてはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それと年間改良区等、あるいは用水等にかかわる維持管理費の部分等の財源負担というのも毎年町の持ち出しというのもあると思いますが、その負担割合についてはどのようになるのか、お伺いいたします。

次にお伺いいたしたいのは、今回の入札執行に当たりまして、総括表が出されております。これは総務関係の方かというふうに思いますが、町においては、工事の予定価格の事前公表という形の中で、その効果を確かめてみるという形の中で、全部は事前公表の対象にはなっていないかというふうに思いますが、試行的に行うということでやってきました。それのいわゆる効果というのがあると思いますが、大分節減できた部分等々があると思います。

もう一つは、いわゆる規則において、もうちょっと勉強すべき点というところでお伺いしたいのは、入札に当たって要件だとか、公募型にするのかだとか、いろいろな内規において、さらにいわゆる入札の執行率を低下できるような、他の自治体の話聞きましたら、いろいろ縛りをつけて、これは地元業者を一定配慮しなければなりませんので、そういうことも含めた今後課題も、ここに来て出てきているのではないかと思いますが、その点と、将来、事前公表を引き続き行うべきだと思いますが、この点について確認しておきたいというふうに考えております。

それと歳入の点についてお伺いしたいわけですが、２３ページでしょうか、地方交付税の問題でお伺いしたい点があります。

近年、地方交付税が減ってきているという話が一般に流れております。しかし、おかしな現象として、国の方では、この地方交付税の減額分については、臨時財政対策債という形の中でカバーしますよという形の中で、そのいわゆる減額分については補完しますという形で来ているかと思います。

そういうことを見ますと、過大に地方交付税が減ってきているという理由には、行き着かないのではないかなというふうに思います。これは地方交付税の上限の変化というのは、その自治体の償還金の残高が減った、あるいは事業残高が減った、経費が減った、これによって、いわゆる上限するわけですから、それに対する補完分として、いわゆる交付税が算入されるという形に基本的にはなっているのだろうというふうに私は押さえております。そういうことを見た場合に、過大に交付税が減ったという根拠には行き着かないと思いますが、町の財政部としては、過去３年、この臨時財政の対策債が始まった中で、交付税の推移と、当然事業が減った分もありますから、見てましたら、予算も減ってますから、そういうことを考えた場合に、一概に過大に減ったという理屈にはならないと思いますが、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

さらにお伺いしたいのは、今回予算全般にわたって６,００　０万円ぐらいの余剰財源が出たということで、５,０　００万円は積み戻ししますよということの話でありますが、これは中長期の町の財政計画見ましたら、十五、六年からなかなか積み戻しもできないという形の、これは変動するという話でありましたから、難しいという状況があったわけなので

すが、そこで、例えば住民にとってこれだけの余剰財源が出たのだけれども、大分いろいろな予算の必要な部分が削られているという部分があるわけです。そういう部分が削られて、いわゆる余剰財源出たということでは、これはどうも行政のやりくりとしては逆さまではないかと。確かに事業の精査だとかいろいろありますが、私の言いたいのは、いろいろと農業にしても商工業にしても、やはり経営が落ち込むという状況の中で、やはりもっと町づくりにおいても、商工支援にしても、雇用対策においても、もっとやるべき事業がまだあったのではなかったのかと、この１年間総括した場合。そういうことにおいて照らした場合に、この余剰財源というのがこういう必要な部分にきっちり振り向けられなくて、ただ財政が苦しいからというだけで、必要な部分まで削減した結果、この余剰財源というのが出てきたというふうな部分もあると思いますが、財政評価、あるいは行政評価する上では、そういう立場から、この町づくりの観点をもう一度見直す必要があると思いますが、この点町長はどういう評価なさっているのか。大切な部分ですから、この点について、町長の見解等についてお伺いしたいというふうに思っているところであります。

次に、５７ページの予防費のところで、いわゆる１９節の訪問介護の利用者の交通費補助という形になっておりますが、実際この方々のいわゆる対象者数というのは、実態としてどのような状況にあるのか、お伺いしたいというふうに思っております。

それと、教育関係の、いわゆる心の相談員で言えば、道の補助ですから前段にあるのですが、これにあわせてお伺いしたいのは、いわゆる不登校問題、いわゆる小中学生、高学年になればなるほど不登校の状況がふえるということが今大きな問題になってきています。当町においても、これにかかわる話も出ておりますが、実態等についてはどのようになっているのか、それに対する指導あるいは対策というのはどう進められているのか、この点についてお伺いたいします。

○議長（平田喜臣君）　ただいま１２番米沢議員の質問が大変多岐にわたっております。この際、暫時休憩いたしまして、答弁確認をさせていただき、休憩後に答弁をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時３６分　休憩
午前１０時５０分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま１２番米沢義英君の質問に対し、その答弁を求めます。

まず、助役答弁。

○助役（植田耕一君）　米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

最初の、国営事業のいわゆる農業者の軽減対策等の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この国営事業につきましては、先ほど課長の方から申し上げましたとおり、いわゆる３０年間という長い月日の中にこの事業がとり行われまして、平成１４年度をもちまして、国のいわゆる事情の中で中止勧告という経過をたどりながら、この事業の完了を迎えるという経過に至りました。この間、当然、日本経済の流れの状況というのは、高度成長、安定成長、そしてバブル経済、そして今のデフレという極めて厳しい過程の中に今日を迎えておりまして、当初の考えの中におきましては、ある程度はその高度期の中で、農家への希望を持ちながらこの事業に取り組んできた経緯にございます。しかしながら、今日の状況を見るにおきましては、その事業をやった期待に反しまして、農家の負担、そして町がこの中でやりました公共施設事業等におきまして、その負担が重くのしかかってきている現状にあります。当然、これから農業者がこれらの負担を抱え、今後償還をしていくということになりますと、相当厳しい状況を迎える、あるいは農家をやめていかなければならない、そういうような背景がございます。こういう中におきまして、今回、一定の国から決められております中におきましては、到底農家はやっていけないという中で、町といたしましては、その負担軽減策としては、道営並みの負担軽減に持っていくことで、農家の皆さんのこれからの経営を支えていくというようなことで、町としてもその辺の基準を持ちまして軽減対策を講じたところでございます。

この軽減の中におきましては、当然、今後の中におきまして農地の流動化だとか、そういう面に大きく影響してくるというところを町としても考えてきていたところでございます。そういう面につきましては、農業者の皆さんのお話も伺いながら、その対応を図ってきたところでございます。

最後の、損失の補償の面におきまして、最後、町が面倒を見ていかなければいけないというところはございますが、先ほど課長の方から申し上げましたとおり、そこには一定の法的な形の中で最後の締めをしなければいけないというところは町としては押さえているところでございまして、この辺はあくまでも通常の経済行為の中の範囲というふうに受けと

めているところでございます。そういう面におきましては、新しい償還ルートが変わりまして、新しい土地改良区ができたことによって、その辺の責任の重さというものが、新しい土地改良区の中にもできてくるのだというふうに思っておりますが、最後、その辺のところを最終的には町が支えるという形で、この制度の仕組みがなっているということで御理解を賜っておきたいと思います。

それから、議員の方からも御指摘ありましたとおり、この負担の重さというのは相当なものでございます。

また、議員から発言ありました保健福祉総合センター等の関係において、大きな影響を受けるというような懸念もございますが、全体として今こういう経済状況の中で、地方自治体の置かれている状況につきましても相当厳しい状況を迎えておりますので、この事業そのものが大きく影響するということでなくて、財政の歳出構造そのものが全体的に厳しい状況を迎えている中に、この国営問題、そして保健福祉事業というものが位置づけされているというところでございますが、町としては今後の将来を考えた中で、これらについては重点的な事業として取り組まなければいけないし、国営事業につきましは、義務負担として今後考えていかなければいけないということで、今後の財政見通しにおいては、相当厳しい状況になりますけれども、この辺のところを財政の運営につきまして十分注視しながら努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、入札制度の国営の維持管理の負担につきましては、担当課長の方から申し上げます。

それから、入札制度の関係でございますが、試行という形で現在行われておりまして、一定の効果は出ているというようなことから、引き続き事前公表等の措置を新年度においても見きわめていきたいというふうに考えております。

それから、歳入関係の地方交付税の関係でございますけれども、米沢議員が今申し上げた中におきましては、臨時財政対策債で補完されているのではないかというお話でございますけれども、実際は、それを差し引きますと、９,０００万円から１億円の減額になっている状態にございます。

この臨時財政対策債というのは、いわゆる都市部と農村部の関係で、国全体で考えたときに、どうしても都市部の状況というのは、今の経済状況の中におきまして、税収が上がらないという実態がございます。そうしますと、都市に向ける状況のお金が不足するような状態になってございます。そこを、この臨時財政対策債で交付税の需用費を埋めていくという流れになってございます。そういう状況の中で、どうしてもそれを、対策債を発行しますと、後ほど交付税に償還が入ってまいります。当然償還が入ってくることで義務化しますから、通常自由に使える交付税が固定化してしまうという流れになってございます。そういうことで、当然地方におきましても、その需用費である程度は見てもらっておりますけれども、そういう背景のもとにおきましては、厳しい状況を迎えるのだというふうに思っております。

今後、その需用費が減るところに埋めてございましたから、これが１５年で終わりになります。そうしますと、１６年度以降、その需用費の埋めをどういうふうな形でやるかというようなことになってきますと、どうしても都市の方に回っていく率が高くなって、地方へ回る率が少なくなってくるというようなことで、大きく懸念する状況があるというふうに思っております。その辺のところを財政運営上は十分留意をしていかなければならない面というふうに考えてございます。

それから、余剰財源の関係でお話しございましたけれども、私ども、この中で予算編成に当たりましては、１４年度からこの予算編成方針を改めたところでございます。米沢議員が言われるとおり、住民へのそういう行政施策を目いっぱいやっていくというようなことも一要因としてあります。そういう中で、やはり財政調整基金というのを当初に使いまして、その辺のところで目いっぱいの事業展開ということを考えながらやってございます。当然年度間の中におきましては、財政調整基金を使う額に見合う、いわゆる留保財源というものを当初から頭に入れまして、それが戻ってくるような姿で組まれております。

今回の補正予算におきましても、５,０００万円積みましたけれども、なお１億円を支消してございまして、あと５,０００万円がなお不足している状況にございます。そういう中におきましては、米沢議員がおっしゃるような形で、私どもとしては目いっぱい住民サービスに振り向ける中で事業展開を考えているところでございますので、議員がおっしゃる中での、余してそういう使ってないということではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

以下につきましては、担当の方よりお答え申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　米沢議員の御質問にお答えをします。

国営事業で造成された施設の維持管理というようなことでございますけれども、二つございます。一

つはダム、それから導水路、頭首工、これらの関係でありますけれども、基幹水利事業でありますけれども、これらについては、事業、国の助成も受けられる部分もありますけれども、それ以外の分につきまして、３町、美瑛町、中富良野町、本町と３町で、負担率に基づきまして負担するもの、これがおおよそ３８０万円ぐらいの負担と。

それから、もう１点は受益者が末端において畑地かんがいするわけでありますので、これらに対する給水栓を立ち上げます。そんな中から、これらについて１栓幾らということで、１栓当たり２万５，０００円を受益者に直接するわけでなく、改良区に対して助成をしたいというふうに考えてございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　それでは、私の方から何点か申し上げます。

まず、公債費の比率等の見込みの御質問があったかと思いますが、これについては冒頭も助役が申し上げましたように、交付税を中心に一般財源の減少傾向で推移していることから、現状より悪化する見込みで将来予測してございます。

なお、詳しい推計値等につきましては、議員のお手元に予算特別委員会の事前資料として配付してございますので、そちらの方を御参照願いたいと思います。

それと、この国営事業に関連しまして、この１５年からそれぞれ償還が始まるわけでございますが、私ども今試算しているところによりますと、ただいまいろいろ御議論されてございます債務負担行為の部分を含めますと、ピーク時におきましては、１７年ごろとなりますが、２億５，０００万円程度になるところでございます。

これらのピークにつきましては、全体の公債費の負担の推移見ましても、やはり３年程度後に元金等が償還を迎えるということで、全体的にもそのような状況でピークを繰り返していくというような状況にあります。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　米沢議員の縁故債の関係でちょっと私の方からお答え申し上げたいと思いますが、いわゆる償還の期間の問題なのですが、実はこの中でガイドライン分というのございまして、この辺の関係につきましては、国におきましては１０年の償還期限というふうになってございます。１０年ということになりますと、町としても大変厳しい状況でございます。年度で返していく額が相当額になりますから、その辺はやはり今の財政状況からいたしまして、その期間を延ばしていくということが今後の財政の中で必要だというふうに判断いたしまして、信連等の中におきまして、これを１５年まで延ばしていただくような形で対応してきているところでございます。

あわせまして、農家の負担の償還につきましても、この１５年を基本に償還していただくようなことで対応を図ってございます。

また、据え置き期間等がございますけれども、それもないような形で、年度間の負担ができるだけ少ない方法というようなことで、その辺の配慮もしてきたところでございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　米沢議員の訪問看護交通費助成に関する御質問でございますが、この対象者の関係につきましては、神経難病などの特定疾患で在宅療養を受けて、訪問看護のサービスを利用されている方が対象となってございまして、これらの利用している方に対しての交通費助成でございますが、１３人おられます。今回の補正は、その利用回数の伸びによるところでございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、管理課長答弁。

○管理課長（上村延君）　米沢議員の質問にお答えします。

不登校の当町においての実態、また指導、対策はということですが、校内暴力、また、いじめ等が不登校の問題になっております。現在、１１名不登校生がおりまして、その対策としまして、専門教員の配置については、上川教育部、道にも配置の要請をしているところであります。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　しろがね灌排の問題については、当然町が最終的な責任という形になります。そこで一番やはり懸念されるのは、やはり農家個々が営農意欲があっても、この重圧につぶされると、そういうような今状況になっていますので、そういった部分を十分配慮した中で、償還に当たってもきちっとした対策をとらなければ、ただ機械的に、法的にこうだという形、それは前提ですが、農家の方もそれは十分知った上で、こういう対処されて、また一丸となってこれに向けて一生懸命頑張ろうということの話ですから、そういうことも含めて、償還に当たってのそういう配慮を十分前提とした償還に対する配慮をしていただきたいというふうに思いますが、もう一度この点について確認したいというふうに思っているところです。

それと財政的には確かに大変な状況になるかとい

うふうに思います。財源的にも当然まだ５，０００万円ぐらいの不足が出るという形になってきています。そこで、私は毎回言っているのですが、やはりこういう大変な時期に保健センターを建設すると。確かに前から計画あって、財源的にも優位な財源が確保されるという前提の話でありますが、少なくともやはりしろがねの償還が終わるまで、こういったものについては、やっぱりきちっとした凍結あるいはすると。今は、この全力重ねてこのしろがねに向けるというような、やはり財源を確保するという点でも、町の皆さんがおっしゃっている健全財政を維持するという点でも、こういう対策というのが必要だというふうに思うのですが、この点について、厳しい折でどうしても進めるというような話で、まさに逆行しているのではないかと、財政対策確保という点でも、この点についてもう一度確認しておきたいというふうに思います。

さらに交付税の問題では、国が二重三重に、やっぱり自治体に対する交付税の確保という点で、いわゆる地方の財政法にも明記されているように、きちっと確保せよという前提が書かれているのだけれども、これをやっぱりないがしろにしているというところが、結局地方財政にもしわ寄せを押しつけてきていると。

この臨時対策債という形で財源措置がされている部分は、確かにこれは事実です。しかし、なおかつ段階的に係数の見直すという形の中で、やっぱり切り下げられてきて、それが不足という状況になってきている部分というのはあると思いますが、やはりこういった点の矛盾点を行政としてもやっぱり国にきっちり言うべきものは言わないと、これは自治体すべての、自治体でなくて国民自身、この上富良野町民がやっぱり大変なところに追い込まれているという状況ですから、この部分をそういう矛盾点があると思いますが、町長どのようにお考えなのか、それに対して、今後どういうふうに国、道に対して要望なさろうとしているのか、この点もう一度確認したいというふうに思います。

あともう一つ、不登校の問題では、確かに教職員の配置ということで進められるということですが、それにふさわしく、行政として、教育委員会として、もちろんこの前提となるこの学校の生徒指導の問題、大まかに言えば、やはり勉強をわかりやすくするだとか、そういった立体的にきめ細やかな指導があって初めてこの配置の問題が生きたり、やはり生きなかったりするということがありますので、こういった勘どころをしっかり持った指導という点で、やはりこういうことを一つの目安として、やはりこういう不登校も徐々に少なくしていきたいという指針があるのだろうと思います。

今地方では、こういう不登校に対するいわゆる独自のサークルだとか、あるいはそういった雰囲気の中で勉強してもらったり、社会に対して体験してもらったり、遊びを通してやはりこういうものを改善するという運動も広がっています。そういうものも含めた対策というのが考えておられるかと思いますが、この点についても伺っておきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

米沢議員の御発言にありましたように、地方財政は交付税の減額、あるいは、景気低迷に伴います町税の減収等々で、歳入の減少が著しい中にありまして、我が町も同じように財政運営は非常に厳しいという状況にあるわけでありますが、その中にありまして、１５年から、先ほど来御質疑ございます国営しろがねの事業完了に伴います償還が始まるというようなことで、この多額のしろがねの償還を含めた中で、我が町の財政も非常に緊迫しているわけでありますが、そういう中にありまして、保健福祉総合センターの建設というのは見送るべきでないかというような御意見でございます。財政運営は非常に厳しいわけでありますが、議員の御質問の中にもありましたように、現在、国は、補助金、助成金の削減あるいは廃止という中にありまして、我が町の保健福祉総合センターの建設におきましては、国の最終的な対応であります地総債の採択を受けたというようなことで、今回これを見送ると、今後補助金、助成金等々の対応がなくて、全額一般財源で対応しなければならないというような厳しい状況に相なるわけでありまして、こういう財政的に厳しい中でありますが、しろがね償還を含めた中で、町の財政運営を十分見きわめて対処しながら、先の見通しを立てて保健福祉総合センターの建設に向かって対処していきたいというふうに思っております。

また、交付税関係、地方財源につきましては、私ども町村会を通じて国の方に十分働きかけているところでありますが、今、国は、小泉内閣におきます骨太第２弾におきまして、地方財政の位置づけを検討するというようなことから、三位一体の地方財政の見直しを図ると、検討をするというようなことで、行財政諮問会議の中で、今検討を加えられているところでありますが、これが３月中には中間答申がなされるだろうというような方向でありましたが、過般の東京における全国町村長大会、また議会議長大会におきましては、総決起大会におきます小泉総理の文書を官房長官が代読したわけでありますけれども、その中で、６月以降というところで方向

が示されるということでありますが、そういうような状況の中で、地方財政の方向づけを位置づけしていただいた中で、我が町としての今後の財政運営をも十分見きわめて対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１２番米沢議員の不登校の問題の御質問いただきましたけれども、うちの課長からも申し上げましたように、今学校現場においては、不登校の問題、また特殊教育の問題、いろいろな問題抱えております。その中でも、特に今、校内暴力だとかいじめの問題については、非常に沈静化して落ちついておりますけれども、今時代背景的に大きな問題になっているのは、御指摘のとおり不登校の問題であります。この件については、ただ教職員を配置すれば、その不登校が直るということではありませんので、議員がおっしゃっているように、地域の子供は地域で育てるということの理念で、学校現場では専門職員の配置をいただき、また、私たちが子供たちにその不登校の対策に対するいろいろな、町としても、教育委員会としてもという部分がありますので、それらについては、意を持って条件整備をするように今努力しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。他にございませんか。

８番仲島康行君。

○８番（仲島康行君）　繰り返しみたいな形になるのだろうとは思うのですが、議員協議会でちょっとお話を聞いて、御返答いただいた部分もあるのだけれども、このしろがね灌排というのは、要するに３０年ぐらいかかって４５億円ぐらいの金が、現在は９００億円という膨大な金額になっていることはわかってはいるのですが、当時改良区を立ち上げるときに、二十五、六％の負担だろうと思うのですよ。それが情勢がいろいろ変わりまして、だんだんだんだん下がってきて、道営と同じような形にすれということで、今１０％というように下がったのだろうと思うのですが、それと土地改良区立ち上げということで、一括償還にしてとにかく軽減をしようという努力をしたということはわかるのですが、どうも中の話を聞くと、１０％ならだめだと、５％に負けれやという受益者からの話もあるということをちらちらと聞くのですが、やはり当時から見たら、確かにそれは日にちは、年月はたってはいるのですが、限度というのが私はあるのだと思うのですよね。町と話し合いで７．５という形になったということなのですが。ただそれだけ安くなったのだから、町で利息がそれだけもうかったわけだから、それだけ負担すれやと、こういう話もちらちら聞くのですが、そういう理屈には私はならないと思うのですね。だからそこら辺をきっちりと町としても考えていかなければならない部分があるのだろうと思うのですよ。その状態は私わかるのですわ。

だから、今現在野菜をつくって、干ばつになったときに、その水を使わせてもらうよと、それを使って、とにかくいい農産物ができましたということで、販売するときには果たしてそれだけの利益があるのかというと、これだけやっぱり安い農産物が外国から入ってくるわけですから、まるっきり合わないということが出てくると思うのですね。だから、その辺をどう町としても考えるのかという問題があると思うのですね。

それと、中富良野さんあたりの話を聞くと、もう償還は決まっているわけですから、平成１５年から払うのだぞと。だから基金の積み立てというのをしているのです、実は。うちらの場合は、言われて初めて急いでちょこちょことやったと。出発点がまず悪いと、町の考え方の。だから、福祉総合センター建てるにしても、積立金ないじゃないかと言ったら、急いでしこしことやって、今２億円か３億円あるかわかりませんけれども、そんな程度なのだろうと思うのです。だから期間何年というスパンを考えてやるのであれば、当然そのための基金の積み立てというのが必要なのだろうと私は思うのです。いよいよ切羽詰まってからばたばたばたばたしても仕方ない話なのだろうと思う。その辺の考え方が非常に希薄だと私は思うのですね。

それで、今とにかくこれから１５年４月１日から支払いは始まるのですが、そうすると、どのぐらいの人たちが何年後に生き残っていけるのだというものが出てくるのだろうと私思うのですよ。そのときの町の負担というのは一体どのぐらいになるのだという試算をちょっと聞かせていただきたいと思うのですよ。その辺をどんなふうに考えているかなと思うのですね。まず、その辺からひとつお聞かせを願いたいと。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　仲島議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど、米沢議員のところでも申し上げたところでもございますけれども、前段のところは省かせていただきまして、対応のまずさの点につきましては、非常にいわゆる３０年という長いスパンの中で、どの辺のところでこの辺の対応を図っていくかということは、なかなか難しい話でございました。私も財政にかかわった中で、この辺のところの対応

については、早くやはり積み立てを講じて、これに対応していくというような点で、補助者としての意見は申し上げてきたところでございます。

そういう中におきまして、尾岸町長になりまして、即、この積み立ての方法に取り組んできたということで、おくればせながらその対応を図ってきたという点におきましては、その辺の御理解を賜っておきたいというふうに思っております。

この辺の今回の軽減対応につきましては、やはり農家の生き残りというところが一番重要なポイントだというふうに思っております。そういう中で、この負担によって農業経営ができなくなってしまうというところが大きなポイントになるという点から、やはり現在行われている道営のパワーアップ並みの事業のところで、町としてもこの辺が最低限の譲れるところではないかというような点で、今日の農業情勢の背景踏まえた中で、農業者の今後の自主自立的なことも考えまして、この思い切った軽減対策を講じたという内容でございますので、その点御理解を賜っておきたいなというふうに思っております。

この途中経過におきましては、何回かお話し申し上げておりますけれども、従来５８年にこの国営事業の関係につきまして、受益者が、いわゆる地元負担は最終的に町が責任を持つというようなことで議会の議決を賜って、国に対してそういう制度の仕組みになってございましたから、そういうようなことで対応してきた経緯にございます。そういう中におきましては、当初の段階におきましては、２６％の負担割合というのが農家の負担でございました。そういう中で、農業情勢の厳しい中におきまして、国におきましても、その耕種の変更等によりまして、農家負担から町負担への切りかえの措置もこの中にございました。そういう中でやりましても、依然厳しい状況という中で、今回それ以上の負担軽減ということに配慮いたしまして、農家が今後存続できるような形ということを趣旨に、この対応を図ってきたところでございます。

そういう中で対応しているところでございまして、町といたしましてもそういう負担で、今後将来どうなるかという点につきましても、先ほども申し上げておりましたとおり、十分国の財政支援だとか、そういうところを見きわめた中で、町の財政運営等についても十分留意して運営をしていくというとこが今後求められるというふうに思っております。そういう中におきましては、歳出構造の思い切った改革等をやりまして、これらに対処してまいりたいというふうに思っております。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

８番仲島康行君。

○８番（仲島康行君）　それは軽減して農家の人たちの生き残り策をするのだということは、それは結構なことなのですが、では今ここまでの負担率を下げたわけだから、農家の人はずっとやっていけるという保障あるわけですか。私は、またそこでもだめになってしまうと思うのですよ、出てくると思うよ、情勢によっては。それはだんだんだんだん負担がふえていくわけですよ。その辺の見きわめはっきりしないと、まあここまで軽減したのだから、農家の人が営農しやすいようにするのだぞという努力したのはわかるのだけれども、ではこれでもうこの保障はこのままいけば、間違いなく今現在農家やっている方が存続していくのだという保障があるのかないのか、そんなものどうしてわかるのですか、わかるわけないでしょう、そんなもの。経営状態が、そんな決算書でも全部持ってくれば別だよ、それは。だからその辺が甘いのだろうと思うのですね、僕は。結局１０％でやってだめだと、７.５に 下げたと、その分の利息をとにかく町でもうかったという理屈には私はならないと思うのですね。これ支払いするというのは、全部税金ですから、私は絶対だめだと言ってないのですよ。借りた分は払うの当たり前だということを言っているのです。確かにそれは、初めのときは町が判こついたのだから全額保障するぞということなのですが、では全額町で保障したら水一切使わさないのかと、そんな理屈にもならないわね、当然。その辺、受益者の方どういう考えでいるのかなと思うのです。ないそでは振れないから払わないぞという理屈になるのであれば、我々も考えなければならない。町から金借りて、もうだめだと、払えないから勝手にしてくれというようなことになってくるのだろうと思うので、その辺はどう考えるの。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　仲島議員の再質問にお答え申し上げます。

私どもこういう中で軽減対策を設けた中には、今言われますとおり、農家が絶対つぶれないという保障はございません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、最終的には町が責任を持つという点におきましては、何ら変わってございません。

今回この軽減対策におきましても、その辺の農家自身が生き残りを図れる、厳しくても生き残りを図れるのだという自立のところが、ひとつこの負担軽減の中で、その重さをある程度勘案した中で考えていただくということがより重要でございますので、町といたしまても、こういう軽減対策措置として、この受益者の負担の皆さんの重い責任という点につきましては、私どもといたしましても、十分その辺

申し上げてきているところでございます。

そういう中で、新しい土地改良区の中で、それぞれ受益となる農家の皆さんにおきましては、こういう町の厳しい状況を踏まえるとともに、またみずから厳しい状況ではありますけれども、その自立した中でやっていただくことを今後期待を申し上げなければならないし、町としても、その辺のところ十分留意しながら対応していくということで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１０号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第１０号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第１１号

○議長（平田喜臣君）　日程第８　議案第１１号平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第１１号平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第１点は、国民健康保険財政調整基金の平成１４年度分基金利子の歳入計上と同額を同基金に積み戻しするため、補正をお願いするものであります。

第２点目は、一般、退職いずれの医療給付件数も増加していることに対応いたしまして、これらの審査支払手数料につきまして増額補正をお願いするものであります。

第３点は、歳出補正の財源として不足する額を予備費をもってこれに充てようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら説明申し上げます。

議案第１１号平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）。

平成１４年度上富良野の国民健康保険特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億２，８１３万５，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページ、２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

補正額についてのみ申し上げます。

７款財産収入、１項財産運用収入、補正額２２万円、補正の総額２２万円。補正後の総額は１０億２，８１３万５，０００円となるところであります。

２、歳出。

２款保険給付費、１項療養諸費１０万円、７款基金積立金、１項基金積立金２２万円、１０款予備費、１項予備費１０万円の減であります。歳出補正の総額２２万円。補正後の総額１０億２，８１３万５，０００円となるところでございます。

３ページ、４ページの歳入歳出予算補正事項別明細書、１、総括につきましては説明を省略いたしまして、５ページ、６ページ目をお開きいただきたいと思います。

２、歳入。

７款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金２２万円。これにつきましては、当初御説明申し上げましたように、財政調整基金の現在高に対応いたします基金の利子であります。

７ページ、８ページをお開きいただきたいと存じます。

３、歳出。

２款保険給付費、１項療養諸費、５目審査支払手数料、補正額１０万円でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、件数の増に伴いまして、国保連合会への審査支払手数料をお願いするものでございます。

７款基金積立金、１項基金積立金、１目財政調整基金積立金２２万円。これにつきましては、１４年度分の基金利子を同額基金へ積み戻ししようとするものでございます。積み立て後の総額につきましては、１億４，６６４万７，０００円を予定しているところでございます。

１０款予備費、１項予備費、１目予備費１０万円の減。これにつきましては、歳出に要する不足財源として充当しようとするものでございます。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第１２号

○議長（平田喜臣君）　日程第９　議案第１２号平成１４年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第１２号上富良野町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の要旨でございますが、１点目としまして、施設介護サービス費、居宅介護支援計画作成費など保険給付費の実績見込み、精査によります増減額の補正、それからその給付費用の補正に伴い、ルール負担分の国庫負担金、道負担金など特定財源の減額補正を行うものでございます。

２点目といたしましては、保険給付費の支給限度額を超えて短期入所介護を必要とする方に対して、上乗せサービスとして町独自で実施してございます特別給付費において、利用回数の伸びが見込まれ、既定予算額に不足が生じることから、所要額の補正と、その費用に充てる一般会計の繰入金の補正を行うものでございます。

３点目としまして、本年４月から見直しとなります介護報酬及び要介護認定調査項目につきまして、既存の電算処理システムを改修する必要があることから、国庫補助金を受けて改修費用を補正するものでございます。

以上が補正の主な内容であります。以下、議案を朗読しながら御説明を申し上げます。

議案第１２号平成１４年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第３号）。

平成１４年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，０１８万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億４，５０３万円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きいただきたいと思います。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

２款国庫支出金４９３万９，０００円の減、１項国庫負担金１９１万４,０００円の減、２項国庫補助金３０２万５，０００円の減、３款道支出金１１９万６，０００円の減、１項道負担金１１９万６，０００円の減、４款支払基金交付金、１項支払基金交付金３１５万８，０００円の減、５款財産収入、１項財産運用収入２,０００円、６款繰入金、１項他会計繰入金８９万６，０００円の減、歳入合計の補正額１，０１８万７，０００円の減であります。

２、歳出。

１款総務費１３８万１,０００円、１項総務管理費２２０万５，０００円、３項介護認定審査会費８２万４，０００円の減、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費９５７万円の減、４款特別給付費、１項特別給付費３０万円、５款基金積立金、１項基金積立金２,０００円、７款予備費、１項予備費２３０万円の減、歳出合計の補正額が１，０１８万７，０００円の減でございます。

３、４ページの歳入歳出補正事項別明細書総括につきましては省略いたします。

５ページ、６ページでございます。歳入について内容を申し上げます。

２款国庫支出金につきましては、保険給付費の実績見込みに伴います負担率相当分の減額と事務費の精査によります減であります。

また、事業費補助金につきましては、介護報酬及び要介護認定調査項目の見直しに伴います電算処理システム改修費補助の計上であります。

次、３款道支出金と４款支払基金交付金につきましても、国庫支出金と同じく、同様に保険給付費の実績見込みに伴います減であります。

次、５款財産収入でありますが、介護保険事業基金の利子が生じたことによります補正であります。

次、６款繰入金、一般会計繰入金でありますが、国、道支出金などと同じく保険給付費の実績見込みによる減と、短期入所後の特別給付費の伸びに伴います増額補正であります。

次、７ページ、８ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、総務費につきましては、先ほど歳入でも申し上げましたとおり、介護報酬及び要介護認定調査項目の見直しに伴います電算処理システムの計上

と、それから主治医意見書作成料の減額であります。

次、２款保険給付費につきましては、実績見込み精査によりまして、居宅介護支援計画作成費が増額でございますが、施設介護サービス費、それから福祉用具購入費、住宅改修費におきましては、利用者数、利用件数が当初より下回ることにより減になるところでございます。

次、４款特別給付費につきましては、歳入で申し上げたとおり、町独自の上乗せサービスであります短期入所介護が、当初より利用回数の伸びが見込まれることによる計上であります。

次、５款基金積立金につきましては、先ほど歳入で申し上げたとおり、基金で生じた利子分の積立金の補正であります。

７款予備費につきましては、歳入歳出不足額につき、予備費をもって充当することの計上でございます。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１３号

○議長（平田喜臣君）　日程第１０　議案第１３号平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（早川俊博君）　ただいま上程いただきました議案第１３号平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）につきまして、初めに補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、事業費の確定に伴いまして一般会計からの繰入金の減額と、道路工事に伴います水道管移設の補償費の確定によります雑入の減額でございます。

歳出につきましては、一般管理費の事業費確定によります減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第１３号平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）。

平成１４年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３０１万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，３６６万６，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

２款繰入金、１項繰入金２０２万２,０００円の減、４款諸収入、２項雑入９９万２，０００円の減、歳入の合計としまして３０１万４,０００円の減でございます。

２、歳出。

１款衛生費、１項簡易水道事業費３０１万４，０００円の減、歳出の合計３０１万４,０００円の減でございます。

２ページから３ページの歳入歳出予算補正。

事項別明細書の１、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

４ページから５ページをお開き願いたいと思います。

２、歳入。

２款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金２０２万２,０００円の減につきましては、事業費確定によります減額するものでございます。

４款諸収入、２項雑入、１目雑入９９万２,０００円の減につきましては、水道管移設の確定によります工事補償費の減でございます。

３、歳出。

１款衛生費、１項簡易水道事業費、１目一般管理費３０１万４，０００円の減につきましては、里仁浄水場の水量・水質調査の委託料の執行残及び道路工事等に伴います水道管移設工事の工事請負費の減でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１４号

○議長（平田喜臣君）　日程第１１　議案第１４号平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（早川俊博君）　ただいま上程いただきました議案第１４号平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、初めに補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の１点目といたしまして、汚水排水量の増加によります使用料の増加、また２点目といたしまて、事業費精査及び自己財源充当によります一般会計からの繰入金の減額補正でございます。

歳出につきましては、事業費精査に伴います減額及び一時借入金確定によります公債費の減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第１４号平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）。

平成１４年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２,２０ ０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億７，４００万１，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第２条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第２表　債務負担行為補正」よる。

次のページをお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算補正。

補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

２款使用料及び手数料、１項使用料３００万円、４款繰入金、１項繰入金２，５００万円の減、歳入の合計２，２００万円の減でございます。

２、歳出。

１款下水道事業費３１０万円の減、１項下水道管理費２９０万円の減、２項事業費２０万円の減、２款公債費、１項公債費６０万円の減、３款予備費、１項予備費１，８３０万円の減、歳出の合計といたしまして、２,２００万 円の減でございます。

３ページをお開き願いたいと思います。

第２表、債務負担行為補正。

（１）追加。

浄化センターの維持管理業務につきましては、現行の契約年が平成１５年３月をもちまして期間満了となりまして、新年度からの水処理また汚水処理などの機器類の稼働に支障が生じないよう、業務契約を年度内に行うため、債務負担をお願いするものでございます。

期間につきましては、平成１４年度から平成１５年度、契約は平成１４年度、支払いは１５年度、限度額４，２９４万５，０００円でございます。

（２）の廃止につきましては、平成１４年度の水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金としまして１０件を見込んでおりましたが、申し込み希望者がなかったことにより廃止するものでございます。

４ページ、５ページの歳入歳出予算補正事項別明細書、１、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

次の６ページから７ページをお開き願いたいと思います。

２、歳入。

２款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料３００万円、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、汚水排水量の増によるものでございます。

４款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金２，５００万円の減につきましては、従来、執行残につきましては次年度繰越金として計上しておりましたけれども、消費税の確定申告時、一般会計繰入金につきましても消費税が課税されることから、繰入金を減額しまして節税を図るものでございます。

３の歳出、１款下水道事業費、１項下水道管理費、１目一般管理費１８０万円の減につきましては、水洗化等の改造補助金の精査によるものでございます。

２目の施設管理費１１０万円の減につきましては、新設の汚水ポンプ場の電話加入料、手数料の確定、及び管渠清掃、また管渠管理の作成図などの委

託料の精査、また工事費につきましては、汚水マンホール等の維持補修の執行残でございます。

また、２項の事業費の１目建設事業費の２０万円の減につきましては、工事に伴います水道管移設費、報償費の確定によるものでございます。

２款の公債費、１項公債費、２目利子６０万円の減につきましては、一時借入金利子の精査によるものでございます。

３款予備費、１項予備費、１目予備費１，８３０万円の減につきましては、収支の差額を計上しようとするものでございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食休憩といたします。

午前１１時５７分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（平田喜臣君）　昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１２　議案第１５号

○議長（平田喜臣君）　次に、日程第１２　議案第１５号平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（林下和義君）　ただいま上程いただきました議案第１５号平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第１点といたしまして、利用者の増によりまして、サービス収入及び自己負担の増額補正でございます。

第２点といたしまして、道補助金の生きがい対応型デイサービス補助金の額が確定いたしましたので増額補正するものでございます。

第３点といたしまして、今後の支出見込み等を精査いたしまして、関係する経費を減額補正するものでございます。

第４点といたしまして、収入及び支出額を精査し、今後、不測の財政需要に備えるため、予備費に増額補正するものでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第１５号平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）。

平成１４年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億２，３４４万４，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

第１ページをお開きいただきたいと思います。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

補正額のみ申し上げます。

第１款サービス収入３６０万円、１項介護給付費収入２３０万円、３項自己負担金収入１３０万円、２款道支出金５０万円、１項道補助金５０万円、６款諸収入４５万円、１項雑入４５万円、歳入の補正額の合計は、４５５万円でございます。歳入の合計は、３億２，３４４万４，０００円となります。

２、歳出。

１款総務費１３０万円の減、１項施設管理費１３０万円の減、２款サービス事業費４２０万円の減、１項居宅サービス事業費９０万円の減、１項施設介護サービス事業費３３０万円の減、５款予備費１，００５万円、１項予備費１，００５万円、歳出の補正の額の合計は、４５５万円でございます。歳出の合計は、３億２，３４４万４，０００円となります。

第２表、債務負担行為。

年度初めの業務を事前に債務負担行為をすることによりまして、４月１日からの業務開始に支障のないように債務負担行為をするよう、行為をお願いするものでございます。

施設警備業務委託、期間は平成１４年度から１５年度です。限度額は、３２３万４，０００円です。

施設清掃業務委託、期間は平成１４年度から平成１５年度、２９４万円。

施設洗濯業務委託、期間は平成１４年度から平成１５年度、金額は２９４万円。

４ページ、５ページの歳入歳出予算事項別明細書は、説明は省略させていただきます。

６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。

２、歳入。

補正額のみ申し上げたいと思います。

１款サービス収入、１項介護給付費収入、１目居宅介護サービス収入２３０万円、これはショートステイ利用者増によるものでございます。

１款サービス収入、３項自己負担金収入、これは特養利用者とショートステイ利用者増の自己負担金によるものでございます。

２款道支出金、１項道補助金、これは生きがい対応型デイサービス事業補助金の額が確定したものでございます。

６款諸収入、１項雑入、これは施設実習等の謝礼及び配食サービス収入によるものでございます。

３、歳出。

１款総務費、１項総務管理費、１節一般管理費、これは事業精査により不用となるため減額するものでございます。

２款サービス事業費、１項居宅サービス事業費、これは今後の支出見込み額を精査いたしまして、関係する経費を減額補正するものでございます。

２目居宅支援サービス事業費、これは財源の組み替えでございます。

２款サービス事業費、２項施設介護サービス事業費、これは事業精査により不用となるため減額するものでございます。

５款予備費、１項予備費、これは歳入歳出を精査いたしまして、今後の不足する財政需要に備えるために予備費に増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議いただきまして、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を賜ります。

１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　現在入所者の人数は何名になっておりますでしょうか。

それと、入所者の介護度合い、１から５まであると思うのですけれども、その内訳はどのようになっているのでしょうか。

それと、現在待機者は何名ぐらいいるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　特別養護老人ホーム所長、答弁。

○特別養護老人ホーム所長（林下和義君）　１５番村上議員の御質問にお答えします。

現在の入所者は５０名でございます。それと、特例で２名入所いたしまして、現在５２名入所いたしております。

待機者については、６５名でございます。

介護度が１の方が４名、２の方が８名、３の方が１４名、４の方が１１名、５の方が１５名です。合計５２名で、平均で３．５です。以上でございます。

待機者は６５名。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１６号

○議長（平田喜臣君）　日程第１３　議案第１６号平成１４年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（早川俊博君）　ただいま上程いただきました議案第１６号平成１４年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、初めに補正の要旨を御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、水道施設の修繕費用等の増額分を予備費から充当するものでございます。

また、資本的収支につきましては、事業量、事業費精査によります減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第１６号平成１４年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）。

総則。

第１条、平成１４年度上富良野町水道事業会計の

補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出。
第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
補正予定額のみを申し上げます。
支出。
第１款水道事業費用、第１項営業費用１８８万９，０００円、第２項営業外費用２６万５，０００円、第３項特別損失１万１，０００円、第４項予備費２１６万5,０００円 の減。
資本的収入及び支出。
第３条、予算第４条本文括弧書き中「不足する額６，３８０万円」を「不足する額６，０３４万３，０００円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金６，３８０万円」を「過年度分損益勘定留保資金６，０３４万3,０ ００円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。　収入。
第１款資本的収入３７３万9,００ ０円の減、第１項企業債２７０万円の減、第２項負担金１０３万９，０００円の減。
支出。
第１款資本的支出、第１項建設改良費７１９万６，０００円の減。
次のページの平成１４年度上富良野町水道事業会計予算実施計画につきましては、説明を省略させていただきます。
３ページ、４ページの収益的収入及び支出明細書につきまして御説明申し上げます。
１、支出。
１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、６節修繕費１００万1,００ ０円につきましては、導水管の途中にあります接合井の修理費用に充てるものでございます。
２目配水及び給水費、３節修繕費８８万8,０００円につきましては、配水管の漏水修理に充てるものでございます。
２項営業外費用、３目消費税、１節消費税２６万５，０００円につきましては、消費税の納付確定によるものでございます。
３項特別損失、２目その他特別損失、１節その他特別損失１万１，０００円につきましては、配水管布設替に伴います固定資産の精査によるものでございます。
４項予備費、１目予備費２１６万5,００ ０円の減につきましては、収支の差額を計上しようとするものでございます。
５ページ、６ページの資本的収入及び支出明細書につきまして御説明申し上げます。
１、収入。
１款資本的収入、１項企業債、１目企業債、１節企業債の２７０万円の減につきましては、日の出浄水場の電気計装設備更新の事業費の確定によるものでございます。
２項負担金、１目負担金、１節負担金１０３万９，０００円の減につきましては、下水道事業施設工事に伴います水道管移設工事補償費の確定によるものでございます。
２、支出。
１款資本的支出、１項建設改良費、１目機械及び装置費、２節工事請負費１５３万9,０ ００円の減につきましては、検満工事の取付け費用の確定によるものでございます。
２目配水管設備費、１節工事請負費２８１万６，０００円の減につきましては、北６条と北７条の配水管の布設がえ、それと下水道工事に伴います水道管移設工事の執行残でございます。
３目施設整備費、１節工事請負費２６９万円の減、同じく２節委託料９万７，０００円の減、これにつきましては、日の出浄水場の電気計装設備更新事業の事業費の確定によるものでございます。
以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
済みません、議決案件の中で漏れていましたので、追加させていただきます。
第４条といたしまして、予算第５条に定めた起債の限度額を３，２３０万円に改める、これを追加していただきたい。済みません、抜けていましたので追加いたします。
○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑を賜ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、議案第１６号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１７号

○議長（平田喜臣君）　日程第１４　議案第１７号平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（三好稔君）　ただいま上程されました議案第１７号平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）につきまして、最初に提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の１点目は、債務負担行為の設定であります。清掃、洗濯、警備、ボイラー取扱主任者業務等の施設管理業務と、維持に関する業務について、新年度の初日から業務を開始させなければならないことから、本年度において業務契約の事務手続を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

なお、現行のボイラー取扱主任者の任を担う職員は３月末日定年退職となることから、新年度においては、これら業務を外部に委託しようとするものであります。

２点目は、医療機械の購入において、執行額が確定したことにより、借り入れいたします企業債の限度額の変更を行うものであります。

また、予算の収支において額の確定による所要の措置を講じるものであります。

３点目は、寄附金の計上であります。

町民の方より寄附金３０万円をいただきましたことから、御寄附の趣旨に沿いまして、備品等の購入に関しての所要の費用を計上するものであります。

以下、議案を朗読をもって御説明といたします。

議案第１７号平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）。

総則。

第１条、平成１４年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第２条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目及び補正額のみ申し上げます。

収入。

第１款資本的収入４６９万5,０００円の減、第１項出資金１０万５，０００円、第２項企業債５１０万円の減、第３項寄附金３０万円。

支出。

第１款資本的支出４６９万5,０００円の減、第２項建設改良費４６９万5,０００円の減。

債務負担行為の補正。

第３条、予算第５条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりと定める。

事項、町立病院管理業務並びに維持等業務。

期間、平成１４年度から１５年度。

限度額、３,６９１万４，０００円。

企業債。

第４条、予算第６条に定めた起債の限度額１億１，８５０万円を１億１，３４０万円に改める。

１ページ、２ページの実施計画については、説明を省略させていただきます。

３ページ、４ページお開きをいただきたいと思います。

科目及び補正予定額のみ申し上げます。

１、収入。

１款資本的収入４６９万５，０００円の減、１項出資金、１目他会計出資金、１節一般会計出資金１０万５，０００円。これにつきましては、建設改良費の財源として、政府資金を活用いたしてございますが、耐用年数４年以下のものについては対象とならないことから、民間資金を活用予定をいたしております。

政府資金のいわゆる１０万円以下と民間資金の１０万円以下の合計額１０万５，０００円について、一般会計から出資金として計上させていただいているところでございます。

２項企業債、１目企業債、１節企業債５１０万円の減でございます。これにつきましては、医療機械、ＣＴほか３点の購入についての額が確定したことから、不用額となる費用について減額を行うものでございます。

３項寄附金、１目寄附金、１節の寄附金３０万円、これにつきましては、町民の方より患者のためにお使いくださいといったことで御寄附をいただいたものでございます。

２、支出。

１款資本的支出、２項建設改良費、１目資産購入費、１節医療機械４６９万５，０００円の減につきましては、ＣＴ装置等医療機械の購入に関する額の確定したことによる不用額の減額でございます。

また、寄附金等の執行において、患者用備品購入をさせていただきたく、３０万円の予算計上をいたしたところでございます。

５ページお開きいただきたいと思います。

債務負担行為に関する調書でございまして、前段で申し上げました施設管理業務、また、維持業務等に関しての限度額、支払い義務発生の期間及び予定額、財源内訳を調書としてまとめたものでございます。

御審議賜りまして、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質

疑、討論を終了いたします。
　これより、議案第１７号を採決いたします。
　本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
　よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
　本日は、これにて散会いたします。
　明日の予定について、事務局長から報告いたさせます。
　事務局長。
○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。
　明３月４日は、本定例会の２日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。
　以上です。
午後　１時２８分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１５年３月３日

上富良野町議会議長　　平　田　喜　臣

署名議員　　長　谷川　徳　行

署名議員　　徳　島　　稔

平成１５年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

平成１５年３月４日（火曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　執行方針
〔町 政 執 行 方 針〕　町　長　尾　岸　孝　雄　君
〔教育行政執行方針〕　教育長　高　橋　英　勝　君
第　３　議案第１号　平成１５年度上富良野町一般会計予算
第　４　議案第２号　平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
第　５　議案第３号　平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算
第　６　議案第４号　平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算
第　７　議案第５号　平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
第　８　議案第６号　平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
第　９　議案第７号　平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
第１０　議案第８号　平成１５年度上富良野町水道事業会計予算
第１１　議案第９号　平成１５年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（１８名）

１番	中村有秀君	２番	中川一男君
３番	福塚賢一君	５番	吉武敏彦君
７番	石川洋次君	８番	仲島康行君
９番	岩崎治男君	１０番	佐藤政幸君
１１番	梨澤節三君	１２番	米沢義英君
１３番	長谷川徳行君	１４番	徳島　稔君
１５番	村上和子君	１６番	清水茂雄君
１７番	小野　忠君	１８番	向山富夫君
１９番	久保田英市君	２０番	平田喜臣君

○欠席議員（２名）

４番	笹木光広君	６番	西村昭教君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口　勤君	農業委員会会長	小松　博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中　博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村　延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好　稔君

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１８名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　昨日に引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、１８名であります。

これより、平成１５年第１回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

議会審議資料として、平成１５年度一般会計予算（案）の概要、平成１５年度総合計画実施計画書、行財政改革実施計画推進状況、その他予算関係資料を配付いたしております。

また、本日、平成１５年度上川南部消防事務組合一般会計予算書、平成１５年度富良野広域串内草地組合一般会計予算書並びに平成１５年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

なお、一般質問の通告期限は、本日午後３時までございます。時間内に通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１５番　村　上　和　子　君
１６番　清　水　茂　雄　君

を指名いたします。

◎日程第　２　執行方針から
日程第１１　議案第９号まで

○議長（平田喜臣君）　日程第２　町政執行方針、教育行政執行方針、日程第３　議案第１号平成１５年度上富良野町一般会計予算、日程第４　議案第２号　平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第５　議案第３号平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第６　議案第４号平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第７　議案第５号平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第８　議案第６号平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第９　議案第７号平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第１０　議案第８号平成１５年度上富良野町水道事業会計予算、日程第１１　議案第９号平成１５年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　平成１５年第１回定例町議会の開催に当たり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べさせていただきます。

さて、我が国の経済は、米国経済の先行き懸念や株価低迷の影響などから、横ばいで推移することが見込まれており、引き続き厳しい実態にあります。

国においては、この厳しい経済情勢にあっても、日本経済の再生を図る道は、聖域なき構造改革を敏速かつ着実に推進する以外にないと言われ、経済活性化に向けた金融システム改革、税政改革、規制改革、歳出改革の４本柱の構造改革を一体的かつ整合的に実行されようとしております。

また、デフレを抑制しながらも、民間需要主導の持続的な経済成長の実現を目指すことを基本に、経済、財政運営を行うこととされております。

このような状況下にあって、地方においては分権時代への対応、地方交付税など主要財源の削減されることへの対応、少子高齢社会への対応などに向け、従前の行財政のあり方を根本から見直す大改革とあわせて、市町村合併に関する幅広い議論を重ねることが強く求められております。

本町においても、この市町村合併は将来の上富良野町の町づくりの方向を定める大変重要な課題であることから、国や道、近隣市町村の動向を把握するとともに、北海道の地理的特殊性を考慮してまとめた北海道町村会、町村議長会による市町村のあり方についての提言や、道による北海道の基礎的自治体のあり方についての提言、第２７次地方制度調査会で検討されている基礎的自治体の方向性、小泉総理が提唱する地方財政改革における骨太方針第２弾で示している三位一体での地方への税財源配分のあり方など、今後、これらの示される方向性や改革案の

中身についても十分に注視しなければならなく、今まさに、地方自治体は大きな変革の節目を迎えております。

今後、これらの動向を踏まえ、逐次情報の提供を申し上げながら、議員各位、町民皆様の意見を伺い、自立の道を歩むべきか、また合併の道を歩むべきか、はたまた新しい枠組みでの自治体の方向に進むものか、我が郷土、上富良野町の将来を見据えて、その方向性を見きわめていくことが私に課せられた使命と痛感いたしております。

それでは、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

国家財政、地方財政ともに危機的な状況のもとで、地方交付税を初めとする税財源の抑制が余儀なくされている一方、公債費や既定施策経費、また国営土地改良事業負担金の償還が始まるなど、義務的経費の占める割合が高くなることから、財政の硬直化傾向は一段と厳しさを増す重い課題を抱えております。

とりわけ、低迷する経済背景のもとで、国が地方の財政を主導している今日、町の今後の財政見通しを見きわめていくことは大変困難でありますが、この厳しい状況を乗り切っていくために、財政改革の断行は緊急かつ優先課題と考えております。このため、行政内部における大胆な自己改革の断行はもちろん、受益を受ける者はみずから負担するという、いわゆる受益者負担の原則にのっとり、財政構造そのものを抜本的に改革していくことを基本として、職員ともども必死の覚悟で取り組み、平成１６年度を初年度とする新たな行財政改革大綱を本年度中に策定し、町民の期待と負託にこたえ、町づくりに全力を尽くしてまいる所存でありますので、議員各位並びに町民皆様の特段の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以下、町政執行に当たっての方針と、各施策について申し上げます。

第４次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」を目指し、町づくりの基本方針として掲げている「新時代をひらく取り組み」「町民主役の取り組み」「ソフト重視の取り組み」「情報発信・受信の取り組み」「連携のとれた取り組み」を基本にしながら、四つの柱である「豊かな心の人のまち」「活力ある産業のまち」「住みよい快適なまち」「共に創るまち」の各分野の諸施策を推進してまいります。

初めに、一つ目の柱である「豊かな心の人のまち」づくりついてであります。

国際的にも国内的にも大きく変化する社会にあって、本町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基盤となる人づくりが最も重要であります。このため、教育委員会とも十分連携をとりながら、生涯学習の観点に立って、幼児から高齢者までの各期にわたり、教育、文化、スポーツなど、各領域にわたる学習の場の条件整備に努めてまいります。

人材育成では、友好都市提携を結んでいるカナダ国カムローズ市と三重県津市との交流をより一層促進するため、本年度は小・中・高校生の派遣を計画いたします。

男女共同参画の社会づくりでは、審議会などの附属機関を含め、行政組織の中で女性がより各分野で活動していただく機会の拡充に努め、男女共同の町づくりがより一層推進されるよう努めてまいります。

町民の皆さんが待望していましたパークゴルフ場は、本年度からオープンし、町民の健康づくりとコミュニケーションの場として有効に活用されるよう促進を図ってまいります。

健康と福祉の施策については、町民のだれもがいつまでも健康で安心して暮らすことができるよう、保健・福祉・医療が相互に連携を図りながら各施策を推進してまいります。

２１世紀の高齢化時代を見据え、本町の町づくりの根幹をなす、その活動拠点施設として位置づけしている保健福祉総合センターについては、平成１６年度の完成を目指し、本年度から建設に着手してまいります。

高齢者福祉及び介護保険制度については、本年度を初年度として見直しを行った上富良野町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、在宅福祉を重点として、介護保険サービスの安定的な提供と、生活支援や生きがい活動支援など、地域福祉を一層推進してまいります。

また、高齢者が要介護状態に陥ったり、要介護者になっても、できる限りその状況を悪化することのないよう、在宅介護支援センターが中心となり介護予防事業を展開してまいります。

敬老事業については、満７０歳以上一律の敬老年金から、節目の長寿年齢に対する敬老祝い金に改めたことを踏まえ、住民会主催による開催方式に移行してまいります。

社会福祉協議会に対しては、ボランティア活動、老人クラブ支援など、地域福祉の中心的な役割を担う組織として、また、介護保険サービスと在宅福祉サービスを提供する事業所として、一層の充実強化が図られるよう連携を密にしながら運営を支援してまいります。

障害者対策については、障害者が障害のない人た

ちとともに地域で生活し、社会参加ができるような地域づくりを目指し、これからの障害者福祉施策の方向性を定めるため、本年度は障害者福祉計画を策定いたします。

また、本年度から知的障害者、児童障害者の福祉関連事業にかかわる権限が市町村に移譲され、措置制度から支援費制度に変わります。このことにより、町としても新たな財政負担が伴いますが、新制度が円滑に推進するよう努めてまいります。

母子通園センターについては、支援費制度に変わったことから、障害児の児童デイサービスの事業所として知事の指定を受け、サービスの提供を行うことになります。このとから、中富良野町と共同事業として行ってきたものが、両町間の受委託事業の関係となることから、事業所として新たな展開で運営してまいります。

児童福祉については、少子化の進行に伴い、子育て支援策の必要性が一段と増してきている中、子育てしながら安心して働くことができる環境づくりなど、これからの児童福祉施策の方向性を定めるため、本年度は児童育成計画を策定いたします。

保育所においては、利用者の期待にこたえる保育所運営を目指し、障害児や乳幼児、一時的に保育に欠ける児童についても、引き続き積極的に受け入れてまいります。

西保育所については、民間の持つ活力と運営の柔軟性などを活用することにより、多様化する保育ニーズへの対応を図るとともに、町財政の負担軽減効果を上げるため、平成１６年度からの民間委託に向けての条件整備に取り組んでまいります。

社会福祉法人わかば愛育園に対しては、暖房設備と給湯給水設備の老朽化に伴う施設改修費の一部を支援してまいります。

保健予防関係については、新寝たきり老人ゼロ作戦事業を軸に、寝たきりの主な原因となる脳卒中や心疾患などの予防活動を引き続き推進してまいります。

また、昨年度策定いたしました健康日本２１上富良野計画に基づき、本年度は働き盛りの青年期層と壮年期層を対象者の重点と位置づけ、生活習慣の改善に取り組んでまいります。

また、健康診査事業については、町民がみずから健康に関心を持ち、生活習慣の改善が行われるよう一層推進してまいります。

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営については、施設サービスと在宅サービスの趣旨に沿った運営に努めるとともに、本年４月より介護保険制度における居宅介護支援事業所の指定を受け、在宅サービスを推進しながら高齢者の生活支援に努めてまいります。

国民健康保険事業については、昨年の法改正により、国保税の算定見直しや前期高齢者の段階的増加により、これまで以上の医療給付と、それに対応する財源の確保が必要な状況となりました。このことから、応能応益バランスを考慮した国保税の税率改定を最小限にとどめ、基金の一部を支消することで事業運営の安定を図ってまいります。

医療給付費については、制度改正による加入者の増加など、給付費の増加が必至であり、何よりも医療費の縮減が重要であります。このことから、本町の特徴と言える循環器系疾病と、とりわけ高血圧症を抑制するため、引き続き町民検診事業と連携を図りながら、循環器系疾病の早期発見、早期治療に努め、医療費の縮減を進めてまいります。

老人保健事業については、昨年の法改正により、対象年齢は毎年１歳ずつ引き上げられ、最終的には７５歳以上となることから、対象者数は徐々に減じてまいります。しかし、財源負担割合の改正により、公費負担割合も引き上げになったことから、町の負担についても前年度対比で１３.５ ％の増となるなど、大変厳しい状況を迎えておりますが、安定した制度運営に一層努めてまいります。

病院事業については、近年、診療報酬、医療提供体制の見直し、高齢者に対する定率負担制の導入などの引き上げを伴う改正などが行われ、病院経営を取り巻く環境は、一段と厳しいものとなっております。

本年度は、改正医療法による病床区分の届け出、看護職員の人員配置引き上げに対する措置、入院基本料の上位届け出が行われます。また、病室など環境改善のための整備、医療機器など整備計画に基づく更新などを図り、診療体制の充実に努めてまいります。

また、新院長による診療体制のもとで、職員一丸となって効率的な病院経営に取り組んでまいります。

次に、二つ目の柱の「活力ある産業のまち」づくりについてであります。

近年の農業をめぐる情勢は、国際化、情報化、規制緩和などが加速する中で、農畜産物の輸入も増大し、農産物価格の低迷を招き、農業の収益性も低下しております。

また、食の安全・安心が揺らぐ中で、消費者からは良質で安全な食料が求められております。これらの動向を踏まえ、町の基幹産業である農業の振興を図っていくため、農業者の自主的、主体的な取り組みを基本にして、第４次農業振興計画の諸施策を関係機関との連携のもとに推進してまいります。

農地行政については、農業委員会と連携を図りながら、地域農業の担い手の集団的な農地利用の集積と土地利用調整を推進し、優良農地の保全確保と適切な利用を図りながら、農地流動化を推進してまいります。

水田農業経営確立対策については、米需要の大幅な減少から、今後の米政策の見直しにより、米受給の安定を図ることが求められております。このため、本年度の生産調整規模は、需要量に見合った生産を推進する観点から、全国ベースで１０６万ヘクタール、本町においては１，２５０ヘクタールの規模となります。

経営確立助成の水準は現行どおりでありますが、収益性を高める観点から、麦、大豆などを組み合わせた取り組みを進めてまいります。

認定農業者制度については、農業者みずからが効率的で安定した農業経営を目指す上において、ますます重要となってきております。このことから、農業者に対する制度の普及促進に、より一層努めてまいります。

農用地利用集積実践事業については、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営の育成を進めてまいります。国の補助制度を活用して、農用地利用改善団体による利用調整活動を通し、認定農業者などへ農地の利用集積を行うため、利用権を設定する受け手農業者を対象に、事業を実施する農用地利用改善組合への運営支援を引き続き実施してまいります。

農業の家族経営を形成確立するため、家族経営協定締結を推進してまいります。

また、農業者の老後の生活、福祉向上を図るという農業者年金制度については、大幅な制度改正がなされたことから、政策支援を受けるための青色申告、並びに認定農業者制度を積極的に推進し、農業者年金への加入促進と経営移譲年金などの受給指導に努めてまいります。

生産振興総合対策事業については、安全・安心で良質な馬鈴薯の出荷をこれまで以上に行っていくために、農林水産省の補助採択を受け、農協の事業主体による馬鈴薯中心空洞化機械の導入を進めてまいります。

演習場周辺農業用施設設置助成事業については、防衛施設庁所管の補助採択を受け、農協の事業主体による麦乾燥調整施設建設のための実施設計に取り組んでまいります。

道営基盤整備事業については、富原地区、富原南地区の担い手育成基盤整備事業、草分地区農地防災事業、東中１９地区農道整備事業を引き続き実施してまいります。

国営土地改良事業については、昭和４８年度からスタートしたしろがね地区が平成１４年度をもって完了し、本年４月より負担金の償還と施設の維持管理が始まります。負担金の償還については、受益負担の軽減に意を注ぎ、新たにしろがね土地改良区を設立し、施設の維持管理に努めるとともに、基幹水利施設の管理についても、関係自治体と連携しながら万全を期してまいります。

森林整備地域活動支援交付金事業については、水土保全や大気循環、地域温暖化防止など、森林の公益的機能を持続させるため、民有林の施業計画に基づき、適切な管理を行う森林所有者の活動に対し、国、道の補助のほか、町の助成も講じてまいります。

商工振興については、日本全体の景気回復の兆しが見えない中で、経済のデフレ現象により厳しい事業経営とともに、国民の消費購買力の低迷が続いております。

こうした中で、町内の商工業においても売り上げの減少など、大変厳しい状況が続いていますが、活力ある産業の育成を図るため、小規模事業者の店舗増改築など、町商工会との連携を緊密にして助成策を引き続き実施してまいります。特に、現在進めている市街地の歩道整備と連動した店舗整備の促進を取り進めてまいります。

また、地域産業の育成のため、企業に対する雇用助成、利子補給、税の優遇措置などを継続するとともに、中小企業の融資を通じた事業資金の円滑な供給に努めてまいります。

労働行政については、雇用情勢は依然として厳しい状況でありますが、町内の就職先は、本町の誘致企業の事業拡張などによって、他の同様な町に比べ、よい実態にあります。しかし、地元高校への求人が少ないことから、高校生の企業体験などを通じ、地元企業の理解をより一層深め、就職率の向上に努めてまいります。

観光振興については、観光客の入り込みが年間１００万人を超えるまでになりましたが、町の観光情報を絶えず提供し続けることが重要なことから、観光協会や観光関連団体及び富良野地域の市町村と連携をした広域観光を一層推進してまいります。

あわせて、ホームページを活用した観光情報の提供やパンフレットの見直しなどの改善を図りながら、より効果的な観光宣伝活動に努めてまいります。

また、訪れた観光客に満足いただけるよう、優しくもてなすホスピタリティー運動の推進を図るとともに、体験型観光やウオーキングコースなどの観光資源の整備、並びに通年型、回遊型、滞在型観光の

推進に努めてまいります。

次に、三つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

都市計画マスタープランを推進する観点から、市街地の整備を初め、都市計画マスタープランに位置づけした事業の推進を図ってまいります。

駅を中心とした周辺地域の整備については、本年度において町が主体となって行う事業の規模や手法の検討と、事業費算出のための調査を行ってまいります。

昨年度に着手いたしました通称銀座通りの整備につきましては、沿道周辺の繁華街が町のにぎわいと活気を創出する場となるよう、本年度も引き続き整備を進めてまいります。

景観条例の制定については、昨年度実施した町民の景観に対する意識などの調査結果をもとに、平成１６年度の施行を目指し、単に規制や罰則を規定するものではなく、協議、誘導、共働を柱に据え、かかわりの深い産業関係者の方々を初め、町民の参加を得ながら制定作業を進めてまいります。

昭和５８年度から整備を進めてまいりました日の出公園は、本年度の西斜面の花壇整備、遊具の設置、展望台の舗装などの整備をもって、都市計画公園としての事業を終了いたします。

建築確認申請事務については、本年度より北海道から権限移譲を受け、建築主事を配置し、申請手続及び完了検査事務の迅速化を図り、住民サービスの向上に努めてまいります。

町営住宅の整備については、昨年度より着手しました泉町北団地の建てかえ事業を進め、２号棟８戸の建設を本年度から２カ年計画で建設してまいります。

また、既設の町営住宅については、上富良野町営住宅ストック総合活用計画に基づき、西町団地２０戸の住環境整備事業としてトイレの水洗化を行うとともに、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

飲料水供給施設整備事業については、昨年度から整備を進めてまいりました清富地区の水道施設が本年１０月には完成することから、１１月からの供用開始に向けて取り進めてまいります。

簡易水道施設整備事業については、里仁浄水場の原水における水質悪化の恒久対策として、本年度から２カ年計画でろ過装置の整備を図ってまいります。

また、既存施設の水質管理に努め、安全な水の供給に努めてまいります。

上水道事業については、老朽管の更新を計画的に進めるとともに、漏水を防止し、有収率の向上を図ることにより経営の健全化に努め、良質で安全な水の供給に努めてまいります。

公共下水道については、計画的な事業の推進を図り、本年度は西町、島津地区の汚水管渠工事を実施してまいります。

また、全体処理区域の見直しを行い、新たに北町地区を拡大し、衛生的で快適な生活環境の向上に努めてまいります。

ごみの処理については、昨年１０月から一部有料化と新たな分別を実施しましたが、町民の皆様の御協力をいただきながら、より一層の奨励を図ってまいります。

富良野圏域における広域分担処理の中で、本町においては、粗大ごみ、衛生用品の分担処理を本格的に受け入れてまいります。

また、し尿及び生ごみについても、本年４月より富良野地区環境衛生組合の汚泥再生処理センターが本稼働になることから、広域分担処理が推進される運びとなりました。今後も関係自治体と連携しながら、環境型社会の構築を推進してまいります。

合併浄化槽設置事業については、公共下水道の処理区域以外に生活する住民の生活排水やし尿の浄化処理を進め、地球環境の保全と農村地域の生活環境の向上はもとより、農業後継者対策としても重要な事業として、第４次総合計画の主要施策にも位置づけがなされております。

本年度は、５人槽換算で３０基の整備を予定しており、国の補助事業に公共下水道事業との均衡を考慮した町の助成を上乗せしながら、計画的な整備に着手してまいります。

交通安全防犯対策については、町民のだれもが事件や交通事故の加害者、被害者にならないという願いのもとに、事件や事故発生の抑制を主眼に置き、関係機関、団体と連携を図りながら、啓発活動の充実に力を注いでまいります。

交通安全は、町民の安全意識に支えられることから、長年、「交通安全は家庭から」をスローガンに進めてまいりましたが、今後においても事故発生を未然に防ぐため、家庭や地域での交通安全活動をより一層推進するとともに、意識の高揚に努めてまいります。

防犯関係では、暴力団などによる巧妙化する不当行為被害を未然に防ぐため、町の公共施設の使用を制限するためのいわゆる暴力団排除条例の制定に向けて、富良野警察署及び関係機関とともに検討を進めてまいります。

防災対策については、平常時から危機管理意識の高揚を図るため、啓蒙活動を引き続き推進してまいります。

昭和６１年３月に策定した上富良野町地域防災計画の全面改定と、職員災害初動マニュアルを策定して、大規模災害に対する備えを充実強化してまいります。

また、平成１３年度から更新を進めている防災行政無線施設については、引き続き防衛施設庁所管の演習場周辺無線放送施設設置助成事業の補助を受け、本年度で整備を完了いたします。

総合防災訓練では、町民への情報伝達訓練、関係機関との通信連絡訓練、危険区域での避難訓練、災害弱者の救助救出訓練などを通じて検証し、課題を解決することにより、十勝岳火山噴火などの自然災害に備えてまいります。

道路網の整備や河川、砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と、地域の産業を支える基盤づくりを基本に据え、国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、有効かつ効率的に事業を推進してまいります。

九〇式戦車への対応として、本年度は富原橋の架換工事を完成させ、北２４号道路改良舗装工事に着手してまいります。

除排雪対策については、除雪や運搬排雪及び交差点の安全対策などを重点的に行い、町民が快適に活動できるよう対応してまいります。

次に、四つ目の柱の「共につくるまち」についてであります。

町民との共働によるまちづくりを進めていくためには、町の保有する情報を広く町民に提供し、共有する中で、町民参加による町政を推進していくことが重要であります。

このため、広報かみふらのや防災かみふらののほか、行政ホームページ、さらに会議の公開など、さまざまな機会や手段を通じて情報の提供に努めてまいります。

また、町民が考える町づくりについて、意見を交換できる広聴活動の充実に努めてまいります。

自衛隊との協調については、上富良野駐屯地との連携を一層強め、良好な関係を築いてまいります。

住民基本台帳ネットワークシステムについては、第２次稼働として、８月から開始となる住民基本台帳カードの発行に向けて機器などの整備を進めてまいります。

カードの発行により、本人確認が容易となることから、住民票の広域交付も可能となります。町においても、町内各施設を利用する際の本人確認手段としても、カードの活用拡充に努めてまいります。

国や北海道においては、電子自治体の形成を推進していることから、町においても本年中には総合行政ネットワークに接続するよう取り進めてまいります。

また、町内の学校や主な公共施設を無線によりネットワークで結び、住民が利用できる端末を適宜配置し、情報通信を利用した情報の開示と共有化を進めるとともに、町の条例集の電子化など、新たな行政サービスの展開についても検討を進めてまいります。

本年４月に施行される北海道議会議員選挙及び本年８月に任期を迎える上富良野町議会議員の選挙については、公正な執行に努めてまいります。

町税は町財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保には極めて重要であります。課税に当たっては、適正な課税客体の把握に努め、税負担の公平と公正を期してまいります。

また、納税については、納期内完納の推進を図るとともに、滞納者に対しては納税意識の高揚に努め、収納の向上対策に職員一丸となって取り組みます。

町税等滞納処理対策プロジェクトについても、引き続き徴収強化月間を設定し、訪問徴収と収納督励に一層の努力をしてまいります。

行財政改革については、最終年次を迎える行財政改革実施計画の着実な遂行と目標の達成に重点を置くとともに、激変する地方行財政環境に対応するため、従来の視点から大きく脱却を図りながら、次期行財政改革大綱と行財政実施計画を策定してまいります。

行政組織については、地方分権を主軸とした社会情勢の変化に対応できる地方自治体を目指して、より横断的、機動的、かつ効率的な組織に改革することで検討を進めてまいります。

本年４月から施行する職員給与水準の見直しについては、近隣や類似市町村との均衡や、その動向を把握しながら、適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

財務会計システムについては、行政イントラネットを活用しながら、行財政改革の一環として財務事務の効率化を図ることで、来年度の稼働を目指して導入してまいります。

庁舎内の指定金融機関派出所については、本年３月末をもって廃止されることから、これまで旭川信用金庫の派遣職員が行っておりました窓口での収納及び現金支払い業務は会計課職員で対応することになりますが、事務処理の効率化を図り、住民サービスの低下を招くことのないように努めてまいります。

旭川信用金庫には、従来どおり本町の指定金融機関として公金事務を取り扱いいただきますので、派出所廃止後も連絡調整を密にしながら円滑な事務処

理に努めてまいります。

公共工事などの入札・契約については、その透明性、競争性が強く求められており、法令などの規定に基づき、適正な執行に努めてまいります。

また、平成１５、１６年度は、新たな資格申請に基づく登録者において、入札、契約を執行することとなっており、公共工事以外の契約についても、登録の適正化を図り、契約実務全体の適正執行を図ってまいります。

以上、平成１５年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成１５年度予算案の概要を申し上げます。

平成１５年度予算案の編成に当たっては、行財政改革大綱及び健全財政維持方針に基づき、特に創意工夫の点検、歳出一般財源の４％の削減目標達成、行財政改革所管事項の進捗状況把握と達成に向けた行動、事務事業全般にわたる実施方法などの点検見直し、受益者負担の原則に基づくコストを勘案した料金水準に重点を置き、限られた歳入一般財源の中で、いかに町民の負託にこたえ、効率的な行政サービスを提供していくかを主眼に予算編成を行ったところであります。

まず、一般会計の予算規模は、国営土地改良事業負担金の一括償還分約１４億円と、保健福祉総合センターの建設費約７億円の２１億円を含めた総額９８億２，５００万円となり、前年度当初予算対比２５．１％の増となっております。

一般会計から特別会計及び公営企業会計に対する繰り出し金及び補助金などとしては、国民健康保険特別会計には保険税軽減の措置などとして、老人保健特別会計及び介護保険特別会計には基準に基づくものとして、ラベンダーハイツ事業特別会計には事業運営費として、また公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計には、建設費及び公債費の償還に要する経費などとして、それぞれ計上いたしました。

また、公営企業会計であります病院事業会計には、基準に基づく経費、経営健全化の経費などとして、水道事業会計には水道事業に伴う負担措置としてそれぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、国民健康保険特別会計１１億５，５４０万円、老人保健特別会計１３億９，２９０万円、公共下水道事業特別会計５億７，５１０万円、簡易水道事業特別会計８，０６０万円、介護保険特別会計５億６，３００万円、ラベンダーハイツ事業特別会計２億９，７６０万円、病院事業会計１０億３，２８１万６，０００円、水道事業会計２億４，８４０万円となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は５３億４，５８１万６，０００円で、一般会計予算と合わせた町の総予算額は１５１億７，０８１万６，０００円で、前年度当初予算対比１２．１％増、額にして１６億３，４６８万６，０００円増の財政規模になっております。

以上、議員各位並びに町民皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成１５年度の町政執行方針といたします。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長より教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長、高橋英勝君。

○教育長（高橋英勝君）　平成１５年第１回定例町議会の開会に当たり、教育委員会の所管する教育行政の主要な方針について申し上げ、町議会並びに町民の皆さんの温かい御理解と御協力をいただきたいと思います。

初めに、今日私たちを取り巻く社会・経済情勢は目まぐるしく揺れ動き、厳しさも一段と増しております。今後においても、楽観のできない先行き不透明な激動の時代が予想されます。

こうした時代の流れが大きく変化する中、社会のあらゆる分野で、新しい時代にふさわしいシステムを構築するための改革が現在積極的に進められているところでございます。

教育に関しましても、国においても教育は国家百年の計であり、国政上の最重要課題であるとの位置づけのもとに、２１世紀にふさわしい教育のあり方を見据えた２１世紀教育新生プランが策定され、学校がよくなる、学校が変わることが実感できるような教育改革を実現するための諸施策が講じられ、その目的達成に向けての取り組みが着実に進められております。

このように厳しい今日の社会の時代背景の中にあって、２１世紀という新しい時代を切り開いていくためには、社会の変化への対応を見誤らず、さらに将来の確かな展望を抱きながら、柔軟かつ適切に対応し、実現する道を着実に見出していくことの取り組みが大切であります。

特に教育の果たす役割は、これまでと何ら変わることなく取り組んでいかなければならない課題も山積されておりますので、現在進められている教育改革の必要性と重要性を認識し、地域に根差した特色ある教育を力強く推進していくことが大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、今日的課題を的確に把握し、新しい時代の要請と幼児から高齢者に至るすべての町民の皆さんが、学ぶことの尊さや喜び

を味わえる生涯学習社会の実現を目指して、学習意欲を引き出す努力をしながら、学習課題を適切に把握し、各種事業や学習機会を通じて、学校教育、社会教育、家庭教育、芸術、文化、スポーツの各分野の充実を図るよう、学校、家庭、地域との連携、協力を一層深めながら総合的な教育行政を推進してまいります。

いつの時代においても、町づくりの原点は人づくりとの不変の精神を持って、町の総合計画、社会教育中期計画はもとより、国、道の教育方針等を指標とし、町民の皆さんの御理解と御支援をいただきながら、適切な教育行政と諸施策推進に最善の努力をしてまいります。

最初に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、冒頭に申し上げましたが、現在国においては、今日の急激な社会変革に迅速に対応した教育推進を目指し、学校がよくなる、教育が変わることを実感できるよう、新しい時代にふさわしい、広範囲にわたる教育改革が進められております。

また、昨年４月から完全学校週５日制のもとで、新学習指導要領による新しい学校教育がスタートいたしました。この基本的なねらいは、ゆとりある授業の中で子供たちに基礎学力をしっかりと身につけさせ、一人一人の学習能力に応じて学ぼうとする意欲を高め、個性を生かし、みずから考える力や生きる力をはぐくもうとするものであります。

この学習指導要領が各学校の教育活動によって円滑に実施され、成果を得ていく上で、総合的な学習の時間の充実と地域の自然や人材、文化などを活用した各学校の特色ある授業が推進されることが必要であり、学校、家庭、地域社会が一体となり力を合わせ、教育内容の充実が図られるよう努めてまいります。

また、授業時間や教育内容の削減により、学力低下といった不安の声も聞かれますが、その不安を取り除くためには、基礎、基本の確実な定着と学習意欲の向上を図り、それぞれの実態に合わせてきめ細やかな指導の工夫や学ぶ機会の充実など、効果的な取り組みが必要であります。

成果を上げるためには、直接その責務を担っていただいている教職員の意識改革や資質向上が必要であり、行政の支援も重要であります。

このため、教育委員会と学校現場が一体となって教職員の力量や指導力の向上に取り組むとともに、学校経営の支援を前向きに取り進めてまいります。

また、完全学校週５日制の実施に伴い、子供たちが休日を有意義に過ごせるよう、地域社会が一体となり、さらに連携を深め、子供たちの活動や学習の場、学習機会など、さまざまな体験や活動がより効果的に実践され充実するよう、今年度より専門的嘱託職員を配置し、積極的に取り組んでまいります。

生徒指導につきましては、児童生徒の不登校、いじめ、校内暴力などの問題行動について、その未然防止や早期解決に、全教職員の熱意ある指導により、大きな成果を上げているところであります。

これからも、学校現場において児童生徒との日常的な触れ合いや相談活動を充実し、悩みや問題行動の早期発見と、個々に応じた指導体制の充実に努めてまいります。

また、本年度も引き続き上富良野中学校に心の教育相談員を配置し、生徒へのきめ細やかな指導、相談に努めてまいります。

本年度も、それぞれの学校施設を生涯学習の拠点として活用していただくよう積極的に開放し、地域と結びついた、地域に開かれ、親しまれる学校づくりの推進に努めてまいります。

教職員の資質と指導力の向上につきましては、児童生徒が生き生きと楽しく充実した学校生活を送っていくためには、教職員の資質や努力、情熱に負うところが大きく、教職員みずからが教育改革の基本的な考え方を十分理解し、また、実践的な指導力や子供の変化に的確に対応できる専門性を高めていくことが極めて重要であります。このため、校内研修を初め、各種研修会などへの計画的な参加を奨励するとともに、幅広い視野を持った教職員の養成のため、研修活動の一層の充実に努めてまいります。

僻地・福祉教育につきましては、小規模校の特性を生かし、地域の恵まれた自然との触れ合いや体験学習の充実と交流学習を進め、一人一人が学ぶ意欲を高める学習指導を工夫するなど、地域と一体となった特色ある僻地・福祉教育の充実に努めてまいります。

特殊教育についてでありますが、本町においては、年々特殊教育の対象となる児童生徒がふえ、また障害の程度も複雑化しており、多様な対応が求められております。このため、発達段階や障害の程度に応じて適切に対応する指導体制や、きめ細やかな指導の確立と施設の整備を図ることが必要であり、今後も、家庭、地域との連携を一層密にし、特殊教育の充実に努めてまいります。

本年度は、上富良野小学校の特殊学級と言語指導教室の大規模改修を実施するとともに、東中小学校に特殊学級を設置するよう、所要の予算措置をいたしました。

教育環境の整備につきましては、学校施設は経過年数等の関係で適切な維持管理を必要とする時期に来ている建物もありますので、今後も児童生徒が安

全で快適な中で学習が行えるよう、計画的に教育環境の整備に努めてまいります。

本年度は安全確保のため、急を要する施設の改善と整備を行うとともに、清富小学校に自然体験学習用施設の整備を行うよう、所要の予算措置をいたしました。

教職員住宅につきましては、現在７７戸を各地域に配置し管理しておりますが、建築年数が経過し、老朽化している住宅もあり、居住している教職員より早期の改善を要望されているところでもあります。

本年度は、１棟２戸の改善と２棟２戸の水洗化及び２棟４戸の解体と清富地区の教職員住宅の水道配管設備の整備を行います。

今後も教職員住宅整備計画に基づき、年次計画で逐次住居環境の整備を進めてまいります。

学校給食につきましては、心身ともに成長発達の途上にある児童生徒にバランスのとれた栄養のあるおいしい給食を提供するよう、今後とも献立内容の工夫と児童生徒の嗜好も取り入れ、また、衛生管理や安全対策にも細心の注意を払い、安全で喜ばれる学校給食の実施に努めてまいります。

幼児教育につきましては、幼児期は生涯にわたる人間としての健全な発達の基礎を培い、また、社会の変化に対応し得る能力をはぐくむための極めて大切な時期であります。その重要性を認識するとともに、幼児教育をより充実させるためには、家庭における教育力向上も不可欠であります。幼児一人一人のよさを伸ばし、健康で明るく伸び伸びと行動する子供の成長を目指し、学校や保育所、関係機関との連携の強化を図り、相互の実践交流や家庭教育学級をより充実させ、創意に富んだ幼稚園教育活動の充実が図られるよう支援をしてまいります。

次に、道立上富良野高等学校の振興についてでありますが、上富良野高等学校の改築計画につきましては、町にとっても重要な課題でありましたが、町民挙げての熱意が功を成し、昨年８月から工事が進められ、校舎、体育館、柔剣道場、グラウンド、前庭整備等の全面改築が施行され、平成１７年度までに完成いたします。本年度の１０月には、快適な教育環境の新校舎で学ぶことができる見通しであります。

町といたしましても、これまで同様に地域に根差した魅力ある学校づくりを推進していただくよう、上富良野高等学校教育振興会を初め、各関係機関との連携を密にし、教育活動の充実や地元高校への志望をより一層高めるためにも、積極的な支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、今日、人生８０年の時代を迎え、健康で心豊かに過ごすことは、だれでもが望む永遠の課題であります。

また、町民の皆さんが生涯を通じ、健康で生きがいのある人生を築き、より豊かで充実した人生を送っていただくためには、社会教育の果たす役割は、今後ますます重要になってまいります。

本町においても、子供から高齢者まであらゆる人たちが生涯を通じて教育、文化、スポーツ、余暇活動に親しめるよう、いつでも、どこでも、だれでも、何でもといった多様な学習活動のできる環境づくりを築いていくことは、時代の要請でもあります。

このために、学校教育と社会教育が相互に協調し、一体となって取り組む学社融合の活動のより一層の推進と、学校、家庭、地域社会が連携し、それぞれの持つ機能や役割を十分発揮しながら、町民の皆さんのニーズに対応した潤いのある地域づくりや活動できる人づくりを進めるため、第５次社会教育中期計画を基本に、その目的実現に向けての推進に努めてまいります。

本年度は、第５次社会教育中期計画の最終年であり、将来を見据えた総合的生涯学習システムの構築を目指し、平成１６年から平成２０年までの第６次社会教育中期計画の策定を行います。

また、この策定と生涯学習活動がより推進するよう、道教育委員会に専門的知識を持った社会教育主事を派遣していただくよう要請しているところでございます。

家庭教育について申し上げます。

家庭は、子供にとって人間形成や社会生活に必要な基本的な生活習慣を培う上で重要な役割を担っております。しかしながら、家庭環境を取り巻くさまざまな変化の中で、親子のきずなの希薄化や他人任せの教育など、本来家庭が果たさなければならない教育力の低下も指摘されているところであります。このため、家庭教育学級や育児サークルの連携による子育てネットワークなど、家庭での教育力を高める学習機会の充実や、学校、保育所、幼稚園、保護者との関係機関との連携をより一層密にし、子育て支援の諸活動をより充実するよう、家庭教育の向上に努めてまいります。

青少年の学習活動について申し上げます。

次代を担う青少年の健全育成は、町民のだれもが強く望んでいるところであります。

また、心身ともに著しく発達をする時期で、運動能力、思考力、社会性など、人間形成の基礎を培う大切な時期でもあります。このため、運動能力の向

上のほか、自主性、創造性、感受性を発揮したり、協調性や道徳観念を身につけさせるための各種体験学習や社会体験学習等をより活発化するよう、子ども会、スポーツ少年団や各関係機関や団体との連携を深めながら、心身ともに健全な子供の育成に努めてまいります。

さらに、青少年の健全育成は、地域の子供は地域全体で育てるとの基本理念のもとに、上富良野の青少年健全育成を進める会との連携も深めながら、望ましい環境づくりや各種事業の推進と町民意識の高揚に努め、青少年の健全育成を進めてまいります。

次に、青年・成人の学習活動について申し上げます。

今日の急激な社会構造の変化や価値観の多様化とともに、町民の学習ニーズも多様化し、高度化の傾向にあり、学習内容と実践活動をより効果的に推進していくことが必要であります。このため、今日的課題や地域課題を的確に把握し、町民ニーズに基づいた学習機会の提供を始め、成人や女性のみならず、各領域に応じて各関係機関、団体、職場との連携を図り、幅広い学習機会の充実や、学習活動に対する支援や活動への積極的な参加の推進に努めてまいります。

さらに、男女共同参画社会が進む中、女性の社会参加の意識と女性の果たす役割と期待もますます高まってきております。このため、学習機会の提供や学習活動の支援と女性団体活動の充実と活性化が図られるよう、積極的な支援に努めてまいります。

高齢者の学習活動についてでありますが、本町においても高齢化が進んでいる状況を踏まえ、現在の長寿社会にふさわしい高齢者の学習活動をより充実するために、いしずえ大学を始め、地域の老人クラブに対するさまざまな学習活動をより推進してまいります。

また、年齢、体力の個人差も広がっておりますので、個々の興味、関心に応じた学習機会の提供や、高齢者の持つ豊かな経験と知識を生かしていただき、異なる世代との交流や社会参加の機会を提供するよう努めてまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

町民の文化の振興は、地域社会に豊かさと潤いをもたらし、創造的な地域づくりの原動力となります。

本町においても、生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、心の豊かさを求め、文化活動に対する欲求や地域文化の創造への関心が高まっており、町民の自主的な文化活動も年々充実してきております。このため、本町の文化振興に大きな役割を担っていただいている文化連盟を中心に、より文化活動への興味、関心を高めるための学習の場や活動への参加機会の充実と、芸術文化に広く接する鑑賞機会の促進に努めるとともに、各種団体やサークル活動組織の育成を進め、町民の皆さんの豊かな心を培う文化振興の一層の推進に努めてまいります。

また、昨年６月には日本を代表する日本画家の後藤純男先生が、当町に私立美術館としては規模、設備、豪華さでは全国にも誇れ、また公立美術館にもまさる屈指の後藤純男美術館を開設していただきました。このことは、本町のみならず、北海道全体の文化・芸術発展はもとより、地域の活性化に大きく寄与され、その効果ははかり知れないものと考えております。

町といたしましても、芸術鑑賞の拠点施設として位置づけ、側面的な協力をしてまいりたいと考えております。

郷土館と開拓記念館につきましては、施設の狭隘や展示品の固定化といった課題もありますが、町の歴史や文化財に興味を持っていただけるよう、展示物の配置がえや情報の提供、展示会等の工夫を図るなど、効率的な運用についてさらなる努力をしてまいりたいと考えております。

また、郷土学習における文化財の保護、活用と、伝承文化保存のための伝承活動の推進に努めてまいります。

本年度は、かみふらの郷土をさぐる会が創立されて２５周年を迎えますが、この節目を記念して、第２０号の記念誌と、昭和１８年に元役場の職員であった熊谷一郎氏が執筆された上富良野村史の複製版を製本する計画であり、町の歴史の貴重な資料となりますので、そのための支援をしてまいりたいと思います。

公民館図書室につきましては、図書の利用度は、その町の文化度をはかるバロメーターとも言われております。本町の平成１３年度の利用実績は、貸出冊数が３万８，６３０冊、１日平均１３４冊の貸し出しを行っており、生涯学習活動の基幹的な拠点施設として重要な役割を担っております。

また、完全学校週５日制により、今後ますます児童生徒の読書活動が増大するものと考えられます。

現在の図書室は昭和４６年に設置され、以来３２年を経過しており、施設も老朽化し、狭隘で施設機能も悪く、大変不便な中で利用していただいている状況であります。

図書館の整備は、町民の皆さんから早期実現を熱望されている町の重要な懸案事業でもありますので、今後も一年でも早く町民の皆さんの期待にこたえられるよう、さらなる努力をしてまいりたいと考えております。

本年度は、国の緊急地域雇用創出特別対策推進事業の採択を受け、図書管理システムを導入し、利用者の利便性と図書室運営の円滑化を図ってまいります。

情報通信教育につきましては、今日の情報化社会に対応するため、道の助成を受けましてＩＴ講習を１３、１４年度の２年継続で６１講座を開設し、１，１１５名が受講され、大変好評を得たところであります。本年度も公民館講座で１２講座を計画し、推進してまいります。

国際理解教育と国内外交流の推進でありますが、今日、国際化が進む中にあって、町民の国際理解を促進して、国際性豊かな人づくりを行い、新しい時代の町づくりの中に生かしていくことの取り組みが大切であります。

特に、次代を担う青少年に見聞を広め、さらに知識を深めていただくことは、人材の育成のために大きな意義があると考えております。このため、学校教育と社会教育において、外国諸教育の基礎的学力の育成や英会話、外国の文化などの講座をより充実させるよう、昨年に引き続き英語指導助手としてモリーン・ボールディングさんに留任いただき、国際理解教育を推進してまいります。

さらに、本町と友好提携を結んでおりますカナダ国カムローズ市と三重県津市との友好交流事業として、小・中・高校生を対象に派遣するように計画いたしました。

スポーツの振興について申し上げます。

町民の健康づくりや体力づくりに対する意識の高まりや余暇時間の増大する中で、子供から高齢者まで個々の能力に合ったスポーツ、レクリエーション活動に参加する人もふえております。

また、スポーツは人との触れ合いを深める手段としては非常に効果的であり、また、青少年の健全育成にも極めて大きな役割を果たしております。このため、青少年の健全な発達を目指すスポーツ少年団への活動支援や、体育協会を始めとする関係各団体との連携を図り、スポーツ活動の充実や大会等にも創意工夫を凝らし、子供から高齢者に至るまでの各年代に合わせた生涯スポーツの振興がより一層推進されるよう努めてまいります。

また、本年度は待望のパークゴルフ場がオープンいたします。オープンは、芝の育成状況によりますが、４月２７日にオープンするよう準備を進めているところでございます。町民の皆さんに喜んで有効活用していただけるよう、利用者のニーズに応じた運用と指導に努めてまいります。

社会教育施設の整備についてでありますが、教育委員会が所管する建物は、社会教育総合センター、公民館、運動施設等、幅広い分野で施設管理を行っております。施設の中には、年数も経過し、適切な維持管理を必要とする施設も相当数ありますので、今後も年次計画で逐次整備を進めてまいります。

本年度は、江花コミュニティ会館の建設、草分防災センターの全面補修、清富分館の水道配管工事、Ｂ＆Ｇ海洋センターの駐輪場の塗装整備のほか、緊急を要する維持管理について、所要の経費を予算措置いたしました。

以上、平成１５年度の教育行政について申し上げました。

今、時代の流れが大きく変化する中で、あらゆる分野で新しい時代にふさわしいシステムづくりの改革が進められております。教育委員会といたしましても、気持ちを新たにして、当面する教育課題を的確にとらえ、時代の要請に対応した教育行政の推進と、さらに文化・スポーツの振興や生涯学習の構築にも最善の努力を傾けてまいりますので、議員並びに関係各位の温かい御支援と積極的な御協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（平田喜臣君）　以上で、執行方針の説明をおわります。

続いて、各予算についての説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま町長から、町政各般にわたります基本的な執行方針と、教育長からは、教育全般にわたります執行の方針が述べられたところでございます。それらに基づき編成をいたしました一般会計予算の基本項目の概要について、御説明を申し上げます。

まず、目次に記載してございますとおり、地方自治法に定められてございます議会の議決対象となります予算の部分につきましては、１ページから１０ページにわたり掲載をしてございます。１１ページ以降につきましては、地方自治法施行令に基づきます予算に関する説明書の項目となってございます。既に御高覧いただいていることと思いますが、１ページから１０ページまでの議決項目についてのみ御説明を進めてまいります。

それでは、１ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、予算条文につきまして朗読を申し上げます。

議案第１号平成１５年度上富良野町一般会計予算。

平成１５年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９８億２，５００万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、３３億円と定める。

次、２ページから歳入歳出予算の内容について、款ごとの金額のみ申し上げます。

最初に、歳入を申し上げます。

１款町税８億６，４７３万６，０００円、２款地方譲与税１億６，９００万円、３款利子割交付金７００万円、４款地方消費税交付金１億６００万円、５款国有提供施設等所在市町村助成交付金８，８００万円、６款自動車取得税交付金５，０００万円、７款地方特例交付金３，０５０万円、８款地方交付税２９億７,７００万円、９款交通安全対策特別交付金３００万円、１０款分担金及び負担金６，５９３万円。

３ページに移ります。

１１款使用料及び手数料１億２，２６４万７，０００円、１２款国庫支出金１５億８，１５０万円、１３款道支出金３億８，１９８万５，０００円、１４款財産収入１，４３６万７，０００円、１５款寄附金１万円、１６款繰入金４億３，９３６万円、１７款繰越金５，６００万円、１８款諸収入２億５，１１６万５，０００円。

４ページに移ります。

１９款町債２６億１,６８０万円、歳入合計９８億２，５００万円でございます。

次、５ページから歳出について申し上げます。

１款議会費７，７３９万１，０００円、２款総務費３億７，１２８万６，０００円、３款民生費１３億９１１万１，０００円、４款衛生費１０億９２万３，０００円、５款労働費１１８万６,０００円、６款農林業費１７億２，７５０万４，０００円、７款商工費２億１５３万５，０００円、８款土木費１９億３，５１７万５，０００円。

６ページに移ります。

９款消防費２億５，６１２万１，０００円、１０款教育費４億７，１８９万４，０００円、１１款災害復旧費６５９万１，０００円、１２款公債費１１億１，１２８万円、１３款諸支出金１，２７７万３，０００円、１４款給与費１３億７２３万円、１５款予備費１，５００万円、歳出合計、９８億２，５００万円となります。

次に、８ページの債務負担行為を設定する６件の項目について、その目的を申し上げます。

まず、１点目の財務会計システム導入事業でございますが、既に御説明申し上げてございます行財政改革の実施計画に基づきまして、事務の効率化を図るために導入を図るものでございます。

２点目は、現在接続してございます住基ネットワークシステムの第２弾としまして、希望者に対し住基カードを発行する必要から、その設備を整えることとしてございます。

３点目の保健福祉総合センター建設事業から最後の６点目にございます町営住宅の建設事業までの各事業につきましては、平成１５年度に一括発注を行い、平成１６年度までの２カ年間におきまして工事を施工し、完成を見るために債務負担行為を設定するものでございます。

次に、９ページの地方債について申し上げます。

その発行限度額を総額で２６億１,６８０万円といたします。本年度は国営畑地帯総合土地改良パイロット事業しろがね地区負担金のいわゆるガイドライン相当分の一括償還に伴います１２億４，３９０万円、保健福祉総合センター建設に５億２，４４０万円を始め、地域情報化基盤整備、農道及び用排水路等農業施設の整備、生活関連の飲料水供給施設、道路橋梁の整備、町営住宅並びに学校校舎の大規模改修事業など、延べ２２件の起債の目的と位置づけしまして地方債の発行を計画してございます。

次、１１ページ以降につきましては、目次のところでも申し上げましたように、地方自治法施行令におきまして定められてございます予算に関する説明書の内容となってございます。既に御高覧いただいていることから、事項別明細書を初め各種調書となります給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書の各説明につきましては、省略をしたいと思います。

また、別冊にて平成１５年度一般会計予算説明資料を議案にあわせまして配付してございますので、審議の参考としていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、一般会計予算の説明といたします。

○議長（平田喜臣君）　次に、国民健康保険特別会計予算並びに老人保健特別会計予算について説明を

求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　議案第２号平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険の財政状況は、ますます進む高齢化や生活習慣病の増加などによります保険給付費などの支出増加見込みに加え、平成１４年８月に改正されました健康保険法等の影響を受け、一層厳しい環境にありますことは、御案内のとおりであります。

国におきましても、医療保険制度運営について抜本的改善を目指し、各種の検討がなされているところでもあります。

本町におきましても、国民健康財源につきましては、保険基盤安定制度等各種の支援対策によりましても、前年に比べまして新たな要素としての保険税所得割算定見直しによる税収減１，３００万円、歳出につきましては、老人保健対象年齢の段階的引き上げによります前期高齢者の増加によります給付費は、高額療養費を含め約６，０００万円の増、老人保健拠出金の精算増８,５　００万円など、歳入歳出バランスが大きく崩れ、主要な財源であります保険税の現行税率での財政運営は、困難な状況に至ってまいりました。

このことから、御提案いたしました平成１５年度予算につきましては、平成１５年度の国民保険税率の医療分に関し、所得割税率を１．５％、被保険者１人に係る均等割１，０００円、１世帯に係る平均割５００円、介護分につきましては、所得割についてのみで０.１５　％現行税率から引き上げ改訂を行い、その財源確保をしようとするもので、本定例会に条例改正についてもお願いをいたしているところであります。

これらを総計いたしまして、本特別会計予算規模を前年対比１億６,８２　０万円、率にいたしまして１７％増の１１億５，５４０万円とするところであります。

なお、当該税率引き上げ改訂につきましては、被保険者の急激な負担増を可能な限り緩和することを考慮し、最小限の緩和改正にとどめ、国民健康保険財政調整基金７，５００万円の支消により不足する財源に充てようとするものであります。

以下、議案の朗読により説明いたします。

議案第２号平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成１５年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１億５，５４０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は３億円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

１ページ、２ページをお開きいただきたいと思います。

第１表、歳入歳出予算。

款のみについて申し上げます。

１、歳入。

１款国民健康保険税３億２，１９０万５，０００円、２款国庫支出金４億５，４３９万９，０００円、３款療養給付費交付金１億２，７５５万１，０００円、４款道支出金８５４万７，０００円、５款共同事業交付金１，５４９万６，０００円、６款財産収入１，０００円、７款繰入金２億７２９万２，０００円、８款繰越金２，０００万１，０００円、９款諸収入２０万８，０００円、歳入合計１１億５，５４０万円となるところであります。

２、歳出。

１款総務費４，７０５万２，０００円、２款保険給付費６億６，８５９万１，０００円、３款老人保健拠出金３億４，４１６万円、４款介護納付金５，５０３万２，０００円、５款共同事業拠出金３，０９９万１，０００円、６款保健事業費４０８万８，０００円、７款基金積立金１,０　００円、８款公債費２０万円、９款諸支出金７５万２，０００円、１０款予備費４５３万３，０００円、歳出合計１１億５，５４０万円となるところであります。

以下、３ページから３２ページにつきましては歳入歳出予算事項別明細書、３３ページから３９ページまで給与費明細書でありますので、御高覧賜りたいと存じます。

以上で説明といたします。

次に、引き続きまして議案第３号平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

平成１４年８月に改正されました健康保険法によりまして、老人保健加入年齢が７５歳以上と定められ、毎年１０月を基準日として、段階的にこれまで

の７０歳から引き上げられることとなりましたことから、被保険者数自体は自然減の状態が平成１８年度まで推移することとなり、これに伴います医療費給付減が徐々に進む予測から、予算総体も前年に比べまして約６，４００万円、率にしまして１％減で、総額１３億９,２９０万円で編成したところであります。

歳入におきましては、段階的な負担改正により、支払基金交付金が大きく減額され、国、道、町の公費負担が増額されたところであります。

歳出におきましては、前年度に比べ被保険者の減による医療給付費減約１億円を見込みましたが、高額医療費の制度化により、新たに約３,９００万円計上したところであります。

以下、議案の朗読により説明といたします。

議案第３号平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成１５年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３億９，２９０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

１ページ２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算。款のみ申し上げます。

１、歳入。

１款支払基金交付金８億９，５４１万４，０００円、２款国庫支出金３億２，９４０万４，０００円、３款道支出金８，２２９万４，０００円、４款繰入金８，５７８万５，０００円、５款繰越金１，０００円、６款諸収入２，０００円、歳入合計１３億９，２９０万円となるところであります。

２、歳出。

１款総務費３７１万５,０００円、２款医療諸費１３億８，９１８万２，０００円、３款諸支出金３，０００円、歳出合計１３億９，２９０万円となるところであります。

以下、３ページから１２ページにわたりましては、歳入歳出事項別明細書であります。御高覧賜りたいと存じます。

以上をもちまして、説明といたします。御審議いただきましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　この際、暫時休憩いたします。

午前１０時３２分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第４号平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、概要を申し上げます。

介護保険事業がスタートして４年目を迎えますが、介護保険制度では、３年ごとに５年を計画期間とする事業計画を定めるとされていることから、平成１２年度から平成１４年度までの実績評価を踏まえて、このたび第２期計画として、今年度から５年間の介護サービスの見込み量やサービス基盤の確保などを見きわめの上、見直しを行ったところであります。

新年度予算につきましては、この第２期介護保険事業計画に基づき、被保険者の保険料及び国と道、町の公費負担を財源として保険給付費の費用を賄おうとする考え方により、歳入歳出それぞれ計上したところでございます。

なお、６５歳以上の第１号被保険者の方から御負担いただく保険料についてでございますが、国から示されたワークシートに基づき算定を行ったところ、最終的に平成１５年度から１７年度までの月額の基準額は、端数分を除き、現在と同額の３,０００円となったところであります。

保険給付外の特別給付につきましては、これまで一般財源の繰入金をもって賄っておりましたが、制度における位置づけの明確化を図る必要があることから、本年度から３年間、介護保険事業基金を財源に充てる考えで見直しを行うよう所要の額を計上したところであります。

また、事務事業の管理経費につきましては、財源に一部国庫補助金を見込んでおりますが、残り大半を一般会計繰入金で賄うことになることから、経常経費の節減などに努めた内容で予算を計上しております。

以上が新年度予算の主な内容でありますが、前年度当初予算対比５.６％増の予算規模となったところであります。

以下、議案を朗読して説明といたします。

議案第４号平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成１５年度上富良野町の介護保険特別会計予算の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ

れ５億６，３００万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第２条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算につきまして、款ごとの金額のみ申し上げます。

１款介護保険料８，７６８万１，０００円、２款国庫支出金１億４，３６５万６，０００円、３款道支出金６，５７０万９，０００円、４款支払基金交付金１億６，８２１万６，０００円、５款財産収入１，０００円、６款繰入金９，７７２万９，０００円、７款繰越金１，０００円、８款諸収入７，０００円、歳入合計が５億６，３００万円となります。

次、２ページ、歳出の内訳を申し上げます。

１款総務費３，３０７万７，０００円、２款保険給付費５億２，５７７万２，０００円、３款財政安定化基金拠出金５４万９，０００円、４款特別給付費２７５万円、５款基金積立金１，０００円、６款諸支出金５，０００円、７款予備費８４万６，０００円、歳出合計につきましては、５億６，３００万円となります。

次、３ページ以降の総括及び歳入歳出の事項別明細等につきましては、既に御高覧いただいていることから、説明を省略させていただきます。

なお、２１ページから２４ページにわたりましては、所定の様式に従いました給与費明細書を添付してございます。

以上をもちまして、説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　次に、簡易水道事業特別会計予算説明並びに公共下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（早川俊博君）　ただいま上程いただきました議案第５号平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計の予算につきまして御説明申し上げます。

予算総額８，０６０万円を計上させていただいております。前年度対比では１，５２０万円、２３．２％の増となっております。

主な増額要素といたしましては、里仁浄水場の水質悪化に対します恒久対策としまして、２カ年計画で整備いたしますろ過装置の設置に対する認可設計及び実施設計費の計上でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第５号平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成１５年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８，０６０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

地方債。

第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

一時借入金。

第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、５,０００万円と定める。

次のページをお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算。

款のみの予算額を申し上げます。

１、歳入。

１款使用料及び手数料１，７９９万３，０００円、２款国庫支出金３８３万３，０００円、３款繰入金４，９０９万８，０００円、４款繰越金１，０００円、５款諸収入２４７万５，０００円、６款町債７２０万円、歳入の合計といたしまして８，０６０万円でございます。

２、歳出。

１款衛生費４，７２７万円、２款公債費３，３３２万９，０００円、３款繰出金１，０００円、歳出の合計といたしまして、８，０６０万円でございます。

第２表、地方債。

起債の目的、簡易水道事業。

限度額、７２０万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行、利率４％以内。

償還の方法、政府資金につきましては、その融資条件によることとします。銀行その他の場合には、その債権者と協定する者によることとします。ただし、町財政の都合により、損益期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借り替えすることができることとします。

次の３ページから１０ページまでの歳入歳出予算

事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、１１ページから１４ページにわたりまして、給与費の内訳及び地方債の内容につきまして調書を添付させていただいております。審議の参考としていただきたいと思います。

続きまして、議案第６号平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額５億７,５１０万円を計上いたしております。前年対比では３億１,２２０万円、３５.２％の減となってございます。

主な減額要素といたしましては、汚水量の増加に対処する水処理施設３池目の増設工事の完了によるものでございます。

汚水管渠工事につきましては、昨年に引き続き西町工区、新たに島津地区の一部を施工区域として予定しております。

また、処理区域の拡大につきましては、北町地区を新たに加えるべく、処理区域の変更を予定しているところでございます。

また、以下議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第６号平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成１５年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億７,５１０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定より債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、２億円と定める。

次のページお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

款のみ予算額を申し上げます。

１款分担金及び負担金２,７８０万円、２款使用料及び手数料１億６０５万４,０００円、３款国庫支出金１億円、４款繰入金２億２,５７４万２,０００円、５款繰越金１００万円、６款諸収入８４０万４,０００円、７款町債１億６１０万円、歳入の合計といたしまして、５億７,５１０万円でございます。

２、歳出。

１款下水道事業費３億２,１３６万２,０００円、２款公債費２億５,３２３万８,０００円、３款予備費５０万円、歳出の合計といたしまして、５億７,５１０万円でございます。

次のページお開き願いたいと思います。

第２表、債務負担行為。

平成１５年度水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金の期間につきましては、平成１５年度から平成１９年度、限度額につきましては、貸付実績額に対する利子相当額でございます。

なお、平成１５年度といたしまして、１０件を見込んでいるところでございます。

第３表、地方債。

起債の目的、公共下水道事業。

限度額、１億６１０万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行、利率４％以内。

償還の方法、政府資金につきましては、その融資条件によることとします。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによることとします。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借りかえすることができるものとします。

次の５ページから１９ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、２１ページから２６ページにわたりまして、給与費の内訳及び債務負担行為、地方債の内容につきまして、調書を添付させていただいております。審議の参考としていただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（林下和義君）　ただいま上程いただきました議案第７号につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

ラベンダーハイツ事業につきましては、利用者が生きがいある生活が送れるよう、創意工夫によりま

して質の高い施設介護サービス並びに居宅介護サービスの提供に努めるよう、予算の編成に当たったところでございます。

予算の総額は、昨年に比較して２２０万円、率にいたしまして０．７％減の２億９，７６０万円となっております。

予算の内容につきまして、第１点といたしまして、歳入でございますが、サービスの収入は、前年度の状況並びに今後の利用状況を十分勘案し、予算を計上いたしたところでございます。

また、一般会計からの繰入金につきましては、前年度に比し約１，１４０万円の減額に努め、施設運営の適正化を図ったところでございます。

第２点といたしまして、歳出でございますが、施設内における経常経費の節減、効率化により健全経営に努めるよう予算を計上したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

議案第７号平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成１５年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億９，７６０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、４,０００万円と定める。

１ページをお開きいただきたいと思います。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

款のみ説明させていただきます。

第１款サービス収入２億５，４９６万２，０００円、２款道支出金８０万円、３款寄附金５万円、４款繰入金２，１５０万円、５款繰越金２，０００万円、６款諸収入２８万８,００ ０円、歳入合計２億９，７６０万円。

２、歳出。

１款総務費１億８，２８５万２，０００円、２款サービス事業費８，７０９万８，０００円、３款施設整備費１００万円、４款公債費２，６５４万９，０００円、５款諸支出金１,０ ００円、６款予備費１０万円、歳出合計２億９，７６０万円となります。

次に、３ページから１６ページまでは、事項別明細書につきましては、説明は省略させていただきたいと思います。

１７ページから２２ページまでは、給与明細書につきましては、説明は省略させていただきたいと思います。

２３ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

２４ページは、地方債に関する調書として添付してございます。既に御高覧いただいたものと存じ、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で説明にかえさせていただきたいと存じます。御審議を賜り、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　次に、水道事業会計予算について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（早川俊博君）　ただいま上程いただきました議案第８号平成１５年度上富良野町水道事業会計予算につきまして、初めに予算の概要を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額１億８，７５０万円を計上いたしております。前年当初比では１７０万円で、０.９％ の増となっております。既拡張事業分の償還金などの負担金としまして、１，０７８万４,００ ０円が一般会計より繰り入れされております。

また、資本的収入の予算額１０５万９，０００円を計上いたしております。前年対比では３，６０４万１，０００円、９７．１４％の減となっております。

資本的支出の予算額６,０９ ０万円を計上いたしております。前年対比では４，０００万円、３９．６％の減となっております。

また、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

また、主な減額要素といたしましては、日の出浄水場の電気計装設備の更新事業が完了したことによるものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第８号平成１５年度上富良野町水道事業会計予算。

総則。

第１条、平成１５年度上富良野町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水戸数、４，２３４戸。

（２）年間総給水量、９０万２，４００立方メー

トル。
（３）１日平均給水量、２，４７２立方メートル。
収益的収入及び支出。
第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
款のみ朗読させていただきます。
収入。
第１款水道事業収益１億８，７５０万円。
支出。
第１款水道事業費用１億８，７５０万円。
資本的収入及び支出。
第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５，９８４万１，０００円につきましては、過年度分損益勘定留保資金５，９８４万１，０００円で補てんしようとするものでございます。
収入。
第１款資本的収入１０５万９，０００円。
支出。
第１款資本的支出６，０９０万円。
議会の議決を経なければ流用することのできない経費。
第５条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）職員給与費、３，９７４万円。
（２）交際費、３万円。
他会計からの補助金。
第６条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１，０７８万４，０００円でございます。
棚卸資産購入限度額。
第７条、棚卸資産の限度額は１，３４１万３，０００円と定める。
次の１ページから１０ページの平成１５年度上富良野町水道事業会計予算実施計画書及び１１ページからの予算説明書につきましては、説明を省略させていただきます。
また、２３ページから２６ページにつきましては、給与費の内訳及び債務負担行為の調書を添付しございます。審議の参考としていただきたいと存じます。
以上で説明といたします。御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（平田喜臣君）　次に、病院事業会計予算について説明を求めます。
病院事務長。
○町立病院事務長（三好稔君）　ただいま上程されました議案第９号平成１５年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、概要を御説明申し上げます。
本年度に関する病院経営に関しての業務の取り組みにつきましては、さきの町政執行方針に記述させていただきましたことから、省略させていただきたいと思います。
次に、平成１５年度の予算規模についてでありますが、３条及び４条予算の総額１０億３，２８１万６，０００円、前年比１億３，５１１万４，０００円、１１．６％の減となったところであります。
以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。
議案第９号平成１５年度上富良野町病院事業会計予算。
総則。
第１条、平成１５年度上富良野町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
業務の予定量。
第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。
（１）業務量。
イ、病床数、一般病床４４床、療養型病床３６床。
ロ、患者数、年間７万６，５１１人、１日平均２７７人。入院患者、一般病床、年間１万５，００６人、１日平均４１人。療養型病床、年間９，８８２人、１日平均２７人。外来患者、年間５万１,６２３人、１日平均２０９人。
収益的収入及び支出。
第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。
収入。
第１款病院事業収益９億７，２６６万２，０００円、第１項医業収益８億３，６４８万４，０００円、第２項医業外収益１億３，６１７万８，０００円。
支出。
第１款病院事業費用９億７，２６６万２，０００円、第１項医業費用９億５，４２４万７，０００円、第２項医業外費用１，８４０万４，０００円、第３項特別損失１，０００円、第４項予備費１万円。
資本的収入及び支出。
第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。
収入。
第１款資本的収入６，０１５万４，０００円、第１項出資金４，０５５万４，０００円、第２項企業債

１，９６０万円。
支出。
第１款資本的支出６，０１５万４，０００円、第１項企業債償還金３，４６３万２，０００円、第２項建設改良費２，５５２万２，０００円。
企業債。
第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。
起債の目的、医療機械など整備事業。
限度額、１,９６０万 円。
起債の方法、普通貸借または証券発行。
利率、４％以内。
償還の方法、政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政その他の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借り替えすることができる。
一時借入金。
第６条、一時借入金の限度額は７億円と定める。
予定支出の各項の経費の金額の流用。
第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。
１、医業費用と医業外費用との間。
議会の議決を経なければ流用することのできない経費。
第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）職員給与費、６億７８４万９，０００円。
（２）交際費、５０万円。
他会計からの補助金。
第９条、一時借入金利子及び特殊経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は５，６５２万５，０００円である。
棚卸資産購入限度額。
第１０条、棚卸資産の購入限度額は、２億４８６万７，０００円と定める。
次の、１ページ以降の予算実施計画、さらに予算説明書、そして給与明細書、債務負担行為に関する調書等の諸資料等につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。予算審議の糧としていただきたいと思います。
以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願いいたします。
○議長（平田喜臣君）　以上で議案の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
なお、先ほど前段で説明されました町長並びに教育長の行政執行方針に基づいて、各案件が今議会に提出されております。この質疑は、先ほど町長並びに教育長の行政執行方針の概要についてのみ質疑といたしたいと思います。
また、質疑の回数は、上富良野町議会運営に関する先例により、１人１回限りといたします。
これより、質疑をお受けいたします。
１１番梨澤節三君。
○１１番（梨澤節三君）　町長に、まず最初お尋ねいたします。
きょう、平成１５年度の富良野市の市政執行方針が出まして、上富良野町の町長のあわせまして、そこのところの同じ項目になるかと思うのですが、市町村合併、これについてお尋ねをしたいと思います。
町長がこちらで言っているところでは、自立の道を歩むべきか、また合併の道を選ぶべきか、はたまた新しい枠組みでの自治体の方向に進むのかと、このように言われております。こちら富良野の市長の方針では、はっきりと、合併については１市３町１村で、それから広域連合についても１市３町１村でと、このようにはっきりとわかるようにしております。
町長もこのように言われますと、旭川の方はもう既に１市８町というようなことで話も進んでおりますから、これは非常に町民惑うのではないかなと、この辺のところについて一つお伺いします。
いま一つにつきましては、富良野市長のこれを見ますと、富良野圏域１市３町１村で合併協議を進めていくことは困難であると判断したと。次に、広域連合につきましては、富良野圏域１市３町１村が合併問題の方向性が決まってから検討することで確認をすると。こういうことで、非常に手詰まりになったのかな。私もちょっとわけがわからなくなるような感じがするわけでございます。
それで、ただ、合併というのは避けて通れない、平成１７年３月、これでもって切れるという避けて通れない道ではないかと思います。ここのところでもって、町長の富良野市長の言っているところの違いと、それから広域連合、それから合併、この話がストップしているという、これについて町長の御所見お伺いしたいと思います。
それから、教育長の方は、これまた後でよろしいですか。続いて。
○議長（平田喜臣君）　一括でおやりいただきたい。
○１１番（梨澤節三君）　一括ですね。
教育長、教育基本法の改正の話が現在出ておりまして、生涯学習という項目が新たに加わると思いま

す。こういうことでもって、この生涯学習について、具体的にどうあるのか、これを読んだだけではちょっと具体性が見えなくて、どのように、私などは今の図書室ではなというような感じもあるのですが、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、次に幼児教育についてなのですが、男女共同参画社会との絡みがあります。それで、この男女共同参画社会の方では、ひな祭りというのは、これは男女差を出しているからだめだとか、そういうような日本古来のもののところのものを否定してきているのです。これ徐々に見えてくると思います。そういうことでよいのか。やはり小学校に入る前の子供たち、この幼児の教育、非常に大事な今、日本はこれから３０年、４０年かけて教育というものをやっていかなければならないと思いますが、この入学前の子供たち、幼児に対する教育、日本古来のものに誇りを持てるような、そして男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくという、日本が世界に誇れるような教育をしていただきたいなというのが私の希望でございますが、教育長のこの幼児教育に対する考え方についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

きょうの報道で、朝刊でのお話だというふうに認識いたしておりますが、市町村合併の方向性につきましては、私の考え方につきましては、ふだんから皆様方にお話し申し上げているわけでありますし、また加えて今回の行政報告、また執行方針でもお話しさせていただきました。今後の課題としては、基本的には、第２７次地方制度審議会の基礎的自治体のあるべき姿の答申の状況を見きわめるとともに、また加えて、経済財政諮問会議における地方財政の方向づけが国がどう示すのかというようなことも含めながら、十分その中で検討していかなければならない課題であるというふうに思っておりますし、その市町村合併ありきということではないというふうにも思っておりますが、住民懇談会等々の御意見等も承りながら、今後の課題としての研究を進めていきたいというふうに思っております。

富良野市長の行政執行方針の中での報道でありますけれども、５市町村という合併の問題につきましは、既に皆様方に御説明を申し上げておりますように、１月２６日の委員会の会議の中で、この方向性を、協議を、合併に向かっての協議会の設立が不可能であるということで結論づけをさせていただいているところでありまして、これらにつきましては、今後またそれぞれこの圏域の中で、また圏域の枠外等々も含めながら、それぞれの自治体が検討し、対応するべきもの、されるものというふうに思っているところであります。

また、広域連合の対応につきましては、これにつきましても、１月２６日に会合の中で方向づけをされまして、既に皆様方に御報告をさせていただいておるところでありますが、この報道によります内容につきましては、１月２６日の協議会での話し合いの結果の部分でございます。その後、皆様方にも御報告させていただいておりますように、２月２０日、広域圏の振興委員会を開催させていただきまして、その中で調整をさせていただいた結果、今後広域連合の推進に向かって、今現在方向を定めました事務組合あるいは介護認定等々の対応に、また、他の行政事業、事務事業等々について、広域連合で対応でき得るものがないかどうかということを担当課長会議、言うならば幹事会に検討をさせるということで、２月の２０日に方向を修正させていただいているということは既に報告させていただいておりますが、けさの新聞では、その部分について報道はされないで、１月２６日の結果についての報道ということでありますが、担当課の方で富良野市の方に先ほど調整確認した結果、この行政執行方針の後ほどに高田市長の方から、今申し上げました２月２０日での協議内容についての議会報告がなされているという報告を受けているところでございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　梨澤議員からの２点の質問ですけれども、１点目の教育基本法の中での生涯学習というのは、ちょっと整理していただきたいなと思っているのは、私も学校教育と社会教育の二つの部分で申し上げております。その中で生涯学習というのは、子供からお年寄りの各分野にわたっての、ここにも書いてありますように、健康で生きがいのある人生を築いていただくためのいろいろな活動があると思っております。それでは、学校教育の中では、学校基本法に基づくそれぞれの教育という部分の使命の中での取り組みが必要なのかなと思っておりますので、そういうことで生涯学習、学校教育も、ともに私たちは大事なことだと思っていますので、それぞれの受け持つ分野、立場のそういう乗り越えながら頑張っていかなければならない課題だなということで御理解いただきたいと思います。

それから、２点目の幼児教育、本当に言われているとおりに、子供は町の宝だと言われておりますし、今幼児教育、子供たちの健全育成には、私たちもまだまだ意を尽くしてあげていかなければならな

い課題だな。

それから、いつでも議会からも子育て支援の問題も出てきております。私たちも学校法人の幼稚園の問題を抱えて、保育所と幼稚園とがどうしても垣根がある。そのものをきちっとやっぱり垣根を取って、やっぱり保護者、子育てする親の立場に立って、その条件を整備してあげることが必要なのだというようなことの課題も今取り組んでいる最中でございます。そんなことで、子育て支援についても、幼児教育についても十分意を尽くしてまいりたいと思いますし、また、ひな祭りの男と女との区別ということで、これは男女平等ですから、ただ、日本古来のひな祭りだとか、例えばいろいろな行事の中で日本古来の伝統文化、そういうものを大事にして子育てをしっかりしていくことが大切だということは、共通した認識でございます。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　２番中川議員。

○２番（中川一男君）　町長に、２点ばかりお聞きしたいと思います。

町長は、一体この上富良野の未来像をどのように考えているのかなと。確かに都市の一極集中というのですか、それに対する過疎、高齢化に対する少子化、本当に厳しい状況にあり、未来のことをなかなか考えられないのでないかなと、そう思いますけれども、歴代の町長は、やはり強烈な個性を持ってこの上富良野を推進してきたと思うのですね。

海江田町長の場合は、自衛隊に対する厳しい目を、融和を図りながら農業、そして道路だとか学校のグラウンドなんかを自衛隊を利用しながら推進してきた、そして農業振興。

また、村上町長は、林業、農業というものに力を入れてきた。それに対しては絶対譲らんぞという姿勢がありました。

和田町長にしてもそうです。学校教育ということで校舎等を建て、そして農業振興。

酒匂町長においては、環境の酒匂だと、スポーツ振興、そして観光の振興に力を入れました。

菅野さんもしかりです。

ですが、尾岸町長はもう６年になりますけれども、なかなか見えてこない。総花的なことばかりであって、確かにあれなのですが、見えてこない。

私は、尾岸町長は、この一番最初にある、豊かな心の人のまちづくりという感じで、福祉に力入れたのでないかなと。そのために、パークゴルフ場も何億円もかけてつくったわけです、健康のためにと。そして、今度また健康福祉センターをつくると。これはやはり町民の健康が大事なんだと、健康が第一なんだという眼目から入ってきた。ですが、その面に関しては、やはり一貫性がないのでないかというか、整合性がないような気する。

例えば、この間の基本健康診断にしてもそうです。受益者負担です。この受益者負担の原則、確かに聞こえはいいですけれども、これはやはり私から見れば、官僚の答弁書という言葉がありますが、それに近いのかなと。尾岸町長の本音がなかなか見えてこない。そしてお金がない、聖域はないのだと言いながらカットすると。本当にお金がないのならば健康福祉センターもつくれないわけですから、それはつくると。そして、こういう面においても、健康保険の問題も出てくるだろうと思いますけれども、すべてにおいて聖域はないのだと。だから一貫性がないのでないかなと思うのですね。

私は、そこで町長にお伺いしたいのは、これから合併の問題も出てくるだろうし、いろいろな問題があります。しかし、上富良野を町長はどのようにしていくのか、これは絶対譲らんぞと、そういうものを見せていただきたい。

２０年後に、今職員の方々がいる、これは海江田町長初め村上町長、和田町長、酒匂町長に入った人たちが、今こうやって活躍してこの町を動かしているのです。ということは、その時の町長の判断によって質も向上するわけですから、尾岸町長の考え方が２０年後に、３０年後に生きてくるわけですから、私はやはりその点をきちっと皆に知らしめ、そして地域住民の未来像というものを出していただければなと思っておりますが、以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　２番中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まだ私を理解していただけないのだなと思って、まだ説明の仕方が不十分かなというふうに認識しておりますが、いつも申し上げておりますのは、私はこの町の将来像をどうするのか、それは私がつくらさせていただいた第４次総合計画の実現であると。その中で、当初から申し上げておりますのは、今、中川議員から御質問２件にありましたように、総計の前期は、豊かな心の人のまちづくりに全力投球をしていくぞということで、福祉を含めたその対応の中での前期の施策の展開を進めさせていただいていると。ちょうど前期はことしで、平成１５年で前期が終了し、１６年からは後期に入るわけでありますが、ただその中でたった一つ言えることは、当初計画していた４次計画の中で位置づけしていたよりも、もっともっと財政的な厳しさが、急激に対応が迫られたというところに大きなその事業展開の中で、予定よりもおくれを来しているという部分もご

ざいますし、では後期見定めたときに、では第４次総合計画の当初計画していたものを達成でき得るのかということになりますと、いささか現在の財政状況から見きわめると、非常に後期においても厳しさがあるなというふうに思っております。

そういう中にありまして、将来的な我が町の町づくりの将来像を見きわめるためには、この第４次の総合計画を、本当にこの４本柱を対応していけ得るのかどうかということが大きな課題であるというふうに思っておりますが、その中で私といたしましては、今言うように財政的に厳しい中にあって、やはり緊急性、優先性を十分に認識した上での取捨選択をした中での対応をせざるを得ないというふうに思っているところであります。

そういう中にありまして、今申し上げますような財政的に厳しい中にあることから、言うならばその受益者負担の原則をも取り入れつつ、財政運営を図りながら、豊かなの心の人のまちづくりの推進をこの前期で進めていくと。その中にあっては、応分の負担をいただくと。従前のようにすべて公費賄いということではなくて、受益者の負担を応分にしていただくということを含めながらの財政運営を進めていかなければならないという状況にあるというふうに、私としてもその対応を進めているところでございます。

また、それぞれの中で歴代町長のそれぞれの顔と申しますか、それぞれの特色というものが出ているということでありますが、これは言うならば、歴史が後で認定してくれるというか、歴史が後で判断をしてくれるものというふうに私としては認識し、議員が御質問にありました海江田町長あるいは酒匂町長、和田町長、菅野町長、それぞれの特色ある町づくりを目指してきたということにつきましては、同感でございます。ただ、私の経過につきましては、やはり歴史がまた判断してくれるものというふうに認識しているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　次、１５番村上議員。

○１５番（村上和子君）　町長の１５年度の執行方針が述べられましたが、今年度は国営土地改良事業の負担金の償還が始まり、また保健福祉センターの整備と大きな事業を抱え、きょうのような春の嵐の中を突っ走るような大変さだと思うのですけれども、ますます町財政の厳しい折、これからの時代に合った行政に向け、かじ取りを誤ることがないように頑張っていただきたいと思いますけれども、この方針の中で、まさに今、町長がよく申されております、小泉総理が提唱する地方財政改革における骨太の方針第２弾、この動向をよく見てからとよくおっしゃいますけれども、国の方も財政不足で次々と新しい方針が出されまいっておりまして、この一番大事なところは、三位一体での地方への税財源配分のあり方ですけれども、これが今後これから示される方向性が見定めてというような、注視しながらということをおっしゃっておりますけれども、もう既にこの方針が出ております。国土交通省は、２００３年度から市町村に対する補助金を原則廃止すると。それで一つの市町村内にしか効果が及ばないような事業は補助対象から外す方針と。それと同時に、補助採決の基準も、現在の５，０００万円以上から、都道府県並みの５億円以上に引き上げると。そのかわり、市町村道の補助金の見直しは、国からの道路特定財源を市町村に移譲して、自治体の配慮で道路整備できる余地を拡大するかわりに、補助金を縮減する、これが三位一体の行革だそうですけれども、これから動向を見てというよりも、もう今までの画一的な国の補助をもらって道路の整備をするとか、そういう国の事業も大体終結にまいっておりますし、そういう時代は終わりまして、もう即優先順位をつくって、それでスピィーディーに英知を集めまして、この三位一体の税財源の配分をぶん取るぐらいの気持ちで対応していきませんと、原則廃止ということですので、画一的な、この計画も方針も三位一体とすらすらと書いてありますけれども、これが非常に注視しなければならないとなっておりますが、その基礎的自治体の方向性、これももう見誤ることがないようにしなければいけませんし、即優先順位をつくりまして、スピィーディーに具体策を国に発信しませんと、なかなか今度市町村の道路なんかはできなくなってしまうと思うのです。それで、ここのところちょっと、道路の政策にしましても、補助を仰いでというふうに書いてありましたが、国土交通省や防衛施設庁の補助制度を活用しということをおっしゃっておりますけれども、この九○式戦車の対応、これらに伴っての富原の橋の架換えなんかは、これは防衛庁の関係で補助を仰ぐことができると思うのですけれども、次々と方針が変わってまいりますので、この三位一体というところ、誤りなきようにひとつしっかりかじ取りをやっていただきたいと思います。

それから、男女共同参画でございますが、審議会の附属機関の規約を女性は２０％採用すると、こういうふうに基準を変えていただきましたところは評価させていただきますけれども、ちょいちょいここの庁舎に参りまして、トイレなんを見ましても、この庁舎にありますトイレなんか、まさに男世界のトイレかなと。やっぱりまだまだ男性の社会だなという気はいたしておりまして、これは取り組みが町の

方の庁舎の方なのか、あるいは教育委員会の方なのか、ちょっとわかりにくいところもありまして、さらに取り組みの方をひとつ進めていただきたいと思います。

それから、高校の雇用の関係ですけれども、実際に働く場所が少ないということは実態でございますけれども、やっぱり企業がどういう人を求めているかということをよく連絡をとっていただきまして、それでそういう方が１人採用しておられると思うのですけれども、就職に向けましての就職先で必要な資格とか、それからあいさつとか、それからマナーの指導とか、こういったことをひとつやっていただけるように、企業体験も必要ですけれども、企業と学校との情報交換をうまく取り合って、それでなくてもなかなか雇用厳しいわけですので、取り組んでいただきたいと思います。

それで、保健福祉センターは、これは地方総合債がことしから廃止だと、危うく継続事業として政府で地域総合債を活用して、これを建てるということでございますけれども、今度国土交通省は補助金を原則廃止すると、こういうふうに言っておりますので、ひとつそこらを誤ることなきよう、スピーディーに対応、それから立案計画、ひとつよろしくお願いしたいと思います。町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、教育長にお伺いいたします。

学校がよくなる、教育が変わる、まさにそうだと思います。それで、この教育改革に力を注いでいかれるということで、そうだと思うのですけれども、その学校の情報開示、学校が取り組んでいらっしゃることがなかなか町民にわかりにくい、こういったこともありますので、その学校の情報開示、これに取り組んでいただきたいと思います。

それから、教育委員会と学校現場が一体となって教職員の力量や指導力の向上に取り組むとともに、学校経営の支援を前向きに進めてまいりたいと、こうありますけれども、学校評議員というのを設置いたしましたので、設置したばかりではちょっと困りますので、これらの方を大いに活用して、学校経営に取り組んでいただきたいと思います。

それから、社会教育主事を派遣ということで考えていらっしゃるようでございますけれども、いつぐらいから置けることになりますのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１５番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、第１点は、小泉内閣の骨太第２弾の問題であろうというふうに思いますが、これは今、議員おっしゃるように、今、小泉内閣は骨太第２弾の中で、地方財政についての位置づけとして、三位一体の改革を図るということで、その方向性を経済財政諮問会議の中に諮問をしているということであります。これは御案内のように、国土交通省が言っております、補助金は廃止するぞというような話でありますが、国土交通省が何を言っても、平成１５年度予算につきましては、今衆議院を通過して今決定されるところでありますが、この三位一体の中にあって、補助金については縮減から廃止に向かっていくと。それから、地方交付税については縮減から見直しをすると。そのかわりというか、その地方財政の財源補てんのために地方税配分を見直す。この地方税配分の見直しというのは、今国と地方が四分六の税配分になっておるわけでありますが、これを五分五分にしたいというのが片山総務大臣の私案であります。しかし、今その方向が結論的には出ておりません。地方税配分をどうするのかということについては、位置づけはされてない。

御案内のとおり、平成１５年度の予算なんかにおきましても、補助金、助成金につきましては、国土交通省が言っているように大幅ななたが振るわれまして削減されました。また地方交付税についても７．５％の削減ということで、非常に厳しい状況にあるわけであります。しかし、地方税配分については、一切平成１５年の段階では手はついていないというのが現状で、地方財政は非常に厳しくなっていると。

ただ、これから、基本的には経済財政諮問会議の中間答申が３月中にはなされるだろうというような方向でありましたが、現在の状況では６月か７月に延びるというようなことでございます。この６月か７月に延びる、この経済財政諮問会議における地方財源の三位一体の改革がどのような方針を示されようとも、御案内のとおり国家財政がこのように厳しいわけでありますから、従前のように潤沢に地方財源が潤うということは全く考えられない。ただ、相当な厳しい地方財政の状況になるであろうけれども、現在のようではなく、方向が見えると。地方財政の方向性が見きわめられるというような財政運営が地方でなされるように方向づけをしていただけるのではないかという期待を持っているということであります。

そういう中にありまして、財政運営におきましては、議員御質問にありましたように、町としても十分見きわめながら、今後の厳しい財政運営を遺憾なく対応していかなければいけない。その中で、やはり第４次総合計画で位置づけした中から、やはり優

先性を持つ、そして緊急を要する、そういった事業をいかに取り入れていくか、その取り入れる中にありまして、皆さん方のところに総合計画に位置づけした中で実施計画、３カ年ローリングにおける実施計画の中で、その方向性を定めているということでひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、男女共同参画型社会の形成につきましては、さきにも述べました。何度も申し上げておりますように、行政としては、もう門戸を開いて待っている。そういう中にありまして、地域の女性の皆さん方がこういう各種の組織の中に、またいろいろな中で対応し、率先して参加し、町づくりに参画していただけるように扉を開けて待っておりますので、その対応を促進するように、今後もより一層努めていきたいなというふうに思っているところであります。

また、高等学校の雇用の問題につきましては、後ほど教育委員会の方から、教育長の方から御答弁いただくとして、議員おっしゃるように、今高等学校では、職員を１人、町として配置し、教育委員会として配置して、高校卒業生の皆さん方の就職対応を図っていると。これが促進されることを期待して対応しているということで、細部につきましては教育長の方からお答えさせていただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１５番村上議員の４点の質問かと思いますけれども、１点の教育改革の問題、私も申し上げましたように、国の方で学校がよくなる、学校教育が変わるということで、２１世紀プランで、今いろいろ文部科学省の方からどんどん来ています。私も幾らいい制度ができても、マニュアルができても、指導要領ができても、それを実践に移さなければ絵にかいたぼたもちだよということで、先生にもよく話しして、とにかく先生たちも上富良野の子供たちのために、その情熱を燃やしてくれということであれしてますので、その意を体するようにこれからも共有して、このことの実感できるような教育ということで頑張っていきたいと思っています。

２点目の学校の情報公開の、昔は学校というのは聖域の部分があったのでしょうけれども、今、学校、家庭、地域一丸となってということで、そのために学校評議員を置いて、地域が学校に思うこと、学校が地域の人に理解していただきたいということで、これ今までＰＴＡ会の中でいろいろやっておりましたけれども、よりその聖域のないように、今言われたように、学校でこうやって頑張っているのだよということが地域にわかり、地域も学校に理解されるということでさらなる努力をしてまいりたいと思っております。

それから、社会教育主事は、これもひょうたんからこまで、なかなか今、道も財政的に厳しいということであれだったのですけれども、いろいろ道の方にお願いして、４月から配置の見通しが立ちました。この社会教育主事が来ることによって、将来の社会教育のビジョン、それから子供たち、それからお年寄り、各分野にわたっての実践活動が、より実践的に生かされるようにさらなる努力をしてまいりたいと思っております。

それから、高校の雇用対策、ことし本当にうちの方でも１人頼んで１年間地道な活動が功を成しまして、４３人の卒業生がおります。１８人が就職希望でしたのですけれども、そのうち１７名が就職を決定しております。これは、地道な活動が最終的にこういう一つの成果を得たのかな。ただ、今までは学校の先生に依存型でなくて、やっぱり地域の子供たちですから、私たちも行政で学校に支援して、行政と一体となってということの成果は、地道な成果を上げているということで御了承いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

ただいま昼食休憩の時間になりましたが、本質疑にまだ質問があるという方、ちょっと挙手をいただきたいと思いますが。３番さんのみですか。

できましたら昼食休憩をちょっと延期しまして、終わらせていただきたいと思いますので。では、簡潔によろしくお願いします。

３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　簡潔にと思っておりますので。

町長の町政執行方針を賜って、極めて崇高で聡明な町長の所信を拝聴いたしましたが、一定の評価をいたすものの、文言について、この機会にお伺いをしておきたいと思います。二つ、三つです。簡単でいいですから、町長、コメントしてください。

町民の家庭経済、昨今町長も御案内のとおり、疲弊しているという環境にあるのでないかと思います。そこで町長にお伺いいたします。受益者負担の原則にのっとりと、こうあるのですよ、文言が。町長は、最近とみに受益者負担の原則ということを強調されるやに伝わってくるわけですけれども、それでは、それぞれの領域がはっきりしているという考え方に自分は立っているのですけれども、行政サービスと受益者負担の原則との違いがおのずと違っていると思うのですよ。その辺の見解を承っておきたいと思います。

それから、１１ページのごみの処理について、一部有料化と、こうありますが、では全部という中の

一部の有料化とするならば、ではこの表現はどのように理解すればいいのか、この点をお尋ねをしたいと思います。

それから１５ページ、最後の質問になりますが、財政会計システムにあっては、行政イントラネット、自分日本人で外国語よくわからないので、町長この辺、朗読された後にちらっと教えてもらえばありがたかったと思うのですけれども、これはどういうことか理解したいので説明してください。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１３番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、受益者負担の原則ということの行政サービスと受益者負担とどうなのだということでありますが、行政サービスにも経費がかかるわけであります。その経費がかかる部分の中で、応分の受益者の皆さん方から応分の御負担をいただく。今まで行政サービスというのは、すべて認識としては無料という認識でありますが、決してこれは私は無料ではないのだと。全町民の税によって、全町民が負担しての行政サービスであって、その中で、その行政サービスを特に余計受ける者がいるとするならば、平等に対応するのでなくして、応分の直接的な負担をしていただくというのが受益者負担の原則かなというふうに私としては認識しながら、今後の対応を進めていきたいというふうに思っております。

また、ごみの一部有料化ということは、燃やすごみ、一般廃棄物における燃やすごみ等々についての一部でありまして、再利用する部分については、従前のとおり無料化であるということで、その一部分が有料化であるということで御理解をいただきたいと思います。

また、行政イントラネットにつきましては、担当の総務課長の方からちょっと説明をさせたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　３番福塚議員の最後の質問のイントラネットの関係でありますけれども、非常に片仮名でわかりにくいかと思います。今回特に庁舎内、それから庁舎外の公共施設含めまして、いわゆる施設ごとにそういう電子化情報を双方から発信できるようなことでシステム化をするという計画を持っています。非常にわかりにくいということを前提に、予算特別委員会の事前資料ということで議案と一緒にお配りしてございますので、図化しまして資料を添付してございますので、後ほど十分ごらんをいただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第１号から議案第９号は、なお十分な審議を要するものと思われますので、この際、議長を除く１９名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第１号から議案第９号については、議長を除く１９名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

◎休　会　の　議　決

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

議事の都合により、３月５日から３月１０日までの６日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、３月５日から３月１０日までの６日間休会とすることに決しました。

◎散　会　宣　告

○議長（平田喜臣君）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明５日から３月１０日までの６日間は、休会といたします。

３月１１日は、本定例会の３日目で、開会は９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後　０時０９分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１５年３月４日

上富良野町議会議長　　平　田　喜　臣

署名議員　　村　上　和　子

署名議員　　清　水　茂　雄

平成１５年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第３号）

平成１５年３月１１日（火曜日）

○議事日程（第３号）

第１　会議録署名議員の指名の件

第２　町の一般行政について質問

○出席議員（１９名）

１番	中村有秀君	２番	中川一男君
３番	福塚賢一君	４番	笹木光広君
５番	吉武敏彦君	７番	石川洋次君
８番	仲島康行君	９番	岩崎治男君
１０番	佐藤政幸君	１１番	梨澤節三君
１２番	米沢義英君	１３番	長谷川徳行君
１４番	徳島　稔君	１５番	村上和子君
１６番	清水茂雄君	１７番	小野　忠君
１８番	向山富夫君	１９番	久保田英市君
２０番	平田喜臣君		

○欠席議員（１名）

６番　西村昭教君

○一時退席議員（１名）

７番　石川洋次君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口　勤君	農業委員会会長	小松　博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中　博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村　延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好　稔君

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１９名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１９名であります。

これより、平成１５年第１回上富良野町議会定例会３日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

町の一般行政について、小野忠議員外８名の議員から一般質問の通告があり、その要旨はお手元にお配りしたとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。質問の順序は、通告を受理した順となっております。

また、質問の日割りについては、さきに御案内のとおりでございます。御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１７番　小　野　　忠　君
１８番　向　山　富　夫　君

を指名いたします。

◎日程第２　町の一般行政について質問

○議長（平田喜臣君）　日程第２　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　私は、さきに通告いたしました２項目について、町長にお伺いをいたします。

第１点は、景観条例制定について、景観条例の制定を今後はどのように進めようとしているのかをお伺いいたします。

私は、景観条例制定について、平成１３年６月の定例議会において１度町長に質問をいたしておりますが、その後どのように進められているかについて、再度質問をいたします。

昨年１１月１８日の北海道新聞に、景観条例の策定を目指す町の動きとして、景観づくりの講演会「東大堀教授との景観懇談会」「景観づくりに関する町民の意向調査」について報道されていました。その中で堀教授は、上富良野町は大雪山国立公園、十勝岳という第１級の景勝地に恵まれ、なおかつ、ラベンダーという観光資源によって全国から観光客が押し寄せてくるという、他の町村がうらやむようなすばらしい観光地としてすぐれた条件を備えていると、非常に褒めていました。ただ、深山峠にしても、千望峠にしても、眺望はすばらしいが、防護さくや看板などが景観を邪魔していると、環境整備を問題にしています。

また、住民のアンケート調査でも、「景観に関する指針づくりを行うべき」と答えた方が１１．７％、「景観条例を定め、景観づくりを明確に」と答えた方は２８．４％、「町の財政支出で積極的な景観施策を」と答えた方は２９．４％、「積極的に行政が主体となって景観条例の制定を進めるべき」と答えている町民は、これらを合わせると７３.１％に及びます。反対に消極的な意見では、「意識啓発を進める程度でよい」と答えた方は、わずか２０％しかおりません。

このような住民の意向を踏まえて、堀東大教授が褒めている我が町のすばらしい観光資源を保護するためにも、一日も早く景観条例を制定する必要があると思いますが、町長は今後どのように条例制定を進めようと考えておられるか、お伺いをいたしたいと思います。

２点目でございます。町民の叙勲申請についてお伺いいたします。

町民の功績をたたえ明らかにすることについて、郷土の発展のため、ふだんから家業を顧みることなく地方自治の振興に寄与された先輩の自治・産業関係者に対する叙勲の申請を、賞勲局長あてにされている向きがあると思いますが、何人申請中であるのかについて、名前を明かさずに、現状についてお伺いをいたします。

以上で終わります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、１番目の景観条例の制定についてでありますが、議員の御発言の中でも御紹介ありましたが、昨年実施しました景観基礎調査を通じ、町民の皆さんの景観に対する意識が極めて高いものであることを認識させていただきました。

先日の執行方針の中でも述べさせていただきましたが、平成１６年度施行を念頭に、平成１５年度において本条例の策定作業を行ってまいります。策定作業を進めるに当たりましては、かかわりの深い産業関係者の方々初め、一般の方々にも呼びかけを行い、策定委員会を立ち上げた中で行っていく所存であります。

また、景観を守り、つくり、はぐくむという観点から、本条例は単に理念のみを掲げるものではなく、町民や地域事業者の役割を初め、地元産業の発展を本条例の大きな目的として、ハード・ソフト両面にわたる事業展開の可能性や、公共事業における景観形成への貢献など、行政の役割をも明確にした実のある条例にしたいと考えておるところであります。

次に、２番目の国家の特定の私人の栄誉を表彰するため、栄典制度についての御質問にお答えさせていただきます。

その種類は、叙位、叙勲、褒賞の多岐に分かれているもので、その中の春秋叙勲について申し上げます。

国家または公共に対し功労のあった方々の中から、一定の条件を満たす場合に、候補者として推薦することとなる春秋叙勲については、国の各省庁別に対象となる職種やその在職年齢などの推薦要領が定められており、その内容に基づき、市町村や関係団体が該当者について申請手続を行う仕組みとなっておりますが、現在、春秋叙勲候補者として町が申請中の方はおりません。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　再質問を町長にお伺いいたします。

ことしの２月１８日付の北海道新聞に、国土交通省北海道局で、近く景観道路制度を道内に導入し、景観が美しくドライブに適した道路を指定し、民間営利団体などによる環境整備活動を支援する新制度を取り入れたいとの記事が載っていましたが、我が町もこれらの国の制度により景観道路の指定を受け、観光客の誘致に努めるためにも、一日も早く景観条例を制定し、美しい景観を保護し、観光の条件整備を積極的に進めるべきと考えますが、再度、町長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

次に、２点目ですが、町の叙勲申請につきましてちょっとお聞きしたいのですが、私は、趣旨を余り聞いたわけではございませんが、何か趣旨の方が多くて、ちょっと私にはわからないなというような感じがいたします。何にしろ、わかりやす過ぎて私にわからないと、余りにも難しくお書きになられるものですから。私はただ、叙勲申請を賞勲局長に出されていると思うが、何人ぐらいいますかと聞いただけで、別段趣旨は聞いておりません。ですから、今後、趣旨を聞かされなくても、認識してお聞きしておるのですから、もう一度その点を御答弁賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

景観道路につきましては、管内南地区の富良野圏域の昨年の懇談会におきまして、私の方から提案させていただいて、旭川開発建設部の方も動き出しておりまして、何とか花人街道、国道２３７号線は指定を受けられそうであるという報告を聞いているところでございます。そのことによりまして、地域の景観に対する対応も、今後花人街道の推進について両面から対処していくというようなことに、大いに期待をいたしているところであります。

それから、２番目の叙勲の問題でありますが、先ほど最後に申し上げましたように、現在、我が町におきましては、申請している人はおりませんということでお答えさせていただきましたように、議員はそこをお聞きしているのはよくわかります。

そこで、私の方から、現在、我が町では候補者に申請している人はおりません、終わりというのでは、これは余りにも単純過ぎるなということもありますので、叙勲制度等々についての中で、春秋叙勲候補者についてということで御説明をさせていただいたということで御理解いただきたいと。これからも、時間の問題もありますので、なるべく簡潔にお答えするように努めたいというように思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問ありますか。

１７番小野忠夫君。

○１７番（小野忠君）　景観条例につきましては、一応平成１４年度にも委託調査費をつけて、皆さん頑張っていただいておりますので、１６年度には間違いなく条例の制定ができるのか、この点について、もう一度町長に健全な、明確な御答弁をいただいておきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今年度の執行方針でも述べさせていただいております。きょう、またここでお答えさせていただいておるわけでありまして、この条例につきましては、既に方向性が定まっております。あとは、先ほど申し上げました策定委員の立ち上げをすることによって動き出していただくものというふうに認識しておりますので、今年度策定をして、次年度から施行していくような方向で取り進めていくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１７番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　私は、さきに通告してあります２項目４点について質問いたします。

まず、行政の構造改革・機構改革について。

地方分権の時代になった現在は、今までの縦割り行政では対応しにくくなり、１点目、縦割り行政の弊害の調整または解消に向け、改革に取り組むべきと考えるが、いかがでしょうか。

平成１１年に１８課から１６課に統合され、改革されたはずだが、廃止した課はないので、またその課の中で縦割りが起き始めていると感じるが、職員も縦割り行政の矛盾を感じておられると思いますが、いかがでしょうか。

２点目は、機構編成を考えてはどうか。

児童館利用の実施や保育所の管理運営等は保健福祉課が担当となっているが、これらは教育委員会に移管してはどうか。また、これらを子育て課などにしてはどうか。

３点目は、総合窓口を設置してはどうか。

引っ越しなどしてきたときの手続等、町民をたらい回しにしないで、一カ所で行政上の手続が済むように住民サービスをしてはどうか。

２項目めは、協働のまちづくりについて。

これまでは、行政がその地域が抱える問題の解決に当たってきましたが、財政状況が厳しくなってきたのと、行政の画一的なサービスの提供だけでは多様化する住民のニーズに対応し切れなくなっているため、町民も参加してまちづくりをするべきと考えるが、町民がまちづくり活動に積極的に参加しやすいシステムを構築してはどうか。住民参画まちづくり条例を制定してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１５番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

組織機構改革につきましては、行政の効率的な運営を目指し、平成１１年４月１日より一部スタッフ制の導入と機構改革を実施し、現在の行政組織体制となっております。

この改革は、行政の縦割り弊害を解消し、より多様化する行政需要に的確に対応していくための第一歩として着手したものであり、地方分権が推進されている今日にあって、今後の組織体制はいかにあるべきかをさらに検討し、変革期の時代に対応した執行体制を確立していくことが重要と考えております。

まず、第１点目の縦割り行政に関する御指摘でありますが、行政組織のあり方を考えるとき、縦の体制と横の体制をいかに有機的に機能させていくかということが大切であります。そのような意味から、平成１１年度に導入したスタッフ制が十分な機能を発揮しているという評価にはいまだ至っておりませんものの、組織内にその素地が確立されてきたと受けとめているところであります。

次に、第２点目の子育て支援における組織体制に関してでありますが、現在、児童館及び保育所は、児童福祉法に基づく施設として、児童福祉行政を所管する保健福祉課が担当しておりますが、子育て支援の各種事業などは、これら児童福祉施設や教育施設を拠点としながら、教育委員会と連携・協力しながら取り進めているところであります。

上富良野町の将来を担う子供たちの健やかな成長は、だれしもが望む社会全体の共通課題であり、今後においても、教育委員会初め、関係各課との連携を一層深め、子育て支援策の強化に努めていくことが重要と考えているところであります。

また、３点目の総合窓口の設置に関しましては、役場を利用される方々の視点に立った対応が重要との認識から、転入者などの住民登録に際しては、関連して届け出が必要となる他課へ出向いていただくことを避けるため、関係各課の職員を窓口へ呼び寄せることなどの方法を講じることで、総合窓口的な機能を発揮しているところでありますが、一層の機能強化を図ることが必要と考えられます。

御発言にあった子育て課や総合窓口についても、今後の組織改革の中で検討していく課題と受けとめておりますので、御理解を賜りたいと思います。

平成１１年度の改革を第一歩として、さらなる組織改革にあっては、子育て支援や総合窓口、さらには定住促進や環境保全、広域行政など、課の枠を越え横断的な機能を発揮して対応していかなければならず、推進が難しい面がありますので、これらの視点を受けとめ取り組んでまいります。また、それぞれの政策目標の達成に向け、職員の能力を最大限に発揮していくための体制整備にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存

じます。

２番目の協働のまちづくりについての御質問でありますが、私は、これからのまちづくりの基本は、議員と同様、町民と行政とが情報を共有しながら、相互の理解と信頼のもとに、力を合わせて進めていくことが極めて重要であると考えております。このことを実践することが、まさに協働のまちづくりであります。第４次総合計画において、４本の柱の一つとして、共に創る町を位置づけているところであります。

さて、住民参画まちづくり条例の制定についてでありますが、条例の制定に当たっても、町民と行政が共通理解のもと、その必要性を認識し合うことが何よりも重要と考えております。このことから、まずは協働のまちづくりの理念を基本にしたまちづくりを進め、その過程の中で、条例制定という手法の必要性を見きわめてまいりたいと考えております。したがいまして、条例の制定については、今後の課題として受けとめさせていただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　１点目の縦割り行政の解消の件ですが、機構改革、一部スタッフ制の導入が３年以上たった現在もうまく機能していないということは、一体どういうことなのでしょうか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、２点目の児童福祉、保育を教育委員会の方に移譲してはどうかという件でございますけれども、今、子育てネットワークは教育委員会の方でやっております。それから、国の方でも、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省の所管なのですけれども、今は保育所も幼稚園も一元化して運営してもいいと、こういうふうに柔軟になってきております。ですから、国の方でもそういうことをやっているわけでございますし、あるいは子育て課があれでしたら子供課でも結構でございますけれども、上富良野独自の運用はできるはずなのですよ。

ただ所管が違うからということではなくて、統一して、教育委員会にあれだというのであれば、保健福祉課でも、どちらかに統一されてはどうなのでしょうかと思いますけれども、独自の運用はできるはずだと思いますし、他町村でもやっているわけですので、うちの町ができないということはないと思います。その点、よろしくお願いしたいと思います。

それから、３点目の共に創る町でございますけれども、いつも町長の施政方針にもございましたが、四つの柱ということで、共に創る町と、こういう計画は何回も出てくるわけでございますけれども、どうも取り組みは……。

今、補助があるとはいえ、４，０００万円かけて、高額をかけて地域のイントラネットをやるわけです。全部インターネットで情報をつなぐわけで、これだけの大がかりのネットワークを張るわけですから、今までと同じようなやり方、組織の対応ではいけないと思うのです。職員の人員配置の件もあると思いますけれども、やはり住民と情報を共有しまして、即取り組んでいただく気持ちがなければ、町民も行政に参加するという啓蒙、計画倒れのような気がいたしますので、そこをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１５番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、縦割り行政の件でありますけれども、１１年４月１日でスタッフ制の一部導入を図ったと。これは、組織機構改革を図ったわけでありますが、御案内のとおり、長い年月、職員の皆さん方にはそういった認識がない。旧態依然の組織体系の中で、長い年月を経過した。その中で、職員が係、部署を持たないで、他の職員という、流動的な職員に相なるというようなことから、非常にいろいろな戸惑いもあるものというふうに認識し、一挙にスタッフ制の導入に取り組まずに、第１段として、職員だけは、従前のように人事権を持った私の方から何々課、何々係の職員を命ずるという辞令を交付するのではなくて、何々課の職員を命ずるという委嘱状を人事権を持った私の方から辞令を交付して、あとの係の仕事につきましては、課長裁量の中で課の係を全部一遇して対応させるということで、人事権を持った私の人事権を一部課長職に移譲して対応させていると。それがまだ、従前の流れと違って、十分機能しているという状況は、御指摘のとおり、私自身もそう思っております。ある程度機能している課、機能の不十分な課、そういったところがあるということは十分認識しておりますので、今後、これらの部分も含めながら、第２段階としての本格的な組織機構の改革に向かっては、それらの部分を十分認識した上で対処しながら、縦割りの対応をなくしながら、横の連携というものに十分対処でき得る組織機構にいま一度見直しを図ってまいりたいと。

今年度につきましては、その見直しの一つかなと。それが、先ほど来申し上げております財政等を含めた中で、今回の行財政実施計画は今年度で終わりでありますから、次なる１６年度からの行財政実施計画、行財政大綱の中で十分それらを煮詰めて対応していきたいというふうに思っておりますので、

御理解を賜りたいというふうに思っております。

それからもう一つ、福祉と教育の問題でありますが、子育て等々の問題でありますけれども、今対応する施設の管理につきましては、それぞれの福祉施設であっても、教育委員会に管理運営を任すというような対応は可能であろうなというふうには認識いたしておるところでありますが、御案内のように、児童福祉行政につきましては厚生労働省所管の対応の事業であると、また、子育ての生涯学習の中において教育委員会が対応するのは文部科学省の対応の中であると。その中で、町長部局である厚生労働省の部分の権限を、しからば教育委員会に全部移譲でき得るかということになりますと、なかなかこれは難しい課題があると。

ですから、そのためには、やはりそれぞれの部署の対応がありますので、横の連携というものにいかに十分に対応していくかと。そして、施設の管理というものについては、まとめて教育委員会に移管するというような対応を図られるかどうか。教育委員会の中に保健福祉事業の児童福祉部門を移管して執行させるということになりますと、そう単純ではないなというふうに思っておりますので、これらにつきましては、十分今後も組織機構の中で検討を加えながら対処していかなければならぬ課題と、横の連携をいかに充実・強調していくかということを大切にしたいなというふうに思っております。

それから、共に創る町、これにつきましては、私がいつもお話しするわということでありますが、私が話をするのでなくて、第４次総合計画の大きな柱の、４本柱の一つになっておるということで、常にこれからのまちづくりは、先ほども申し上げましたように、住民と情報を共有して、行政が何をやるべきなのか、そしてまた、住民は何をやるべきなのかという、第４次総合計画の中で位置づけいたしました、初めて対応した、住民がやるべきもの、行政がやるべきもの、そしてそれらが一つになって、協働でともにつくっていくまちづくりを目指そうというのが、第４次総計の大きな柱の一つでございます。

そういう中にありまして、議員おっしゃるとおり、当然にして情報を共有ししながら、まちづくりが住民の主体性でもって進められるということに、我々は対処していかなければならぬというふうに思っておるところでありますが、ただ問題は、そのためにまちづくり条例をということで、行政が先行してまちづくり条例を制定していったから、しからば協働のまちづくりが促進できると、果たして行政主導でやってそうなるだろうか。私としては、先ほどもお答えさせていただきましたように、そういう土壌を住民の皆さん方につくっていただき、住民の皆さん方が盛り上がって、まちづくりに対する、行政に対する対応を認識していただけるような土壌をつくって、その中でまちづくり条例的なものを設定していくということが大事であると。条例をつくったから、町民の皆さん方、このとおりやってくださいよと言っても、なかなかこれは難しいと。私は、土壌をまずつくるべきだというふうに思っておるということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば。

１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　確かに、まちづくり条例をつくればすべてということは申し上げておりません。第４次総計にも、４本柱として、ともにつくる町ということは計画されているのです。ですけれども、実際には手がつけられていないということを、町民も巻き込んでというところの部分の取り組みがなされていないということを申し上げているのであって、１０年後には、自治体の取り組み方によっては相当自治体に格差がついてくると思うのです。職員の方も、民間団体や住民が協力して、進んでいるところに研修なんかも、今コスト制限でいろいろ経費の方の削減は図られているのですけれども、行政のサービスまでコストを下げたのでは困りますので、どんどん研修していただいて、そして町民を巻き込んで、情報を共有して、そしてまちづくりに参加する。どこまで町民がかかわっていいか、そこら辺が町民もはっきりしないところもありますので、そういうことを何とか町長、共に創るまちづくり、これをひとつもう一度よろしくお願いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１５番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

第４次総合計画におきます４本目の柱でありますともにつくるまちづくり、何もなされていないわという御指摘でありますが、議員も行政改革推進委員をやられたことがあろうかと思いますが、公募による委員会構成だとか、私が就任させていただいて以来、いろいろな組織をつくって、町民の声を聞いて、財政的に厳しい中でありますけれども、今回つくらせていただきます保健福祉総合センターにつきましても、本来であれば、今年度、１５年度で完成する予定であると。しかし、１４年度１年間かけてひとつ町民の皆さん方の声を聞きたいということで、いろいろな組織団体、町民の皆さん方の声を聞いたりしながら、まちづくり、行政づくりをしてきております。

ですから、議員の御指摘のように、何もしていないと、他の自治体よりも遅れてしまうぞという御心

配につきましては、私もそういうことにならぬように努力をしなければならないし、いつも申し上げておりますように、町民とともに情報を共有しながら、まちづくりをしなければいかぬというふうに思っておるところでありますが、何もしていないという御指摘についてはいささか、私としても、そうではないということを御認識いただきたいなというふうに思っております。

ただ、まちづくり条例につきましても、決して必要ないものという認識はしておりません。先ほども申し上げましたように、条例が先か土壌づくりが先かということを考えますと、私としては、住民の皆さん方に情報を共有していただきながら、行政に関心を持って、まちづくりに関心を持って立ち動いていただける、そういう土壌を一生懸命つくることが先であり、つくり上げていく段階において条例制定というものが必要になってくるというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１５番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　私は、尾岸町長の２期目のちょうど中間点も過ぎましたので、当面する行政課題について、町政が公平・公正に執行されることを願い、憶せず、町民の声を踏まえて、さきに通告してあります件につきまして一般質問をさせていただきます。

初めに、都市計画基本計画についてであります。

町長の公約の中で、商店街の活性化、駅前再開発が掲出されていますが、町長在任中、時間とお金だけは惜しみなく費やされてきていますが、これら事業の推進に当たっては至難であるのではないかと理解するものの、中心市街地活性化法、土地区画整理または街路事業等考えられることと思いますが、都市マスの点について、就任以来、町民と協議を踏まえ今日まで来ていることについて、町長は１３年１２月定例会では、駅前整備は基本的に街路事業で取り組む、また１４年３月には、構想をまとめ上げて都市計画変更届を知事に提出すると答弁されてきております。また、１４年６月定例会では、北海道の８８カ所の都市計画に採択されるため申請すると答弁されていましたが、１年たった今日、全く先が見えてきておりません。

また、そのときの会議録の６７ページの関係にあっては、町の都市計審議会に答申してまいると発言された記録がありますが、このことは大きな間違いではないでしょうか。諮問したいが正当であると私は思うわけでありますが、これでは、町長として、日暮れ道遠しの思いがいたしますので、責任ある町長のその後の所見をこの際承っておきたいと思います。

次に、２番目であります入札制度について。

このことについては、以前から公的機関においてさまざまな問題が発生し、その都度、綱紀粛正が求められ、本町においては、これら事故もなく現在に至っておりますが、町の情報公開条例が施行され、町民が行政事務に対する知る権利と町民に知らしめる義務が存在し、入札事務についても一層の透明性が求められていることは御案内のとおりであります。

国においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定され、この法律に基づいて事務を進めておられると思いますが、次の点についてお伺いをいたします。

一つ、町の共同企業体の取扱要綱の規定に基づき、自主結成してきた法人の資格申請を受理してきたと説明されているが、事実は、理論と実際は違っているのではないでしょうか、その点お伺いいたします。

二つ目として、工区割りをして工事を進めているのでしょうか。また、現場代理人の届け出はどう扱っておるのでしょうか。町民の、ここではうわさとは書いてありますけれども、生の声として、落札業者が直接工事に参加していないと、公共工事の発注について不信が広まっていることについて、町長として慎重に調査されることが最善と思いますが、町長のこれからの答弁によって、調査しないと答弁賜るのであれば、次の展開も私は視野に入れておりますので、町長の所見を賜りたく存じております。

次に、３番目に、保健福祉施設の工事発注についてであります。

ここに、建設新聞のコピーを手にしておりますけれども、この記事を見る限り、尋常ではないのですね。したがって、看過するわけにはいかないのであります。いわゆる責任問題であると私は思います。予算審議も未了で、この責任ははっきりとしていただかなければ、議会軽視で許容できることにはなりませんので、質問をいたします。

このことについては、昨年１２月１７日付建設新聞に「一括発注」と子細報道された記事を見た町民から、どうなっておるのかと尋ねられましたが、まだ予算審議も議会に詳細説明されていない経過にあって、全く私は知りませんと答えましたが、前年早々に、１４年１２月１７日建設新聞に、このような情報を提供することは常軌のさたではないと思うわけです。何か意図的なものがあったのか。行政配慮が欠けて、この責任は決して小さくないと思いま

す。今日的課題を考えないで、１０億円近くも借金して建設するのに、どうして総合商社ゼネコンに一括発注することになるのか、全く町長としての姿勢がわからないのであります。

不況と公共工事の削減で、町内業者は従業員を抱えて切実な現状を、町長は十分御承知おきのことと存じます。町内企業が積極的に参加できるようにするのが行政ではないでしょうか。技術的には十分こたえてくれるだけの企業は、町内に存在していると思うからであります。したがいまして、この際、一括発注をゼネコンにすることなく、分離発注されることがベストであると考えますので、この際、町長の見解を賜りたく存じます。

次に、４番目として、財政改革についてであります。

このことについては、従前から評価はしてきていますが、聖域と思っていた職員の給与までに及んだということは、町の財政も今や崖っぷちに来たと私は思うところであります。これからは、小さなことを積み重ねて徹底した歳出削減をしない限り、財政の健全化が図られないことなのでしょう。例えば、節電作戦とか封書・はがきの出し方等が考えられますが、行政コスト、経済効果等から次のことについてお伺いをいたしたいと思います。

職員の超勤命令の出し方、その結果の検証、町長の登退庁時の公用車の利用の検討をすることに対して、みずから率先垂範を示すことが士気の高揚、勤労意欲の増進につながるのではないでしょうか。

また、除排雪のために４トンダンプ２台をこの冬から借り上げ、臨時職員を雇って対応されたようですが、コスト的には従来の方法より高くなっているのと違いますか。

さらにまた、民間委託している十勝岳線でありますが、受託側では人件費だけ賄い、ほかは維持、燃料、バスを含めまして役場が負担し、その人件費だけで６３０万円も新年度予算で措置していることに対しては、町民感情からいっても納得できないところであります。

また、２トンダンプを売却したようですが、どうして１０万キロそこそこで公売するのか、この関係に対しても、行革の精神から照らし合わせて納得できません。４トンダンプの２台借り上げ、臨時を２人雇っているということであるようですが、裏道の排雪には有効利用できたのではないでしょうか。

また、最近、公用車が更新されていますが、借り上げ料は幾らになっておるのでしょうか。富良野市では、自転車５台を買って対応するとか、よいところは見習ってもよいのではないでしょうか。

以上、６点について、町長の所見を賜りたいと存じます。

次に、市町村合併についてであります。

このことについては、町長は早くから町民の意向を踏まえて考えると言明されて経過してまいりましたが、その間、沿線の事務研究会をつくり、その報告を受け、沿線首長会議を３回持たれたようですが、中富良野町が、任意か法定かよくわかりませんが、協議会に加わらないからといって、短絡的に白紙になったようです。このことは、引き続き何らかの方法で話をする場を持たれなかったのかどうか、まことに残念のきわみでございます。

さて、私たちの町で考えてみるとき、町長は、町民の知恵と力を出し合い、ともに考える協働によるまちづくりを進めると、ことしの年頭所感で述べられております。したがって、その感覚から町長にお伺いをいたします。

一つ、自主自立の町政と強調され、１月から始まった地域懇談会では、合併するもしないも地獄とか、北に向かって検討するとか、２０１０年度には合併しないと２３億円の歳入減になるとか、２月６日の夢未来を語る会を、中富良野町が町村合併に対して加わらないので中止するとか、総括するこのときこそが町の将来について再確認することではなかったのでしょうか。そうかと思えば、一連の流れの中で、拙速議論は避けるとか、自立する道も選択肢であるとか、町民の多くは町長は何を考えているのかわからない、泰然自若として職務に専念してほしいというのが多くの町民の考え方であります。

したがって、お尋ねいたします。

地域懇談会の資料の説明でありますが、従前、議会で説明された中期財政計画と違った数字で説明されていますが、議会で説明されない資料をもって公表されるということは、それなりの意味を持ちますかもしれませんけれども、私たち議会は、どのような考え方を持って信頼すればよいのかわかりませんので、責任ある説明をこの際承りたく存じます。

最後になりましたけれども、６番目、国営土地改良事業についてお伺いをいたします。

このことについては、受益農家の負担軽減、すなわち財政支援が目的かと思いますが、町が全町約６００農家のうちの約１００戸の特定農家のために、町民の税をもって担保されることは、公平の原則からして意見の分かれるところだと思います。自治法上は、根拠となるものは該当ないということでなかろうかと思いますが、私は町長の裁量権と考え、今日まで経過してきていると思っておりますが、そうなりますと、町長のこの６年間を顧みるとき、町長を信頼して議決はされてきているものの、大変恐縮ですけれども、さかのぼって上富良野町１００念記

念品の時計の件、パークゴルフ場のホール数から位置の決定の件、日の出山の問題の件、墓地の件、このたびの町村合併の問題、行政改革等々、枚挙にいとまがありません。シンボル的な存在ではなく、決断と実行のある尾岸町長として、行政の責任者は町長であるということを確認したいのであります。一言で申し上げて申しわけありませんが、優柔不断では困るのであります。

したがって、しろがねの件について、最終的には、基本的には私は町長と同じ考え方であります。発言が極めて軽率でないかと思っておるので、質問をいたします。

受益農家が負担能力を欠いたら、税金で手当てしなければならないと表現した、この一言であります。現行条例の当該事業の負担金徴収条例にあっては、どこにもそのようなことは書いていないと思います。尾岸町長の裁量権の行使であるがゆえに、慎重に発言されるべきで、法的根拠を欠き、議会の議決があっても正当化されないとして、世の中が暗くなれば暗くなるほど、町民の感情が心配されるのであります。したがいまして、そのためには、私は、新生土地改良区と尾岸町長との間の議定書みたいなものがあれば、原因、根拠が後世に残ると思うからであります。

話題を変えます。ガイドライン１３億円の内容は、どう理解すればよいのか。例えば、線の部分で幾らで、交付税が補てんされるということで従来参ってきていますが、その数字はカウント前倒しされているのかいないのか。既に離農された方の負担はどうなっていくのか。行政の損失補償となる原因はないのか。新生土地改良区の定款は、いつ、どうなるのか、全くわからないのであります。議会として一度も議論せずに、所管で協議したでは理解できないのであります。

なぜならば、議会としては、所管委員会に付託案件として付託していないということであります。所管で議了した早い時期に集中審議することが議会制民主主義の基本であり、また町民からの行政監視をする点も議会の役割で、予算議会直前、一辺倒の説明では、行政配慮が欠如していると言いたいのであります。

以上の点について、御答弁を賜りたく存じておるのであります。

また、私は、大変恐縮ですが、どうしてもこの事業に対して、隣町の美瑛町が主で、我が上富良野町が従であるかのように思えてなりません。その思いは、美瑛町の、いわゆる申請事案の受益面積の返上から事が始まっているのではないかと思うからであります。

フラヌイダムの中止、この工事の費用負担は、上富良野町分があるとすれば、当然、原因がしろがねの水が余ったということ。フラヌイダムをやめたということは、申請しておきながら美瑛の西部地区の受益面積の返上でありますから、美瑛町にはやはり応分の負担をしてもらわなければ理解できないところであります。

また、日新ダムに１０億円をかけて、しろがねダムから落水する事業が始まっているにもかかわらず、事業の説明が全くない。この関係にあっては、土地改良法に基づく変更議決が必要であったのかなかったのか。また、この部分に関する利率は何％なのか、５％であるのかないのか、この辺のところは全然言及されていないのであります。理解したくても理解できないのであります。

また、計画によりますと、国の委託を受けて、美瑛町がダムの管理をして、水力発電設備を２月中にも終え、北電に売電し、美瑛町の財政負担の軽減に努めるとの報道記事を見ましたが、一体これらについてはどうなっておるのでしょうか。維持管理は、新生土地改良区がするのではないのでしょうか。

また、ダムの造成費は本町も応分の負担をしておるにもかかわらず、なぜ美瑛町だけ維持管理費の軽減につながっていくのでしょうか。その辺のところが全く理解できないのでありまして、この件に対しても町長の答弁を賜りたく存じます。

以上で終わりますが、町長の明快な答弁を期待いたします。以上。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　３番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１番目の都市計画についてでありますが、駅前周辺の整備がなかなか進まないことに対する御指摘かと思いますが、昨年３月に駅周辺整備を主とした市街中心部の整備構想の提言を受け、関係地権者への説明を初め、構想の概要については、広報を通じて町民の皆様にお知らせいたしたところであります。

また、事業に関係する北海道やＪＲとの調整も進めているところでありますが、議会や諮問機関である都市計画審議会に対しましては、具体的な事業案をお示しするにはもうしばらくの調査と準備、地権者などとの調整を初め、加えてこの厳しい財政状況を考えますと、事業の規模や着手するタイミングなど、慎重に判断する段階にあるものと考えておりますので、それらに要するお時間をいただきたいと思うところであります。

執行方針でも述べさせていただきましたが、平成１５年度におきましては、事業手法の検討をさらに

進め、事業実施によって生ずる家屋などの権利関係について調査を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、平成１４年６月定例議会におきます答申との発言は、御指摘のとおり、諮問の間違いでありますので、ここで訂正をさせていただきます。

次に、２番目の入札制度についての御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のように、公共事業の入札・契約をめぐってさまざまな問題が各地で発生する中、国民の目はますます厳しさを増しているものと受けとめておるところであります。平成１３年度には公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、本町においても、同法の適正な運用を図るため事務処理要綱等を制定し、入札契約事務の透明性、公正性に努めるとともに、昨年１０月より運用を開始した行政ホームページにおいても、入札結果の概要を公表しているところであります。

まず、第１点目の共同企業体の結成方法に関する御質問でありますが、昨年４月１日から共同企業体取扱要綱を改正施行し、共同企業体の結成方法を自主結成としたところであります。この改正以降、特定共同企業体に発注した工事は、障害防止関連の４事案でありますが、すべて入札参加資格の申請要綱を公告し、２週間程度の受け付け期間を設けて、自主的に結成された共同企業体の申請を受理し、入札執行に至っております。

よって、事実と違っているのではないかとの御指摘でありますが、どのようなことを指しての御質問かわかりませんが、あくまでも公告要件に基づき自主結成の申請されたものと認識しているところであります。

次に、２点目の共同企業体における工区割り及び技術者の届け出に関してでありますが、施工計画などは、共同企業体協定書の規定に基づく当該企業体の運営委員会において、各構成員の役割分担などが決定され、施工に当たられているものと確信しております。また、技術者の届け出については、経歴書を添えて届出書を受理しており、現場代理人及び主任技術者を構成員双方から選任配置いただいております。現在施工していただいております４事業案についても、この責任の技術者を中心に、構成員双方の協力のもとで現場が進捗している旨、報告を受けているところであります。

３点目の落札した共同企業体の構成員が工事に参加しないとのうわさがあるという御指摘でありますが、私の耳にはそのようなうわさは届いておりません。また、さきにも述べましたように、担当課長を初め、各監督員からも、そのような事実はないと確認しているところであります。

なお、そのような事実があったとするならば、指名停止及び入札参加排除に関する基準に基づき、対処してまいらなければならないと思っております。

次に、３番目の保健福祉総合センターの発注についての御質問にお答えいたします。

昨年１２月１７日付の北海道建設新聞によって報道された記事については、当方において何らその方針を定めていない中での報道であり、まことに遺憾に思っているところであります。

保健福祉総合センターは、財政状況が厳しい中での大型事業への着手であり、一円でも安価な契約を実現するための方法を検討したい旨の発言が、あのような記事で掲載されたものと思われ、具体的な契約方法や発注形態など、意図的なものは一切ございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

当施設は、将来にわたる町民の健康に資する施設として、厳しい財政状況の中にあっても決断したものであり、御理解をお願いする事業でありますので、当事業の発注に伴う入札執行には、多くの町民が注目をしているものと感じております。議員もさきの質問で述べられておりますように、透明性、公正性、競争性を旨として、納税者全体の利益が達成されるよう、その執行に当たりたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成１５年度早期に発注を予定している事業でありますので、新年度早々には具体的な発注方法等を決定できるよう、さまざまな御意見をお聞かせいただければと存じます。

さきにも述べましたように、財政状況を考えますと、当事業の入札に当たっては、最大限の競争性を発揮していただくこと、また、地域経済の波及効果という両面の課題に対応でき得る手法を検討していくことが必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、４番目の財政改革についての御質問にお答えいたします。

福塚議員の御指摘のとおり、景気の低迷や国・地方の財政構造の問題点から、本町においても極めて厳しい財政状況に置かれており、１５年度が終期となっている現行財政改革に取り組んでいるところであります。

さて、御質問の６点についてでありますが、まず第１点目の職員の超勤命令の検証についてお答えいたします。

従来は、係長及び係員により係単位として執務に当たっておりましたが、時期により業務量に変動があるなど不効率な面の見直しを含めて、平成１１年４月に行った組織構造改革と一部スタッフ制の導入

により、業務量の年間変動を吸収し、時間外勤務の解消に努めているところであります。平成１３年度では１９０万円削減の効果を上げ、平成１４年度からは、さらに縮減をより具体化するため、年度当初で２０％を削減し、各所属へ配分する方式に改めたところであり、現時点では目標値を上回る削減効果が上がるものと考えております。

次に、２点目の私の公用車利用に関してお答えさせていただきます。

御質問の登庁・退庁時の公用車使用については、平成８年１２月の就任以来、自宅から直接に会議、行事へ出かけることも多く、また、帰宅についても、時間が遅くなる場合は出先から直接の場合もたびたびあったため、自宅からの送迎が日常的になっているわけでありまして、その問題点については自覚しているところであります。

町長車運行についても聖域とせず、さまざまな実情や代替方策について検討を加え、現状について見直しを図りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３点目の除排雪についてお答えいたします。

まず、この方法は、今年からではなく、以前より実施している方法であります。交差点周辺の雪山解消や２間道路など狭隘道路の除排雪作業用として、毎年１２月から３月までの４カ月間、４トンダンプ２台を借り上げして継続的に実施しているものであり、歩行者と通行車両双方の視界不良の解消と安全通路の確保に、大きく効果を上げているところであります。

なお、これらの事業従事者は、除雪への出動状況を見計らいながら、その合間を縫って臨時の除排雪要員６名の中で当たってもらっており、新たなコストを発生させずに良好な交通環境を実現していることから、御指摘のようなことはありませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、４点目の十勝岳線の民間委託についてお答えいたします。

当路線については、退職職員の不補充に対応して、平成８年度から運行業務を委託したものであります。当路線は１日４便で、元旦を除く年間３６４日運行しておりますが、運転時間及び車内清掃整備時間、折り返し待合時間を加算すると、１日当たり８時間５６分の就労時間であります。この内容は、人件費用を基礎に算定しており、代替運転手の確保など、責任体制を整えることから見て適正なものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、第５点目の２トンダンプ売却に関してお答えいたします。

この２トンダンプは、昭和５６年、２，９００ｃｃのディーゼル車で、走行距離は１１万８，０００キロメートルでありますが、既に登録から２０年以上を経過しております。購入当初は道路管理用の道路パトロール車として配置し、平成３年にパトロール車を更新した際に衛生センターへ移管して、汚泥等運搬に活用してきたものであります。しかし、本年１月末に衛生センターを閉鎖したため、再度の転用も検討いたしましたが、汚物や堆肥などの運搬に使う現状の使用形態ならば、まだ幾分の利用価値が残っておりますが、他に転用する場合には多額の改修費用を要し、また車体全体やエンジンの耐用年限も少ないことを勘案し、廃車といたしたものであります。

最後に、６点目の公用車更新についてお答えいたします。

御質問には、平成１４年度のこととしてお答えしますが、取得した１台は、国営しろがね地区パイロット事業の完了年を迎え、施設の維持管理及び業務連絡用として、旭川開発建設部から無償貸与を受けた中古車両でありますので、取得費用は要しておりません。

なお、富良野市の例もお聞かせいただきましたので、今後、検討させていただきたいと考えております。

次に、５番目の市町村合併についての第１点目、町長としての考え方を示すべきとの御質問についてでありますが、私は、この市町村合併について判断する上で重要なことは、ここ上富良野町に住む住民の皆さんがどのような考え方を持って、合併を望むのか望まないのか、どことの合併を希望するのか、また、相手の合併対象市町村はどのように考えているのか、さらに、町の財政状況と将来予測から考えて、単独でのまちづくりは可能なのか不可能なのかなど、あらゆる角度から慎重に検討し判断を下していかなければならないと考えております。

それともう一つ、国や道の動きを見きわめていく必要があるとも考えております。第２７次地方制度調査会による基礎的自治体の方向性、また経済財政諮問会議における地方行政の改革の方向、さらに骨太方針第２弾による三位一体での地方への税源配分のあり方によって、市町村の将来のあるべき姿に大きな影響を及ぼすものと考えております。

以上のことから、私といたしましては、今までもあらゆるところで申し上げてきておりましたが、市町村合併問題については上富良野町の存立にかかわる大きな課題でありますので、議会並びに町民の皆様の御意見を伺った中で、慎重に判断を下さなけれ

ばならないと考えております。先ほど来申し上げてまいりましたように、現段階で合併の判断をすることについては、いましばらく国などの動向を見きわめてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

合併に関する第２点目の懇談会と議会の説明資料についての御質問でありますが、御承知のように、富良野圏域の５市町村で、昨年の１０月に、圏域内に住む住民の方々に合併についてわかりやすい情報を提供することを目的に、合併研究会を設立いたしました。このほど、地域懇談会等で説明した資料につきましては合併研究会が作成した資料であり、道と町村会、市長会が作成した市町村行財政運営シミュレーションの計数を用い、５市町村共通の資料ということで、歳入から基金の繰り入れなどを除くといった一定のルールを定めて推計したものであります。

また、昨年の３月に議員の皆様に示した中期財政計画は、平成１４年度の予算編成時点において国が示している財政指針等をもとに町独自で審査し、お示ししたものでありますので、懇談会と議会で使用した数値について差異があることにつきましては、御理解をいただきたいと思います。

６番目の国営土地改良事業についてお答えいたします。

国営土地改良事業しろがね地区については、昭和４８年度より事業が開始され、平成１４年度をもって完了の運びになり、事業負担金の償還も開始されます。事業負担金の償還に当たっては、受益農家の負担軽減に意を注ぎ、この３月議会の債務負担行為、損失補償を提案し議会の議決をいただいたことで、新生土地改良区に対する町の責任を明らかにしたものであり、議定書などにかわる何よりのあかしであると考えております。

ガイドラインについては、平成３年度農業農村整備事業の費用負担に対し、都道府県市町村の負担として妥当と考えられる標準的な水準として、工種ごとに２％ないし９％の範囲内で負担することで、国が示しております。ガイドライン分として町が負担する主な内容は、ダム関係施設流域変更工、送水幹線延長２万２，７９０メートル、配水幹線延長７万４，４７９メートル、幹線・支線排水路・河川整備延長３万１,８３４メートル、幹線・支線道路延長１万７，９１８メートル、区画整理などの事業に対し約１３億８，２２０万円を負担するもので、国はガイドライン分の借入１２億４,３９０万円に対し地方債発行を認め、毎年度２，０００万円程度を交付税に算入し、２０年の期間で総額約４億１,４００万円の交付を受けることになっておるところであります。

事業実施後に離農された方への行政の対応については、離農者の状況もさまざまでありますが、事業償還金を新生土地改良区が収用賦課金として徴収するものであり、受益農業者の義務負担となるところであります。

離農者においても、農地を所有している限り、事業負担金として当然の義務負担となります。経済的に破綻状態にある方や、今後破綻に追い込まれる方も想定されますが、このため、負担金償還が困難となった場合は、あくまでも土地改良区が賦課金徴収権者として、農地の売買、流動化を通して負担金の償還対策に当たられることになります。したがって、この精算段階において最終的に土地改良区が損失を生じた場合においては、町は補償することに相なるわけであります。

新たな土地改良区の定款、登記等については、土地改良法に基づき、平成１５年２月２０日北海道知事から設立認可をされておりますが、土地改良区は公法人扱いで、土地改良法において登記の必要はないものとされております。

議会への説明については、議員からの一般質問へのお答えのほか、平成１４年６月、平成１４年９月、平成１５年２月開催の議員協議会において説明、協議させていただいているところであります。

国営フラヌイ事業については、平成１４年９月、議員からの一般質問にお答えしたとおり、昭和６１年度に水田の用水改良、畑地かんがいを目的にフラヌイダムの建設、用水路新設及び改修を行う計画で着工しております。その後、フラヌイダムの建設によって必要な用水を確保する計画でありましたが、隣接するしろがね地区の受益面積の変動、水田の転作率の変化により、しろがねダムの容量に余裕が生じる見通しとなったため、地区受益地への配水計画等が検討され、しろがね地区とフラヌイ地区の水源の供用が可能となったことで、平成１２年度に土地改良法に基づき第２回の計画変更手続がとられ、美瑛町受益地の地区除外がされ、またフラヌイダムの建設も中止になったことで、美瑛町の負担は生じていないと聞いております。

上富良野分につきましては、西部用水路、日新用水路、上南送水幹線用水路の整備を行っていることから、約２億２，５４０万円の負担が伴ってきております。

また、新規地区として、９０億円の事業費をもってフラヌイ２期地区の採択がなされ、本町に関係する分として、日新注水路、草分地区の水田かんがい用水を日新ダムより取水するための施設整備の負担率は２．５％で、約１億１，７６０万円の負担が生じ

てきております。

国営土地改良事業により建設されたダム及び流域変更工等の関連施設については、上富良野町も費用負担を伴うところでありますが、美瑛町が行う水力発電については美瑛町が独自で行うものであり、建設費用８億円は、美瑛町の全額負担となっております。北海道電力への売電については約１，４００万円程度と聞いておりますが、美瑛町として、発電のための人員配置や維持管理費に約１,０００万円が充てられ、収支としては４００万円の余剰となりますが、施設の償還費が伴うことで逆にマイナスの収支になり、実際は報道されているような内容ではなく、財政負担の軽減にはつながらないのではないかと懸念していることでお聞きいたしております。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　自分の質問について、町長の答弁はただいま承りましたが、聞くところ、いずれも正面から向き合った内容の答弁になっていなく、繕っている面が多々あるので、理解いたしたいので再質問をいたします。

まず、質問する用意はしていなかったのですけれども、町長の生の声を聞いて、都市計画の関係について答弁書をもらっているわけですけれども、これは基本的に、町長としてのいわゆる認識の問題を超えて、資質等、大変失礼ですけれども、そういう問題にかかわってくると思うのですよ。答申と諮問を間違うような町長では困るわけですよ。この点に対しては言及する考え方はなかったのですが、重大な間違いですよ、これは。

答弁書では「訂正するとともに深くおわび申し上げます」と書いてあるのですよ。これを町長は言わないのですよ。紙の上ではおわびしていて、町長本人の気持ち、心はどこへ行ったのですか。少なくとも、ここに書いてある「訂正するとともに深くおわび申し上げます」とまで言ってくれているのですよ。これを割愛するということは、全然精神そのものが備わっていないと、やる気がないと、こう言わざるを得ません。

入札制度についてですけれども、１点目の共同企業体の結成方法について質問をいたします。

どのようなことを指して質問しているのかわからないと。わからなければ、聞いたらいいのでないですか。聞かないで、わからないで、あくまでも公告要件に基づき自主結成し申請されたと認識していますと、勘違いも甚だしいのでないでしょうか。だから、町長に調査をしてくださいと、私は簡潔に質問しておるわけですよ。構成員双方から専任を配置されていると。配置されていないというふうに聞かされるわけですよ。

３点目の、工事に参加していないうわさがあるとの御指摘ですが、町長の耳にはそのようなうわさは聞こえていません、届いていませんと。当たり前。発注者にこういうことを聞こえていったらどうなるかということで、聞こえていく道理がないでしょう。ですから、町長には慎重に調査をしてくださいと。調査しないで、ああです、こうですと言われたって、それでは選良の一人として町民に対して説明できないわけですよ。町長の立場を考えて、自分は町民に説明しようという考えに立っているわけですから、調査をするのかしないのか、その点をお聞かせください。

それから、保健福祉センターの件についてでありますが、まことに遺憾に思っておると。町長がそう思っているのだったら、自分はそれ以上に、及ばずながら遺憾に思うところが大きいわけですよ。報道された原因を尋ねておるのであって、どうしてこうなったのですか。一円でも安価な契約を実現していくための方法を検討したい旨の発言が、このように誤解されたと。だれが言ったのかということになると、では、町長が言ったのですか、一円でも安価な契約をしたいので、その話をブン屋さんにしたのですか。なぜそこで一括発注というか、町長としての発言が、責任ある町長の考え方が、なぜそういうことになるのか、私には理解できない。もし一円でも安い発注を町長がしたいとするのであれば、相手を考えて沈着冷静に、経費率を下げることだって、ブン屋さんに言わなくたって行政配慮できるのでないですか。その辺に対して、町長の大いなる発言を賜りたいと思っております。

ちょっと長くなって恐縮ですけれども、町内外の話として、これは本当にうわさの域を超えていませんけれども、衆議員選挙区６区以外の国会議員の関係者をして大手ゼネコンに暗示し、その企業は着々とその環境を整えつつあると聞かされてきました。これが事実とは受けとめたくありませんが、もし事実だとすれば、責任ある立場の人でなければ情報は提供できないと思うからであります。今後のためにも、町長、よく調査していただきたいのであります。

このこと以外にも、当局にあっては、本町の公共工事の発注について、懐疑心を持って注意深く注視しておられるような動きもありますので、公明正大に執行されることをこの際御期待申し上げておきたいと思います。火の気のないところには煙は上がらないとも言われます。町政をつかさどる者はいつもクリーンでなければならないと、町長は肝に銘じておられると思いますが、町長、大義の一つとして、

この事業は町の経済の活性化、雇用の創出、このような大義があると思います。ぜひ分割発注することで検討をしていただきたいと思っております。

次に、行政改革の幾つかでお尋ねをしたいと思います。

除排雪についてですけれども、この除雪の方法は、ことしからではなく、以前より実施していますと。このこともやはり繕っていますよね、表現が。違うでしょう。ことしの冬からレンタルで４トン２台を借り上げしたのでないですか、そして、臨時雇用２人を雇ったのでないですか。その辺はどうなのですか、それをお尋ねしておきたいと思います。

従来、町内業者に委託して除排雪していたものが、この冬から４トンダンプ２台を借り上げて、多くの町道に対しては、今度４トンで除排雪しているのと違いますか。そのために、運転手の臨時２人を雇用したということでないのでしょうか。小型だけに、何回もピストン輸送して、これは極めて効率的ではないと思うのですよ。したがって、改革の精神から大きく逆行しておると思います。

平素から、事業の民間委託と言いながら、理論と実際は全然かみ合っていないのですよ。レンタル業者とスタンド業者は歓迎しておられると思いますが、町長は上富良野町民１万３,０００の町長なのですから、そのことは大変失礼な表現でありましたけれども、従来までのこの町の除排雪に対しての関係者は、このことによって大きく落胆しておるのであります。

また、従前から町内建設業者には、災害のときは、水害だといったら応援を依頼し、友好的な関係にあった信頼関係が崩れつつあると思います。また、町長は商工振興に力点を置くと言いながら、やり方を変更するのであれば、粗野で乱暴的でなくて、一方的でなく、事前に今までの関係者と十分話し合い、協議をなぜしなかったのか、これまた行政配慮に欠けていると言わなければなりません。従来までの除雪関係業者は、従業員を確保して、機械を購入し整備して、体制を組んでですね。尊重しない行政は考えられないのですよ。この点について町長の答弁をお願いしたいと思います。

それから、十勝岳線の民間委託です。

結論から申し上げますと、十勝岳線は三百数十万円しか料金収入はないと思うのですよ。６３０万円もかけてやるのであったら、町が直接臨時雇ってやった方がいいのでないでしょうが。６３０万円を払って、そして燃料も修繕も保険も全部役場、委託先は、ただ雇用している運転手、ドライバーの人件費だけ。あと代替のために、それが６３０万円。極めて根拠が明らかでない。この点の根拠を再度はっきりさせていただきたいと思います。

私は、こうであれば、先ほど申し上げたように、町で直接やった方がいい。民間委託の精神にのっとっていないわけですから、行革の精神に反していると言わざるを得ません。

それから、５点目の２トンダンプの売却。これは、いろいろな考え方からいって、広報に出ていたわけですよ、乗用車２台とダンプ公売の記事が。その関係のダンプが１０万キロ、なぜ１０万キロで処分するのかと。レンタルから４トンダンプ２台借り上げるから、だから、ここで乗用車２台と２トンダンプ１０万キロで公売にかけたでしょう。その乗用車２台と、１０万キロの２トンダンプは３０万キロぐらい走れるというのですよね。４０万、５０万走れると言う方もおりました。なぜ売るのかと。その点を聞いているのですよ。ごみの運搬車を聞いているのではありませんので、その点の答弁を賜りたいと思います。

それから、公用車ですね。公用車は、何もしろがねで１台を取得したという考え方に立っていないわけです。何でしろがねのパイロット事業の車が出てくるのですか。私が質問しているのは、議席を持って以来、備品購入費の車で一度も予算が出てきていない中で見る限り、この４年近くの間、公用車の新車がふえているわけですよ。だから、この点に対してはどうなのですかと、そこを聞いているのであって、再度御答弁を賜りたいと思います。

それから、町村合併については、いろいろお尋ねしたいと思いますが、１点に絞ります。

答弁の中で、議会並びに町民の皆さんの御意見を伺った中でとあります。町民の皆さんの御意見は、町長は従来から言ってきているわけですから、町民の考えを聞いてということで一連の地域懇談会も終わったわけですから、ここで言う、さらに議会並びに町民の皆さんの御意見を伺った中でと、では、今後、町民の意見をどのように伺っていくのですか。議会とどのように向き合っていくのですか、その１点お伺いしたいと思います。

それから、最後にしろがねですけれども、本定例会で質問することは、まことに自分としてはしのびがたいものがあります。本事案については、従前から事後で聞かされ、議論なき理由から再質問をいたします。

まず、６点ばかりありますけれども、議会の議決をいただいたと、議定書にかわる何よりのあかしでありますと。債務負担行為の議決をしたことが何よりのあかし、印でありますと。極めてこれは、考え方というものを全く理解していない。議会の議決は根拠に当たらないと思うのですよ。私権、すなわち

裁量権でやっているわけですから、その辺の議決権と裁量権は全く違うと思うのですよ。自治のプロフェッショナルがたくさん控えておりながら、裁量権と議決権の意味がわからないはずはないのですよ。

もし住民から異議が出されれば、例えば道内である例ですけれども、再開発で損害賠償したら、全然損害が発生していないのにということで、その首長は訴えられているわけですよ。あるいはまた、裁量権で屠場の排水で海が汚れ、漁業補償したが、全然被害がないと、こういうことで表面化してきているわけですよ。

だから、私は、あくまでも町長が勝手にやったのでないのだと、町長が自主的に考えてよかれと思ってやったのでないのだと、あくまでも上富良野町民の意向を踏まえて、自己宣伝することなく行政配慮をしたのだという観点から、議定書あるいは覚書、そういう行政配慮をした方が、今後にあっても盤石な考え方に立つのでないかという考え方から、私は質問しているのであります。この点に対して、町長の考え方を賜りたいと思います。

それから、２番目ですけれども、土地改良区の定款についてですけれども、２月のうちに道から認可されているのであれば、この２月に議員協議会をやっているわけですから、なぜそこで一連の説明をしなかったのか。自分が質問したら答弁してくる、これでは議会軽視。議会制民主主義、議会の活性化に余りにも……。質問したら言う、言わなかったら黙っている。自分から一般質問に答えたと。私は２０分の１の考え方で質問しているのであって、自分が質問したからいいのだという、了とはならないと思うのですよ。

１４年６月、１４年９月、１５年２月、時系列にはっきり書いてあります。これは、あくまでもこの事案に対する定例議会の議案になる前の話で話題を提供してもらってきているだけで、そこで自分が反対するわけにいかないわけですよ。もともとこの事案に対しては自分は反対する考え方はないのでありまして、これらのことをここで強調されて、文字として残っているのですけれども、では、１４年６月、１４年９月、１５年２月は最近のことですから、どういう提案をされたのですか、この際お伺いしたいと思います。

繰り返しますけれども、１５年２月の、この３月定例会に向けての議員協議会で、新生土地改良区の関係に対しては道知事の許可がおりました、面々はこういう方に役員をお願いできました、事業目的はこういう目的になっております、事務所はここへ置くことになりましたと、なぜそういう説明をしないのですか。それが、１５年２月に議員協議会で説明協議をしましたと、これでは余りにも行政のプロとして、責任ある職員にはなり切っていないのでないでしょうか。

それから、あと二つで終わります。

受益面積の変動があったと、したがって、ダムの全体計画が変わったと。受益面積の変動は、上富良野町はないのですよ、美瑛町なのですよ、西山。あそこが返上するから。申請事案ですよ、これは、美瑛町も上富良野町も。美瑛町が西山をやめたから、しろがねダムの水が余ったわけでしょう。そして、フラヌイダムをやめたとするのであれば、美瑛町の負担は生じていないと聞いておりますと、聞き流したらだめだと思うのですよ。原因が美瑛町にあるわけですから、応分の負担を上富良野町はするわけですから、そうしたら、美瑛町も応分の負担、少なくとも上富良野町の２分の１ぐらいは持ってもらわなければならないのですよ。ここで聞き流すこと自体がおかしいのですよ。そのように私は思うのでありまして、この辺に対しての責任ある答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、しろがねダムの水力発電について、建設費用は８億円かかって、美瑛町全額負担となっていますけれども、いいのですよ。ですけれども、ダムの管理は新生土地改良区がするのでしょう。美瑛町はしないわけでしょう。しない美瑛町が、どうして発電を関係することになるのか、その辺も極めて不透明で、わからないのですよ。

それと、建設費が８億円ということは、全額美瑛町が負担するのですか。国費の投入は一銭もないのですか、その辺をお尋ねして、再質問といたします。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　３番福塚議員の再質問にお答えいたします。

まず、昨年６月の定例議会におきます諮問と答申の間違いでありますが、私も、諮問と答申というのは基本的に、議員おっしゃるように逆のものでありますから、間違いはよく認識いたしておりますが、できることならば、そう答えたときに、町長、その発言は違うぞと御指摘いただけば、すぐ議長に申し上げて、議事録を修正でき得たなというふうに思っておるところでありまして、この過ちは、諮問が答申というふうに答えたことにつきましては、十分深く認識をいたして、遺憾に思っております。

さて、都市計画の問題でありますけれども、これは執行方針でも述べさせていただきましたようなこ

とで取り進めさせていただくつもりでおります。ただ、財政的にも非常に厳しいというようなことから、地域の状況等も見きわめながら、今後の大きな課題として対処していかなければならないと。そのタイミング等々も、優先性、また緊急性等々も比較しながら、事業の取捨選択をした中で判断をしなければならぬというふうに思っております。

それから、入札制度の問題でありますけれども、もう少し、ひとつ問題点を御指摘いただきたいなと。私どもといたしましては、先般も議員の皆さん方から御質問をいただいておりまして、担当課長を通じて調査をさせております。その結果の報告は、問題ないという報告を聞いておるわけでありまして、これらにつきましても、ひとつ問題があるということは信頼性の問題も絡んでまいります。

ただ、ここで御指摘を受けるということだけでなくて、もう少し情報をお知らせいただいて、こういうところにこういう問題があるぞという細部の御指摘をいただければ、それらに対する調査につきましても、従前から御指摘を承るたびに担当課を通じて調査をさせておりますので、その調査の内容も明確に対処でき得るものと。そのような対応があれば、先ほど申し上げましたように、指名等々の対応の中でも規定の中で対処していかなければならぬと。適正に、公正に、そして透明性のある対応をしていくということが重要であるというふうに思っておりますので、そういった課題につきましてお気づきの点がございましたら、ひとつ細部をお聞かせいただきたいものだなというふうに思っております。

次に、保健福祉センターの件でありますけれども、これは私自身、正直申し上げて、北海道建設新聞の記者さんと個別にお会いしたことはございません。ただ、ことしの２月２８日に予算の記者発表をしたときに、おいでいただいておりました。

聞くところによりますと、私は記憶がないのですが、昨年も２月に予算の記者発表したときに来ていたということで、言うならば、同じ人かどうか知りませんけれども、その新聞社は２度町に来ていたと。しかし、その時点において私どもが説明するのは、予算の概要を説明するところでございまして、その細部につきましては、ことしにつきましてはいろいろな説明をいたしました。ことしから着工していくというようなことでありますから、入札はいつごろするかというような御質問もあったかに記憶しておりますが、６月ごろになるのでないかと。その手法についてはということでありますが、まだ手法については決定していないと、まだ指名委員会で最終的な結論を出していないということでお答えしていた記憶を持っておるところでありまして、この時点で、今、新聞を見せていただきましたが、ああいうような形でお答えした経緯は私も持っておりません。

そういうようなことで、ただ、単に言えることは、先ほどもお答えしましたように、このような事業でありますから、基本的には、こういう財政状況でありますから少しでも安価な契約をすると。そのための手法としてはどういう手法があるのかというと、こういう手法があるぞと。また、逆に地域振興、地域の対応をどうするかということからすると、こういうことになるぞと。その両面をどう対処していくかということを十分認識した上で、指名委員会としての方向を定めれということで指示しております。

私は指名委員会の委員でありませんので、指名委員会が最終的に決めてきたことについて、私なりの判断で決裁するか、対応を考えていきたい。今、指名委員会の中でも方向を定めていないというのが現状でありますので、ひとつそういう報道がなされたということにつきましては、私自身、直接記者発表したり、あるいは面接して対応したことでない。記者さんがどういう考えで新聞に載せたかということにつきましては、私自身も遺憾に思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、行政改革であります。

除排雪等につきましては、私の記憶では、ことしから始まったのでないというふうに思っておるところでありますので、細部につきましては、担当課長の方から御説明をさせていただきたいと思います。

また、十勝岳線につきましては、御案内のように、運転業務のみを委託しているというようなことで、先ほどもお答えさせていただきましたように、年間、元旦１日休むだけで３６４日と。そして、１日約９時間の労働時間と。１日９時間の労働時間で計算した３６４日分の賃金と法定福利等々の対応をしているということでありますが、細部につきましては、これも担当課長の方から、どういう算出になっているかお答えさせていただきます。

それから、２トンダンプの売却の問題でありますが、これらにつきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、汚泥の搬出等々で使用していたというようなことから、それを修理し対応するにはある程度の費用もかかるということで、キロ数は１１万キロぐらいしか乗っておりませんけれども、年数としては２０年以上というようなことから、売却、廃棄の方向を定めたということでありますが、その実情につきましては、担当課長の方から御説明させていただきます。

それからまた、公用車の更新につきましては、こ

れも担当課長の方から御説明させていただきます。

それから、町村合併でありますが、今までは、町村合併に関する町民懇談会等々も実施させていただいて、状況を説明させていただきました。

先ほど来お答えさせていただいておりますように、今まだ、なおかつ町村合併の方向の結論を出し得ないということは、道や国の方向がどうなっていくのかということの先がまだ見えないと。それからもう一つは、国が今検討しております第２７次地方制度調査会の中で、基礎的自治体の人口というのはどうするのか、市町村というのはどういう対応をするのかというようなことが今審議されておりますが、これにつきましては、当初は３月中に中間答申をするというような報告を聞いておりましたが、今のところ、統一地方選挙終了後というように、おくれてくるというような状況でございます。そういった国の状況、それからもう一つは、先ほどお話しさせていただきました地方財政がどのような方向に位置づけられるのかと。

今、御案内のとおり、補助金、助成金については削減から廃止に向かっていくと。地方交付税についても削減に向かっていくと。そのかわり、地方と国との税配分の見直しをすると。この三位一体の改革というのが、どのような形で地方財政の位置づけをしてくれるのかということを十分見きわめた中で、我が町が財政的に自立してやれるのか、そういう方向性を十分見きわめた中で、私としては判断をさせていただきたいなと。しかしながら、最終的に決定をするのは議会議員の皆様方でありまして、私はこういう方向でいかがかという方向性を示させていただくということであります。

これらにつきましても、今後もそういう状況を見きわめた中で、町民の皆さん方と町長との語り合いだとか、トークだとか、そういうようなものを考えながら、国の情勢を見きわめた中で、それらの報告をさせていただくと。

それからもう一つ、これからの課題の中で見きわめていきたいなと思っておりますのは、過般も全国町村会並びに町村議長会で提案し、第２７次地方制度調査会でも検討しております連合自治区の問題、合併した９自治体が、そのまま自治体としてのものを残していくという手法の中の合併という手法もあるわと。その方向がどうまた位置づけされてくるのかということも十分見きわめながら、方向を定めていきたいというふうに思っているところでありまして、現在のところ、私としては、まだ最終的な考え方をまとめる段階でないということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、しろがねの問題につきましては、議員とちょっと考え方は違いますが、議定書等々につきまして、しろがね土地改良区と上富良野町とで交換するといいますか、協定を結ぶことがないのかということでありますが、私としてはそういう考え方を持っていないと。今現在、債務補償、債務負担行為をして対処しているということで、これでしろがね土地改良区の皆さん方も御理解をいただいているものというふうに認識しております。

それから、しろがね土地改良区の定款だとか、規約だとか、役員構成だとかということにつきましては、御案内のとおり、きのう設立総会がありまして決定したということでございまして、しろがね土地改良区の申請人等々につきましては、以前から御説明を申し上げておるところであります。そういう細部につきましての御質問については、また担当課長の方からお答えさせていただきたいと思います。

また、その中で、美瑛町がしろがね地区の事業の中で対応面積を減少したと、中止したということにつきましては、特にその分の美瑛町の負担は、事業をしなければなくなるわけであります。上富良野町の分は上富良野町で負担すると、美瑛の方は美瑛町で負担すると。そして、ダムの部分については、流量計算によっての負担ということで対応しておるということで、美瑛の方は、それがなくなったから、上富良野の方のも負担するということには相ならぬということだと私は思いますが、これらにつきましても担当課長から説明させていただきます。

最後に、ダムの問題であります。

この問題につきましては、議員と同じような考え方を私も持ちまして、担当課長に美瑛町と調整をせよと、美瑛町がこのダムを使って発電をして利益を上げるのであれば、ダムの維持管理について相応の負担をしてもらわなければ困るぞということで、美瑛町と調整するように担当課長に指示をいたしておるところでございまして、このことにつきましては、ここで美瑛町が発電事業、たとえ全額工事費は自分で負担したからといっても、ダムを利用して利益を上げるわけでありますから、そうなれば、ダムの維持管理費につきましては応分の負担をしてもらわなければならないと。そのことにつきましては、美瑛町と調整するようにということで、担当課長に指示をいたしております。この件につきましては、議員と同じように、ダムを利用して利益を上げるということであれば、それ相応の維持管理費等の負担をしてもらわなければならないというふうに私は考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　道路河川課長、答弁。

○道路河川課長（田中博君）　３番福塚議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

４トンダンプによる除排雪でございますけれども、これにつきましては、以前からもこのような方法で行っておりまして、リースしている理由につきましては、危険箇所等の不可視部といいますか、見通しの悪い部分が発生している箇所の早期対応を図るために、うちの車庫のところにリースしている車を置いている状況にあります。

それから、運転手でございますけれども、これにつきましても、除排雪の作業員６名の中から、除雪路線のあいているところの人間をこの作業に充てて、排雪を行っているところでございます。

排雪の効果といいますか、住民のサービスということを第一に、また効率性も考えまして、このような方法でやっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　十勝岳線のバス運行にかかわります件でございますが、当該路線につきましては、始発の６時５８分から最終の格納が１８時１４分ということでございまして、そのほかに始業点検、それから格納前の清掃整備等ございまして、これらを勘案いたしまして、先ほどお答え申し上げました１日の拘束の時間を８時間５６分というふうにとらえてございます。これに基づきまして、年間３６４日にかかわります対応を進めることと、当然にして、法定福利費用につきましては必要でございますので、これらを勘案いたしました金額になっているものでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　次に、総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　私の方から、２トンダンプの売却の関係と、それと最近の公用車の更新につきましての質問にお答えさせていただきます。

まず、２トンダンプの売却の関係につきましては、町長の方から答弁させていただきましたとおり、登録時から２０年以上経過してございますので、その点、それと現在の使用実態、それから転用した場合の費用のかけ方等を総合的に判断しまして、最終的に売り払うことがよりいいだろうという判断をして行ったことでございます。

それと、最近の公用車の更新の関係でありますが、この１４年に限りましては公用車の更新計画はなかったことから、町長が答弁したような内容となってございますが、それ以前の状況を申し上げますが、公用車の更新に当たりましては、月７万円から８万円程度の借り上げ料を支弁してございます。期間につきましては、年間と申しますか、月数で３０カ月程度でございますので、総額で申し上げますと２１０万円から２４０万円程度の借り上げ料となるところでございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　福塚議員の３点の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、土地改良区等の設立にかかわることでありますけれども、これにつきましては、平成１４年９月の議員協議会におきまして、内容的には２点、大きくは２点だと思いますけれども、一つは負担金の償還に関すること、それからもう一点につきましては、国営事業で造成されます施設の維持管理というようなことでお答えをしてございます。その中に、ことしの２月の中旬ごろというような表現でございますけれども、いわゆる２月の半ばに土地改良区が許認可され、また改良区において総会を行っていくと、それで体制等も決めていくというようなことで御説明をさせていただいております。

それから、美瑛町の面積減に伴うことでありますけれども、昭和６１年、これらフラヌイ事業の開始が決定されたわけでありますけれども、並行して行っておりましたしろがね国営事業が、しろがねダムに余裕ができたということで当然国営フラヌイダムが廃止になったということであります。内容的には、転作率等の変化、こういうようなものがございまして、一応廃止になったところでございます。

それから、美瑛町におきます水力発電の関係でありますけれども、先ほど町長からもお答えしましたように、ダムの維持管理、それから基幹水利の関係がございますけれども、これらにつきましては、当然美瑛町、上富良野町、中富良野町、３町において維持管理をしていくところでありますけれども、水力発電に限っては、美瑛町のあくまでも独自で行うものであります。いずれにしても、当然でありますけれども、美瑛町において全額費用負担するということであります。

私が聞いておりますのは、それに伴って発電にかかわる部分の人員配置、それから発電にかかわる部分の維持管理を当然していかなければならないと。ひいては、２０年、２５年後には更新もしなければならない。そういう意味では、大変重い荷物を背負ったなというようなことで、美瑛町からそういうことは聞いてございます。

それで、今、国費も投入されていることもありますけれども、いずれにしても、建設費用の負担もことしから出てくるというようなことで、大きな負担になったなというようなことで聞いてございます。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　町長、切れる刀を差しているのですから、やはり決断と実行を今後は強く持っていただきたいと思うのですけれども。

答弁書をもらっているのですけれども、町長はまだ謙虚でないのですね。答申と諮問は、深くおわび申し上げますとどうして言わないのですか。自分には書いてよこしているのですよ。どうしてここを省略するのですか。この点聞いているのですよ。全然言及されないのです。最後のチャンスですから、この点聞かせてください。

それと、入札制度ですけれども、私は端的に調査するのかしないのか、そこを聞いているわけですよ、その点教えてください。

それから、保健福祉センターですけれども、工事発注者の責任者として基本的にどうするか、もう町長の胸のうちには、ある程度の見定めを持っていると思うのですよ。あとはシンクタンクにかけるだけだと思うのですけれども、本町の財政事情から勘案して、１０億円から借金をして建設するわけですから、大型プロジェクトの工事としてはこれが最後の建物でないかと思われるのですね。したがって、町内業者には、技術的にも能力的にも十分町長にこたえるだけの受注能力は備わっておると思いますので、町内業者に受注機会が与えられるよう、今後の行政配慮をすることに対しての町長の見解を賜っておきたいと思います。

それから、行革の経費的な面については予算特別委員会でお尋ねすることにして、最後の国営土地改良区の関係でありますけれども、これについては、私は、町の支出は法的根拠を欠いているわけですから、あくまで町長の裁量権でやっているわけですから、それも結局不特定多数の町民でないのですから、やはり今後の争いを避けるためにも。議会の議決があっても正当化されないわけですから、少なくともそれにかわるものを。いわゆる町長の保身のためにやったのでないのだと、あくまでも高い次元で行政配慮したのだと、そのためにも新生土地改良区と町長との関係、町村長との紳士協定を結んでおくこと。裁量権と違うわけですから、法的根拠がないわけですから、その辺の考えに対して、先ほども言いましたけれども、盤石な体制をつくっておくことが大事でないですかと、こういう意味なのですよ。その点、町長、お答えください。

以上で終わります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　３番福塚議員の再々質問にお答えさせていただきます。

何か優柔不断だと常に議員には言われるわけでありますが、私は決断すべきものは決断するという主義で今まで来ておりますので。ただ、議員から見ると優柔不断だなと思われるかもしれませんが、私はそういう優柔不断で行政執行をさせていただいてはいないというふうに思っております。

さて、諮問と答申の過ちでありますが、これは私も申しわけないなと遺憾に思います。ただし、私は、あの時点でなぜ指摘いただけなかったか。そうすることによって、議長にお願いして議事録を修正できると。月日がたって、何回も議事録に目を通して、これは間違っているわということで、そこまで御指摘をいただくということになれば、私としてはまことにその点についても、福塚議員としてのお考えがこの問題に執着するということは、福塚議員がそのような議員ではないなというふうに理解している中で、いささか私自身も戸惑いを感ずるものであります。

ただ、過ちは過ちとして認め、過ちであることは間違いありませんから、それについては（発言する者あり）

○議長（平田喜臣君）　３番、御静粛に願います。

○町長（尾岸孝雄君）　そのとおり、私としては遺憾に思っておるし、間違いを起こしたことについては深く謝ります。

さて、次に入札制度の問題でありますが、これにつきましては、その都度、担当課長を通じて調査させております。しかし、調査させた結果、問題はないという報告を聞いております。ですから、先ほど来言っているように、どういう部署のどういう者なのかということを議員がおわかりであるならば、ひとつお知らせいただいて、そのことについて調査をすると。また、再びこれにつきましては議員から御指摘を受けておりますから、調査はさせます。当然にして、言われれば、それが事実かどうかという調査はします。しかし、うわさということで、どうしても調査の結果、そういう問題が生じてこないという状況にあるということで御理解いただきたい。この問題につきましては、常にそういう御指摘を受けるたびに、それが正しいのかどうなのかということの調査はいたしております。

それから、福祉センターの入札方法でありますが、今なお私自身も最終的な結論を考えておりません。指名委員会の方でも、結構戸惑いながら方向を定めてくれるものというふうに思っておりますが、先ほど来申し上げておりますように、財政的に厳しい中にありまして、低廉な契約をするためにはどうしたらいいのかという一つの方法と、地域に対する対応をどうしたらいいのかという、この全く相反する両面性の中間をとった中で、いかにして対処して

いくかと、方法をとっていくかということについて、今後、指名委員会の中で十分検討されて、私に提言してくれるものというふうに思っております。今現在、方向性については、まだ定まっておりません。

また、しろがねの問題でありますが、私は、しろがねの軽減策につきましては、厳しい財政状況、農業環境の中で、これらに対する負担の軽減策を講じているということで対処して、農業振興策の一つとして対処したわけでございます。

議員おっしゃるように、全農業者に対する対応ではないぞと、６００農家のうちの１００戸に対して、特定農家に対して対処するということでありますが、農業振興施策におきまして農家全員、あるいは商業振興施策において、商工業者全員を対象とするということで対応することばかりでないという部分もあるわけであります。言うならば、今現在、パワーアップ事業もやっておりますが、パワーアップ事業をやっております部分については、一部の地区の農業者のために北海道がやるパワーアップ事業で対応しているということであります。それと同じように、国営しろがねは国営しろがねの地域の農家の皆さん方に対する農業振興策として、負担軽減策を講じたということで考えておりますので、土地改良区等々との議定書等々の新たな協定を結ぶ考えは持っていないということで、先ほどお答えさせていただいたように対処させていただくということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、３番福塚賢一君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前１１時１２分　休憩
午前１１時３０分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、８番仲島康行君。

○８番（仲島康行君）　質問の内容なのですが、前議員が質問しているところもありますので、簡単にひとつやってみたいなと思います。

再開発ということについては、町長も商工会の時代からずっと私と一緒に長い間やっておりますので、十分に察知しているというふうに思っておりますけれども、現在、どの辺まで状況が進んでいるのかなということと、駅前再開発というのは、もう１０年以上というよりも２０年近くに恐らくなるのかなと。駅前再開発プラス商店街開発とあわせてやると、そのぐらいの年数になるのだろうと思うし、３，０００万円近い金も費やしていると思っております。

今現在、駅前再開発を担当して、まちづくり課でやっていると思うのですが、どうも私が聞いている範囲内におきましては、出発点に戻ってしまったのかなという感覚がどうしてもするわけですよ。

この前、図面というのがある程度できていたと思うのですが、それは、当時は都市計というところでたしかやっていたと思うのですが、その図面を見せていただきながら、商工会で一応話し合いをしたことがございます。その図面そのものが一体どうなってしまっているのか。現在、また全く違う構想でやっているような状況であるというふうに思っております。今後、どのような考え方を持ちながら、町長はこの計画を進めていこうとするのかというところを、ひとつ明確にお聞かせを願いたいと思っています。

それと、商業振興条例でございますけれども、これは、私が産建委員のときに出てきた問題でございまして、初めは非常に厳しい内容であったわけですが、再度やり直せということで、少し範囲を広げた経緯もございます。現在、何件ぐらい実際に利用され、金額的に幾らぐらいになっているのかなというふうに思っておりますので、その点をひとつお知らせ願いたい。

この振興条例というものは、町長はどのように考えていらっしゃるのかなと思うのですね。経済効果なり、使った金に対して、どうも光が見えていないような気がしないわけでもないのですよ。今後、どういうふうな考えを持ちながら、この振興条例というのを進めていくのかなと。進めていくとするならば、本当に経済的効果が果たしてあるのかどうかというところを、もう少し精査する必要性があるだろうというふうに思っているのです。

中身については、悪いというものではなくして、いいのだろうと思うのです。実は、これは下川でもやっていることだと思うのですよ。商店街開発ということで力を入れながらやってきて、途中でとんざしてしまったような状態に今現在あるのですが、だからといって、ぽつんぽつんと、やれる人だけがやるのだというふうな前向きな姿勢なのだろうと思うのですが、考えるところによると、金持ちの優遇策の一例もあるぞということを、たしか私は産建のところで言ったと思うのですが、自己資金がないと、これは絶対できないというところにあるのですね。

今現在、信金にしても道央にしても、名も変わってしまって旭川信金になってしまったというふうな形になりますと、どうも借り入れというのが非常に厳しくなっているだろうと思うのですよ。今まで富

良野信金の場合だったら、長年のつき合いがあるから、そうか、頑張ってみれやというようなこともあるのだろうと思うのですが、現在はそういうことは全くないだろうと思うのですね。そのときに、半分助成する、１，０００万円については５００万円の金を補助しますよと。では、５００万円の自己資金をつくれる人はいいのですが、つくれない人は全くできないと。本当にやりたいというのは、自己資金がないのだけれどもやりたいという人が、私は七、八割おると思うのですね。だから、この効果というのは本当にあるのかどうかというところを、ひとつ町長の明確なお答えを願いたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　８番仲島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１番目の駅前再開発についてでありますが、議員の御発言のとおり、駅周辺の整備につきましては、平成元年度に基本計画を策定した経緯がございます。このときには、駅前広場を含む街路事業、駅舎の改築、駐輪場、セントラルプラザの配置、駅の東側にあります中央コミュニティー広場の拡張などが主な整備項目として掲げられ、その中でも町が単独で行える事業については、逐次、整備を進めてきているところであります。

しかしながら、駅前広場の整備につきましては、北海道が行う街路事業の活用を予定していたところ、昭和６３年から平成元年にかけての十勝岳噴火災害によって、避難路を確保する緊急性と必要性から、平成６年度から１０年度に実施いたしました道央道瑠辺蘂上富良野線の整備を優先させた経緯がございます。よって、駅前広場の整備と連動する駅舎の改築につきましては、道の１市町村１街路事業採択方針から整備がなされず、今日に至っているところであります。

平成元年度の基本計画策定から既に１０年以上が経過し、この間、市街中心部の状況や行政を取り巻く情勢も大きく変わってきました。特に、施策展開や計画策定への住民参加や住民意見の反映が求められるようになり、それに沿う形で平成１０年度、１１年度の２カ年をかけて都市計画マスタープランを策定いたしました。長時間にわたる住民議論の末、市街地全体の整備方針の中における駅周辺整備の必要性が位置づけられ、また、これを受けて、平成１２年度、平成１３年度にわたり、商業者、町内関係団体の代表により研究調査が精力的に行われ、平成１４年３月には駅周辺を含む市街中心部の整備構想が提言されたところであります。

この構想に基づき、事業実現のため、町としても作業を進めているところでありますが、平成元年度の基本計画との比較において、駅舎の改築と駅前広場の整備については共通しておりますが、今回の構想では、構想ができるまでの経過はもちろんのこと、内容的にも集客性のある施設配置による駅周辺の整備や公的住宅の配置など、隣接する商店街への波及を考慮されるものになっております。

議員の御発言もありましたが、私も、ある意味では今が出発点であると思います。ここからが本番との認識に立って、事業を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、先ほど福塚議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、この厳しい財政状況の中で、他の事業の緊急性、優先性を見きわめ、本事業の規模や着手するタイミングなど、慎重に判断する段階にあると考えておりますので、この点につきましても御理解を賜りたいと思います。

次に、御質問の２番目の商業振興条例についてお答えいたします。

商業振興条例によるこれまでの利用件数は１２件で、事業費７，８２４万５，０００円、補助金が２，６７５万円であります。内訳といたしましては、個性化支援事業が１０件、共同化支援事業が２件となっております。さらに、この個性化支援事業の利用状況は、業種別では、小売業５件、飲食業４件、サービス業１件となっております。

また、この制度の利用に当たっては、補助金以外に自己資金が必要となるため、町商工会や地元金融機関との連携を図り、町の中小企業融資や他の制度資金などの低利資金の活用をしてもらいながら、経営意欲を持って取り組んでおられます。

商工会のお話では、現在、道や町が進めている商店街の歩道や街路などの町並み整備に合わせて店舗整備を進めたいとのことで、この制度の活用を考えている方もあるようなので、当補助制度の一層の普及啓蒙に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

８番仲島康行君。

○８番（仲島康行君）　大体のことは、答弁要旨をいただいているのでわかっているわけですが、この計画そのものからすると、２０年近くもたっているということもありますけれども、本当に町長がやるという気持ちがあるならば、当然進んでいかなければならぬ問題だと私は思うのですね。

町長は当選して６年ぐらいになるのですが、福祉総合センターを建てるという計画を持ってやったときには、既にもう計画実施に移る段階まで来ていると。片一方の方は、１０年たっても１５年たっても

全く出発点に立っているということは、町長そのものが、このことに関して、それほど力が入っていないのでないのかなというふうに私は受け取るのですよ。なぜこの問題が何十年たってもまだ出発点に戻っているのかと。

考えてみますと、町長は副会長で、随分長い間、実際に私とやってきているのですよね。にもかかわらず、ずっと据え置きになってきていると。今になって、ようやくまちづくり課で話が出ていると。

そして、十勝岳の問題で、平成６年から１０年に瑠辺蘂との街道になるのだろうかなと思うのですが、そちらに進んでいったので中断したと。けれども、この計画そのものは進んでいっても構わないと思うのですね。そこで計画を中断すること自体が、身が入っていないのでないのかなと私は思うのですよ。

それと、前に僕は都市計のときに話したのですが、この計画は早目に出さないと、道としては金がなくなるのだと。１町村１事業ということはできなくなるぞと。なぜかというと、旭川の駅前再開発にかかると、１００億円以上も金がかかると。それが始まってしまうと、もう地方都市には来ないのだと。だから、早くこの計画を出しなさいというのがたしかあったと思うのですよ。にもかかわらず、いまだかつてこういう状態であると。

この計画そのものは、町長、これはもうできないのでないかなと私思うのですよ、これからずっと財政を考えたときに。二、三十億の金がかかるだろうという話なのですが、今、福祉総合センターもやりますよと、これで恐らく最終的なのだろうと私は思うのです。本当にやれると思って、この計画を進めていくつもりでいるのか。

また、担当者の話を聞くと、無理かもしれないなという話もちらっとあるのですよ。私も無理だなと思うのです、実際。そうすると、ここに担当している職員がいるわけだから、むだ金を使っているということになるね。実現できないことに一生懸命担当職員を与えているわけだから、税金のむだ遣いになるわけですよ。その辺を町長はどう考えているのかなというふうに思うのですね。

それと、駅前開発ということなのですが、私も今回おかげさまでというのか、何といいますか、ヨーロッパ視察をさせていただいたのですが、あちらの方に行って、歩道なり、それから車道をずっと見ますと、向こうは石の文化だと思うのですが、石を小さく砕石したものをずっと敷き詰めてあるのですよ。そういうふうなことも非常にいいことだなと。結局、色違いで砕石があるのですが、水道管が埋まっているところは何色とか、ガス管が埋まっているところは何色とかと色分けしているのですよ。そこだけ起こすと。終わったら、またそのまま埋めてしまうと。だから、廃棄物は一切出ないと。

うちの町をもう少し皆さんが一生懸命考えるのであれば、十勝岳が噴火して非常に困る部分もあると思うのですけれども、あの石を持ってきて、噴火通りにするとかなんとかと、そういうふうなものを発想していくべきだろうと思うのですね。どこの町でもやっているような歩道をつくってみたって、何もならぬと思うのです、僕は。何か特色のあるものをしないと、見にも来ないし、上富良野町は違うまちづくりをしているのだなというようなものがなければ、だめだと思うのですね。ただ業者の発注すれば、それで終わりなのだというのであれば、やってもやらぬでも同じだと思うのですよ。

店を直したら、では、お客さんが来るのかといったら、そんなことにならないと思うのですね、僕は。中身を変えないと、お客さんは来ないですよ、店だけ直しても。それと同じ理屈だと思うのですね、僕は。だから、そういう発想を持ちながら、これからのまちづくりというのをやっていただくことが、一番大切でないかなと私は思うのですよ。その点、どういうふうに考えるかなというふうに思います。

それと、商業振興条例なのですが、この内容もちょっと調べさせていただきました。そういうところも、やはり歩道なんていうのは、そういうふうな考えを持って。銀座通りをこれからやると思うのですけれども、そういうところをこれから考えてやっていくというようなことをしなければ、特色のあるまちづくりはできないと。

私も三重県の津市に行ってきたのですけれども、あそこの新町商店街の方には、上富から持っていった噴火の石があるのですが、今で言えば、丸一さんの十字街みたいな空き地にきちっと石を飾り、そして噴火の内容を書いたものを置いて、そしていすを置き、町民の憩いの場になっていると。しかし、我が町にはそんなものは一つもないと。その辺からも、もう少し考えていく必要性があるのでないかなと思うのですね。何だかんだ金をかけなければだめだという問題でないと思うのですね。

それと、１２件で、共同化支援事業が２件となっておるのですが、この内容というのは、共同でやっていることだから、店の方でやっているのか。私が聞くところでは、また違うような話なのですが、どういう内容の共同化でやっているのかなと思うのですね。そこをひとつお聞かせを願いたいのと、店舗整備を進めるということで、今一生懸命やっているところなのですが、町長のお答えの中では、商工会

の話では、現在、道や町が進めている商店街の歩道や街灯などの町並み整備に合わせて店舗整備を進めたいということなのですが、この内容はどういうふうに受けとめればいいのかなと思うのですね。これは、また独自で商工会で考えている内容のことなのか、また、今現在、商業振興条例でやっていることなのか、その違いがどこかにあるのかなとちょっと考えるのですが、その点はいかがなのでしょうか。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　８番仲島議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、駅周辺整備と中心市街地連動の整備事業でありますけれども、このことにつきましては、議員の御質問にございましたように、財政投資も非常に多額であるというようなことから、非常に厳しいわけでありますが、今現在、私の考え方といたしましては、この事業は、第４次総合計画の中で後期に取り入れて進めていこうという当初からの予定でおりました。まず、福祉関係の充実を前期で対応するということを前提とした中で、後期で対応しようということでありましたが、第４次総合計画を立案した当初から見れば、非常に財政的に厳しい状況になってきたと。果たして今期総計の中で対処できるかどうか、非常に厳しいわけでありますが、何としてもこの周辺の整備を図り、商店街の活性化を進めていくということを重点にしながら、今、それぞれに住民の皆様方が対応していただいた成果をもって、この構想の着手に取り組んでいきたいものだというふうに思っております。

今年度につきましては、さきの執行方針でも述べさせていただきましたように、町が行うべき、また道が行うべき街路事業の対応と、また加えて、町が行うべき区画整理等々の事業について、事業の規模をどのようにしていくのか、そして、その手法をどのようにしていくのかということを検討しながら、事業費の算出に対応するために調査を行って、ことしは取り進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

何はともあれ、これらの対応を図るにいたしましても、地域商店街の皆さん方や地域の皆さん方の意欲ある対応を図っていただかなければ、先ほど御指摘ありましたように、行政が周辺整備したからといって売り上げが伸びるということでは決してございません。議員のおっしゃるとおりであります。ですから、そういった部分の内部的な対応を含めて、やはり商店街の皆さん方が地域を挙げてやり、意欲的な商店街形成のための、中心市街地形成のための御努力をいただかなければならない。それを、行政とともに対応していかなければならぬというふうに思っているところであります。

また、町の特色ある対応を図るというようなことも含めながら考えてまいりたいと思いますが、ただ、従前の対応とは別な特色ある対応をすることによって、費用、経費の増額等々の部分も生じてくるのかなというようなことも考えられますので、そういった経費の問題等々、費用の問題等々も勘案しながら、十分検討してまいりたいというふうに思っておるところであります。

次に、商業振興条例の対応でありますが、先ほどお答えさせていただきました道や町がということは、平和通り、旧国道につきましては、今、道に歩道の整備と街路樹の整備、また街路灯の整備等々を実施していただいております。また、銀座通りにつきましては、町が今、歩道の整備と街灯の整備を実施しております。

そういう中にありまして、その周辺の商店街の皆さん方で、店舗の改築等々対応したいというような方がいるということを商工会からお聞きいたしておりますので、これらにつきましては、既存の商業振興条例の適用の中で対処していくということで進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、共同化事業等々の細部につきましては、担当課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（平田喜臣君）　商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　仲島議員の御質問の共同化支援事業についての内容について説明いたします。

この事業は、商工会の商業部会で、各商店の方々に参加をいただきまして、各商店街の通りに花木の鉢を置いていただいたのが１３年度にございました。あと、植樹桝にも花を植えていただいた経緯がございます。

それから、昨年、１４年度につきましては、引き続き同じ商業部会の取り組みで、前年度に配置しきれなかった部分の花木の鉢の設置と、それから、主にラベンダーシーズンに町をＰＲするためのフラッグの作成を行いまして、それを各街灯のところに取りつけて宣伝などを行っております。

それから、昨年はそれに加えまして、街灯に花の鉢を中間点につけまして、そこに花を植えまして、高さ的な部分についても花を飾っていった事業に取り組んで実施しております。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

８番仲島康行君。

○８番（仲島康行君）　昼までに終わらせたいと思いますので、端的にひとつ。

駅前再開発ということでやっておるのですが、あそこを今開発するときに、ちょっと見ると、商店街がないのですね、あそこは。商店という商店がないのですよ、駅前というのは。そこを開発して一体何をしようとするのかなと思うのですね、僕は。駅前をただきれいにするだけだということなのか、どうなのかと思うのですよ。それが一つ、大きな問題があると思うのですね。そこに、もしか商店街を持ってくるのか、また、あそこを立ち退いてもらったところを直してしまって、きれいにしたぞと、それで終わりだよということが駅前再開発の仕事なのかと私は思うのですね。その点。

それと、商業振興条例で店舗整備を進めたいと、ここのところは、銀座通りをやるときに、外壁だけ直してもいいのだぞというような話もちらっと聞くのですが、そういうことも対象にしているのかどうかと。町長の今の話では、振興条例に合わせてということだから、そうなると、これらは当てはまらないと思うのですよ、僕は。その点の二つをひとつ。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　８番仲島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まずは、駅周辺整備と中心市街地への連動の問題でありますが、駅周辺につきましての今の考え方につきましては、構想を１４年３月に提言していただきました。その中にありましては、街路事業で対応する部分と、北海道に対応してもらう部分と、それから周辺の区画整理というもの。今、道の方も街路事業だけの採択はなかなか難しいと。周辺の区画整理を含めた中でのまちづくり整備でなければならないというようなお話もございますので、周辺の区画整理をも含めた中で考えておるわけでありますが、先ほど申し上げましたように、町の事業の規模等々について、これから検討していこうというふうに思っております。

ただ、駅周辺のにぎわいと連動した中で、中心市街地への連動をどのようにしていくのか、今の駅前通りをどのような形で進めていくのかと。それにつきましては、今議員から御発言がありましたような周辺の区画整理の中で、そこらにどういう対応をしていくのかということは、これからの課題として事業を検討していかなければならないだろうし、今、提言としてあるのは、その周辺に公営住宅ですか、老人対応の住宅施設の整備等々も考えるべきであると、あるいはまた、加えて、今後大きな課題となっております図書館等を含めた情報施設を公共施設の部分で配置すべきではないかというような、いろいろな御意見がございます。

また、駅舎の建築につきましては、駅舎だけでなくて、他の併合施設として対応すべきでないかというような、いろいろな御意見があります。それらの提言がなされておりますので、それらの中で事業規模等々、また事業予算等々の対応を検討しながら、進めていくようにしていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

また、もう一点の商業振興条例の中におきましては、大通りにおきましては、先ほど申し上げましたように、北海道に歩道の整備と街路灯の整備等々を実施していただいております。また、銀座通りにつきましては、町が対応しているというようなことで、周辺の商店がそれに倣って店舗の改築等々を含めて対処を考えているというような情報を聞いているところでありますが、今の議員の御質問の細部につきましては、所管課長の方からお答えさせたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　２点目の個性化事業に対します商店が取り組みます外構・外壁等の部分で、補助の対象になるかという御質問だったと思いますが、個性化事業につきましては、一応額を定めてございまして、事業費が２００万円以上であれば、外構それから外壁等の改修等については認められるということになっております。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、８番仲島康行君の一般質問を終了いたします。

この際、昼食休憩といたします。

午前１１時５９分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（平田喜臣君）　昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

次に、１０番佐藤政幸君。

○１０番（佐藤政幸君）　質問をいたします。

まず初めに、都市計画マスタープラン関連事業の促進状況についてであります。

上富良野町は、第４次上富良野町総合計画の中で都市計画マスタープランの策定を位置づけして、平成１２年３月、上富良野都市計画マスタープランを策定、その基本方針を進めてきたところであります。

まず、お伺いする一つ目といたしましては平和通り整備事業、二つ目といたしましては、東１条通り整備事業、この２事業については、平成１３年度平和通り整備、平成１４年度東１条通り整備事業に着手したが、ようやくその姿が見え始めたところです

ので、計画の進捗状況と、完成したときはこのような姿になるという将来像を明示していただきたいので、わかりやすい説明をお願いいたします。

次に、上富良野駅及び駅周辺商業地域整備構想についてでありますが、最近、この地域の状況を一口で表現しますと、閑散とした駅周辺、年々衰退する商店街など、かつてにぎわいにあふれた中心街はその面影も消え、上富良野の中心はどこに行ってしまったのか、これは私一人が思うものではなく、地域住民はもとより、多くの町民が実感として抱いている現実の姿ではないでしょうか。

このような問題意識のもとに、地域町民による新中心市街地にぎわい隊が組織されて、町の中心づくりに向けて議論を重ね、その議論の結集として、駅及び駅周辺地域構想も提案されております。

そこで、現在、町として推進しているこの開発構想の進捗状況と実態について、さきの同僚議員の質問と重複するところがあろうかと思いますが、重ねてお伺いいたします。

次に、２番目でありますが、上富良野小学校、西小学校、中学校の少人数学級の実現に向けて、教育長にお伺いいたします。

地方教育行政のあり方を検討してきた中央教育審議会は、学級編制や教職員の配置を地方自治体にゆだね、法改正なども進めて、現場の実情に応じた少人数学級が実現できるよう答申したが、現状は余り進んでいないのが現実ではないでしょうか。

堀知事は、１学級３５人の少人数学級を小学校１年生を対象に導入する意向を明らかにいたしましたが、検討するにとどまっていて、財政負担の関係もあり、道教育委員会としても慎重な姿勢にとどまっているのが実情かと思います。

道外では、既に埼玉県、山形県などで２５人学級の導入も報道されており、最近に至りましては、道内の清水町で単独予算で小学校教諭を採用する方針を決め、道教育委員会に打診しているとの新聞報道もありましたので、そのようなことから、上富良野町内小中学校の少人数学級編制の実現に向けて、次の３点についてお伺いいたしたいと思います。

一つ目は、公立小中学校の学級編制について、文部科学省は条件つき少人数学級編制を容認しているが、その具体的な内容を説明願いたいと思います。

二つ目に、上富良野町教育委員会として、これらの必要性をどのように考えているか、具体的に取り組む計画はあるか、お伺いいたします。

３番目に、本町の現状として、１学級４０人に近い編制の状況はあるか、実態をお伺いいたします。

以上、質問といたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１０番佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

１番目の都市計画マスタープラン関連事業の第１点目、平和通りの整備状況でありますが、現在、北海道によって歩道の舗装化、植樹桝の改修、街路灯の設置が平成１３年度より進められているところであります。現在のところ、錦町２丁目区間の整備が行われており、平成１５年度には中町２丁目区間へと整備が進む予定となっております。平成１６年度には、中町２丁目区間の整備を完了し、以降は歩道の舗装化を除き、通称いしずえ通りの区間、栄町２丁目区間へと整備を進めていく予定になっているところであります。

次に、２点目の東１条通りの整備事業についてでありますが、整備区間は錦町２丁目通りと東１条通りの２路線で構成されており、錦町、東２条通りにつきましては、道道上富良野停車場線を起点とし、北２丁目通り交差点を終点とする区間であります。また、東１条通りは錦町２条通りを起点とし、栄町地域の北栄公園を終点とする区間であります。平成１４年度から平成１６年度までの３カ年計画により、歩道拡幅改修並びに街路灯の設置について整備を進めることになっており、平成１４年度においては、錦町２条通り区間の整備に着手したところであります。

３点目の駅及び駅周辺地域整備構想についてでありますが、さきの福塚議員、仲島議員の御質問の答弁と関連してくるものと思いますが、昨年３月に本整備構想が提言され、それに基づく形で具体事業の実施に向けた準備作業を進めているところであります。

現在のところ、本構想の整備地区となる地域住民への説明、また町民への構想概要のお知らせなどを行ってまいりましたが、今後は、事業手法の検討や事業実施によって生ずる家屋などの権利関係について調査を進めてまいります。また、事業手法の検討においては、整備区域へ導入する施設機能の検討も同時に行うこととし、計画の中には、公共施設などの配置を予定することとなることから、町民から要望の多い図書館もこの選択肢の一つとして考えていますので、御理解を賜りたいと存じます。

次の少人数学級につきましては、教育長の方から答弁させます。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　佐藤議員の少人数学級編制についての３点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の少人数学級の具体的な内容でありますが、小中学校の学級編制につきましては、公立義務

教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律、略して義務標準法と言いますが、この法律により、１学級の児童生徒は４０人と定められているところでございます。

平成１２年度において、義務標準法が改正されまして、児童生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合には、都道府県教育委員会の判断で、４０人を下回る人数で学級編制を行うことができることとされているところであります。

北海道教育委員会では、この義務標準法の改正を踏まえて、平成１４年度から２カ年、小学校低学年少人数モデル校を全道で２５校指定し、低学年の少人数制による学級編制を実施しております。本町でも上富良野小学校がモデル校としての指定を受けまして、平成１４年度は第１学年で３５人による学級編制を実施しており、平成１５年度においても第１学年及び第２学年で実施するよう計画しているところでございます。

現在のところ、少人数による学級編制は、モデル校として指定を受けた上富良野小学校のみで実施しておりますが、今後においても、この学級編制基準が緩和されて、少人数による学級編制が早期に実現されることを期待しているところでございます。

２点目の少人数学級の必要性については、基礎学力の向上ときめ細やかな指導を行う上で大変重要であり、その必要性を強く感じております。しかしながら、現行では、北海道教育委員会の施策による実施でありまして、少人数での学級編制の導入は、その必要性は重視しても、町単独での取り組みは財政的にも難しいものと考えております。今後、各市町村と同じ共通課題でありますので、一丸となって北海道教育委員会に対し、基準の緩和を早期に実現されるよう要望してまいりたいと考えております。

３点目の４０人に近い学級の状況でありますが、上富良野小学校で第２学年と第５学年でそれぞれ２学級、西小学校では第２学年に１学級あり、小学校では５学級、中学校では第３学年が３学級と、小中学校合わせて８学級が４０人に近い人数で学級を編制している実態であります。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１０番佐藤政幸君。

○１０番（佐藤政幸君）　それでは、再質問をいたします。

ただいまの町長の答弁で、１点目の平和通り整備事業については年次計画で順次進めて、ほぼ整備が終了する見通しがついたわけであります。

２点目の東１条通り整備については、平成１６年度までの３カ年計画で整備が終了するとの答弁をいただきましたので、計画どおり整備が進められるよう期待して、これについては終わります。

次の駅及び駅周辺地域の整備事業関連については、この開発計画の当初から、町長は当事者として十分承知している事業でありますので、一歩進めた答弁をいただきたいと思います。

当時の商工業者、商工会、行政の３者が一体となり、商工業者みずからの危機意識も高まって、平成２年度、道商工指導センターに商店街診断を委託し、その結果に基づいて、平成３年度には商店街活性化の基本方針を策定して取り組み、その後、商店街活性化推進委員会を発足させて取り組んだことは御承知のとおりでありますけれども、現実には、まとめ上げることは困難であり、今日に至ったわけであります。

これらを踏まえて、私は、このたびのこの計画は、地域町民はもとより、全町民もその推進を願うところだと思っております。先月は、不幸にも駅前の火災があり、また駅前の通りには空き地や空き店舗が続いております。この計画については、この際どうしても実現しなければならない重要な課題であると、私は確信している一人であります。

そこで、町長の答弁では、昨年３月、整備構想が提言され、それに基づく形で今構想の実現に向けて準備を進めておると、計画の中には公共施設の配置を予定して、町民から要望の多い図書館も選択肢の一つして考えているとのことであったので、実施に当たっては、事業の手法として、昨年３月に示された整備構想を基本として、今度こそ実現できると理解してよろしいのか、明確に答弁をしていただきたいと、この１点であります。

次に、教育長にお伺いいたします。

道外では既に先行実施の見られる少人数学級が、道教育委員会でも平成１４年度から小学校１年生を対象にモデル形式で導入、数年試行した後、本格実施を検討する方針のようでありますが、本町では平成１４年度から２カ年、上富良野小学校がモデル校として指定され、１５年度も継続して実施されることは喜ばしいことでありますが、そこで、明年以降については継続されるのか、見通しについてお伺いいたします。もし継続ができない場合は、その対策はあるのか、少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

また、これらの対策として、町単独の取り組みは財政的にも難しいことは理解しますが、ただいまの答弁の内容によりますと、町内の３校で４０人に近いすし詰め学級といいますか、そういう学級編制が８学級にも及ぶとのことですが、私は、何とかしてこれらの解消を図れないものかと。

最近の情報として、近隣の旭川市においては嘱託

職員の配置、明年度以降には３０人学級を、財政上の課題も固めて導入を目指すという方針も出されております。本町教育委員会としても、１学級でも２学級でもよいから、これから４０人に近い学級編制を解消する施策は講じられないか。再度になりますが、教育行政については特段の配慮が必要であると私は考えますので、実態を踏まえた上での教育長の見解を重ねてお伺いいたします。

次に、先ほど町長への質問で、駅及び駅周辺地域整備構想について質問をいたしましたが、その中で、整備地区へ導入する施設あるいは機能の検討の中で、公共施設の配置を予定し、町民の要望の多い図書館もこの選択肢として考えているとの町長からの答弁をいただきました。

そこで、近年特に要望されている生涯学習体系の確立は急務でありますし、上富良野町はこれらの施設は貧困であると言わざるを得ないと私は考えております。駅周辺に公共施設等を配置するという構想は、ぜひ取り上げて、促進すべきであると考えますので、教育委員会として今持っている構想の概要について、でき得れば詳しく御説明願えれば幸いだと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１０番佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、通称平和通り、銀座通りにつきましては、事業計画どおり進めさせていただきたいというふうに思います。

さて、駅周辺整備と中心市街地の問題でありますが、これにつきましては、先にも申し上げておりますように、第４次総合計画の中で位置づけしておる事業でございまして、当初から後期に対応していこうというようなことでありますけれども、御存知のとおり、財政的に非常に厳しい中にありまして、これの位置づけの期日につきましては、なかなかタイミングをつかむことができ得ない。財政的な裏づけ対応を十分見きわめて対処していかなければならないということにつきましては、先ほど来申し上げたとおりであります。

商店街の活性化につきましては、議員の御質問にありますように、当時、私も商工会の役員として携わりながら、数多くのいろいろな対応を図り、構想をつくり上げてまいりました。しかしながら、どうしてもその中にありましては、それぞれの商店街の利害関係等々いろいろな絡み出てまいりまして、最終的な結論に至らずに今日に至っている状況にありまして、このことにつきましては、基本的には都市計画の中で位置づけしながら対応していかなければ、住民の皆さん方の理解を得て対処していきにくい課題だなというような認識のもとで、今、駅周辺と中心市街地への、言うならばにぎわい地区の対応を図る中で、都市計画マスタープランの策定、あるいは駅周辺の構想等々、住民の皆さん方の声を聞きながらつくり上げて策定し、提言していただいたその構想を何とか具現化していきたいというふうに思っているところであります。

その中には、今現在、先ほどもお答えさせていただきましたが、道に対応していただきます街路事業の部分と、町が対応します区画整理の部分と、これらに対応する中にありまして、今、構想の中には、駅周辺並びににぎわい地区に対応するためには、やはり公営住宅的な公共施設、また人の集まる施設をも対応していくべきであるというような御提言があるわけでありまして、そういった中に図書館の問題とか、あるいは情報発信に対応でき得る施設とか、またお年寄りの住宅だとか、そういった部分が出てまいっておりますので、それらを十分に見きわめながら、先ほど来お答えさせていただきましたように、それらの事業手法と事業費用がどれぐらいかかるのかというあたりを今年度十分見きわめて、そしてまた、地域住民、関係する住民の皆さん方に御説明を申し上げ、御理解をいただきながら対応を進めてまいりたいと。

しかしながら、この対応を図るためには、先ほど来申し上げておりますように、都市計画の見直しを図らなければならない。しかし、現在、都市計画の見直しを図って、それに対応するためには、実施する年度をもって対応していかなければいかぬというようなことがありまして、都市計画を見直すだけで済まないと。都市計画を見直すためには、何年度に着工し、何年度にどのような対応をしていくかという、事業実施と並行しなければならないという状況にありますので、都市計画の見直しにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、事業着工のめどを含めながら、北海道との調整も図りつつ、またＪＲとの調整も図りつつ、また地権者の皆さん方との調整を図りながら、今後の課題としてそのタイミングを、財政的な裏づけというものを見きわめながら検討していきたいものだというふうに思っておるところであります。

厳しい財政状況でありますが、できる限り、今期第４次総合計画の中で何とか対応できるように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１０番佐藤議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

少人数学級制の問題については、御答弁して御理解いただいたと思いますけれども、国においても、今、３０人学級、少人数制ということで力を入れておりますので、近い将来にはそういうことになるのだろうなということで認識しております。

ただ、明年度以降も、今、道の施策でやっておりますものについては、１年生、２年生が該当になって、モデル校として指定を受けておりますけれども、恐らく来年は、今の２年生が３年生になってもそういう形で対応してくれるのだろうなということで期待していますし、その実現に向けてまた努力をしてまいりたいと思っております。

また、できない場合どうなるのだという御質問なのですけれども、うちの町独自では、ほかのいろいろな先進事例を新聞報道で見ておりまして、その必要性は十分認識しているのですけれども、うちの町の財政的な問題からいくと、すぐ手を伸ばしてやれるということの夢とロマンのお答えができないのが現状でありまして、いずれにいたしましても、道だとか国の施策が早く位置づけされてということの努力はしてまいりたいと思っております。

また、特殊な子供たちも今非常に多くなっておりますので、そういうものについては、逐次解決を図っているということで御理解いただきたいと思います。

また、図書館の問題、生涯学習の施設整備については、私たち担当する立場といたしましては、これからの余暇時間の問題だとか、人生の生きがいという部分では、早く整備をしてあげたいなと。

それで、１１年に、今の公民館をどうするのだということで調査費をつけていただきまして、耐力度調査、耐震度調査もいたしました。その中で、将来のビジョンとして、うちの町としては、生涯学習センターをもし計画するのであれば、こういう機能を持った施設が必要でないかということの一つの骨格案、構想案も持っておりますので、実現に向けては理事者と十分協議して、一年でも早くということのさらなる努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば。

よろしいですか。

以上をもちまして、１０番佐藤政幸君の一般質問を終了いたします。

次に、１番中村有秀君。

○１番（中村有秀君）　私は、さきに通告をしております行政一般の質問ということで、３項目１１点について質問をさせていただきます。

まず第１点は、交通事故防止対策でございます。

交通事故死ゼロを目標に、交通安全協会、交通安全対策協議会は、富良野警察署また上富良野交番とともに、交通安全運動を家庭や地域、職場から推進されていますが、本年度は残念ながら２件の死亡事故が発生いたしました。昭和５２年から本年３月のきょうまで、上富良野町では４３件、５１名の方々がお亡くなりになっております。したがって、私は交通事故防止対策及び町職員の交通事故及び交通法令違反等について、次の諸点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず第１点は、平成１３年度の富良野警察署、上富良野交番取り扱いの交通事故統計によると、交通事故は３７６件発生しております。この交通事故の実態を発生時間、発生場所、運転者年齢、免許歴、事故原因等を分析検討し、交通事故防止対策の資料にすべきと考えるが、その点をお伺いいたしたいと思います。

第２点目は、交通事故防止等の住民への啓蒙周知掲示板の現行維持をどう進めているかということでお伺いをいたしたいと思います。

３点目は、町職員の公務中の交通事故が毎年度数件報告され、専決処分等で明らかになっているが、平成１０年度からの町職員の公務中、公務外での交通事故及び交通違反件数を明らかにしていただきたいと思います。

第４点は、町職員の交通法令違反の処分基準に関する訓令でございますけれども、これについては、内容を明示してくださいということで質問しておりますけれども、本来は、これらの内容及び適用状況はどうなっているかということでお伺いしたいと思ったのですが、これは再質問で行いたいと思います。

次に第２項目め、上富良野高等学校の振興対策についてお伺いをいたします。

上富良野高等学校の平成１５年度入学の出願状況は、募集人員８０名で、出願者数、３月１日の新聞発表によりますと５３名、前年同様の倍率ということではございませんが、今回は０．７倍の倍率になっています。これは、少子化と富良野緑峰高校の新校舎及び職業学科の影響かとも考えられます。

当町は、上富良野高等学校の振興対策として、入学時の支援、卒業者への修学資金貸し付けを行うとともに、就職活動支援の振興対策業務員を配置してきました。上富良野高等学校振興対策について、次の各項について、状況及び方針についてお伺いをいたしたいと思います。

まず第１点は、入学時の支援、修学資金の年度別支援人員、金額、修学資金の利用人員、金額を明らかにしていただきたいと思います。

第２点は、振興対策業務員活用車両として、平成１２年度の決算書を見ますと、１５７万６７円の支

出をしております。この振興対策業務員活用車両の運行状況を、平成１２年度から各年度ごとに、目的使用、目的外使用と分けて、運行日数、走行距離を明らかにしていただきたいと思います。

３点目は、上富良野高等学校振興対策業務員の主な職務として、上富良野町非常勤嘱託職員取扱要領では、上富良野高等学校生徒の就職活動支援に関することとなっております。職務の内容から、当然、資料調査・収集、生徒それから親の動向調査、企業訪問、学校との連絡調整等、この不況期に大変困難な職務と承知をしております。平成１２年度からの就職希望者数、就職内定数、企業等の訪問件数及び日数についてお伺いをいたしたいと思います。

それから４点目は、上富良野高等学校の間口減及び学校の存亡への振興対策と理解しておりますが、町財政の今後の見通しが厳しい中での今後の振興策の方針についてお伺いをいたします。

第５点目は、上富良野高等学校の校舎改築完成とあわせて、職業学科も含めて特色ある学校づくりを行うと言明されておりましたが、その具体的な考え方をお伺いいたします。

次に３項目め、市町村合併についてお伺いいたします。同僚議員からの質問もありましたけれども、できるだけ重複しない範囲で質問を行いたいと思います。

まず第１点目は、市町村合併について、町民トークとして各種団体の懇談会、地域懇談会は１３カ所１４１名の参加で、１会場１１人弱で、この参加呼びかけの方法と内容についてお伺いをいたしたいと思います。

第２点目は、１月２６日に、中富良野町長は任意合併協議会に加わらないと言明されましたが、町長として、市町村合併の住民への情報提供とともに説明責任があるが、今後どう進めるのか、町長の所信をお伺いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１番目の交通事故防止対策についての御質問にお答えいたします。

第１点目の事故発生状況実態統計の利用についての御質問でありますが、事故発生状況に関します情報につきましては、警察によります事故処理結果に基づく内容のうち、個人にかかわります情報を除きまして提供いただいているもので、個人を特定できるような内容や状況が省かれてまいりますことから、情報自体が限られているのが現状であります。また、情報を提供いただくことに関しましても、交番の勤務状況に応じて作成いただいておりますこともあり、提示の資料とすることが難しいところであもあります。

現在、発生件数に関しましては、毎月、まとめられたものを富良野警察署より提供いただいており、状況を把握し、資料とさせていただいております。

また、死亡事故につきましては、富良野警察署とともに現地確認や、以降の対策協議を都度行っているところであります。

交通安全対策に関しまして、事故の発生状況分析は、以降の対策に重要であります。今後とも、交番の協力をいただける範囲で、事故防止資料として分析・活用できるように努力してまいりたいと存じます。

２点目の掲示板に関してでありますが、町民の啓発掲示に関しましては、役場玄関に配置しております死亡事故ゼロ日数表示、毎月、広報お知らせ版に事故発生等につきまして掲載させていただいております。引き続き、掲示等を進めてまいります。

また、上富良野交番前に設置しております啓発掲示板につきましては、現在、未使用状態にあります。今後、補修を加え、交番などとも協議を行い、交通安全意識啓発のため、効果的な利用の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、３点目の職員が関係した事故などの件数の御質問でありますが、公務外での交通事故、違反行為に関しては承知できておりませんので、公務中の件数を申し上げます。

まず、事故はすべて物損事故でありますが、平成１０年度から現在までの５カ年間で、飛び石によるものや車庫などの建物に接触した自損事故が２８件、相手車両が伴う事故が２４件であります。

なお、交通法令違反件数はありません。

次に、第４点目の交通法令違反の処分基準に関する訓令についてでありますが、無免許運転、飲酒運転、スピード違反の、いわゆる交通３悪を起こした場合の懲戒処分を中心に定めております。

なお、子細内容につきましては、議員の皆様に配付しております町の例規集に掲載しているとおりでありますので、御高覧いただきたいと存じます。

次に、２番目の上富良野高等学校関連については教育長からお答えすることとして、次に、３番目の市町村合併についての２点の御質問にお答えさせていただきます。

第１点目の地域懇談会の周知につきましては、１１月２０日に開催しました住民会長会議において、懇談会開催についての予定と参加協力についてお願いをし、その後、開催日が決定した１２月から、各住民会長へ電話連絡と文書による周知を図ったとこ

ろであります。また、１２月２５日号の広報お知らせ版への掲載、そして開催日直近の防災無線による案内を行いました。その他、新聞各社にも開催日を情報提供し、行事日程での掲載に御協力をいただいたところであります。

また、団体などの懇談会の周知方法につきましては、団体代表者への文書と電話による参加依頼、地域懇談会と同じく、広報かみふらのと防災無線による案内を行ったところであります。

２点目の今後の住民への情報提供についてでありますが、全国町村会、町村議長会から国へ、実施のあり方の提言が出され、第２７次地方制度調査会の中間報告が近々なされる予定から、国や道などの動向とか、また富良野圏域での市町村合併や広域行政の推進状況の変化などに応じて、適宜広報誌などを通じて情報の提供に意を注いでまいります。

なお、今後におきましても、住民の意見を聞く機会をつくることで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１番中村議員の２点目の上富良野高等学校振興対策についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野高等学校振興対策につきましては、上富良野高校が地元にあることで、通学の便、父母負担の軽減、人材の確保、地元経済への波及等、その効果は極めて大なるものがあると思っているところでございます。

このため、上富良野高等学校の安定した学校運営と、地域に根差した魅力的で特色ある学校とするために、道立学校といった概念を抜きにして、町といたしましても上富良野高等学校振興計画を策定し、平成１２年度から入学時の支援、修学資金制度の創設、就職活動を支援するための振興対策業務員の配置等の施策を実施しているところでございます。

御質問の第１点目の入学時支援及び修学資金の状況でありますが、入学時支援の入学準備金の支給状況は、平成１２年度には４８名、２３２万4,４６８円、平成１３年度には５９名、２９５万円、平成１４年度には５０名、２５０万円を支給しているところでございます。

また、上富良野高等学校卒業者に対する修学資金ですが、平成１２年度の卒業生から、５カ年の貸付制度でありまして、平成１３年度４月より貸し付けを開始しております。平成１３年度には６名、３６０万円、平成１４年度には６名、３６０万円を貸し付けしているところでございます。

２点目の振興対策業務員活用車両の運行状況についてでありますが、この公用車は主として上富良野高校の振興対策業務の目的で購入し使用しておりますが、支障のない範囲で、教育委員会の業務にもあわせて使用している実態であります。平成１２年度には、目的使用は３６日、９６８キロメーター、その他の業務の使用は１４４日、８，３７６キロメーター、平成１３年度には、目的使用は４３日、９１２キロメーター、その他の業務の使用は１９６日、１万３，１１８キロメーター、平成１４年度には、２月末現在で目的使用は５４日、９４１キロメーター、その他の業務の使用は１８２日、１万２，０６７キロメートルとなっているところでございます。

３点目の就職希望者数、就職内定数と企業等の訪問件数及び日数についてでありますが、まず、就職希望者数と就職内定数の状況について答弁いたします。

平成１２年度には、就職希望者数２７名で、就職内定者数は２１名でございます。平成１３年度は、就職希望者数３７名で、就職内定者数は２３名、平成１４年度は、就職希望者１８名で、就職内定者数は１７名となっているところでございます。

企業等の訪問件数及び日数につきましては、平成１２年度の訪問件数は１１２件で、日数は３６日、平成１３年度の訪問件数は９２件で、日数は３７日、平成１４年度の訪問件数は１２３件で、日数は４３日となっております。

４点目の振興策の今後の方針でありますが、上富良野高等学校を魅力的で特色ある学校とするためには、高校のみに依存するのではなく、また、地元の子供の人材育成といったことからも、行政の積極的な振興策の推進も必要なことと考えており、これからも、より効果的な振興策を講じ、支援してまいりたいと考えているところでございます。

５点目の特色ある学校づくりについてでありますが、現在、新校舎の全面改築工事が進められており、平成１７年度までにすべてが完了する予定であり、新校舎の完成とともに、上富良野高校への志望も高まるものと期待しているところでございます。

今後においても、上富良野高校で学びたい、学んでよかったと言われるよう、地域に根差した特色ある学校づくりのために、上富良野高校では、学習活動の充実や企業から信頼される生徒の育成など、人材育成に意を注いでくれておりますので、今後、町といたしましても、特色ある学校づくりがより加味されるよう支援をしてまいりたいと考えております。

職業学科への転換につきましては、富良野緑峰高校との関係もあり、また、現在建築が進められている上富良野高校は、普通科としての施設機能での整

備が進められており、当面、早期に職業学科への移行の条件を満たすことは困難ではないかと思っております。

今後、時代の要請にふさわしい学校づくりのため、学習内容の充実と職業学科の課題も視野に入れまして、学校とも十分協議をし、その対応について検討を重ね、道に要請をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１番中村有秀君。

○１番（中村有秀君）　まず、第１点の交通事故防止の関係の統計上の問題でございます。

平成１３年度の交通事故発生状況実態統計ということで、上富良野交番から上富良野の町民生活課に来たデータを見させていただきました。そうすると、交通事故が３７６件発生していると。そうすると、天候のかげん等で、場合によっては数件発生しているとは思いますけれども、一応データ的には１日１件以上発生している実態にあります。

それで、今、町長が交通安全対策に関しては、事故の発生状況の分析は以降の対策に重要でありますという形で答弁をされています。したがって、私は、まず一つは、事故発生件数に関して毎月まとめられたものが富良野警察署より提供いただいていると、これは当然、上富良野の広報お知らせ版でも掲載をされているので、承知をしております。しかし、その資料では、交通事故発生状況の各種分析資料としては適当でないと思います。その点で、このものだけでオーケーということではないということで、その考え方をまず１点お伺いしたい。

次に第２点は、交通事故実態統計の情報提供は、交番の勤務状況に応じて作成をしていただいておりますこともあり、提示の資料とすることが難しいと答弁がありました。確かに、３７６件を交番で全部一々、１年間だとか６カ月だとか、また１カ月をまとめて、発生状況、実態をまとめるということは私は大変だろうと思うのです。したがって、１週間または１０日というような短期間ごとにまとめて報告を受ける体制を、富良野警察署や上富良野交番と十分協議をして進めていってはどうかという点が、第２点目でございます。

それから次に、２点目の啓発掲示板の関係です。

交通安全啓発活動として、広報かみふらのお知らせ版で、富良野警察署から、また上富良野交番からということで、「ラベンダー」という周知欄がございます。また、交通安全協会女性部会が発行している「ななかまど」、それから交通安全の旗を要所要所に立て、いろいろな形で活動されているのは承知しておりますが、上富良野町役場正面玄関を入って右側に、交通安全掲示板というのがありまして、これに標語が一つ、「だれよりもあなたのためです交通安全」という標語があります。けさ見てきましたら、上富良野町の交通事故死亡ゼロは４２日と表示をされておりました。下に、上富良野交通安全推進会、上富良野安全協会ということで、それぞれ日数等が更新されるようになっています。

これは、上富良野町の交通安全条例の第７条で、広報啓発活動の実施の一つして、私は取り組んでいると理解をしています。そして、この第７条には、町長は町民に対して交通安全に関する広報及び啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を提供するものとなっております。

したがって、私は次の点についてお伺いしたいと思います。

現在、上富良野交番前の交通安全掲示板の設置年月日、それから設置者はだれなのか。

それから２点目は、この交番前の啓発掲示板の維持管理の責任はどこなのか。それから、あそこは数字が差し入れできるようになっています。この数字板は、今どこに保管しているのか。

それから３点目は、この啓発掲示板にただ一つ数字が入っています。それは、平成１３年８月４日ということになっています。これは、統計を見ますと、平成１３年８月４日午前３時２５分、島津４北で、ほかの住民がここで死亡事故で亡くなっているというのがこの日にちだろうと思います。その後、平成１４年６月１８日、十勝岳線で他の住民、町民でない方が亡くなっています。また、平成１５年１月２６日には、扇町３丁目で、皆さんの御存じの方がお亡くなりになっております。

ですから、言うなれば、この掲示板の数字が何でこんな状態になっているかということで、あそこの道路を利用される方、それから警察に行かれる方、それからバス停で待っている方が、何でこうなのということで言われまして、私が調べたところでございます。

それで、未使用状態にあると今町長が答弁されましたけれども、警察交番前としての設置意義は、非常に効果が大きい場所と私は認識しております。それで、平成１３年８月４日のみの年月しか入っていません。そうすると、それから１年８カ月もそのままの数字になっているということなのです。それで、放置された要因は何なのかということでお伺いをいたしたいと思います。

というのは、交番前の設置には、シートベルトをつけよう、それから交通安全掲示板となっています。交通事故死ゼロ何日目標ということで、その何日が何にも入っていません。それから、開始と達成

となっています。開始のところは平成１３年８月４日と入っておりまして、達成の欄は、恐らくこれは昭和の時代につくられたと思うのですが、昭和が入って年と月と日しか入っていません。それから、当然、ことしの交通事故死累計何件と入るところも何も入っていない。その下に、死亡何名、重傷何名、軽傷何名という欄がありますけれども、これもまるっきり何も入っていません。したがって、入っているのは開始の平成１３年８月４日、このときは、先ほど申し上げました島津４北で亡くなっている方のあれだろうと思うので、この点を放置された要因についてお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、３点目の関係なのですが、ただいまの町長の答弁では、５年間で自損事故２８件、相手車両が伴う事故が２４件とありまして、合計で５２件です。そうすると、５年間ということですから、平均１年間に１０件発生しているということになろうかなと思います。ただ、年度ですから、それよりまだ少なくなると僕は承知をしておりますけれども、死亡事故が発生していないのが救いでありますけれども、今後、職員に対して交通安全教育、その徹底を図っていかなければならないと思います。

先般の臨時議会で、専決処分は、それぞれ職員の上司である課長がやるような形になっていたので、これも、それぞれの課で十分認識をするということではよかったのではないかという気はいたしますけれども、その対策の徹底についてどうあれするかということでお伺いをいたします。

それから、訓令の第２条の４項、職員が違反及び事故を起こしたときは、当該職員の所属長は上司を経てその概要を任命権者に報告しなければならないということになっておりますけれども、現実に交通法令違反件数はありませんという、当然スピード違反も入りましょうけれども、そういうことはないということで断定していいのですね。上司に報告しなければならないというあれがあるのに、ここではないということなので。

私は、何件かスピード違反の事実のあれを知っております、公務外ですけれども。ですから、その点は、訓令に沿って職員がどう動いているかということを承知したいと思いますので、その点の確認をいたしたいと思います。

それから、交通法令違反処分基準に関する訓令に基づく処分があれば、その件数及びその処分理由、処分内容についてお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、上富良野高等学校の振興対策についてです。

入学金支援対策として、入学準備金の支給状況ということで、３年間で１５７名、７７７万4,４６８円ということになっております。今、教育長の答弁では、できるだけ地元の学校に入っていただくようにということの施策、それから、できるだけ上富良野高等学校で上富良野の子供たちを育てていくということですけれども、入学する生徒数が、定員８０名のところ、平成１２年度は４８名、平成１３年度が５９名、平成１４年度は５０名ということで、定員を大きく割っている現状です。これは、一つは、富良野緑峰高校が新校舎になったという面、それから少子化の関係等、いろいろな諸課題があると思いますけれども、実際にこの支援策が入学生徒増になっているかということになると、横ばいの状況であると判断せざるを得ません。ということは、余り効果がないのでなかったのかというような気がいたします。

それで、私は、上富良野高等学校に入学された父母の方の五、六人に聞きますと、確かに入学準備金は助かりますと、しかし、入学準備金を目的にして上富良野高校に入学はさせていないということを言われているのですね。それぞれ親の気持ち、子供の気持ち、いろいろあろうと思います。たまたま普通科であれば富良野にもある、それから旭川にもあるという関係等もあると思います。したがって、こういう現状を含めてどうとらえるかということで、教育長の見解をお伺いいたしたいと思います。

それから、修学資金の貸付制度で、条例化されて２年間で１２名、７２０万円の貸し付けを受けて、それぞれ卒業生は新しい進学、それから各種専門学校等も含めて努力をしていると思います。したがって、私は、上富良野高校の修学金の活用の的確な進路指導策とともに、これらは、できれば継続をしていただきたいということで、平成１５年度の現在わかっている数、この貸付制度を利用する生徒数をつかめておられれば、それについて数字をお知らせしていただきたいと思います。

次に第２点目、振興対策業務員の活用車両ということで配備をした運行状況を見ますと、過去３年間をトータルしますと、本来の業務に使用しているのが１３３日、１年平均で言いますと４４日です。それから、走行キロ数にして２，８２１キロメートル。１年間で９４０キロです。

それで、教育長の答弁は、支障のない範囲で教育委員会の業務にあわせて使用しているという日にちですけれども、これが５２２日で、１年間平均で１７４日です。そうすると、本来目的の日にち１３３日、目的外使用は５２２日ということになると、目的使用の３．９倍になっているわけですね。

それからもう一つ、走行キロ数で、一概にはそれぞれ言えませんけれども、目的使用が２，８２１キ

ロ、それからその他の業務の使用が３万３，３５６１キロ、そうすると、僕もびっくりましたが、本来の目的使用の１１.９倍 も、支障のない範囲でということで、教育委員会としていろいろな業務にお使いになられたのだろうと思います。

私は、振興対策業務員は、上富良野高等学校の生徒の就職活動の支援という任務から、活用車両の運行は時期的に特殊であることは十分認識をしております。そして、支障のない範囲で教育委員会の業務に使用している実態であるが、この状況を、車両管理責任者として総務課長の見解をお伺いいたしたいと思います。

それから、３点目の就職希望者数、内定数の関係ですが、それぞれ実績を上げ、御苦労をかけた。特に平成１４年度については、就職希望者が１８名のところ、内定者は１７名ということで、本当にその御苦労に感謝を申し上げたいのですが、１２年度、１３年度、１４年度の就職内定の中で、振興対策業務員がかかわった内定数もしくは新規開拓した等も含めて、そういう件数をそれぞれ年度別に教えていただきたいと思います。

それから、企業訪問件数及び日数ですけれども、平成１０年度の訪問件数は１１２件で、日数は３６ということで、平成１２年度の車両運行の日にちとも合致します。１３年度、１４年度はそれぞれ合致はしませんけれども、これは当然学校の打ち合わせだとか、父母への情報提供だとか、いろいろなことがあろうと思いますけれども、これらの実働の日数を見てどう判断するかということで、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、４点目の振興策の今後のあり方です。

教育長の見解を伺い、今後、効果的な振興策を講じ支援をしていくということですけれども、町財政が今後も厳しくなる中で、上富良野高等学校への振興策の今後の方針について、一応町長の見解をいただきたいと思います。

この条例ができる段階で、上富良野から富良野、美瑛、旭川へ行っている子供たちのことはどうなのかという論議もいろいろ出たのも事実でございます。そういうことで、財政がこれだけ厳しくなっているということであれば、どう判断していくのかということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、５点目の特色ある学校づくりということで、今、教育長が答弁されておりました。富良野緑峰高校が新校舎になったとき、学校見学等、上富良野中学校の生徒が行って、ああ、すばらしい学校だ、トイレがボチャンでないわというようなことも含めて、緑峰への志願率が多くなったということも事実でございますけれども、上富良野高校が新校舎になると、当然、教育長答弁のように、上富良野高校への志望も高まると期待をしているということですけれども、ただ、普通科ということだけで考えて、富良野、旭川と対等にやるということになると、非常に厳しい面がある。そういうことで、特色のある学校づくりということになれば、新校舎の全面改築計画及び工事の進行とともに、これらの特色ある学校づくりの内容について、どうするかということを当然論議していかなければならなかった問題でないかと思います。

したがって、総合学科の課題も視野に入れていうことで、学校とも十分協議し、当然、当局との協議もあろうかと思いますが、現時点での教育委員会としての考え方をお伺いいたしたいと思います。

それから、最後の３項目めの市町村合併の関係です。

まず第１点は、市町村合併の町民トークとして開催された各種団体との懇談会、それから地域懇談会、これが１月２２日から３０日の日程で実施をされました。私は、この開催された１３カ所の全部にオブザーバーとして参加させていただきました。しかし、参加者は全部の１３カ所の会場で１４１名ということで、私は非常に落胆をしたところです。それで、町民の市町村合併の認識はどうなっているのか、それから情報提供が十分ではなかったのでないかということも感じました。

それで、最大の参加者は江花地区の１８名です。それから、最少の参加者は、高齢者団体対象の７名でありました。そうすると、町長、助役、総務課長、それから企画調整課の担当が行ったら、言うなれば、そちらの方が多いというのが実態でありました。

ある自治体では、「我が町の名前が消える」「考えよ我が町の将来」だとか、そういうキャッチフレーズで町民にいろいろなアピールをして、ぜひ参加という呼びかけを行ったところ、開催場所の数は多かったですが、町民の約３０％が集まったとの報道があります。

平成１４年３月７日に北部方面総監部幕僚副長の宗像陸将補がおいでになって、防衛講話がありました。これに私も参加したのですが、所管と言えば所管ですけれども、外郭団体の主催ではございますけれども、短期間の周知で公民館の席が埋まる３１２人の皆さん方が、町民や、それから町外からも参加をされました。この防衛講話の同じ企画調整課の取り組みで、この御苦労を私は多としたいといったところでございますけれども、このようなエネルギーある企画調整課のスタッフは、何とかこの地域懇談

会に多くの人を集めるという努力、言うなれば、周知方法にもうちょっと町民の心を打つようなものがあってもよかったのではないかと、何となくあれもやりました、これもやりましたということでございますけれども、どっちかというと、通り一遍の周知として判断せざるを得ないという結果になって、この参加者の少なかった要因の見解をお伺いいたしたいと思います。

町長は、２７日からのあれでは、中富良野が１月２６日任意合併協議会から離脱したから、その影響だという話はしておりますけれども、現実はその影響が大きな要因ではないというのを、私はこの１３カ所に行ってみて痛切に感じております。

それから、２点目の中富良野町の任意協議会への不参加ということでございます。

というのは、２月５日に予定していた町民トークが延期をさせられました。これは、中富良野が離脱をしたから、大きな根拠がということでお話をされて、なかったかなという気がいたします。こういうあれを配りましたね。「２月５日、夢未来を語るまちづくりトークの開催は、状況の変化により中止いたします」と。私は、中富がそうなったのであれば、なぜこうなったかということ等を含めて……。これは、上富良野町の地域懇談会のある面でトータル的な町民と語るトークだろうと、僕は判断していたのです。そうであれば、１３カ所をやった経過、それから中富良野の離脱のその状況等を踏まえて、僕はやるべきだったということで判断をしております。

そういうことで、中富良野の任意協議会不参加ということのあれがあるけれども、なぜしなかったかということでは、企画調整課長には一応お聞きしましたけれども、町長としての情報を町民に明らかにする立場で、このことについてお伺いをいたしたいと思います。

それからもう一つは、中富良野町がこうなったのだから、上富良野町のまちづくりは、とりあえず合併協議会が中断されたのだから、それでやれないのでないか。町長は、地域懇談会では「飛び石もあるけれども、飛び石は全国で４カ所か５カ所しかない。中富良野の合併、北の合併、いろいろ視野に入れている」ということでございますけれども、どっちかというと、住民の声として「町長、よかったな」、言うなれば、町長が判断しなくとも、中富良野が先にやってくれたから、余り合併のことを考えなくてもいいのでないかというような町民の声もありました。

私は、やはり中富良野がどうであれ、上富良野町の将来をどうするかということを基本的に考えて、町民への情報提供、それと対話等を含めてやっていかなければならない。確かに、町長の言う、任意協議会がなければ、すべていろいろな形で進められないという町民からの声の答弁もありましたが、現実に自治労の青年部の皆さん方がいろいろなデータを集めて、あれを拝見していますと、それぞれ、このことは町民に知らせた方がいい、このことはというようなことが随所にあるわけですね。ですから、僕はそういう観点から、やはり１町落ちた形でということでは非常に残念な気がいたします。

それで、これらの関係について、中富良野は中富良野、上富良野は上富良野ということで、一応情報の提供を含めてやるべきではないかということでございますので、これらついて町長の見解をいただきたいと思います。

それから、今、沿線市町村でそれぞれ定例議会が始まっております。そうすると、ここに富良野の高田市長の施政方針「広域連合につきましては、富良野圏域１市３町１村が合併問題の方向性が定まってから検討することで確認をしたところです」というのが一つ。それから、後半に「今後とも、広域行政の推進につきましては、市町村合併問題や広域連合の方向性などの推移を十分把握し、関係町村の主体性を尊重するとともに、連携を図りながら進んでまいります」ということが、高田市長の施政方針の中に出ています。

それから、中富良野町長の施政方針は、「議員や住民の意向から、当面、市町村合併は時期尚早と判断した。行政の健全化と合理化を図っていく上で、広域連合を重視し、推進していきたい」ということでございます。

尾岸町長も基本的には、第２７次地方制度の関係等もありますけれども、言うなれば、国や道の動向を見きわめながらやっていくということで、同僚議員の質問に対して答えております。

したがって、富良野市長と中富良野町長の見解、それから当然尾岸町長の見解も、若干ずれはありますけれども、僕は基本的には同じでないかと。富良野市長は、当初、施政方針でそうは言っていましたけれども、代表質問の答弁では、尾岸町長が言っております、今後とも５市町村で話し合う受け皿が必要と、一部事務組合の効率化や共同処理が効果的な事業については、課長級の幹事会で協議をしていくということで、これは尾岸町長と同じでございます。

それで、先ほどの町長の答弁の中で、今後も住民の意見を聞く機会をつくることも考えているということでございます。私は、情報提供を十分しながらということで、協議会ができた場合の情報提供と、

できない場合の情報提供と、やはり二つがあろうかと思います。しかし、道や国の動きを見ながら今後とも住民の意見を機会をつくるということを考えているのであれば、その手法と時期について明らかにしていただきたいと思います。

以上、再質問を終わります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、交通事故防止対策についてでありますが、昔は交番の方も警察の方も、事故の原因だとかいろいろな部分について情報を提供していただいて、私も交通安全協会の役員をしているころには、そういう細部の情報をいただいて、その中で事故原因の分析等々、上富良野町で起きる交通人身事故の分析を一覧表をつくって、提示されていただいていた経緯がございます。しかし、最近はプライバシーの問題だとかいろいろな問題等々がございまして、細かな情報がいただけないと。また、交番の人員も当初よりも２名減っているというようなことから、今、情報はすべて富良野警察署から月まとめの情報として町に提供していただくというような状況でございます。

議員から先ほど来御意見をいただいております件数等々についてのあれは、富良野警察署本署から来るというようなことで、なかなかそういう細部の情報をいただくことができないわけでありますが、今後もそういった情報提供いただくことを含めながら、先ほど申し上げましたように、事故原因の分析、これらに対処していくことが事故抑止の中で大きな意義があるというふうにも思っておりますので、今後また交番との調整を図りつつ、その対応を図っていきたいというように思っております。

それから、交番の前にあります掲示板でありますが、これは交通安全協会が設置して、過去におきましては、交番の職員、警察官に全部事故のあれを差しかえをしていただいていたと。管理は警察官にしていただいたという過去における経緯があるわけでありますが、現在、御案内のとおり、先ほど申し上げました定員も減ったというようなこととかいろいろで、交番の職員もなかなかそこまで手が届かないというような状況下にありますし、また加えて、老朽化されてきているというような部分もありますので、今後、これらにつきましては、掲示しております交通安全協会とも調整をさせていただきながら、今後の対応についてまた交番とも調整をしながら、ひとつ取り進めてまいりたいなというふうに思っておるところであります。

それから、次の職員の事故におきましては、先ほど報告させていただいたとおりでありますが、違反につきましては、今のところ報告を受けてございません。私は違反がないものと、報告がないから、ないものというふうに思っておりますが、この問題につきましても、今後、課長会議等々を通じて、十分に状況の徹底をさせて、報告の対応を進めさせるようにいたしたいなというふうに思っておりますが、今のところ、私としては、報告がないというようなことから、その事実はないものと認識いたしているところであります。

また、訓令におきます処分につきましては、私が就任してからは一件もございません。交通３悪、飲酒運転並びに無免許運転、最高速度制限違反というようなことで検挙されたり、あるいは事故を起こしたというような、公用車での対応等々は起きていないということで、私が就任して以来、処分は一件もございません。

それから次に、市町村合併でありますが、懇談会の実施につきましては、議員から御質問あるように、住民会長さんにお願いし、またいろいろな面でＰＲもいたしました。しかし、キャッチフレーズが悪いから集まらなかったのだと言われてみれば、そういうこともあるかもしれませんけれども、私自身も、住民の皆さん方が市町村合併という、町の名前がなくなるのだと、町がなくなるのだというような大きな課題について、もう少し関心をいただだけるものというふうに思っておりましたが、実際にやってみますと、参加が非常に少なかった。

私も、議員と同じように残念に思っておるところでありますが、昨年の夏に実施しました町民トークにおきまして、昼と夜とやって４０何名と、あの人数から見ても、やはり関心が少ないのかなと。この関心をいかに持っていただくような対応をするかということが、広報による町村合併についてのＰＲであるというようなことから、広報におきまして、毎月連続で、ある程度の期間、市町村合併についてのＰＲ等々もさせていただきました。

しかしながら、最終的に年明けてことし実施した懇談会におきましては、あれだけ住民会長さん方の御苦労をいただきながらも、また組織の代表の皆さん方の御苦労をいただきながら、参加者が非常に少なかったということは、まことに残念だなというふうに思っておりますが、今後、こういった事業につきましては、地域の皆さん方、町民の皆さん方が行政に対する、町政に対する関心を持つと、そのためには、やはり情報を提供すると、情報を共有するということが最も大切だというふうに思っておりますので、今後もまた、さきに御質問をいただいておりましたけれども、情報の共有化のためにも、より一

層の努力をしていかなければならぬというふうに反省をいたしているところでございます。

また、今後の対応についてどうするかということでありますが、さきの議員にもお答えさせていただきましたけれども、今後につきましては、行財政諮問委員会並びに第２７次地方制度調査会等々が中間答申をすると、中間で内閣総理大臣に報告するというその状況が出た中で、また町報等々で町民の皆さん方に情報提供するとともに、その中で、今後は町長と語ろうあるいは町民トーク等々の開催も含めて、今後考えてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

また、中富良野町が任意合併協議会に参加をしなかったと、上富良野町もそのことによりまして、いろいろと今後の問題についてどうするかと。これにつきましては、懇談会でも御説明申し上げましたが、一つの方法として、飛び石合併という方法があるわと。また、一つの方法として、北に向かっていく方法もあるわと。しかし、あくまでも相手のいることでありまして、相手との話が進まなければならないというようなこともございますし、町政懇談会におきまして、いろいろな中で多くの方々が、特に市町村合併の推進に全力を注げというような御意見が非常に薄かった、自主自立の道を歩めというような御意見が多かったように、私としては受けとめているところでございまして、そういうようなことから、自主自立の道をどのように進めていくのかということも、先ほど来お話ししておりますように、これからの国や道の方向を見きわめながら、最終決断をしていかなければならぬなというふうに思っておるところでありまして、そういった観点で、当時におきましては、合併という方向の模索が、言うならば、ある面で中断されていると。そういう中で町民トークを開催いたしましても、自主自立の道ということが前提の中で話し合いをするということに相なりますれば、夏に実施しました合併か自主自立かという一つの方向性を示しながら、町民トークをでき得る状況下になかったというようなことから、方向を変更させていただいて、町民トークを中止させていただいたという経緯を踏まえておるところでございます。

そういうようなことで、今の状況からすると、今後は、最も私が関心を持つのは、第２７次地方制度調査会がどのような基礎的自治体の位置づけをするのか、また、行財政諮問員会が今後地方財政にどのような方向づけを示してくれるのかということを十分見きわめた中で、今後の、将来のまちづくりを考えていかなければならぬというふうに認識をいたしておるところでございますので、そういった観点から、特段の御理解を賜りたいなというふうに思っておるところであります。

それからもう一点、高等学校の今後の振興策についてという御質問が私の方にも振り向いてきたところでありますが、私といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、現在、１３、１４、１５年度の行財政大綱のもとで行財政実施計画を取り進めさせていただき、今年度は最終年度になると。ことし、１５年度におきましては、次期に向かっての行財政改革大綱をつくり上げ、その中で１６年からの行財政改革の実施計画をつくり上げていきたいと。その中にありましては、先ほど来福塚議員の御質問にもありました今後の財政運営については、聖域なき改革を図っていかなければならぬということから、この高等学校の問題につきましても聖域ということではなく、今後、行財政改革の中で検討を加えていく課題というふうに認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１番中村議員の７点ぐらいの御質問があったと思いますけれども、順次お答えさせていただきますけれども、計数的なもので抜けていたら、また課長の方から答弁させたいと思います。

１点目の、今、振興策でやっております入学金の問題、確かに父兄の方から事業効果がないのでないかということの御指摘もいただきました。

ただ、私が就任した平成１０年には、入学者が３２名しかいない実態でございました。そのときに、適正配置という問題が出てきまして、そして、このままいくと上富良野高校は富良野に吸収されるというような問題がございまして、その中で、町としても高校に依存するのではなくて、学校に魂を入れていかないとならぬということで、理事者にお願いいたしまして、入学金制度を設けたところでございます。

ただ、定着してきますと、出していても余り喜ばれないのであれば、むしろ入学金を免許を取得する振興策に使ったり、またいろいろな面での振興策があると思いますので、これについては町長に５年の時限立法で何とか見てあげてということであれしていますので、今、父兄の意見だとか、また議員から御指摘いただいたことを十分意に含めて、より効果のあるものということの検討を加えさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

修学資金の問題については、今まで１２名に出しておりまして、ことしも２名おります。これについては、そういう意見を聞いたことがありませんし、

議員からも、これは効果があるから続けれよということの意見もいただきましたので、これについても事業評価をしながら、また検討を加えてまいりたいと思っております。

それから、運行のものも、ただキロ数だけを言って非常に誤解を受けているのかなと。目的は１０％しか使っていないぞと言われていましたけれども、実質的にはキロ数は１０％かもしれませんけれども、ただ、うちの職員やなんかも今非常に効率的な運営をしなさいということで、近くのところ、遠くのところについては、ガソリンの効率のいい車ということで代替しながら使っておりますので、そういう面でキロ数やなんかも、ほかの方の目的で使っている部分が多いのかなと思っております。

ただ、これについては、目的外ということのみでなくて、管理課全体で配車されておりますので、そういうような中で運用しているということで、就職活動の中に支障を来しているということではありませんので、御理解いただきたいと思います。

それから、今後の振興対策につきましては、先ほど町長も聖域なきというようなことも言われておりますし、また一つの大きな区切り。ただ、今２０数億円を投じてくれた学校に７０数％の進学しかされていないわけですから、８０人の定員ということであれば、あと２７名の枠があるわけですから、そういう意味では、８０人学級の２間口が満度になるようにということのさらなる努力をしていかなければならないと思っておりますし、仏つくっていただいて、魂を入れるのは町だぞということも、道から建設のときにいろいろ言われておりますので、そのことについては、意をもって学校振興対策ということで力を注いでまいりたいと思っております。

それから、職業学科への転換については、緑峰高校の施設機能を持ったものイコール高校ということにはならないと思いますけれども、私が答弁させていただきましたように、時代の要請に従って、例えばビジネス科をつくるとか、文化・芸術の部分で、今の施設機能でも可能なものがあると思いますので、ただ、それは４０名でなくても、例えば１０名でも５名でも、そういうような特色ある学校づくりということで、例えば画家の先生もおりますし、陶芸の先生もおりますし、写真もおりますし、いろいろなあれがありますので、学術・文化という部分も含めて検討していく課題だなということで認識しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

もう一点、大事なことが抜けていました。申しわけございません。

就職も、議員も評価していただいたように、これは本当に地道な活動がこういう大きな成果を得たのかなと思っております。１８名のうち１７名が就職して、１名も何か近々決定するというような話も聞いております。

前に私の執行方針にも書いて、皆さんに御理解いただきたいということで、きょう・あすの理解より５年、１０年先に花を咲かせたい、それが人材育成ですよねということを書かせていただいておりますので、今後も上富良野高校に入ってよかったと言われるような対策を講じてまいりたいと思っていますし、職員も含めて、そういうことで御理解いただきたいと思います。（「答弁漏れあり」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　担当課長から答弁させます。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（米田末範君）　交番前にございます掲示板につきましては、記憶をたどってということでございまして、全く正確かということについて微妙ではございますが、設置年につきましては５８年度の設置ではないかということでございます。設置者につきましては、交通安全協会ということでございました。管理の部分につきましては、当然、設置者でございますが、事務局としても当然その役割であるというふうに理解をしてございます。

数字板につきましては、交番の方にあるということでは聞いてございますが、実態として、十分な調査はしてございません。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　再々質問ございますか。

１番中村有秀君。

○１番（中村有秀君）　交通事故発生状況実態統計と言うことで、書いてあるものを見ますと、平成１３年度は１年間分まとめて一遍に来ているから、交番では大変だ。今、町長の言うように、２人も減ったということであれなので、できれば町と交番もしくは富良野警察署と連携をとりながら、交通事故が発生したら、こういう書式を決めて、そして、あの行からいえば、１件１件掲示すれば、そんなに時間のかかる作業ではないのですよ。

僕は、場合によっては、交通事故が発生したときに早急に対策をとらなければならぬ場所が出てくるなと。そういうことになると、できればその都度か、１週間まとめてもよろしいですけれども、そういう体制をとって、それを上富良野のマップに落としたり、それから系統分析をきちっとやるような方向にして防止対策をすべきと思うので、今の方法でいけば、非常に交番も大変だなという気がいたしますから、そういう方法で書式を取り決めて、随時や

るような方向ということでお願いをいたしたいと思います。

それからもう一点は、交番前の掲示のことなのですけれども、私は、昨年の１２月に、課長と担当者に、これが平成１３年８月４日のままになっているよと、その下は昭和なのですね。あとは何も入っていないのですよ。これは、本当に交通事故防止の啓発のあれにはならないから、何とか現行維持をしてくれないかということで、その適切な措置を求めたところなのです。それからもう３カ月を過ぎても、平成１３年８月４日がそのままになっているのですね。もし、各月、月末にというような話を課長がちょっとしていましたけれども、そうであれば、それまでになる体制で、あそこの日にちの欄だけでもシートで覆うとか何かの方策で、平成１３年８月４日、そしてその下が昭和になっているということ自体が、一体防止啓発策として、ましてや交番の前にあるものがこんなことでいいのかなということで、今回あえて一般質問をさせていただいたので、それらのことについて、担当課長としてどう判断しているかということでお伺いをいたしたいと思います。

それから最後に、市町村合併の関係でございます。

一応、第２７次地方制度の関係等も含めて、地方統一選挙が終わった後に、これらのあれが出るのでないかという、同僚議員の質問に対しての町長の答弁でございました。現実に、それであれば、これが出た後のどの時点で、町として住民にいろいろな意見を聞く機会をつくる、それから住民の意見も聞く、そして結論を出すめど。

言うなれば、財政関係のあれも当然出てきましょうし、ただ、議員の皆さん方が一番心配しているのは、８月の町議選挙がございます。そうすると、そのことがいろいろな形で争点になるという観点も当然出てまいります。そうすると、いろいろな情報提供をきちっとしていただかないと、町議選で皆さん方がいろいろな立場で言う場合に、いろいろ問題が発生してくるのでないかということで、僕は、できれば市町村合併への結論が、第２７次地方制度調査会等の報告が出た段階が地方統一選挙の後ということであれば、一つのめどとして、町長はどういう時期を考えているかということは、非常に難しい答弁になろうかと思いますけれども、一応お伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　交通安全対策の関係につきましては、所管課長から御答弁させていただきます。

市町村合併につきましては、先ほど来お話し申し上げておりますように、議員の御質問のあるとおり、第２７次地方制度調査会、行財政改革諮問委員会、これらの動向、また全国町村会並びに町村議長会が提案している問題、それから北海道が対応している問題等々を十分に見きわめた中で、また私といたしましては、そういった情報が出次第、町民の皆さん方に町報によって情報提供するとともに、加えて議員の皆さん方にも御説明申し上げ、またそういう中にありまして、町長と語ろうという、組織的に、あるいはそれぞれの中で開催をさせていただく。そしてまた、加えて町民トーク等につきましても、機会をとらえて対応していくというようなことを含めて、今後、これらのものが中間答申された中で検討し、対処していきたいというふうに思っておりますので、それがいつになるかということにつきましては、まだ未定でございますが、そういうようなことで考えておるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（米田末範君）　交通事故防止対策の関連でございますが、まず第１点の資料分析等に関しましてでございます。

議員の御発言のとおり、私どもといたしましても、そのデータ分析をやっていきたいという考え方がございまして、例えば、少なくとも地点だけでも落としていただけないかなということで交番とも相談をさせていただいていたところでございますが、事故処理等、それからパトロール等で時間的になかなか余裕がとれないということもございまして、今日まで来てございました。

なお、様式等を定めながらということについては、再度また交番とも相談をしてみたいというふうに思ってございます。

それから、第２点目の掲示板にかかわっての件でございますが、御指摘いただいておりますように、大変対処が遅くなっているということにつきまして、誠に申しわけないことでございます。これにつきましては、再整備を施しながら、交番とも調整をいたしまして、その内容も月ごとの設定ができるように再整備をしていきたいというふうに考えてございまして、今後対応していきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　以上で、本日の日程は全部

終了いたしました。
　本日は、これにて散会いたします。
　明日の予定について、事務局長から報告いたさせます。
　事務局長。
○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。
　３月１２日は本定例会の４日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。
　以上であります。
午後　２時４３分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１５年３月１１日

上富良野町議会議長　　平　田　喜　臣

署名議員　　小　野　　忠

署名議員　　向　山　富　夫

平成１５年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第４号）

平成１５年３月１２日（水曜日）

○議事日程（第４号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　町の一般行政について質問
第　３　議案第１９号　上富良野町衛生センター使用条例及び上富良野町衛生センター設置条例を廃止する条例
第　４　議案第２１号　上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
第　５　議案第２２号　上富良野町母子通園センター条例
第　６　議案第３７号　上富良野町母子通園センター事業の事務の委託に関する協議の件
第　７　議案第２３号　上富良野町児童館設置条例及び上富良野町児童館管理運営条例の一部を改正する条例
第　８　議案第２４号　上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
第　９　議案第２５号　上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
第１０　議案第２６号　上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例
第１１　議案第２７号　上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
第１２　議案第２８号　上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例
第１３　議案第２９号　上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
第１４　議案第３１号　上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例
第１５　議案第３２号　上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例
第１６　議案第４２号　平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第４号）

○出席議員（２０名）

１番	中村有秀君	２番	中川一男君
３番	福塚賢一君	４番	笹木光広君
５番	吉武敏彦君	６番	西村昭教君
７番	石川洋次君	８番	仲島康行君
９番	岩崎治男君	１０番	佐藤政幸君
１１番	梨澤節三君	１２番	米沢義英君
１３番	長谷川徳行君	１４番	徳島　稔君
１５番	村上和子君	１６番	清水茂雄君
１７番	小野　忠君	１８番	向山富夫君
１９番	久保田英市君	２０番	平田喜臣君

○欠席議員（０名）

○一時退席議員（１名）

９番　岩崎治男君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口　勤君	農業委員会会長	小松　博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中　博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村　延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君

上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好　稔君

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　２０名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　昨日に引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、２０名であります。

これより、平成１５年第１回上富良野町議会定例会４日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

町長から、議案第４２号平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第４号）が平成１５年３月１１日に提出されました。あらかじめ議会運営委員会において、日程等を改めましてお手元に配付したとおりであります。

本日の一般質問は、さきに御案内の日割り表のとおりでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、議会運営等、諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により議長において、

１９番　　久保田　英　市　君
１番　　中　村　有　秀　君

を指名いたします。

◎日程第２　町の一般行政について質問

○議長（平田喜臣君）　日程第２　昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、１６番清水茂雄君。

○１６番（清水茂雄君）　私は、過日通告してあります２件、５項目について、町長に所信をお伺いするものであります。

初めに、農業行政施策について伺いますが、上富良野町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、大変に厳しく、例年離農者が続出している現況にあるが、そうした中で、このたび東京において、先月１４日から３日間の日程で、世界貿易機関（ＷＴＯ）非公式閣僚会合が開催され、農産物の関税削減について、ハービンソン農業交渉議長が一次案を提示、討議されてまいりました。その内容は、関税を平均６０％削減という極めて厳しい内容であります。

また、２月２４日から５日間の日程でスイスのジュネーブで世界貿易機関が農業委員会特別会合を開催し、提示された市場開放一次案について論議されているということですが、今後一次案が認められるようなことがあると、日本農業の根幹を揺るがし、壊滅的な打撃を受けることは必至であります。農業におきましては、死活問題でもあります。

町長は、常に基幹産業である農業の重要性を唱えているが、この難関をいかなる施策をもって対応し、健全農業の確立に向けて努力される考えか、所信を伺いたいと思います。

次に、交通安全対策について伺いますが、この関連の問題につきましては、過去にも再三町長に御進言申し上げてまいった点でありますが、あえて、また再度お伺いしたいと思います。

まず、１点目に国道西１１線の変則交差点は、国道改良工事により幅員が広くなり、近年の観光ブームにより、シーズンには車両の通行量が増大いたしております。そのことにより、地域住民の国道横断が困難な状態にあります。地域からの改善の強い要望がありますが、正規の信号機設置が無理であれば、点滅または手信号機設置等の安全対策が必要であります。

２点目に、国道起点交差点につきましてお伺いしますが、この交差点は非常に危険要素が多く含んでおり、事故多発地帯であります。地域から改善についての強い要望があり、早急に安全対策が必要であります。

３項目に、基線北２７号のＪＲ踏切を含む変則交差点及び道道吹上上富良野線東１線交差点は、ラベンダー観光の日の出公園及び十勝岳温泉地区の主要観光路線であるとともに、ＪＡ、ふじ、ダイイチの３スーパーの進出と相まって、西地区住民の買い物、旭川方面からの東側住宅地への通行等々により、最も通行量の多い路線であります。そうした点から、早急に改良及び信号機設置等の安全対策が必要であります。

４項目に、北３条東１丁目交差点は、最も児童の通行が多い通学路であるとともに、事故多発地帯であります。信号機設置等の安全対策を早急に行うべきであります。

以上について、従来再三要望いたしてまいりまし

たが、遅々として改善が進んでないと見受けられます。事故が発生すれば、人命に及ぶ重大な問題であり、早急に改善を図るべきであります。現在までの経過状況及び今後の対応についての考えを詳細にお伺いいたしたいと思います。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１６番清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１番目の農業行政施策についてでありますが、議員の御質問のように、平成１５年２月２４日から２８日までの５日間の日程で、スイス・ジュネーブにおいて世界貿易機関、いわゆるＷＴＯの農業委員会特別会合が開催され、議論されたことは、私も承知をいたしているところであります。

ＷＴＯについては、自由貿易推進のため、農業、サービス、繊維などの分野で世界の新しい貿易のルールを決める機関であると理解いたしております。

ＷＴＯ農業交渉は、日本の国益にかかわる重大な問題と考えておりますが、仮に、今回の農業交渉において示されております自由化の基準、いわゆるモダリティー一次案を受け入れると、水田の国土保全機能や農業の多面的な役割など、国内農業の維持、発展に重大な影響を及ぼすことから、国内農業を維持するため、日本としてその主張を訴え、交渉に当たっている状況下にございます。

私も、この交渉の行方を心配しているところであり、日本の主張が通るよう願っているところであります。

次に、２番目の交通安全対策についての４点の御質問でありますが、町民はもとより、町や関係機関が連携しながら交通安全の取り組みを進めていくことは、尊い人命を交通事故から守る上で必要不可欠であります。

信号機の設置については公安委員会へ、道路構造の改良などにつきましては、管理者の開発建設部、土木現業所へ何度となく要望を行ってきております。

また、地権者等にもお会いし協力を要請しておりますが、なかなか解決に至らないのが実態でございます。

今後も粘り強くその取り組みを進めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

まず、１点目の国道西１１線交差点の安全対策でありますが、既に公安委員会には信号機の設置を要望しており、一日も早い実現に向けて要望を引き続き実施してまいりたいと思います。

２点目の国道基線交差点についてでありますが、以前にもお答えいたしましたように、現状では公安委員会の見解として、信号機の設置は不可能ということから、他の改善策について関係機関とも検討を進めておりますが、多額の予算も必要なことから、最終の改善策には至っていない状況下にございます。

次に、３点目の基線北２７号交差点の踏切改良につきましては、引き続き地権者との協議を進めてまいっておりますが、まだその解決のめどが立っておりません。

また、道道東１線交差点の安全対策につきましては、信号機の設置を要望しているところでありますが、信号機設置をする場合、横断歩道の設置が必要要件となってまいりますので、まずこの問題を解決することが必要となることから、引き続き道に歩道の設置の要望を行ってまいります。

最後の４点目、北３条東１丁目交差点に信号機設置の件でありますが、上富良野町の管轄内で何カ所か信号機の設置要望いたしているところでありますが、ここの交差点におきましては、優先順位が高い場所と伺っておりますので、早い時点で設置が期待できるものと考えております。

いずれにいたしましても、信号機の設置や道路構造の改善など、実現に向けて今後におきましても引き続き、そして粘り強く要望活動を展開してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１６番清水茂雄君。

○１６番（清水茂雄君）　ＷＴＯ関係の問題については、町長と同様に、私もその後どのような形で進むのか、非常に気にしているところでありますが、依然として、まだ不明確な状況にあります。ただ、私が一般質問の通告後に、３回ＷＴＯに関連する記事が道新に載っております。

まず、２月２７日の道新に、米国産米の継続販売について記事が載っております。これをちょっと読ませていただきますが、米国の米生産者でつくるＵＳＡライス連合会は、２６日、東京近郊や京都の米穀店と連携、カリフォルニア産米の継続的な販売を始めたと発表いたしたということです。内容を見ますと、日本向けに栽培されるこしひかりやあきたこまち、本場の新潟産などと食べ比べても差はないはずと自信をのぞかせる。販売価格は５キロ当たり１，５００円から１，８８０円の見込み。

このお米がなぜこんな安い値段で販売できるのかと申しますと、世界貿易機関のルールで義務づけられているミニマムアクセス、最低輸入量の枠内で輸入され、関税はかからないということであります。

なお、３月８日には、これも同じく道新ですが、

米とＷＴＯということで、農産物の関税などを決める世界貿易機関（ＷＴＯ）農業交渉が正念場を迎えている。大枠など、一次案で日本の主要農産物の関税を平均６０％、最低で４５％削減する提案がされ、加盟国の議論を経て、今月中旬には二次案がまとまる予定ということになっております。

また、同じく３月１１日、今月の１１日です。これも同じく米とＷＴＯということで、家庭向けＰＲということで、東京都大田区、週末の買い物客でにぎわう駅前商店街の米穀店で米国産米をＰＲするのぼりが並んでいると。端的に申し上げますが、買い物客は、珍しいわねと購入する主婦が相次いだ。

なお、高年齢者は国内産米志向ですが、若い主婦の方は、外国産米も価格が変わらない、安いのであればその方がいいというような傾向にあると聞いております。

そこで、実はＷＴＯの問題もさることですが、私は町長が常日ごろから上富良野町の基幹産業は農業であるというふうに力説されております。そうした中で、非常に現在の上富良野町の農業状況は芳しくない状況にある。例年離農者がふえている。特に、一昨年は東中地区、特に上富良野町の米倉とも言われる東中地区において２８戸の離農者が出たというようなゆゆしき状況にあります。そうした中で、何かやはり農業において施策を考えていただかなければならない。大変な今現在上富良野町の財政事情は厳しい中にありますが、住民の生活に直結しない事業については、以前から申し上げていることですが、控えていただき、こうした住民、特に農家の方につきましては死活問題。長年培ってきた農地を捨てて離農していかれるその心情、これは精神的にも大変なことだと思う。

そうした中で、やはり思い切った農業施策をやっていただきたい。これが私が特に今回農業問題についてお聞きしたいことであり、その点について、今回の答弁の内容では、ちょっと私といたしましては乏しい気がいたします。再度この点について町長の所信を、住民の皆さんが聞いても納得できる内容でお答えいただきたいと思います。

次に、交通安全対策についてお伺いいたしますが、まず１点目の国道１１線交差点の安全対策でありますが、これにつきましては、町長に平成１０年６月２５日の定例会で申し上げてから、再三にわたりお願いしている点であります。内容につきましては、非常に前向きな形の御答弁ではありましたが、一たん事故なんかがありますと、とんでもないことになりますので、何としてでも一日でも早く実現に向けて努力していただきたいと思います。

また、２点目の基線交差点でありますが、あの地点も非常に事故が多うございます。例年何件か事故が起きているという現状にあります。

特に、あの地点で私よく見かけるのですが、電動機つきの車いすであそこを横断されるお年寄りが何人か見受けられます。非常に電動機つきの車いすというのは、スピードが遅いですね。そうした関係で横断が大変だと思うのです。そうした点から、いろいろ公安委員会等の理由があるのでしょうが、せめて手押しとか、それで無理であれば点滅、車を運転する方に注意を促すための点滅信号とかいうようなものを設けられるのではないかなと私は思うのですね。そうした点で、ぜひ努力していただきたいと思います。

まず、３点目の基線北２７号踏切を含む交差点ですが、あの地点も前から何回も申し上げているのですが、たしか地権者等の交渉で非常に進んでないということと、裏を返せば、あそこは路線を変更して、ＪＲ踏切に対して直角というような形をとれば、相当な事業費もかさみ、また農地も失われるということで、地権者の方もなかなか納得できない、また町としても大変な事業費がかさむというようなこともあるのかなというふうに私思いますが、どうですか、あそこ２７号通りに面して、前にも申し上げたことありますが、踏切のところをちょっとあれしていただければ、何のことない解決するのですね。あそこ実際に行って見ていただけばわかりますけれども、そうした方向で何とか解決できないのかなと。

いろいろあちこち、私踏切そんなことで気をつけて見ているのですが、他所ではそういう形の踏切も数多くあります。それで、なぜＪＲがそれほどこだわるのかちょっと私わかりませんけれども、何とかそういう点を解決して改善をいただきたいと思います。

それから、次に４点目の北３条東１丁目交差点ですが、昨年も自動車のボンゴと普通乗用の小型乗用車、出会い頭の事故がありまして車が大破しております。

それから、私ちょうどあそこ町へ出るのに通行する道路なので、いつもそこを利用するわけですが、非常に歩行者等の関連で危険です。というのは、ダイイチ側から来る路線につきましては、一時停止があるのですが、なかなか買い物客だとか、それから車両についても一時停止をしない方が結構いらっしゃるのですね。つい最近も、私先月の月末ですが、あそこいつもスピードを落として通るのですが、ダイイチ側から若い御婦人の方が２人で話をしながら、全然左右確認しないで、私も交差点に入りかかっていたのですが、すたすたと交差点に何の

ちゅうちょもなしに入ってこられる。そういうような状況でありますので、あそこはもう早い時点で設置が期待できるとなっておりますが、期待できるでなく、早く設置をしてください。そういうことで、いま一度以上の点について、明快なる御回答をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１６番清水議員の再質問にお答えさせていただきますが、ＷＴＯ問題につきましては、議員も御発言いただきましたように、私としても基幹産業の農業の今後に大きな影響を及ぼす課題でありますので、国の交渉が一日も早く我が国の農業に少しでも有利な形での終結が迎え得るように願っているところでございます。

近年の農業情勢というのは、常に申し上げておりますように、やはり農畜産物の輸入によりまして価格の低迷が続くと。そういうような中にあって、生産コストも抑え切れないと、下げ切れないというような非常に厳しい状況で農業経営を進めているわけでありますので、これらにつきましても、国の農業施策、これに対し我々は十分見きわめながら、基幹産業の農業の振興に努めていかなければならないというふうに思っておりますし、私自身も農業というのは、この地域活性化の最も重要な部分でありますので、基幹産業の農業が生き続いてくれるということに大いに期待をいたして、農業の振興施策を、厳しい財政ではありますが、一自治体として対応できる部分については、鋭意努力をしながら対処しているつもりでございます。

今年度の予算も見ていただければわかりますように、農業関係予算というのは大幅な増額を見ているわけでありまして、言うならば農業経営を維持していくための負担軽減策を講じて３億５,０００万円ほどの投資をしているというような部分も含めながら、今後も第４次農業振興計画に基づく推進策、最終年度でありますので、継続して取り進めながら、基幹産業の農業の位置づけをしていきたいというふうに思っております。

ただ、一つ言えることは、行政として価格の変動に伴う、価格が安くなったからそれを補償するということにつきましては、なかなかその施策は難しいと思っておりますので、他の施策の中で農業経営を維持していく手法を考えて施策の展開をしていかなければならないというふうに思っております。そのようなことで御理解を賜りたいと。

現在の関税率が、議員のように新聞に出ているのを私も目を通しているわけでありますが、６０％から削減、もし万が一そうなるとするならば、農産物の輸入価格というのは物すごい低減化な、安価な価格で入ってくると。我が国の農業が、上富良野ばかりでなくて、日本の農業が成り立たなくなるという非常に厳しい状況にあるわけでありますから、そういったことを含めながら、国がこの施策の展開に十分な配慮をしていただくように願っているところであります。

続きまして、交通安全対策でありますが、これはもう地域からの要望を受けながら、町の交通安全対策会議におきましても、重要な課題として、この御指摘いただいております箇所につきましては、重要な部所として対応しながら、私自身も出向きながらその調整をさせていただいております。しかし、なかなか思うようにいかないと。言うならば、信号機をつけるということは、公安委員会でつけていただくということは、経費的な部分というものもございますし、道路構造上の問題でつけられないという問題もございます。例えば、国道基線交差点につきましては、道路上の問題があるということで信号機は設置できない。ということでありますから、点滅であろうと押しボタンであろうと、設置はできないというのが公安委員会の見解でございます。

そういうようなことで、道路交差点の改造をしなければならないというようなこともございますので、そうなると開発建設部、そして町の町道基線の大幅な改造等々も含めながらいろいろな課題を抱えておりますので、最少の経費で済む最大の安全策というものを含めながら、今はまだ継続して公安委員会並びに開発と調整を進めさせていただいているところでありますが、なかなか難しい課題であるというふうに思っています。

それから、国道西１１線の交差点につきましても、信号機の設置につきましては、なかなか公安委員会もいろいろな面で対処していただけない状況でありますが、これらにつきましても、より今後も要望を続けていきたいというふうに思っております。

やはりそれぞれに富良野警察署管内におきましても、優先的に対処をしていくということが基本でありますので、そういった中で、ここの交差点につきましても、また他の信号のつける場所につきましても、要望を重ねながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、３点目の基線２７号の交差点踏切でありますが、これはもう地権者との解決がなされなければ、道路線形変更していくより方法はないと。ＪＲは、やはり法律に基づいたＪＲ踏切の対応ということが基本であります。従前にもうでき上がっているところについては目をつぶっていただいているわけでありますが、これから新しく改造する場合にお

いては、法律に基づいた対応でということになりますと、以前に皆様方にもお示し申し上げましたような形での踏切改良しかないと。そうなると、地権者の協力を得なければならないと。最近も地権者宅に行って担当の方でお願いしているところでありますけれども、決して町の思うようにはならないと、もう来なくてもいいよと、来てもらってもどうにもなりませんよというようなお話でありますし、地権者の考え方も農地がなくなるということに対する、議員御質問のようないろいろな課題がありますので、そういったことを含みおきながら、今後もまた粘り強くその対応を図りながら改善を進めていきたいというふうに思っております。

また、道道東１線の交差点につきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、歩道の改良等々も含めて道等に働きかけ、土木現業所に働きかけ、そして公安委員会との両面での要請は引き続き今まで同様にしてまいりたいというふうに思いますし、北３条東１丁目交差点につきましても、従前からの要望に従って、我々は逐次要望を展開しております。その感触の中で、先ほど申し上げたような上富良野町における信号機の設置の中においては、最も優先順位が高いのかなというような感触を持っているということでありますので、上富良野町に信号機が設置されるとするならば、北３条東１丁目交差点が最優先になるのかなという感触を持っているということでお答えさせていただいております。そのためにも、議員御質問にありましたように、引き続き早期対応をしていただくように、それぞれの関係機関に要望を展開してまいりたいというふうに思っております。

また、４月に新年度に入りますれば、例年のとおり要望書を持ってそれぞれの機関に要望運動を展開していくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

１６番清水茂雄君。

○１６番（清水茂雄君）　再々質問をさせていただきますが、農業行政につきましては、先ほどから町長るる答弁いただきましたけれども、まず町長、この問題だけでなく、いろいろとよく国の政策とか道の動向を見ながらとか、他市町村の動向を見ながらというようなことを言われるのですが、そういうことではなくて、やはり上富良野町として考えていただきたい。

農業それぞれ何でもつくればいいということでなくて、やはり何をつくるかということを十分に研究されて、成功していらっしゃる方もおられるわけですが、それだからといって、そのまねをしていいのかというと、なかなかそうもいかない。やはり生産が少なければ値段もいいというこで、ところが皆さんがやりますと、なかなか値段も抑えられてしまうというようなことで、だれでもが同じことをやっていいということでなくて、やはり上富良野町は上富良野町としての特色ある農業施策が私は必要でないかなというふうに考えております。

そういうことで、今後農業施策については、思い切った事業費をもって、例えば何か特色ある作物を主体にした農業経営を奨励するとかいうようなことを考えてみてはどうかなと。

私も生まれは農家なのですけれども、農業をやめてからもう５０数年たちますので、そんなことで現在の農業については、さっぱり無知でございます。ですから、形をどうのというようなことはちょっと私としては判断しかねるわけですけれども、そうしたことは、やはり農業者の皆さんとよく農業施策についての話し合いを場を設けて、そうした中でよりよい方向に向くような行政対応をしていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、交通安全問題についてちょっと２点ほど。

先ほどから基線交差点についての状況を再三説明いただいたのですが、同じような説明を過去にも何回もされているのですね。だけれども、改善に向けて努力されるとは言いながら、それではどんな方法がいいのかというようなことについての結果が全然見えてこない。そういうようなことでなくて、非常に大切なことなので、人の命は地球より重しという例えもあるくらいですから、ひとつもっと先が見えるような形での御答弁もいただきたいし、そうした施策をお願いしたいと思います。

あの地点につきましては、特に冬期間は富良野方面からは下りになっております。なおかつ、基線側は両側とも上りになっているということで、車の通行、ブレーキを踏んでもきかないわ、通行するのにはなかなかすっとスムーズには基線側は走れないというようなことで、あそこが事故が多発するのだと思います。強いて言えば、欠陥路線でないかなと、欠陥交差点でないかなと私は思います。

たしか以前に、町長が公安委員会か警察関係がちょっと忘れましたけれども、交通ルールを守ってもらえば事故は起きないというような御答弁があったわけですが、とんでもない話で、交通ルールを守れば事故が起きないのであれば信号機も要らないと私は思うのですよ。そうしたことでなくて、やはりもっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。この点、もう一度お願いしたいと思います。

それから、基線北２７号の踏切を含む交差点ですが、この交差点につきましては、町長以前にも、前町長にも平成８年までに２回、私、この地点についてはお願いしております。町長には、平成９年６月１９日に最初お願い申し上げまして、その後、事あるごとに交通安全問題の質問させていただくときには、再三この点についてお願いしてきたわけです。そうした点で、ただＪＲとのそうした直角云々の問題だとか、地権者の問題だとかいうことで非常に進歩を見てないわけですけれども、何かもうあきらめて、実際にはその点についての活動をしておられないのではないかというふうに私は疑いたくなるのですが、この点についていつころをめどに、何年度までに解決したいというそういう思惑があれば、ひとつ御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１６番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私は、国の方の動向も十分見きわめなければというような発言したように思いますが、それはＷＴＯの状況というのは、国が所管して、国の方で対応していただくことを期待しているということでございますので、御理解を賜りたいなと思います。

町の農業振興施策につきましては、農家の皆さん方とＪＡさんがつくり上げました第４次農業振興計画、平成１１年から平成１５年の５カ年期間をもって対応する、その第４次農業振興計画に基づいた町の農業振興策を講じているわけでありまして、単年度単年度思いつきで対応しているのでなくて、この５カ年間はこういうことをやりましょうということで、農家の皆さん方の意見をまとめてつくり上げていただいた第４次農業振興計画に基づいた農業施策の展開をしているということで、ひとつよその町村の物まねをしているということではないということで、ひとつ御理解を賜りたい。

それから、これはことし平成１５年で最終年度になりますので、今ＪＡさんにもお願いしておりますのは、上富良野町農業の農家の皆さん方の意見を十二分に集約した中で、第５次の１６年から始まります農業振興計画を立案してくれと。その農業振興計画に基づいて、行政は農家の皆さん方の期待に沿える対応で最大限できるように、振興計画に基づいて農業施策の展開をしていきたいというふうに思っておりますので、ひとつその計画に基づいて対応しているということで御理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから交通安全対策、これはもう議員から御質問いただく以前から、ここは先ほども申し上げましたように、交通安全対策会議の中におきましても重要な部所というふうに認識しながら、それぞれの機関にそれぞれの要望を展開しているわけでありますが、なかなか経費の問題、いろいろな問題等が絡み合って解決ができ得ないというようなことと、また町が直接対応できるものとできないものとがあると。信号機つけるにしても、町がつけるわけにはいかないというような部分も含めながら、これからも十分その対応をしていきたいと思いますが、国道基線交差点につきましては、非常に今あれをやるとすると、基線道路の交差点の変更をしなければならない。そうすると、あそこの私有の住宅も立ち退くような形の中で、道路が、あそこも御案内のとおり、道路構造法によりまして、交差点の設定は９０度の角度、ＪＲ踏切と同じように９０度の角度に持っていかなければいけないということが、一つの対応が道路構造上ありますので、そういうようなことも含めて改善をしなければいけないというと、町の基線の改修、それから国道の改修等々で、それぞれに多額の財政投資をしなければならないというような部分もございますので、そう簡単にいついつまでに対応できますということには、なかなか財政的にも難しいということでありますので、ひとつ最善を尽くしながら、その現状の中でどう最少の予算で対応できるかというようなことも含めて、今公安委員会並びに開発建設部、町と三者で今協議をしている最中であると。

最終的に、現状では信号機の設置はでき得ないという公安委員会の見解でありますので、そういった対応も含めながら、ひとつ今後の安全策を考えていきたいというふうに思います。

それから、また２７号踏切でありますけれども、これにつきましては、早急に町としては対処しなければならないと。あの２７号道路の通行状況、交通量の状況を見きわめておりますと、早急に解決しなければならない、踏切改善をしなければならないというふうに思っておりますので、地権者との解決ができ得るならば、早急に解決したいというふうに思っております。

ただ、現状では、まず地権者とのお話し合いにつきましてはなかなか難しいと。議員もひとつお力添えをいただきたいなというふうに思うところでありまして、どうかひとつそういった状況を御理解いただきたい。

町としては、もう来なくていいと言われながらも、通ってお願いしているというのが実情でありますので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思っております。それができ得なければ、先ほど申

し上げましたように、２７号道路の線形の変更までしなければならない。多額の財政投資をしなければならない。現状の中では、そういうことが可能かどうかということにつきましては、まず難しい課題でありますので、最少の投資で最善の対応を図れるように、今後も鋭意努力をしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、私といたしましては、この交通安全ということにつきましては、ハード面の整備も必要でありますが、ソフト面の対応ということが私は重要である。ハードとソフト両面において、その対応することによって事故抑止が図れるものと、道路等々の交通整備が十分充実としたとしても、やはりそこにスピードオーバーとかいろいろな部分があって事故発生というもの起きるわけでありますから、ハード面の整備、これも必要でありますが、ソフト面の推進ということも必要であるというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１６番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

次に、１１番梨澤節三。

○１１番（梨澤節三君）　私は、通告に従い質問いたします。

初めに、市町村合併につきお聞きします。

先に同僚議員が２人市町村合併について質問しておりまして、言っている内容についてはほぼ同じかと思います。中富良野町に振り回されてはだめですよということではないかと思います。

同じような質問ですが、切り込み方をちょっと変えましてお聞きください。

さきに町が実施した市町村合併懇談会で、町長は拙速議論を回避ということで、三段抜きで報道されていましたが、やはり町長もそのように思いますか。私もそう思いまして、３年前から合併情報を出してはいかがですか、説明会、懇談会をしてはいかがですかと言い続けていますが、どうもこの合併論議を避け、タブー視し、現在の拙速議論に持ち込んでいるのは、町長みずからではないでしょうか。資料も出さない、説明会もしないで拙速も迅速も言えるものではないと思います。

懇談会で議論にならないと言っていたのは、参加した住民の方の発言です。合併問題は、町にとって大きな問題です。これは地方分権から始まり、地方自治体に力をということで、国がこの合併を推進しているのです。

地方分権といいますと、１万３，０００でもって、これでもって分権されてやれるかやれないかという問題が出てきます。こういう問題が出て、国は１０万以上というのは本来目標ですか、特例法で３万からやりましょうという、それが現状ではないかと思います。私はこれを大きな問題としてとらえ、早くから指摘しているのです。これは本来ならば、町長の仕事なのです。合併資料には、法律支援、財政支援とよい話もありますから、この話をすると、合併賛成に受け取られやすくなります。しかし、合併に賛成の人はおりません。ただ、住民の生活がかかっていますから、そこの兼ね合いの問題だと思います。

先週の国会で、現在の国会ですね。これで町長がよく言う三位一体の話と特例法延長の話が出ていましたが、片山総務大臣の答弁では、三位一体の話は、まだまだ何年もかかる話であるから、その話でもって合併特例法延長という話にはならないとはっきりと明言をしております。国の合併は進みます。

私が旭川でも富良野市でも、市議会議員であったならば、合併論議は絶対にしません。わかりますか。合併は法律で進みます。国はさきの昭和の合併の失敗をしないため、話し合いをしなさいと言っているのです。これは自治労の報告にも書いてありましたけれども、合併の話をする必要はないのです。話し合いは、弱いところをかばい合う話になるのです。だから中核となる市は黙っていれば、合併後は過半数の議員がいますから、すべて議決して、最大多数の最大幸福の民主主義、めでたしめでたしとなるのです。もうこのことは、私は何回も議会で言っています。黙っていて量を占めれるのは、過半数の議員を持ったところなのです。

けさのこれは新聞です。合併協議で自治体綱引き。原発財源、立地側、優先配分は当然、周辺側、特別扱いはしない。ここ上富良野には、駐屯地と演習場があります。黙っていれば、あとは議決でもって、いやこれは全部に配りましょうということになるということをはっきり住民の方に知っていただかなければならないのでないかと思います。

話はいろいろあります。せっかく１月から５市町村の任意の合併協議会が発足し、５市町村共通の合併資料が配付され、会議が開かれるかと期待していたところ、中富良野町が脱退し、会議が不成立となりました。議会決議をしたのかと思えば、していない。議員の中には、話をすることはよいことであるという議員もおりました。議会は反対から賛成までいて当然です。みんな仲よく全会一致などということはありません。

１２月の報道では、中富良野町は財政的に独立してはやっていけないと言ったかと思うと、１月には合併協議会には参加しない。町が二つあるわけではないのに話がわからない。この時間のない貴重なときに、空白帯をつくる中富良野町は、混乱を起こさ

せるつもりなのか、理性のある話とは私は思いません。

そこで、合併の第２弾のこれは西尾試案、これがどうなるかわかりませんが、強制合併まで中富良野町には頑張っていただき、中富良野町を除いた４市町村での合併協議会をしてはいかがか、お聞きいたします。

次に、オンブズマン条例制定についてお聞きいたします。

地方分権の名のもと、市町村合併は進みます。そして、執行機関が強力になっていきます。一方、議会は最終的に２６名の議員となり、上富良野からの選出議員も５、６名となります。強化される執行機関に対し、議会は２６名の議員で緊張関係を保たなければならなくなります。

また、合併に伴い交付金、補助金、特例債等々巨大な金が動きます。地域も広大となります。役所を始め、あらゆる組織が動きます。合併当初は、議員も職員も新規のことゆえ、みずからのことで手いっぱいとなります。

そこで、ここにオンブズマンの組織を確立し、住民の権利、利益を要望し、行政を監視し、その改善を図る。そして、開かれた行政を推進し、理解と信頼を確保する。このため、市町村合併のめどがついた段階でもってオンブズマン条例の制定をしてはいかがか、お尋ねいたします。

次に、国旗、国歌と児童生徒の国際交流について教育長にお尋ねいたします。

児童生徒に対し、国際交流をするということでございますが、その見聞は１０年後以降に芽を出すことを期待したいと思います。

出発に当たり、日本の現状をしっかり認識させてから行っていただきたいと思います。

さきに、某新聞が中学生以上の未成年者５,０００人を対象に実施したアンケートを見ますと、日本の将来に悲観が７５％となっています。日本の将来に夢がないということですね。これだけ満ち足りた生活をして、なぜそうなるのか。心の病にかかっているのだろうか、大人は心の病を与えていないだろうか、反省しなければならないかと思います。

次に、日の丸、君が代、国旗、国歌に関心がないが約半数近くの４３％でございます。また、３割がこの子供たち、３割が日本国民として誇りを持てないとありました。一体どこの国の子供を育てているのか、このような国は、世界中探してもないと断言できると思います。

国際交流に行き、変わったもの、珍しいものを見たり食べたりに行くのであれば単なる海外旅行、血税のむだ遣いとなります。国際交流であるならば、国旗、国歌の交換会も当然あると思います。自国のみならず、他国の国旗に対する礼儀、自国の国歌君が代を歌えなかったなどということは、決してないようにしていただきたいと思います。国歌は全員が歌えるようにして行っていただきたいと思います。

小学校の父兄の方から投書をいただきました。国歌斉唱の際の出来事に驚きを禁じ得ず、そのことがずっと頭から離れませんでした。こういう父兄もおられます。国歌君が代を歌わない教師、児童を嘆いている、今言った内容です。交流先で声高らかに日本の国歌君が代を歌ってくるだけでも、私は成果があるというように思います。当然国旗が掲揚されているところを訪問するとは思いますが、老婆心ながら、国旗が掲げられているところの市長室、議会議場、講堂等はよく注意をしていただきたいと思います。

そう言いますと、偉そうなことを言うな、おまえのいる議会にも国旗もないくせにと言われるかもしれませんが、これは議長が在任間揚げないと言明したことで決まったことです。

これは、引率の方に聞いてきていただきたいことがあるのですが、アンケートでもって最もショックであったのが、いや当たり前であるのかもしれませんが、この子供たち９割が政治家を信頼できると言っているのです。

そこで、交流先でもって、ミドルスクール、ハイスクールのその子たちは、政治家に対する信頼はどの程度であるのかなというようなことをできれば聞いてきていただきたいなと思います。

国際交流は厳粛なものです。礼儀と礼儀のぶつかり合いです。これは国と国のぶつかり合いということにもなります。根底にあるのは、愛国心というものになろうかと思います。日本人は礼節を守り、恥を知る人間であることをしっかり見せてきていただきたいと思います。教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

次は、役場職員の選挙活動についてお聞きいたします。

さきに、私は自治労はＫＳＤと同じく政治団体化していないかと言ったところ、丁寧にもこのようなものをいただきました。梨澤議員、自治労は政治団体ではありません、自治労上富良野組合員だよりと、こういうのをいただきまして、ありがとうございますとお礼申し上げたいと思います。

これが２００１年の３月です。その後、自治労元委員長ら有罪、このように出ました。組合員に罰金５，５００万円です。この内容を言いますと、東京地裁の判決が自治労委員長等有罪、裁判長は自治労の犯行は納税者への不信感を抱かせ、その責任は重

いとして、委員長に懲役１年６カ月、事務局長に懲役１年、自治労に罰金５,５００万円の有罪判決を言い渡しました。その内容として、自治労が１０数年前から裏金をプールし、組織対策と選挙運動資金などに充ててきたとはっきり裁判で出ています。と指摘して、このように明瞭に政治選挙運動をしていたと。

私は、議会で物を申すときは、ここに根拠を置いて申しております。これが２００２年の６月。

また、役場庁舎内に自治労北海道壁新聞の称して特定政党、自治労北海道壁新聞、名前までは言いませんが、民主党全員当選させようという、こういうようなポスターが張られているのです。特定政党と、その候補のポスターを張っています。これは違法です。これはやはり町長、助役が厳しく指導しなければならないと思います。これは、要するに規律が乱れていると言っても過言ではないと思います。

ことし１月８日の報道で小泉総理は、最近統一選挙が近くなり、地方公務員の選挙運動、政治活動の動きで目に余るものがあると。公務員の選挙運動等目に余る、首相苦言と、これ１月８日に出ました。と述べ、公務員の政治的中立を厳守することについて述べました。引き続き総務省から、公務員の選挙中立厳守、省庁自治体に指示。ですから役場にも来ていると思います。

私は、今のような状況を何回も国に通告しています。ようやく動いたなという感じがします。

さらに３月６日、岩見沢市の職員組合は、臨時大会で緊急動議を出し、１、専従役員制の廃止、これはちょっとわかりません、私には。２、組合費の引き下げ、３、市職員組合からの市議会候補擁立廃止など賛成多数で可決したとあります。これはきのうの新聞です、このように出ました。

私は、一連の自治労北海道の状況を見ていて、下部組織と言われるのかもしれませんが、市町村自治労はなぜ怒らないのか、なぜ脱会しないのか、脱会してはどうかということを前にも質問したと思いますが、疑問に思っていたところです。４５億円の裏金です。全道に自治労会館全部建てられるはずです。町立病院の宿舎など貸さなくてもいいはずです。しかし、この自治労委員長は、みずからの豪邸を建てております。町長が労働会館の心配など全くする必要はないと思います。こういうことがわかれば、町民があきれてしまいます。

そこで、役場職員の選挙、政治活動についてお聞きいたします。

次は、最後の危機管理と有事法制についてお尋ねいたします。

町長には、危機管理を地方から考えるということで、パネラーとして志方俊之氏、尾岸孝雄氏、これは虻田町長ですか、楢崎町長、あと学者とかそういう方、これ参加されまして、どうも御苦労さまでした。ちょうど十勝岳の火山情報が流れた後でもあり、大変有意義でした。

また、このフォーラムは、火山噴火、地震、拉致、テロ、軍事攻撃まで時宜に適したものでした。

また、町長のパネラーとしての意見発表も、地に足の着いた話でした。特に水源の水を使用できなくなったとき、細菌というようなこともちらっと出たかと思いますが、自衛隊の浄水器を使用する話などは、他からは聞かれない話でした。参加者も、あのときはどちらかというと、有事の方に関心があったように受けとれました。

私が思いますのは、有事とは危機であり、管理とは法制、ですから危機管理は有事法制イコールではないか、表裏一体のものと私は理解いたします。有事即危機において、住民の生命財産を守るのは自治体首長、職員の責任であるとこのフォーラムでも言っておりまして、皆さんもそのように認識していたと受けとめております。

この新聞を見ていただきたい。私たちは有事法制に反対します。ここはいいと思います。この下です。自治労北海道本部なのです。ここの職員ではないのです。職員はこんな反対するはずないのです、本部なのです、こういうのを出しているのは。大見出しですね。

この方たちは本部なものですから、現場にいないものですから、責任放棄しているのですね、これ。そして政治活動をしている。完全に北朝鮮寄りでもつて拉致家族の方々の邪魔をしている、こういうことにつながっていくわけなのです。

さらにこの時期、北朝鮮の拉致問題で、特定失踪者リスト、それに上富良野町で仕事をしていた前上さん２０歳、御承知だと思います。２０歳、この方がリストに上がりました。恐ろしい話です。だれが前上さんの情報を与えているのか、これはもう警察の仕事です。いずれ解明されるかと思います。

私は、昨年９月定例議会に有事法制早期制定の意見書を同僚議員とともに提出しました。そのときに拉致についても質疑がなされ、私は拉致とテロは表裏一体のものであり、有事ととらえるべきであると言いましたが、反対意見は、拉致問題と北朝鮮問題とは問題が別次元であると述べられ、このとき憲法に抵触するというような話も出たかと思いますが、その後意見書は議会において否決されました。

訪米された拉致家族の横田さん御夫妻がアーミテージ国務副長官と会見した結果、アメリカは、拉致問題は現在進行形のテロであることを全面的に認

め、北朝鮮との場においては、毎回必ず拉致問題に言及すると言っています。なぜ日本では、同じ日本人が苦しんでいるのに、さらに苦しめるようなことをするのか、理解に苦しみます。

私は、格好をつけるためにこのブルーリボンをつけているのではありません。被害者連絡会の方とも会いました。署名もしました。苦労の連続であったビデオも見ました。涙が出ます。あの方々の血涙と血の叫びを何ととらえるか、日本人ならすべてが応援団でなければならないにもかかわらず、この方々うっかり同じ日本人だから味方と思って近づくと、足元をさらわれるのが現状で、アメリカに行くといったということかなというように想像します。

本来なら、自治体職員すべてがブルーリボンをつけて、拉致はテロ、有事法制の早期制定をとスクラムを組むのではないのかなと私は思っていたのです。

日本という国は、これも国会の話です。ノドン、テポドンがぽんと飛んできて日本に落ちたら、災害派遣だそうです。防衛庁長官が国会ではっきり言ってました。災害派遣だから、スコップとつるはしをかついで行くのだと、こういうことです。こういう国ですね。

上富良野町に関係ある方が、特定失踪者リストに上がっています。だれか北朝鮮の工作員とつながりを持った者がいるのです。やみくもに拉致などはできるわけがないのです。これから先は警察の仕事かと思います。

そこで、拉致は明瞭なテロ、拉致は危機であり、有事となるのです。危機管理と有事法制についての考えをお聞きいたします。

以上で終わります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１番目の市町村合併についての御質問でありますが、市町村合併の問題に対しましては、町広報紙などを通じ、町民の皆さんへの情報提供に努めてきたところであります。

また、富良野地区広域市町村圏振興協議会として、市町村合併に関する共通の情報をお知らせするためにパンフレットを作成し、今年１月２７日発行の町広報お知らせ版とあわせて、各世帯に配布させていただいたところであります。

また、１月２２日より開催いたしました市町合併懇談会において、このパンフレットなどを活用いたしまして説明申し上げるとともに、参加されました皆様より、貴重な御意見をいただいたところであります。

この市町村合併の問題につきましては、今北海道町村会及び全国町村会より、自治のあり方の提言を国に示しており、また第２７次地方制度調査会の中間報告も出されることから、今後の国などの動きを注視する中で、この富良野圏域としての広域的行政等のあり方を引き続き協議してまいりたいと思っております。

４市町村での協議につきましては、現実問題として中富良野を飛び越えての組み合わせになり、歴史的なことや生活圏にかかわることなどから、可能性は非常に薄いというものと認識いたしているところであります。

次に、２番目のオンブズマン条例についてお答えいたします。

行政に対する苦情や不満を拾い上げ、公正・中立な立場で迅速に処理し、住民を救済することを通じて、行政と住民のよりよき関係を築くことを目的とするオンブズマン制度を導入している先進的自治体が、限られた数ではありますが、あることを承知いたしているところであります。このような新制度の導入に当たっては、新たな人材の確保とあわせて、それに対応する組織体制を強めることにつながることから、現状の問題点やその必要性などを十分に踏まえ、さらに地域内の盛り上がりを背景として、具体的な議論を経て導入の是非を問うことが重要であると考えております。

これから将来に向けてあるべき行政機能としては、必要であると思いますので、今後も調査研究を行う課題であると考えております。

３番目の国際交流については、教育長からお答えすることといたしまして、次の４番目の職員の選挙活動についての御質問でありますが、改めて言うまでもなく、一般職の職員の政治的行為については地方公務員法で制限され、また選挙運動に関しては、一般職を初め特別職の常勤・非常勤を問わず、公務員全体について公職選挙法により一定の行為が禁止されておるところであります。

この４月の統一地方選挙は無論のこと、今後行われる各種選挙に関しては、他の自治体市長選挙での公務員の逮捕事件を教訓に、改めて公務員の政治的中立性の確保を徹底することが重要であると認識のもとに、１月３１日付で統一選挙における地方公務員の服務規律の確保についてとする文書により指示をしたところであり、引き続き徹底を図ってまいらなければならないと強く感じているところであります。

次に、５番目の危機管理と有事法制についての御質問でありますが、有事法制における危機管理の問題は、国の基本的な政策に関することであり、今後

国政の場で議論が尽くされる、国民的な合意のもとに対処されるべき問題と受けとめているところであります。しかしながら、自衛隊が駐屯する町の町長として、自衛隊との協調による町づくりを行政執行の柱として進めてきておることから、有事法制に関する私の基本的な考えといたしましては、有事に際し自衛隊が受け持つ分野、そして自治体、警察、消防、また国民の協力範囲が明確になることにより、自衛隊の行動の円滑化が図られることが想定されることや、国民の保護に関しても、避難住民の誘導などの役割が明らかになるなどの理由から、有事法制の成立については、期待するものであります。

また、地方自治体、地域住民とのかかわりが深い面があることから、事前の十分な情報提供など、国に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１１番梨澤議員の２点目の国旗、国歌と児童生徒の国際交流についての御質問にお答えさせていただきます。

議員から御指摘のありますように、今私たちを取り巻く社会環境は、とても厳しい状況下にあり、次代を担う青少年も、きっと日本の将来に対し、一抹の不安と夢と希望の持てない時代と憂いの気持ちを抱いているのではないかと思います。その結果がアンケート調査で顕著にあらわれているのではないかと思っております。

また、国旗、国歌の問題に関しましても、学校教育のみならず、日本人としての誇りと自覚を持ち、郷土を愛するといった機運をつくっていくことも大切であり、また国際社会において尊敬され、信頼されるといった観点からも、重要視していかなければならない課題であると認識しているところでございます。

今後も学校においては、学習指導要領に示されている趣旨が十分徹底されるよう、校長会等を通じ指導してまいりたいと考えております。

また、国際交流についてでありますが、さきの執行方針でも申し上げましたが、町づくりの原点は人づくりとの基本理念や、今日の国際化が進む中で、町民の国際理解を促進して国際性豊かな人づくりを行い、新しい時代の町づくりに関していくことの取り組みも大切であります。特に将来を担う青少年に、百聞は一見にしかずという言葉がありますように、日本のみならず、世界に目を向け見聞を広めて、さらに知識を深めていただくことは、人材育成の上からも大きな意義があり、また青少年に海外派遣という大きな夢と希望、そしてあこがれを持たせ、体験旅行で見聞を広げさせて、感動の機会を与えることの意味からも、大きな成果を得られるものと考え、国際交流事業を実施しようとするものでありますのすので、御理解を賜りたいと思います。

また、今回実施いたします海外派遣についての体験や交流内容につきましては、これまでも議員からの御指摘の課題につきましては、国旗、国歌、文化交流も含め実施いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　危機と有事については、町長の考えよくわかりました。

それから海外研修、これは長く時間かかると思いますが、教育長と私は同じ考えかと思います。ひとつ、しっかりと研修をしてきていただきたいと思います。

そこで、お聞きいたします。市町村合併から再質問いたします。

今町民は合併資料が行かず、新聞には合併の話が毎日報道されています。例えば、きょうのようにですね。不安に思っているのが現状ではないかと思います。

私のところに、住民の方から投書が来ております。ずっと来ておりますが、取り残され組にはなりたくない。南上川は、合併しない首領で占められているというようにも書いてあります。書いてあるのをこのまま読みました。そんなことはないと思います、考えている最中ですから。この町、この地域最大の合併の議論をしないということには、町長も議会もならないと思います。

そこで、今市町村合併について、住民の中で最も理解している、この合併を最も理解している町職員に対し、アンケートをしてはいかがですか。自治労上川南ブロック研究会の合併研究報告書を読みますと、この前いただきました。全議員がいただきました。非常に偏ることなく賛成、反対の立場で意見を出してあって、わかりやすくつくられております。よくできています。

そこで、そのアンケートしてもらいたいということでもって、聞いていただきたいなと思うのは、１番目に市町村合併の住民投票の是非。

２番目、合併特例債プラス補助金の約２５０億円の要、不要。

３番目に、合併後の職員削減は１５年かけて実施するか、合併せず即５年でもって削減するか。

４番目、合併財政支援項目のトップ、１番目に書いてある交付金、概略年１５０億円です。これの１０年間の要、不要について。

５番目、町の借金、要するに地方債現在高１４０

億円余りのこの返済方法。合併をしたならば一括返還、全額ではないですが、一括返還は可能なところもあります。これは職員がよくわかるはずです。

そして、さらに合併が進んだ場合、聞いていただきたいなと思うのが、一つ、町長選挙が平成１６年１１月にあるが、１７年３月には合併、この町長選挙の要、不要。

２番目に、議員特例法が２法ある。もう一つも聞いていただきたい。これは新聞をにぎわしているから。これは住民発議としてのも三つ。

一つは、合併後報酬はそのまま全員合併市議会議員になる。次の選挙は２年後、これが一つ。

次は、合併後定数２６名の２倍５２名による設置選挙、次の選挙は４年後、これが法律です。

次に、住民発議でひょっとして出るのではないかということも聞いていただきたい。住民発議で合併と同時に解散、即２６名の選挙、次の選挙は４年後ということです。

もう一つ、町の２０億円の基金の運用、そのまま乗っていくのかどうするのか、この辺のところ。これ職員ですからよくわかると思います。ということについて聞いていただきたいと思います。

町の１３回の合併懇談会は、参加住民合計約１４０名です。これは同僚議員も言っておりました。大きな問題としては、まことに関心が薄い。

理由としては、説明会がない、資料が配付されていない、それから実感がわからない等々があろうかと思います。

このときの議員の参加状況を言いますと、ゼロが５名、１ないし３回が１１名。

○議長（平田喜臣君）　梨澤議員に、ちょっと御発言中ですがお願いといいますか、注意を申し上げたいと思いますが、ただいまは梨澤議員の町長答弁による再質問の時間を与えております。御自分の御意見ということではなくて、理事者の答弁に対する再質問ということを中心に御発言をいただきたいと思います。

○１１番（梨澤節三君）　わかりました。

今議長に一言、言いたいのですが、これ今言っていることは、町長に私が住民の意見を聞いてと、町長の考えはというと、住民の意見、住民の意見と言いますから、それでは住民投票してはいかがですかと言ったら、今度は町長は議会の意見を聞いてとこう言うのです。ですから、この住民会、懇談会の状況等も全部把握をして、この後質問に入っていきますのでよろしくお願いします。

それで、こういうことで同僚議員で全部行ってこれ確認してもおります。これで見ますと、市町村合併は議員だけの問題ではない、住民すべての問題である。だから住民投票の結果を議会決議をしたいなというあらわれではないかというように私は思います。

そこでお聞きします。市町村合併については、一つ、職員アンケートをとる。２番目に資料を十分出し住民投票をする。３番目に、自治労南上川の合併報告書に基づき職員による説明会を、職員と合同の説明会をする、この三つお聞きします。

ちなみに、鷹栖町は昭和の大合併で小さくてもきらりと光る合併の反対の町だったのです。現在平成の大合併では、この鷹栖町は４冊の資料を出して懇談会をやっております、このように。この中には、１市８町の資料というようなものも入れております。これをつけ加えておきまして、市町村合併の質問といたします。

次に、国際交流で町長にお聞きしたいと思います。これからの日本のため、子供たちのため、国際交流参加の児童生徒の交流費用を全額町で負担してはいかがですか。聞くところによると、生徒の交流参加費用は、総額約４０万ということでありますが、自己負担が１０万円を超えているようです。今この時期保護者にとっても大変であり、また町が計画しているからということではなくて、真に必要と認めるならば、全額面倒見るべきと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、役場職員の選挙政治活動についてですが、旭川の元道議、この方は市長選挙に出るということでやめられましたけれども、現職時代に道議会において、北教組の組合費の天引きは違法であると一般質問しているのを報道で見ましたので、その道議にお会いしたときに、天引きはどうなりましたと聞きましたら、これはやらなくなりましたと言ってましたが、多分御承知だと思います。

そこで、役場職員の組合費の給与からの天引きも同じです。町民の血税を使って、町民のためでなく、自分たちのための組合費を集めている。これはだめなことは常識でわかるはずです。こういうことはやっておりません、公務員は。感覚が麻痺していると善悪の判断ができなくなるのです。これにオンブズマンが入れば、私は一発だと思います。

そこで、自治労の組合費の天引きを中止してはいかがということについてお尋ねいたます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　この際暫時休憩いたしまして、町長の答弁は休憩後に開会いたします。

午前１０時２６分　休憩
午前１０時５０分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま１１番梨澤議員の再質問が終了いたしましたので、その答弁を求めます。

町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

通告と違う部分もありますので、私の頭の中で整理させていただいた中でお答えさせていただきたいと思います。

市町村合併の件につきまして、何項目かの御質疑がございました。

まず、１点目の職員のアンケートについてでありますが、今庁舎内で職員の広域行政等の検討会議を組織しておりますので、そういった中での十分な検討を見合わせながら、その会議の中での方向づけをさせていただきつつ、職員のアンケートが必要とするならば、また考えていきたいなというふうに思っております。ただ、基本的には、職員の中で庁舎内におきます検討会議が今大いに活動をしておりますので、それらの意見というものを私は十分聞いて、その対応を図っていきたいというふうに思っています。

それから、情報の提供でありますけれども、今町報にも市町村合併のページで報告させていただいておりますように、町が持つ情報につきましては、極力というよりも、全面的に住民の皆様方に開示をしながら、住民の皆さん方とともに、この市町村合併に対する情報の共有化を図っていくように努めていくことを念頭に置きながら対応していきたいというふうに思っておりますが、私ども自治体も当初からお話し申し上げておりますように、これらの情報については十二分に、市町村合併に対する情報というものを掌握しにくい部分もございますので、そういうような部分に解消に努力をしながら、住民とともに情報の共有化に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

今後も町報等々を通じながら情報の提供を進めていきたいというように思います。

それから、住民投票につきましては、この件につきましての市町村合併についての住民投票につきましては、さきに議員の方からも御質問をいただいてお答えさせていただきましたように、現状におきましては議会議員の皆さん方の判断というものを重視しながら今後対処していきたいと。その状況等の中では、議員の皆さん方が、あるいは町民の皆さん方の盛り上がりの中で、住民投票という部分が出てくるとするならば考えなければなりませんが、現状におきましては、住民投票を前提として対応していくという考え方は持っていないということで御理解をいただきたいと思います。

それから、富良野地区の自治労の皆さん方がつくりました５市町村のいろいろな問題点につきましては、私も状況を承知いたしているところでありますが、これらにつきましては、私どもとは別な職員組合自治労の対応でありますで、今後自治労が地域住民との対応の中でどういう方向づけをしていくのか、そこらあたりは自治労の判断の中で対処していくことで相なろうと。私の方から、いろいろなアタックするということはないというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、次の国際交流の関係につきましては、教育長の方から答弁させます。

それから、職員の選挙運動につきましては、これはさきにお答えいたしましたように、公務員あるいは地方公選挙法等々の含みの中で、既に１月３１日に職員に対しては通達をもって指示をいたしているところであります。

また、給与の天引き等々につきましては、前回議員からも御質問をいただいたところでありますが、私といたしましては、今現在慣例で取り進めていることに大きな支障がない限り、継続して対応していくという認識を持っているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１１番梨澤議員の海外派遣の問題、これは人材育成の部分については、私たちがほとんど受け持っておりますので、理事者と行政配慮については十分協議させていただいております。その中でもＢ＆Ｇ、女性のリーダー、スポーツ、それから学校の交流、子供会、いろいろありまして、これ全部７０％が基準になっております。

それから、海外派遣については、議員から御指摘のありますように、４０万円ぐらいかかりますので、３割といったらちょっと父兄負担が多いのかなという意識は持っておりますけれども、これは指標をきちっと立てて、３年後にはこういう事業をやるよということであれば、積立制度を設けるとか何とかということで、父兄との話し合いの中で行きやすい、多くの人たちが出席しやすい、参加しやすいということで配慮するということで考えておりまして、今回も５０％だったのが、理事者の方と協議の中で７０％までしていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　市町村合併について再々

質問をいたします。

この市町村合併というのは、鳥瞰図といいますか、鳥の目かと思います。高いところから広く見る、北海道全部を見るというような鳥の目かと思います。そういうことでもってお尋ねいたします。

上川中央の１市８町、それから十勝の大合併、釧路の１市６町村合併、今話が出ております。この北海道地図を頭に考えてみてください。そういう状況でもって、苫小牧、千歳空港、札幌、小樽、黄金のベルト地帯、ここの人、もの、金の流れは、特急、高速自動車道で占冠を通って日勝トンネル、これは新しくなります。日勝峠は事故が多い多いということで、日勝トンネル立派なのができます。その日勝トンネルを通って帯広、釧路の道東に行きます。その逆にもなるわけです。占冠をかすめて札幌圏に物流があると。

もう１本、１２号線、これにやっぱり高速自動車道、それから特急、これを通って旭川、名寄、それからもう一つは旭川から石北を通って道東へと、こういうことになっていきます。

それで、今までは観光でもって、富良野の隣が旭川だったのです。今度はもしこれ合併が進んだら、旭川には大雪山あり、層雲峡あり、十勝岳が入る。強力なものになります。

また、農産物にして、上川中央の米穀類に流通機能を持った旭川がつき、これも強力になります。物の流れ、物流が端々を通っていくわけなのです。その狭間に上富良野が、この富良野圏域があります。将来は、富良野圏の物産は占冠に置いたらいいのでないのというようなことも考えなければならなくなるのではないかと。

それから市町村合併、景気回復、農業問題の落ちつくのが、あと５年かかると言われております。市町村の場合もそうですね。今１５、１６、１７、１８、１９、ちょうど５年です。景気回復もそのように言われております。

そこで上富良野の歴代町長は、みずからの構想に向かって努力ができました。が、尾岸町長には、だれもが避けて通りたいこの市町村合併という、いまだかつてない大問題が出てきたわけなのです。そして、この状況を一番把握しているのは、町長だと思います。だれよりも町長が一番よくわかっている、この流れについては。だれかれに、この大波は越えることはできないのです。

町長は平成１７年３月の市町村合併、してもしなくても、この大波を上富良野号が越えられるように進路をしっかりとって、障害を配慮しなければならないのです。これをしっかり越えることが、他の市町村号より優位に立つことができるのです。地獄の戦場で、しんがりを受け持つことは大変名誉なことであります。それだけ難しいと言われている、そういうような状況に入ってきております。町長みずからの名誉と、上富良野町のためにもしっかり構想を練り、この大波に試練に向かっていっていただきたいと。

そこでお聞きしたいのは、道東と旭川圏域のこの狭間の富良野圏域、特にその中にあって上富良野はどうあるべきか、考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

いみじくも議員から御発言ありましたように、私にとりましては、歴代町長時代になかった市町村合併という大きな課題と、あわせて財政的な危機と、この二つがのしかかってきているわけでありまして、これらの対応をいかに対応していくか、議員の皆様方から御質疑ちょうだいし、御心配をいただいておりますように、今後の我が町の財政運営をどうしていくかということも含めながら、市町村合併に対しましては、最終的なその方向づけというものを示さなければならないときが来るものというふうに思っております。

ただ、私は今まで申し上げておりますように、平成１７年３月までの期限となっております合併特例法の期限が切れるから、期限内にしなければならない、合併をしなければならないという前提の中で、この合併を判断していくことは避けたいというふうに思っております。

今後我が町の将来像というものをいかに組み立てていくかということの最も重要なのは、一つには言うならば、いつも申し上げております地方制度審議会が方向を定めているであろう基礎的自治体というものの人口の構成であります。

それともう一つは、やはり地方財政がどのようになっていくか、地方財政の方向づけを国はどのようにしていくのかというようなこと見きわめながら、我が町の財政運営を比べ対応しながら、今後の町づくりに向かって対処していけるのかどうか、財政運営ができるのかどうか、そういった部分を十分見きわめて判断をしていかなければならないというふうに思っておりますが、現状の中におきましては、皆様方からお話を承っておりますように、市町村合併に対する懇談会等々も開催させていただきましたが、参加する方々、町民の皆さん方の参加が非常に少ない中ではありましたけれども、参加した皆さん方の中で、合併の方向を進めるという強い意見というものは出てこなかったように私自身は認識いたし

ております。できることならば、自主自立の町づくりを目指してはどうかというような声があったなというふうに認識をいたしておるところでありますが、最終的な判断をするに当たりましても、やはり町民の皆さん方の意向というものを十分見きわめながら、我が町の将来像を見誤らない判断をしていかなければならないというふうに思っておりますし、このことにつきましては、合併する方向を選ぶにしろ、合併しない方向を選ぶにしろ、将来的に町民の皆さん方が歴史の中で判断をされるものというふうに私は認識いたしておりますが、その判断のどちらに向かっても誤りがなかったという最善の方向を定めていくということが、議会議員の皆さん方と十分意見を調整させていただきながら方向を定めていくということが重要だというふうに思っておりますので、今後も皆様方の御意見を賜り、御指導賜ることをお願い申し上げたいというふうに思っております。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１１番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　私は、さきに通告してありました点について質問いたします。

まず、第１点目には、雇用対策であります。

今政府が進める雇用対策というのは、まさに多くの労働者からも危惧されるという状況にあります。小泉政権のもとでの経済政策の失敗が、多くの失業者を生むという状況になりました。そういう状況の中で、失業率も５.５％に悪化するという状況の中で、総務庁の発表でも、完全失業者の失業期間も長期化し、３割以上が１年以上の失業者であるということが発表されるという状況になりました。しかし、政府はこういう状況があるにもかかわらず、失業給付に至っては、改善どころか改悪という状況の中で、失業給付期間を短縮する、給付金を削減するという状況の中で、雇用保険法の改悪法案を国会に提出するという状況になり、この点についても労働者からも失望の声と怒りの声が上がるという状況になっています。

今こういう状況の中で、地方自治体において求められるのは何でしょうか。それはいろいろな制度の不備があったとしても、この雇用対策特別交付金を活用した就労の場所を行政としても最大限提供できる環境づくりをしなければならない、こういうことではないでしょうか。

しかし、ここでよくその活用に当たって注意しなければならないのは、昨年の例に見られるように、このお金が観光マップという形に姿を変えるという状況の中で、その雇用が実際どのぐらい図れたのかわからない状況では、本来の雇用対策とは言えません。そういう意味では、町においてもきっちり雇用に結びつく、こういう対策が町においても求められていると思いますが、町においては、この現状を踏まえた中で、一般、新卒、未就業者の雇用対策の状況、また雇用状況についても、どのような対策と見解をお持ちなのか、この点について町長の見解を求めます。

次に、学童保育所の設置の問題について伺います。

今や働く親たちの切実な要求として、学童保育所の要望があります。学童保育所が児童福祉法に基づく事業になってから、約５年になろうとしています。その役割は、ますます重要度を増すという状況であります。しかし、その一方で、多くの課題も指摘されています。例えば学童保育所を設置したけれども、単なる従来の児童館の延長上であるという問題、指導員の不足、また指導内容そのものが不備、実情に合わないという状況が指摘されています。このことを振り返ってみれば、当町においても、この学童保育所の要望があるにもかかわらず、相変わらず窓口がどこなのか、あるいは親に至っても、どこにこういう要望を届ければいいのかわからない。実際、親からも不満の声が出るという状況であります。

こういう状況の中で、質問に対しても、町は相変わらずこの需要がはっきりしないという形の中で、あいまいな態度をとっているというのが実情であります。

今町においては、こういう学童保育があるということをしっかり踏まえて、みずからの責任をあいまいにすることなく、その責任を全うするということが今求められていると考えています。

なぜこういう問題に対して後ろ向きになるのかというところであります。これは、ただ計画がないというだけではなく、子供たちの置かれている現状をしっかりと真っ正面からとらえない。とらえたとしても、そのとらえ方が希薄である、こういうことではないでしょうか。ですから、私は行政の事実上のこういう問題に対する責任放棄と考えざるを得ないと私自身考えております。この点について、町長はどのようにお考えなのか、また今後の対策として、今後学童保育所の設置についてはどうお考えなのか、明確な答弁を求めます。

次に、特産品の開発について伺います。

今政府が進めてきた町づくりという点では、農業や商工業、各階層において手痛い打撃をこうむるという状況になっています。そういう状況の中でも、地域の経済を何としてもこの衰退から後退すること

なく前向きに新たな経済の活性化に向けて立ち直ろう、何とか立て直そうという機運もあります。

今多くの自治体では、そういう流れの中で、地域住民や多くの力を持った人たちを巻き込んだ新たな町づくりが出発しようとしています。そういう意味では、当町においてもこういう流れの中で、新たに地元の農畜産物を使った地産地消の立場から農産物の新製品を開発する、こういうグループや、あるいは団体も出てくるという状況になってきています。

また、商店街においても、活性化のためという新しい企画をもって、何とかこれを軌道に乗せたいという方々もいます。しかし、そういう思いを実現するとすれば、いろいろと越えなければならない壁があるという状況の中で、二の足を踏むという状況もあります。

今町において求められているのは、こういう多くの人たちの総意や心意気をしっかり受けとめて、これをどう町づくりの活性化に生かすかということが、町づくりの大きなテーマになってきているのではないでしょうか。そういう意味では、町においても、また多くのこういう力のある人と力を合わせ調整できるようなコーディネーター役、こういう人がいないという問題もあり、この点で改めて町づくりとは何かと考えたときに、今１万２,０００人の多くの町民の中には、多くの経験を積んだ知識や経験を持った豊かな方がたくさんおられる。その人脈を、いかにその力をかりて新たな町おこしの起爆剤としての新商品の開発のために、それをどうこちらの方に振り向けるかということであります。私は、そういう意味では、特産品の開発するチームを住民を巻き込んで設置するということが今求められていると思いますが、この点についての町の見解を求めます。

次に、住宅のリフォームに対する補助制度についてお伺いいたします。

今長引く不況の中で、地域の活性化や産業の立て直しが求められております。しかし、上富良野町では、土建業者が不況の中で倒産するという状況も生まれております。それでは、こういう中でどう町の資源を有効的に活用するかということ、この点に今町づくりの視点をもう一度置くことが必要だと思います。上富良野町には働く人がいる、また農産物を生産する人がいる、そこには消費する人がいるということをしっかり見た上で、この働いたお金を地元で１円でも多く滞留し、使ってもらうという工夫が大事だというふうに私自身考えています。そういう意味では、住宅リフォームにおけるこういう施工に当たっても、地元外の町外業者が多く請け負うという傾向があり、その点でも所得の流出が起きておりますから、この減少を少しでも食いとめるために、また地元に就労や、あるいは仕事の確保という点でも、住宅のリフォーム時に一定の町の補助制度を設けて、地元業者の仕事の確保と就労対策のこの側面からも大事な手段と考えておりますが、この点についての町の見解を求めます。

次に、子供の権利条約の制定の問題であります。

子供の権利条約には、子供は社会の一因として尊重されるふさわしい環境をつくることが求められています。しかし、まだその願いに沿った社会環境という点では、不十分な点があります。生涯多くの社会には、子供が好むと好まざるとにかかわらず、いろいろな落とし穴があり、そういう中で子供の非行や親子の断絶という形の中での大きな社会的な問題が介在するという状況になっています。そういう意味では、本当に子供たちの将来を考えたときに、この上富良野町においても生涯教育、子供たちの多くの人たちが健やかな環境を願っているわけですから、その思いをこの町でどうつくり上げていくかということです。それは、多くの町の人たちにも安心して住める環境をつくるということと等しいものだと私は考えています。

この間のこの上富良野町の町づくりはどうだったでしょうか、子供の目線に立った条例だったでしょうか。

また、道路や公共施設の整備においても、常に大人からの目線で物事を考え、つくるという状況ではなかったでしょうか。そういう意味では、私自身も反省を含めて、今後この間、上富良野町における子供の権利条約の制定、その中で健やかな子供たちの環境を守るという、この点からの環境づくりをすべきだと考えています。

この間、上富良野町においては、子供議会も開催され、多くの立派な子供たちの意見もたくさん出されるという状況にあります。そういうことをきっちりとらえて、上富良野町における将来の子供たちが社会に出たときに、一人一人が自己の自覚と責任を持って、しっかりどんな困難に当たっても勇気と知恵を身につけて乗り越えるという環境づくりを大人みずからもつくるということが今必要だと考えます。

今後上富良野町において、子供中心の町づくりをすること、そのために権利条約を制定すべきだと考えますが、この点についての教育長の見解を求めます。

次に、図書館の設置の問題です。

図書館の整備については、住民から長年の切望されておりますが、しかしいまだにその方向性もはっきりしないという状況であります。確かに、この間

になっては財政難という状況もありますが、しかしこのような施設というのは、もう既に建っていなければならない、もしくはそれにふさわしいような環境がつくられていなければならないという状況であります。しかし、この間の町では、いろいろなものが先行して建ったけれども、この図書館というのはなかなか後々という形の中で、その建設年度や充実の方向性すら見えていないという状況になっています。

今多くの人たちが生涯教育という形の中で、情操、そしてそういう子供たちを育てたいという願いがあるわけですから、一つの形態としても、この図書館の建設というのは、その方向をきっちり示すべきだと考えております。この点についても、現状における図書館の狭隘な打開策も含めた教育長の見解を求めます。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の雇用対策についての御質問でありますが、企業の雇用環境の厳しさが全国的に続く中で、富良野地方も同様に厳しい情勢となっております。富良野公共職業安定所の１月末の調査では、富良野沿線５市町村の常用の有効求人倍率は０.４５倍で、全国平均を下回っております。

本年の新規学卒者のうち、富良野沿線の各高校の未就職者は、２月末現在、上富良野高校で１人、富良野高校８人、富良野緑峰高校で１５人、南富良野高校で６人となっており、このうち当町出身者は１５人であります。そのほとんどの生徒が、希望になかなった就職先が見つからないことで未就職の状況にあるわけであります。

地元の上富良野高校では、生徒が在学中に将来の職業生活に必要な知識や技術、技能を習得したり、職観を形成できるよう、進路などに関連した就職体験を行うなど、就職に強い学校を目指し、地域に密着した取り組みを積極的に行っているところであります。

今月も２年生と、その父母を対象に、公共職業安定所から講師を招き、就職説明会の開催を予定しており、就職の道が開けるよう支援に努めているところであります。

その結果の一つとして、本年は７人が町内企業に就職が内定するとともに、５人が自衛隊への入隊を予定しております。

また、町においては、国からの緊急地域雇用創出特例交付金を財源として、平成１２年度から本事業に取り組んでおり、これまで６事業を実施し、新たに延べ８８３日の雇用を図りました。平成１５年度においても２事業、７８０万円の人件費で地元の失業者８人、延べ６３３人の雇用を計画しておるところであります。

今後も雇用の創出の場を図るため、地域企業の発展が欠かせないめ、、引き続き企業振興措置条例による固定資産税の課税免除や借入金の利子助成に加え、新規の雇用に対して助成金を継続して交付するとともに、新卒の未就業者を役場内での臨時職員の交代雇用に振り向けるなど検討を進めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、２番目の学童保育につきましては、町では現在両親が仕事の関係で日中留守にする家庭の小学校低学年児童を対象に、東と西の二つの児童館の機能を生かし、それぞれ１５名を限度として保護者の利用申し込みを受け、放課後の受け入れを行っているところであります。

学童保育の名称はつけておりませんが、遊びの指導や行事を数多く取り入れるなど、近隣自治体が行っている学童保育と同じ内容で実施しておりますことを御承知いただきたいと思うところであります。

なお、今後の学童保育所を含め、放課後の児童対策への対応につきましては、本年度策定します児童育成計画、いわゆるエンゼルプランの中で意向調査を行い、保護者のニーズや対象者数の把握に努め、現児童館の運営形態でよいのか、どれだけの方が施設の拡充を必要とするのかなど、学童保育所の必要性と明確化について十分に見きわめてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、３点目の特産品の開発についてお答えさせていただきます。

近年、消費者から食に対する安全・安心が求められる中で、生産者の顔の見える農産物づくりから販売までの地産地消の取り組みが各地で広がりを見せております。私も地元の農産物を使い、特産品の開発を進めていくことについての必要性を感じているところでありますが、本町にも既に生産者みずから地場農産物や農産物加工品を店頭販売や消費者に直接提供するグループ、団体がおられますので、今後も情報提供などの支援を行ってまいります。

特産品を開発するチームの設置については、行政主導で進めるのではなくて、自発的、主体的に取り組めるような環境づくりに努めることで努力してまいりたいと考えております。

次に、４番目の住宅リフォームについての御質問にお答えさせていただきます。

長寿高齢化社会を迎え、高齢者、身障者の居住環境改善を目的にした個人住宅の改修、改造の補助制

度や、過疎対策としての定住促進、地元産業を守るための担い手確保、新エネルギー活用などを促すための個人住宅への新築、大規模改修に対する無利子融資や利子補給など、一定の施策目的をもって独自の補助制度を実施している市町村もあります。

当町においても、町の商業振興を図る目的をもって小売業等の事業者に対して店舗の新築、改装等を行う場合には助成を行っております。

御質問の地元業者の仕事を確保する目的を持って補助制度を設けるところは承知していないところであります。と申しますのも、個人が行う住宅改修に対して補助金を支出するということは、一定の行政目的や公益目的があるか否かが問われるわけで、この点が極めて難しいと判断しております。

仮に補助制度を設けるとしても、対象範囲が全町に及ぶこと、また、どの程度の改修範囲とするのか、補助制度の期間の問題、さらには財政的な問題もあり制度化は困難と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

残ります子供の権利条約と図書館については、答弁は教育長からお答えさせていただきます。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１２番米沢議員の子供の権利条例の制定についての御質問にお答えいたしたいと思います。

子供の権利条約につきましては、１９８９年に国連で採択されまして、日本でも１９９４年に批准されたところでございます。

この権利条約は、子供たちの権利についての理解を深め、その権利を保障できる地域づくりをねらいとしているところでございます。

その内容といたしましては、子供の生きる権利、参加する権利、育つ権利、守られる権利に大別されているところでございます。子供たちがこれからの時代に向かって心身ともに健やか、しかも心豊かに生きていくためには、地域の子供は地域全体で育てるとの基本理念のもとに、これからも意を用いて育成していくことが大切なことであると思っております。

また、子供は社会に参加することで大きく伸びるといったことの理解もしながら、昨年は子供議会や子供サミット等を開催し、子供たちの町づくりを含め、いろいろと貴重な意見や要望をいただく機会を設け、成果を上げているところであります。

議員から御提言のあります、当町での子供の権利条例の制定につきましては、子供の権利を尊重し、社会に参加していただく機会の促進を図る目的で条例化を進めている自治体もふえている状況でもありますので、今後内容を十分検討させていただき、その対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、２点目の図書館の整備についてでありますが、さきの執行方針でも申し上げましたとおり、現在の図書室は昭和４６年に設置され、以来３２年を経過しており、施設も老朽化し、狭隘の中で施設機能も悪く、大変不便な中で利用していただいている状況でもあります。

図書館の整備につきましては、町民の方から早期実現を熱望されている町の重要な懸案事業であることも十分認識しているところでございます。

また、利用者の利便性の向上を図るため、現施設を改造するか、空き室を利用しての整備を図ってはどうかとの意見もあるところでありますが、現在の図書室には約４万冊の蔵書を置いており、これらの蔵書を保持する建物の床などの耐力度にも問題があり、さらに施設も老朽化しているため、整備には多額の費用を要することから、その対応にも苦慮しているところであります。

新しい図書館の建設につきましては、多額の財政投資を要することもあり、現在整備計画の目標年度は明確化されておりません。今後、一年でも早く整備年度を明確化するよう理事者と十分協議を重ね、町民の皆さんの期待にこたえることができるよう、さらに努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　まず、学童保育所の問題についてお伺いいたします。

１５名の定員で実施しているということの話でありますが、いつから実施されたのかというのが一向にわからない状況で、この文書見ましたら、３月４日に放課後児童対策事業による児童館の利用ということで、文書が流れております。この文書を見ますと、幾つかの問題点がまた見えてきています。例えば開館時間に至っては、１０月から２月までは１０時から４時３０分までだということの設定であります。こういう時間の設定というのは、普通パートをいわゆる基準として設定したのかもしれませんが、今５時、６時という形の中で、働く親がふえてきているという状況になってきています。そういう意味からしても、まさにこれ紙上調査しなくても、そんなことはわかることなのですよ。こういう点を全く無視して時間の設定も行っているというところに、その思いがどこにあるのかというところを私自身はもう一度お伺いしたいというふうに思います。

それと、学童保育所という名称は打ってないけれども、児童館という中で行っているということなの

だけれども、しかし指導員の配置はどうなのかということで、実態も見てきたら、もう指導員の方も東は、特にもう混雑して大変なんだと。確かに町の方では、そういう形でやってほしいということを言っているけれども、これ以上もう、現行でも指導員をふやしてもらわないと、本当に対応できないということを言っているわけですから、こういうことをやはり整備もされないで、一方的にこういうことをやるというところに、町の子育て支援とは何かというところの私は疑問点が生まれてくるわけなのですよ。そういう意味では、本当にこういう意味で、私は行政が子供に対する姿勢の支援の真っ先に責任放棄だという表現を使うのは、この部分なわけです。このことをどう解決するのかということをもう一度伺いたいし、それとさらに伺いたいのは、これ文書配付は学校まで配付してないと思います。児童館だけだと思います。こういう文書を配付するとすれば、学校と連携しながら社会教育ということ、生涯教育ということをうたっているわけですから、学校にもきちっと配付されているのかどうなのか、そういう中で先生とも連絡とり合って、一人一人の子供たちのやっぱり環境も把握できるわけですから、そういうこともされてないと思いますが、この点はどのような状況になっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

お母さんのいろいろ話聞きました。全く上富良野町の学童保育に対する姿勢というのは、取り組みが遅いということを言っているのです。共通して言っているのです。もっとこういう問題に対しては、きっちりとこういう施設があるとすればですよ、やっているとすれば、広報で公開し、学校でもきちっと公開する。そこに行っている児童だけが対象でないわけですから、こういうことをやってほしいということをすべてお母さんやお父さんも言っているわけですよ。このことをどう考えているかということを、もう一度町長この現場預かる責任者として、こういう実態を放置して、なおかつこういう問題取り組むのかということなのですよ。当面の課題としては、こういう措置として経過措置もあるからいいけれども、私は本当に町のやっていることに怒りを感じる。このことについて、町長の見解と現況について、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

次は、雇用対策の問題です。昨年はマップをつくるということで、実際雇用が生まれたかどうかちょっとわからないという状況あります。ことしは聞いたら、図書館の整備ということで、それにかかわる雇用対策という形で、４名ぐらい８０日間ぐらいの雇用ができるということなのですが、もっとこういうものとぶつけて雇用対策もいいと思うのですけれども、もっと雇用がふやせるようなやっぱり環境づくりという点で、もっと努力すべきではないかというふうに考えています。

確かに８人の雇用が生まれるということを言っていますけれども、これに至っても公募すると。一般公募だとかいろいろな手段を使って、やっぱり一人でも多くの方が、こういった雇用対策にのってこれるような環境づくりという点で、その周知ともっと工夫すべき点があると思いますが、この点について、もう一度お伺いたいします。

次に、特産品の開発の問題ですが、行政主導ではだめだということは、これはよくわかりますが、この間のいろいろな町の取り組みの中で、私自身問題だと思うのは、行政主導はだめだと言っているけれども、そこに側面から当然行政がかかわるということは大切なことなのです。今町の町づくりの中で一番欠けているという点は、それぞれの責任分野というのは、それは自覚しなければならないけれども、しかしその側面の援助という点で、行政もしっかりとこういう問題に取り組むという形をつくるということが今必要だというふうに思うのです。これだけ景気が悪くて、町づくりという点でもなかなか明るいムードがないという状況の中で、やはりきちっとした体制をつくってやれる環境をつくるということで言えば、町をさらに活気づけるという点でも大切な原点だと私考えています。そういう意味で、もう一度行政主導というところに矮小化するのではなくて、そういう人たちの意向も酌めるような環境をつくるということから出発することが今大事だと思いますが、この点について、このチームの設置とあわせて、どういう考え持っているのかお伺いいたします。

住宅のリフォームについては、はっきりしています。これは生産しているお金があって、そこに住んでいる人たちがいるという関係です。このお金をいかにこの上富良野町の中で１円でも多く対流させるかということですから、確かにこういう制度をつくれば、個人が行うものということになる場合もあります。その問題言えば、今行われている政策も、そういう問題や矛盾をたくさん抱えているのです。これをどういう視点からとらえるのかということなのですね。つまり、こういう長引く不況の中で、雇用や業者が低迷するという状況の中で、これを少しでも打開するために、やはりこういう対策をとって働く場所、就業する場所を確保するという立場から行えば、できないことはないというふうに考えているところです。

もう既に他の市においては、１０万円限度だけれ

ども、こういうものを実施してやっているところも出てきています。そういうものも含めて、もう一度見解を求めておきたいというふうに思います。

次に、子供の権利条約の問題では、今後考えるということですから、この問題については、十分上富良野町も考える必要があると思います。

今子供議会が開かれました。これを単発で終わらせることなく、これをいかに次の段階に発展させるかというところの取り組みが、どうしても上富良野町は弱いような気がします。それぞれの行事はあるけれども、それを網羅した中で、やはり次の段階に持っていくというところをしっかり着眼点として見るということですね。ここをしっかりとらえた中で、この子供の権利条約というのをつくる必要があると思います。

川崎市では、もう既にこういったものがつくられて、また奈井江町においてもつくられております。ここの着眼点というのは、共通しているのは、やっぱりいろいろな悩みを抱えた子供たち、社会環境の中で、親も家庭の中でいろいろな大変さを抱えて生活しているという状況の中で、やはりそういう子供たち、親たちも含めてそういう環境を変えるためにどうしたらいいのかという、そこを原点としてやはりこういった取り組みを徐々に徐々に遊びの場の提供、あるいは施設を改善するという形で進めてきています。そういう意味では、もう一度ぜひこの点を踏まえた中での子供の権利条約の制定をぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、この点もう一度答弁願います。

図書館については、いろいろな施設が先行して建ちました。財政的に計画をすれば、建てる、ない、そういう時期もなかったと思います。私ここで言いたいのは、こういう生涯教育だとか情操教育だとかという形の中で言われて、叫ばれて久しいのに、やっぱりこういうものに対する見方というものが生涯教育と結びつかないという点が、こういったところに出てきているのだと思う。短絡的にはそういかない部分もたくさんありますが、そういう点からきちっと計画を持つ。確かに財政がないという状況もわかります。わかりますけれども、そこにきちっとした計画を持って対応できるような対策というのがきちっちりと明示する必要あると思いますが、もう一度この点についてお伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、学童保育の件でありますが、現状の細部につきましては担当課長から説明いたさせます。

今議員から御発言いただきました、今現在実施している事業内容、開館時間等々の内容につきましては、今後調整し、改善するものは是正していきたいというふうに思っておりますが、基本的には執行方針でも述べさせていただきましたエンゼルプランの策定の中で、将来学童保育を我が町でどう対処していくのかというようなことにつきましても、十分この児童育成計画の中で位置づけをするように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、雇用対策につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、行政が対応するという部分につきましては、当然にして限界があるわけでありますが、地域の雇用対応を十分見きわめながら、現在国が対応しております緊急地域雇用創出特別交付金制度等々の活用を図りつつ、行政としての対応ができる限りの中で対処してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、次の特産品の開発につきましては、議員も御意見ございましたように、行政主導では問題があるということでありますが、今現在一生懸命やっていただいております主婦のグループの皆さん方と懇談を何度かさせていただいております。そして、その方々の意見も十分お聞かせいただいているところでありますが、その方々の考え方としても、議員おっしゃるように、行政は口出ししてもらいたくないと、我々は自主的に対応し、自主的に努力をしながら対応して頑張っているのだ。しかし、行政が支援してくれる部分については、ひとつ協力してくれということで、町としても最大限の協力をさせていただいております。いろいろな問題点もあるわけでありますが、逆にまたなぜそういうようなことをするのだという御指摘もいただく部分もあるわけでありますけれども、やはりこういったグループの皆さん方に対し、行政として支援していくということが非常に今後の特産品開発等々も含めながら、地産地消という観点からも重要であるということを思っておりますので、そういうグループの皆さん方のいろいろな意見につきましては、十分町としても受けとめながら対処していく。そして、またそういうような自発的、自主的な取り組みをするグループが多くでき上がって、誕生してくるような環境づくりをも重ねて今後努めていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、住宅リフォームの問題でありますが、このことにつきましては、私も過去におきましてそれぞれの担当に指示をいたしまして、よその町村で住宅を建設したら、定住促進というような意味から幾ら

幾らの助成金を出すわと、あるいはまた固定資産税の減免もするわというような、固定資産税相当の助成もするわというような地域があるわけであります。

我が町におきましても、そういった定住促進の意味からと、もう一つは議員が御質問にありますように、地域業者の産業の推進のために、振興のためにも地元業者が対応することを前提とした中で、よその町村のように財政的に非常に厳しいために、何百万円もの新築の場合助成をするということはできませんが、応分の助成を図りながら、あるいは固定資産税の何カ年間かの減免、あるいは相当分の助成をするというようなことを含めて地元業者に建設を、新築をさせた場合においては、こういう奨励策を講じようというようなことで検討すれよということで指示をして検討させた経緯がございます。しかしながら、残念ながら他の町村のように、だれが建設しても、定住促進のために住宅を新築した場合においては、こういう助成策を講じますよということであれば問題がないわけでありますが、地元業者に限定をするということになりますと、今のいろいろな問題点が浮き彫りになってくるというようなことで、そこに問題があるぞというような御指摘を受けたという報告を受けまして、私も断念した経緯があるわけであります。

他のところのように、どなたが建設してもということであれば問題がないわけでありますが、差をつける、地元業者という限定をするというところに問題があるというような報告も受けましたので、残念ながら対応できなかったこともありますが、今後今やっております他の自治体の状況も十分見きわめながら、またそれらにつきましても考えていく課題かなと。

また、住宅のリフォームにつきましては、また先ほどからお答えさせていただいておりますように、どの程度のものをどう対応するのがいいのかというようなことも含めて、いろいろな問題があるなというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　米沢議員の放課後児童対策の関係の御質問でございますが、いつから行っているのかということでございますが、これにつきまして、以前に留守家庭児童ということで、昼間御両親が働いて家にいられないという子供たちを対象に児童館の中で、この留守家庭という名称でもって受け入れを実施してございました。その中で指導員による遊びの指導とか、いろいろな行事を多く取り入れて実施してございまして、最近この放課後児童の対策の受け入れの関係で、道の指導がございまして、その折に、実際に現状として児童館の中でやっている留守家庭の児童の受け入れについては、この学童保育ということについての事業の対象の基準が緩和されまして、その準じた留守家庭児童の健全育成事業ということの内容で実施しているというような支庁等の指導もございまして、これらについて、名称を放課後児童対策ということで、今般各保育所と児童館、幼稚園等に周知をさせていただいたところでございます。

しかしながら、東児童館につきましては、施設の問題もございまして、今定員が１５名の範囲内では受け入れらるということでございます。この先ほど町長がお答えになりましたように、今後において、対象者が多いことが把握されたときには、この辺の施設の拡充等の見きわめをしていかなければならないということでございますが、そんなことで、この名称について放課後児童対策ということの経緯はそういうことでございます。

次に、この時間の設定についての御質問でございますが、これにつきましては、冬場の時間について、各学校が自宅に帰る愛の鐘に合わせた閉館時間の設定ということで、そういうようなことで時間の設定でございます。

配付先を保育所、各児童館、幼稚園に配付している理由につきましては、卒園しまして小学校に入学されるという視点から、こういうそれぞれの保育所、児童館等にこの周知文を配付しているところでございます。

それから、指導員の御質問もございました。先ほど施設の部分も含めて、今後この対象者が多いかどうかということを見きわめた中で、指導員の体制等のことも検討課題になっていくのかなということでございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１２番米沢議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、１点の子供権利条約につきましては、子供の目線に立って地域だとか行政、それから地域全体ではぐくむということの子供たちに対する思いをどうやってこれから位置づけていくかということが大きな柱だと思いますので、これを子供議会やなんかの継続は力ということで、思い立ったときはやるけれども、すぐやめてしまうというようなことの御指摘もいただきましたけれども、私たちもいいことはどんどんやっぱり子供たちのためになる、また私たちにもいろいろ社会参画していただくという意味では、大きなこれ権利条約というのはお金もかかりませんし、一つの子供た

ちの目線に立って、いろいろ地域の人たちが何をしてあげることがということの思いをはせる条例だと思っておりますので、前向きに検討してまいりたいと思っております。

２点目の図書館の問題につきましては、私の執行方針でも書きましたように、生涯学習の中では大きなウエートを占めている、またその町の文化のバロメーターというのは、図書館の利用度によるのですよ、だから私は生涯学習の中で、この施設の整備については本当に緊急の課題で、思いをはせていかないとならない議案だということの認識もしておりますので、今後、何回も同じような答弁で恐縮ですけれども、さらなる努力を理事者と重ねてということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　学童保育について、もう一度お伺いいたしますが、学校にも配付されてないということで、きちっとそういった文書については対応できるようにしていただきたいと思うのです。それは当然のことなのですよね。これ言わなくても、そういうのというのは自動的に保育所から当然段階的に上がるわけですから、その上知らない方も当然いるわけですから、そういうことをまずきちっとやっていただきたい。

それと指導員の配置ということについては、よく現場に行って聞いていただきたいと思うのです。悩み抱えているのですよ。恐らく担当者の方来たら、なかなかその思いが言えない部分がたくさんあるということだと思うのです。そこをどういうふうに耳を立てて、そういったところまで探るかというのも担当者の役割で、やっぱりそういうことをやはりすることが、一つ一つの子供たちの思いのことだし、親の思いにもかなうことだと思うのです。

この規制緩和したという背景にもいろいろあるのですよね、これ。補助金がやっぱり出すのもったいないだとか、道からしたらですね。そういう中でいろいろな措置を講じてきて、逆に狭めてきているという問題もあるのです。そういう問題も含めて、私はもう一度この現状をきっちりとらえて、やはり実態もきちっと調査して、エンゼルプランも立てるということですから、その段階でもわかると思いますから、しかし今の段階で何ができるのかというところをしっかり踏まえて、広報の周知、全町的にも知らせると、やっているのだったらですよ、こういうことをやはりするということが今必要最低限の問題です、これ。これはぜひやって、そういう親の、子供たちの要求にかなえるような、少しでも近づけるような、そういうことをやっていただきたいと思いますが、こういうことも含めて、町長もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員御発言のとおりであるというふうに思っております。広報等々についても十分な対応を図る、また現状改善をしていくということは、これ重要なことでありまして、この学童保育の件ばかりでなくて、事業評価をして、そして現状で問題のあるものは是正していく。現状の中で、今議員が言うように何が是正できるのか、できないのは何なのかということの分析を図りながら、できない課題についてはどう善処したらいいのかということを対応していく、事業評価するということは、この学童保育ばかりでなくて、すべての行政事業において該当する問題でありますので、御指摘のとおり十分対処しながら、今後の課題として認識していきたいと。

学童保育につきましては、今お答えさせていただきましたように、今後はエンゼルプランの中で十分な位置づけをしていきたいというふうに認識しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１２番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を全部終了いたしました。

この際、昼食休憩といたします。

午前１１時５９分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（平田喜臣君）　昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　議案第１９号

○議長（平田喜臣君）　日程第３　上富良野町衛生センター使用条例及び上富良野町衛生センター設置条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第１９号上富良野町衛生センター使用条例及び上富良野町衛生センター設置条例を廃止する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成１５年４月１日から、し尿及び浄化槽汚泥の処分につきましては本格稼働といたしまして、本町も加入いたしております富良野地区環境衛生組合の汚泥再生処理センターにおいて行われますことから、建設以来本町のし尿処理施設として、その業務

を行ってまいりました上富良野町衛生センターの業務を廃止するため、関連する条例の廃止と、あわせまして当該施設が議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の対象施設でもありますことから、当該条例から削除し、条文整理をしようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第１９号上富良野町衛生センター使用条例及び上富良野町衛生センター設置条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は、廃止する。

（１）上富良野町衛生センター使用条例（昭和４４年上富良野町条例第２５号）。

（２）上富良野町衛生センター設置条例（昭和４４年上富良野町条例第２６号）。

附則。

施行期日。

１、この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正。

２、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和６２年上富良野町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第２３号を削り、第２４号を第２３号とし、第２５号から第２９号までを１号ずつ繰り上げる。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第４　議案第２１号

○議長（平田喜臣君）　上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第２１号上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

母子及び各福祉法の一部を改正する法律が平成１４年１１月２９日に公布され、平成１５年４月１日から施行されますことに伴い、当該法令条文を準用しております母子家庭等医療給付事業の認定要件の規定につきまして改正しようとするもので、内容といたしましては、これまで認定要件の規定が法の第５条第１項で定められておりましたが、第５条に新たな内容が定められましたため、第６条に繰り下げられたことにより、本条例につきましても第６条第１項に改めるものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２１号上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和５８年上富良野町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第５条第１項」を「第６条第１項」に改める。

附則。

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

◎日程第５　議案第２２号

○議長（平田喜臣君）　日程第５　議案第２２号上富良野町母子通園センター条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程いただきました議案第２２号上富良野町母子通園セン

ター条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

条例制定の趣旨でございますが、本年４月から障害児の福祉サービスが支援費制度に移行されることにより、母子通園センターは児童福祉法に規定する児童デイサービス事業を行う居宅支援事業所として知事の指定を受けることが必要となってまいりました。このことから、事業所の設置や事業内容、利用対象者、利用者負担額等を規定する本条例を新たに制定しようとするものであります。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

議案第２２号上富良野町母子通園センター条例。

第１条につきましては、児童福祉法の規定に基づく心身に障害のある児童に対して、通園により日常生活における基本的動作の指導、集団生活の適応訓練などを行う事業所としての設置目的を規定してございます。

第２条につきましては、事業所の名称及び設置場所の規定であります。

第３条につきましては、事業内容を定めたものでございます。

第４条につきましては、本町と中富良野町に住所を有する児童の利用対象者を定めたものでございます。

第５条につきましては、利用定員を２０人とするものでございます。

第６条は、事業所に必要な職員配置の規定でございます。

第７条は、利用者負担額を徴収する根拠規定でございます。

第８条につきましては、前条の利用者負担額等につきまして、負担が困難と認めるものに対する減免できる旨を定めたものでございます。

第９条は、委任規定でございます。

附則につきましては、この条例の施行を平成１５年４月１日とするものでございます。

以上をもちまして、説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

◎日程第６　議案第３７号

○議長（平田喜臣君）　日程第６　議案第３７号上富良野町母子通園センター事業の事務の委託に関する協議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第３７号上富良野町母子通園センター事業の事務の委託に関する協議の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

母子通園センター事業につきましては、北海道早期療育システム事業の一環として、平成４年度から中富良野町との共同事業により、国、道の補助金を受けて運営してきたところでございます。本年４月から母子通園センターは児童福祉法に規定する児童デイサービス事業として支援費制度に移行されることにより、これまでの広域事業としての設置要件が変更となり、母子通園センターの設置運営に関して、それぞれの市町村の保有事務に位置づけられたところでございます。

このため、中富良野町の対象児童をこれまでと同様に受け入れていくためには、中富良野町との間で地方自治法第２５２条の１４の規定により、事業の事務を受託することに関しまして、協議により規約を定め、議会の議決が必要なことから、本議案を提案するものでございます。

以下、議案を朗読しながら説明いたします。

議案第３７号上富良野町母子通園センター事業の事務の委託に関する協議の件。

地方自治法第２５２条の１４の規定により、上富良野町母子通園センター事業の事務を次の規約により中富良野町から受託することについて議会の議決求める。

記。

上富良野町母子通園センター事業の事務委託に関する規約。

この規約につきましては、条文を要約して説明させていただきます。

第１条につきましては、委託事務の範囲を明記したものであります。

第２条は、委託事務の管理及び執行について、本町の条例等に基づく旨の規定でございます。

第３条につきましては、経費の負担及び予算の執行に関する手続等の定めであります。

第４条は、決算における手続を定めております。

第５条は、両町の連絡調整を図るための連絡会議

の規定であります。

第６条につきましては、条例等を改正する場合の措置を定めたものであります。

附則１は、この規約の施行を平成１５年４月１日とするものであります。

附則２は、中富良野町にてこの規約の告示の際、委託事務に関して上富良野町の条例が適用されることと、これら条例等を公表するよう定めた内容であります。

附則３につきましては、委託事務の全部または一部を廃止する場合の収支に関する取り扱いを定めたものでございます。

以上をもちまして、説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１番中村有秀君。

○１番（中村有秀君）　中富良野との受託ということでございますけれども、予算説明の中では１，５８０万円ぐらい予定をしておりますけれども、これは定員が２０名ということで、中富良野から何名委託をされるのか、それから上富良野町も含めて総体でどのぐらいになるかということでお尋ねいたします。

○議長（平田喜臣君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　中村議員の御質問にお答えいたします。

今現在３８名の、中富良野町を含めまして通園児が３８名ございまして、そのうち中富良野町が１４名でございます。今現在新制度の移行に伴います部分での通園の利用の申し込みを受け付け中でございます。ほぼ同じ形で同じ人数で利用されるものということで予定してございます。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

◎日程第７　議案第２３号

○議長（平田喜臣君）　日程第７　議案第２３号上富良野町児童館設置条例及び上富良野町児童館管理運営条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第２３号上富良野町児童館設置条例及び上富良野町児童館管理運営条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の趣旨でありますが、児童福祉法第４０条の規定に基づき、児童の健全な育成を図るための児童厚生施設として東児童館を設置して運営しておりますが、泉栄防災センター内に開設しております西児童館につきましては、条例に明記してないことから、西児童館の事業位置づけを明らかにし、関係条例を整備するために一部を改正するものでございます。

以下、条文を要約して説明いたします。

議案第２３号上富良野町児童館設置条例及び上富良野町児童館管理運営条例の一部を改正する条例。

第１条の児童館設置条例の改正関係につきましては、１点目として、児童館等条例に題名を改めるものであります。

２点目につきましては、設置及び目的の記述を改めるものでございます。

３点目は、西児童館を事業所として新たに加えるものでございます。名称、西児童館、場所、空知郡上富良野町泉町１丁目５番１号泉栄防災センター内。

次、第２条の児童館運営条例の改正関係でありますが、１点目は題名を児童館等管理運営条例に改めるものであります。

２点目は目的の規定ですが、児童館及び児童館事業所に改めるものであります。

３点目は、条例の適用範囲として、西児童館の管理について、上富良野町防災センター等の設置及び管理に関する条例に規定するもののほか、児童館として開館する時間及び場所の管理について、この条例を適用するよう条文を新たに加えるものであります。

４点目につきましては、夏期の開館開始時間の改正であります。現行午前８時を午前８時３０分に改めるものであります。

５点目は、使用料の算定基準を明確化する別表の改正でありますが、東児童館を明記するとともに、備考欄に時間、区分、営利目的の加算及び冬期の暖房加算の規定を追加するものであります。

附則。

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

以上をもちまして説明といたします。御審議いた

だき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　一番最後の、別表を次のように改めるというところでございますけれども、この使用時間を午前８時から８時３０分に繰り下げたのは、どういう理由によるのでしょうか。例えば公民館の使用の規則なんかに合わせたということでしょうか。

それと、また料金を払って実際に使用している人、大体何人ぐらいいるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま村上議員の児童館の開館時間の御質問でありますが、８時を８時３０分にしたということでございますが、実態が８時３０分から開館してございまして、この条文で規定してございます時間帯と実態が合ってないということで、現状に合わせた時間の改正でございます。

それから、２点目の料金を徴収している実態はあるかということでございますが、児童館につきましては、こういう使用料をいただくという、規定は設けてございますけれども、現実的にはございません。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

他にございませんか。

１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　ここたびたび使わせていただいているのですが、防災センターのときは総務課所管だったと思うのですね。今西児童館になると今度所管がどこにあるのか、二つあるのか、一つになるのか、この辺のところお尋ねいたします。

○議長（平田喜臣君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、西児童館につきましては、泉栄防災センター内に設置してございまして、それらの管理運営については、従来この泉栄防災センターの条例の中の規定に基づいた運営をしてきたところでございますが、この条例化によって西児童館につきましては、この児童館の管理運営条例の開館時間とか、そういう部分については、私どもが所管する形となるところでございます。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか、他にございませんか。

１番中村有秀君。

○１番（中村有秀君）　時間の問題でお尋ねしたいのですが、今の議案の関連ということでお尋ねいたしますけれども、前回社教センター等の減免、公民館の減免のときに私申し上げたのですが、冬期の夜間が午後６時と午後４時とあるのですね。これを整合性をきちっととりなさいと僕は申し上げたのです。今回、冬期の夜間は午後６時といいますけれども、今の上富良野の条例を見ますと、公民館、分館とも冬期の夜間は午後４時、それから同じく青少年会館管理条例の公民館に併設している青少年会館が午後４時、それからセントラルプラザも冬期は午後４時ということになっていますね。そうすると、使用料が３割増ということになってますから、そうすると、これらも含めて一応整合性をとる形で、今後この条例の取り扱いを、もしくは規則の取り扱いをやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　暫時休憩いたします。

午後　１時２４分　休憩
午後　１時２５分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　１番中村議員の御質問にお答えします。

現実的には、施設ごとに定めている経過から、結果としましては、御指摘のような実態があろうかと思います。今までも御意見いただいていますし、あと料金の均衡の観点からも、組織内部で十分協議する課題として受けとめさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２３号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第２３号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第２４号

○議長（平田喜臣君）　日程第８　議案第２４号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第２４号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、本年度から５年間の第２期介護保険事業計画の見直しに合わせまして、制度における特別給付の明確化と介護保険料普通徴収にかかわる納期回数の追加、介護保険料に関する申告事務手続の簡素化などを行い、介護保険事業の安定化を図るよう、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

議案第２４号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町介護保険条例（平成１２年上富良野町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

目次中から１８行目までにつきましては、特別給付を新たに追加することにより、１条ずつ繰り下げとする条文整理でございます。

それから、中ほどの１２行目のただし書きの規定につきましては、介護保険料の申告手続に関して、当該年度分に係る町民税と申告書を提出した方にあっては、省略する旨を加えたものであります。

それから１５行目、介護保険料普通徴収にかかわる納期回数を納めやすいように、現行８期から９期に改めるものでございます。

１７行目につきましては、介護保険料率の適用年度について、平成１５年度から平成１７年度までとするよう改めるものであります。

次、新たに加えました第２条、特別給付についての規定でありますが、要支援から要介護５までの方が在宅サービスを利用するに当たり、介護度別区分の支給限度基準額、保険給付の基準のことを言いますが、この支給限度基準額を超えて利用する場合に、特別給付として、その超えた費用分を支給するよう制度化を図ったところであります。

特別給付の対象となる在宅サービスは、訪問介護と短期入所生活介護及び短期入所療養介護でございます。特別給付に係る介護度別の利用回数の基準につきましては、給付の種類ごとに別表で定めたところであります。

附則。

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

２、改正後の上富良野町介護保険条例第３条の規定は、平成１５年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成１４年度までの介護保険料については、なお従前の例による。

以上をもちまして説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

◎日程第９　議案第２５号

○議長（平田喜臣君）　日程第９　議案第２５号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第２５号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の趣旨でありますが、平成４年度から在宅福祉事業として独居老人宅に乳製品を配達し、安否の確認を行う訪問サービスを実施してまいりましたが、このほかに現在週５日間実施の電話サービス、さらには平成１４年１０月から上富良野郵便局への委託によりまして、独居老人生活状況確認事業を実施してございます。したがいまして、安否確認のサービスの体制が充実してまいりましたので、訪問サービスにつきましては、平成１４年度をもって廃止することとしたために、本条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第２５号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例（平成１２年上富良野町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条中第９号を削り、第１０号を第９号とし、第１１号を第１０号とする。

別表１訪問サービスの項を削る。
附則。
この条例は、平成１５年４月１日から施行する。
以上で説明といたします。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、議案第２５号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり決しました。

◎日程第１０　議案第２６号

○議長（平田喜臣君）　日程第１０　議案第２６号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。
○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第２６号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
改正の趣旨でありますが、１点目としまして、平成１５年４月１日から障害者の訪問介護員の派遣、ホームヘルプサービスにつきまして、措置制度から障害者支援費制度に移行することに伴い、知的障害者福祉法及び児童福祉法の根拠規定条項を改正するものでございます。
２点目につきましては、派遣対象の老人につきまして、老人福祉法の規定に基づき条文を改めるものであります。
以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。
議案第２６号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例。
上富良野町訪問介護員派遣条例（平成１２年上富良野町条例第１５号）の一部を次のように改正する。
第１条中「第１５条の３」を「第１５条の３２」に、「第２１条の１０」を「第２１条の２５」に改める。
第２条第１号を次のように改める。
（１）身体上または精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある６５歳以上の者。
附則。
この条例は、平成１５年４月１日から施行する。
以上をもちまして説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、議案第２６号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり決しました。

◎日程第１１　議案第２７号

○議長（平田喜臣君）　日程第１１　議案第２７号上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。
○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第２７号上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
改正の理由につきましては、介護保険法第７条第１８項に規定する居宅介護支援事業、いわゆるケアプラン作成のサービスでありますが、サービス利用の対象者となっております生活保護法の介護扶助にかかわる方を新たに利用対象者とするよう本条例を改正するものでございます。
以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。
議案第２７号上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例。
上富良野町在宅介護支援センター条例（平成１２年上富良野町条例第１３号）の一部を次のように改正する。
第４条第１項第２号中「及び」を「、」に改め、「居宅介護支援被保険者」の次に「及び生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１５条の２第１項第１号の介護扶助に係る者」を加える。
第５条中「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）」を「生活保護法」に改める。
附則。
この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第２８号

○議長（平田喜臣君）　日程第１２　議案第２８号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（林下和義君）　ただいま上程いただきました議案第２８号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を申し上げます。

在宅における利用者の居宅介護支援を円滑に行うため、居宅介護支援事業所を平成１５年４月１日より開設いたしまして、在宅介護支援を推進するため、ラベンダーハイツ条例の一部を改正するものでございます。

以下、条文を要約して御説明申し上げたいと思います。

上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例。

上富良野町ラベンダーハイツ条例（平成１２年上富良野町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条につきましては、ラベンダーハイツ事業として新たに居宅事業支援を定めようとするものでございます。居宅介護支援事業とは、介護保険法第７条第１８項の規定により、居宅介護者が日常生活を営むために必要な医療サービス、福祉サービスの適切な利用をすることができるよう、居宅要介護者の依頼を受け、心身の状況、その置かれている環境、居宅要介護者及びその家族の希望を勘案し、利用するサービス等の種類及び内容と計画を担当するケアマネージャーが便宜提供を行う事業でございます。

７条につきましては、事業の対象者として居宅要介護被保険者、居宅要支援被保険者及び生活保護法第１５条の２第１項第１号の介護扶助者でございます。

第８条につきましては、サービス利用者として事業対象者がサービスの利用申し込みを行い、契約を締結して利用していただきます。

第９条につきましては、利用料及び実費に相当する費用として、法定代理受領による場合は、利用料の額は算定いたしません。この場合は、保険者が国保連合会に審査委託している場合でございます。この場合は算定いたしません。

法定代理受領によらない場合、この場合は生活保護法など実施期間、上川支庁でございますが、依頼に基づいている場合は１０割支払うことになります。支払う場合は、１０割をいただくことになります。厚生大臣が定める基準によりまして算定した額をいただくことになります。

附則。

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

以上で提案の要旨を申し上げ、説明にかえさせていただきます。御審議をいただきまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第２９号

○議長（平田喜臣君）　日程第１３　議案第２９号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（三好稔君）　ただいま上程されました議案第２９号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、初めに改正の要旨を申し上げます。

１点目は、介護保険法第７条に規定する要介護状態の方に対する介護サービスの種類を条例に盛り込むものであります。

町立病院は、介護保険事業における居宅介護支援事業及び介護療養型医療施設の指定を受けているこ

とから、これら指定事業におけるサービスの種類及び施設の種類を規定するものであります。

２点目は、病院運営審議会の設置目的を改めるものであります。現行では、設置目的を町長の諮問事項の調査、審議を行うこととしております。この場合、審議会での審議事項が限られることから、病院経営全般について広く協議、審議をいただくことが必要であるとの考えから、審議会の設置目的を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２９号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和４２年上富良野町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

以下、要約させて説明をさせていただきます。

第２条第４項の改正につきましては、介護保険法に規定する介護サービスの種類を定めるもので、第１号から第５号までは指定居宅介護支援事業者の指定に基づくサービスの種類で、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、居宅介護支援等の５種類を規定するものであります。

第６号については、施設の種類として介護療養型医療施設名を表示するものであります。

第８条の改正につきましては、病院運営審議会の設置目的を現行の規定に運営全般についての意見を聞くためを加え、審議会の設置目的を病院運営に関し町長の諮問に応じ、必要な事項を「調査審議する」、「ほか、運営全般についての意見を聞く」に改めるものであります。

附則。

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

以上説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願いをいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　（６）の介護保険法第７条第２３項に規定する介護療養型医療施設と書いてあるわけですけれども、今説明いただいたのですけれども、今要介護サービスがふえるということですけれども、現在８０床のうち２０床が介護対応で、あと１６床が長期療養型対応だとなっていると思うのですけれども、これ両方合わせて介護療養型医療施設と、こういうわけでしょうか。

それと、大枠は変わらないと思うのですけれども、将来はベッド数が８０床のうち、また変更するというふうに、ふやしていくというふうにならないのでしょうか。

それと、これからの病院というのは、一般病棟にするのか、介護療養型にというか、病院の方向性を示さなければいけないと思うわけですけれども、それらの見きわめというのはいかがなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　病院事務長。

○町立病院事務長（三好稔君）　１５番村上議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、町立病院の病床区分につきましては、一般病床４４床と、療養型病床が３６床ということで８０床でございます。そのうち、療養型病床は３６床のうち、２０床が当条例に規定しております第６号の介護療養型医療施設に当てはまるものでございます。そして、これらの御質問のベッド数の関係でございますが、平成１５年度において、病床区分の届け出をしなければならないといったような状況の中において、この介護ベッドを何床にするかといったようなことも検討の課題の中に含まれてございます。町の高齢者、そしてまた要介護者の状況等、また今後の推移等見ていく中においては、これら介護病床のベッド数についても見直し等もしなければならないといったことで、現在院内において協議を進めてございます。

いずれにいたしましても、１５年の上期の中において、これらの数字を設定をしなければならないと。これに当たりましては、また病院の運営審議会、また議会とも協議をさせていただき、そのベッド数を確定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第３１号

○議長（平田喜臣君）　日程第１４　議案第３１号上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（早川俊博君）　ただいま上程され

ました議案第３１号上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、初めに改正の要旨を申し上げます。

水道法が改正されまして、新たに供給規定の中に、貯水槽で一たん受けて上水道から給水されている貯水槽水道が定義されたことによりまして、町の条例におきましても、貯水槽水道の適性な管理が図られるよう改正するものでございます。

以下、議案の条文に沿って御説明申し上げます。

議案第３１号上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上富良野町水道事業給水条例（平成１０年上富良野町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第６章の３３条を３５条に、第６章を第７章にそれぞれ繰り下げ、第５章の次に第６章として貯水槽水道を加えるものでございまして、第３３条は町の責務としまして、第１項では貯水槽水道の設置者に対し、管理に関し必要があるときは、指導、助言及び勧告ができるよう規定するものでございます。

同じく第２項では、貯水槽水道の利用者に対し、管理状況に関する情報提供を行うよう規定するものでございます。

第３４条は、貯水槽水道の設置者の責任義務といたしまして、第１項では貯水槽水道のうち簡易専用水道、貯水槽の容量が１０トン以上の設置者においては、水道法に基づいた管理及びその状況に関する検査の義務化を規定するものでございます。

同じく第２項では、簡易専用水道以外、貯水槽の容量が１０トン以下の設置者においては、管理及びその状況に関する検査を行うよう規定するものでございます。

附則としまして、この条例は平成１５年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

◎日程第１５　議案第３２号

○議長（平田喜臣君）　日程第１５　議案第３２号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（早川俊博君）　ただいま上程いただきました議案第３２号上富良野町公共下水道設置条例の一部する条例につきまして、初めに改正の要旨を御説明申し上げます。

公共下水道につきましては、現在面整備を計画的に進め、逐次供用開始を行っているところですが、下水道法第４条の規定により、公共下水道の事業計画の変更認可を受け、計画排水区域及び計画処理区域を拡大したことに伴い、排水区域及び処理区域を追加し、面積の変更をしようとするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第３２号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道設置条例（平成元年上富良野町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の計画区域及び計画処理区域を「西町２丁目と光町３丁目に隣接し町道西２線道路と道道留辺蘂上富良野線に囲まれた区域」を「西１線北２４号の一部、西２線北２４号の一部、西２線北２５号の一部」に改め「本町６丁目」の次に「基線北２７号の一部」を加え、第３条第１号の面積「４６７ヘクタール」を「４７５ヘクタール」に改めるものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第４２号

○議長（平田喜臣君）　日程第１６　議案第４２号平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（三好稔君）　ただいま上程されました議案第４２号平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第４号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

補正につきましては、町民の方からいただきました寄附金の計上であります。３月４日、町民の方から寄附金２０万円をいただきましたことから、御寄附の趣旨に沿いまして、看護用備品の購入に関し所用の経費を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第４２号平成１４年度上富良野町病院事業会計補正予算（第４号）。

総則。

第１条、平成１４年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

科目及び補正額のみ申し上げます。

第２条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款資本的収入２０万円、第３項寄附金２０万円。

支出。

第１款資本的支出２０万円、第２項建設改良費２０万円。

１ページ、２ページの予算実施計画については、説明を省略させていただきます。

次に、３ページ、４ページにおけるところの資本的収入及び支出明細書でございます。科目及び補正予定額のみ申し上げます。

１、収入。

１款資本的収入、３項寄附金、１目寄附金、１節寄附金２０万円。寄附金１件でございます。

２、支出。

１款資本的支出、２項建設改良費、１目資産購入費、２節什器備品、補正予定額２０万円。使途につきましては、看護用備品を購入いたしたく、内容につきましては、患者様に御使用いただくベッド、そして車いす、これにつきましてはリクライニング式の車いすということで１台を予定させていただいているところでございます。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎休　会　の　議　決

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

議事の都合により、３月１３日から３月１９日までの７日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、３月１３日から３月１９日までの７日間休会することに決しました。

◎散　会　宣　告

○議長（平田喜臣君）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明１３日から３月１９日までの７日間は休会といたします。

３月２０日は、本定例会の最終日で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

なお、休会中の３月１３日、３月１４日、３月１７日、３月１８日は、予算特別委員会をいずれも午前９時から開会いたしますので、各会計の予算書等関係議案並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

午後　２時０１分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１５年３月１２日

上富良野町議会議長　　平　　田　　喜　　臣

署名議員　　久　保田　　英　　市

署名議員　　中　　村　　有　　秀

平成１５年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第５号）

平成１５年３月２０日（木曜日）

○**議事日程**（第５号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　議案第１８号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第　３　議案第２０号　上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第　４　議案第３０号　上富良野町立病院往診手当等支給条例の一部を改正する条例
第　５　議案第３３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第　６　議案第３４号　上富良野町財政調整基金の一部支消の件
第　７　議案第３５号　上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
第　８　議案第３６号　しろがねダム等の管理に関する事務の委託に関する協議の件
第　９　議案第３８号　上富良野町道路線廃止の件
第１０　議案第３９号　上富良野町道路線認定の件
第１１　議案第４０号　旭野川砂防工事（Ｈ１４国債）請負契約変更の件
第１２　議案第４１号　南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１４国債）請負契約変更の件
第１３　議案第４３号　平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）
第１４　予算特別委員会付託
　議案第　１号　平成１５年度上富良野町一般会計予算
　議案第　２号　平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
　議案第　３号　平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算
　議案第　４号　平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算
　議案第　５号　平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
　議案第　６号　平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
　議案第　７号　平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
　議案第　８号　平成１５年度上富良野町水道事業会計予算
　議案第　９号　平成１５年度上富良野町病院事業会計予算
第１５　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦の件
第１６　発議案第１号　上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例
第１７　発議案第２号　町内行政調査実施に関する決議
第１８　発議案第３号　町長の専決事項指定の件
第１９　発議案第４号　国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定を求める意見の件
第２０　発議案第５号　北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見の件
第２１　閉会中の継続調査申出の件

○**出席議員**（２０名）

１番	中村有秀君	２番	中川一男君
３番	福塚賢一君	４番	笹木光広君
５番	吉武敏彦君	６番	西村昭教君
７番	石川洋次君	８番	仲島康行君
９番	岩崎治男君	１０番	佐藤政幸君
１１番	梨澤節三君	１２番	米沢義英君
１３番	長谷川徳行君	１４番	徳島　稔君
１５番	村上和子君	１６番	清水茂雄君
１７番	小野　忠君	１８番	向山富夫君
１９番	久保田英市君	２０番	平田喜臣君

○**欠席議員**（０名）

○**遅参議員**（１名）

２番　中川一男君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口　勤君	農業委員会会長	小松　博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中　博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村　延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好　稔君

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　２０名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、１９名であります。

これより、平成１５年第１回上富良野町議会定例会５日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

町長から、議案第４３号平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）が平成１５年３月１８日に提出されました。あらかじめ、議会運営委員会において日程等を改めましてお手元に配付したとおりであります。

そのほか、議案第３８号及び議案第３９号の審議資料として、道路網図、また発議案第３号の審議資料として、平成１５年度地方税法改正案の要旨をお手元にお配りいたしておりますので、審議の参考にしていただきますようお願い申し上げます。

予算特別委員長から、平成１５年度各会計予算について審査結果の報告がありました。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の諮問第１号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

３番　福　塚　賢　一　君
４番　笹　木　光　広　君

を指名いたします。

議事に入るに先立ちまして、３月１１日、８番仲島康行君の一般質問における商業振興条例の適用要件の再質問で、説明が不十分のため、補足説明の申し出が理事者よりありましたので、これを許します。

商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　８番仲島議員の商業振興条例についての御質問の個性化事業についての答弁に、説明が漏れておりましたので、追加補足説明をいたします。

個性化事業の適用要件は、事業費が２００万円以上であることと、以下の設備等のいずれかを行うこととなってございます。

まず、イとしまして、店舗内にショーウィンドウ、休憩場所、来客用トイレの設置。ロとしましてロードヒーティング、融雪槽または固定式の融雪機を設置すること。ハとしまして、新分野及び業種転換による新商品、新たなサービスを提供するものでございます。

大変申しわけございませんでした。

○議長（平田喜臣君）　以上で、補足説明を終わります。

◎日程第２　議案第１８号

○議長（平田喜臣君）　日程第２　議案第１８号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程されました議案第１８号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、先に提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、１点目は、懸案となっています職員給与のラスパイレス指数の是正措置の方向につきまして、このたび労使間で合意しましたことから、条例附則において位置づけを行います。

その内容としましては、現行制度の中で抜本的な改善策を講じることのできるまでの間におきましては、現行の給料月額から、それぞれ職員に応じまして２％、１．８％、１．５％の３段階で減額をして支給するための暫定措置を講じます。この直前の人勧の引き下げを含めますと、最大で４％を超えることとなります。

なお、この暫定措置を講じることでの影響額は、全体で３，０００万円程度と試算してございます。

次に、２点目は、現行条例において１５種類の特殊勤務手当を定めておりますが、その中で、この４

月に衛生センター施設を廃止することに伴いまして、衛生センター業務手当を廃止いたします。

また、冬期のスキーリフト運行管理につきましては、既に上富良野振興公社に委託することで管理体制が定着しておりますので、今後は町から職員を配置する必要がなくなりますことから、スキーリフト管理手当を廃止いたすものであります。

３点目は、町立病院の医師に対しましても支給しております管理職手当につきまして、現行におきましては、院長から医長までの職には、一律１０％で支給するよう定めておりますが、院長、副院長、医長のそれぞれの職位ごとに任務と責任の度合いが異なる実態にあることから、今後におきましては、給料月額の１３％、１０％、８％の３段階に改めることといたします。

以上申し上げました３点を内容としまして、条例改正を行うものでございます。

それでは、引き続き議案の内容につきまして、その要点について申し上げてまいります。

議案第１８号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の給与に関する条例（昭和３５年上富良野町条例第１６号）の一部を次のように改正する。

まず、追加します附則第２項では、行政職給料表及び看護職給料表の適用を受けるすべての職員について、当分の間、現行条例に基づき支給すべき給料月額から１００分の1.5 を減じて支給するための規定でございます。

次に、追加します附則第３項では、１００分の１．５の減額率を、課長給にあっては１００分の２、課長補佐給にあっては１００分の１．８と、それぞれ読みかえて取り扱うための規定としてございます。

次の第４項では、特に定年を迎え退職となる者にあっては、定年退職期となる３月３１日に限り減額率は適用しないものといたすものであります。

次に、条例本文中に定めてございます別表第５についてでございます。ここでは、特殊勤務手当の種類と金額を定めてございますが、冒頭申し上げました理由から、この２種類の手当につきまして廃止をいたすものでございます。

次に、別表第６の管理職手当の適用区分についてでございますが、裏面に記載のとおり、また冒頭も申し上げましたように、町立病院の院長職を対象に、新たに１００分の１３の区分を設けるとともに、副院長は１００分の１０、医長につきましては１００分の８の３段階の区分に改めるため、別表を差しかえるものでございます。

なお、この改正条例につきましては、平成１５年４月１日から施行することとしております。

以上が、議案第１８号の内容でございます。御審議賜りまして、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　町長にお伺いをしておきたいと思います。

私は、聖域と思っていた職員の給与が、このたび職員の理解と協力を得まして減額されるということになりました。ラスが高いという考え方もあるでしょう。日本の経済は、ただいま詳しいことはよく承知しておりませんが、デフレの経済の状況の中にあっても、職員にしてみれば給与は生活給であったのではないかと思っております。

そこでお伺いしたいわけですけれども、年度中の早い時期に特別職の報酬審議会を開くお考えがあるかないか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　３番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、今回提案させていただいております給与の減額につきましては、北海道２１２市町村の中で７番目の位置におります上富良野町職員の給与体系が、非常に他の自治体と比較すると高いと、そういう率に今までの流れの中で生じてきているというようなことで、これの我が町の財政状況からしても、北海道２１２市町村の中で７番目に位置するのは、余りにも高額支給をされているということから、これを職員組合との調整で、やっと今日、この是正策を講ずることができ得まして、職員の理解を得まして、今減額措置をさせていただいているということでございまして、決して議員のおっしゃるように、聖域なきという気は私は持っておりませんが、そういう意味で手をつけたものでないということで、趣旨が財政状況の是正のための手段であるということではないということで、まず御理解をいただきたいなということと、もう一つ、今予算の中に報酬審議会の予算を計上させていただいております。これにつきましては、通常２年ごと近くに審議会の招集をいただきまして、それぞれに特別職の報酬が適正であるかどうかということについて御審議をいただいているというような経過から、今年度、１５年度予算計上させていただいているところでありますが、状況を見きわめながら報酬審議会の選任を諮って対

処したいと。今のところはいつごろということは考えておりませんが、なるべく早いうちにというふうに考えているところであります。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１番中村有秀君。

○１番（中村有秀君）　従来、今、町長の言うように、上富良野町の職員の給与が、国家公務員を１００とした場合に１０２．３％というような状況になっているということで、私も今、１４年４月１日道庁が発表しましたこの資料を見ますと、上富良野町は平成１４年は１０２.３％と、全道今２１２市町村の平均が９８.８％ということで、非常によその自治体等も含めて、緊縮財政の中で何とかということでございまして、今回職員組合との合意ということで、ある面で前進をしたのかなという気と、もう一つは、職員組合の皆さん方が町財政を考えて、一般的な労使の協議事項でありますけれども、そういう財政状況を考えて理解をしてくれたなということで敬意を表したいと思いますけれども、ただ、従来行財政改革の中で、職員の給料１年延伸をするということで、ここ何年間あれして職員組合に提示をしているということでございました。したがって、今回の削減と、それから１年間延伸した場合の比較で、今回３,００ ０万円と言われています。従来の行財政改革の中では、１年間延伸していけば２，０００万円ということを言われていますが、その点の延伸した場合のケースでどうなのかということで１点お尋ねしたいということ。

それから、もう１点は、今回削減した段階で、すぐには数値は出てこないような気がしますけれども、とりあえず今ラスパイレス指数として、今回の措置で、予想としてどのぐらいになるのかなということでお聞きをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　１番中村議員の２点の御質問にお答え申し上げます。

まず、１点目の昇給の延伸の関係でありますが、議員発言のように、行財政改革実施計画の中では、１年間延伸という予定で構想を持ってございました。ただ、町長におきましては、労使間の交渉の中で、どういう手法がいいかにつきまして、十分ひざを交えて議論した結果、今回上程の方向で当分の間進めるということになってございます。

御案内のとおり、１年間延伸の場合には、一応粗試算でございますけれども、２,００ ０万円程度ということで試算をしてございましたし、今回につきましては、特に管理職員におきまして、それより上回る率で行っているということで、試算額につきましても差異があるということについては御理解いただきたいと思いますし、あともう１点、ラスの指数の関係でありますけれども、非常に国の動向がどうなるかによりまして、また結果が異なることから、明言することは非常に難しいわけでありますが、私ども試算の中では、１％台のその変化の中で効果を得るものというふうに押さえているところであります。

このようなことで、いずれにしましても、この４月１日が、また秋、冬に向けまして正式に公表されますので、それらの数値をもってまた評価を加えたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　今回削減率が提示されましたが、これは職員組合側の提示なのか、町の側からの提示なのか、この点。

削減に当たって、今後やはりこういうところには改善してもらいたいというような意見もあったかというふうに思いますが、その点。

さらに、３，０００万円という額になりますと、やはり町の経済にも及ぼす影響額というのもかなりなものだというふうに思います。これは、どちらにしても削減という題名と、一方では景気を回復するという形の中で、これだけの金額は減額するという状況であれば、全部が全部消費に回らないとしても、これの例えば５割、３割回っても、かなりな金額がやはり落ちるわけですから、そういった影響額等については十分配慮されているのか。それと、それぞれの職員の生活実態を踏まえた中での減額率で言えば、妥当な範囲だというふうに踏まれて提示したのか、この点についてお伺いしたい。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　１２番米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

今回のラスのこの最終的な数字を、率の問題を決めるに当たりまして、職員組合との間におきましては、先ほど総務課長の方からお答え申し上げておりますとおり、このラスの問題は、いわゆる昇給の制度そのものを根本的に見直さないと解決しない問題というふうに押さえております。そういう中で、職員組合との中に制度改正を抜本的にやることを交渉の土台に乗せまして進めてきたところでございますけれども、職員組合として、当方としてもどういう形でこのラスに対する対応を図っていくかということで、双方で考えていきましょうというようなことで申し上げておりました。

この経過におきましては、非常に２年ぐらいの経

過をとってございまして、その方向がなかなか難しいというようなこともございまして、町長としては延長、延伸という形で一応組合に提示を申し上げたところでございます。そういう中で、組合としてはこれを受けまして、組合独自にパーセンテージで提案申し上げたいという中で、双方その辺のところの話を進めてまいりました。

最終的には、組合の提示としては１％台というお話も承ったところでございますけれども、その効果等も考えまして、双方最終的には、一般職員におきましては、１．５％の形で合意を見たということでございます。

なお、課長、そして課長補佐職におきましては、自主的な形の中で管理にある立場から、その辺のところの１.８ と２％という中で御協力をいただいたという経緯にございます。

それと、この経済効果の観点につきましては、非常に議員がおっしゃるとおり、消費等の関係で影響はあるかと思います。しかしながら、この職員の給与につきましては、法的には他市町村等の均衡ある中で給与を定めるという大原則ございますから、その線に沿った中で、我が町に置かれている状況等勘案した中で、こういうような措置を講じたところでございます。

町長冒頭申し上げておりますとおり、非常に今の経済状況が厳しい中で、その財政を理由として今回やったものではございません。あくまでも他市町村との均衡ある中で給与の減額措置という形でとらさせていただいたところでございます。

今後におきましては、非常に今の財政状況等も厳しい中でございます。先ほど中村議員の方からもお話ございましたとおり、他町村におきましては、全道平均で１００を割るような状況にございます。そういう観点におきまして、我が町の財政状況を見据えますと、やはりこの辺については将来的には手をつけていかなければならない問題というふうに押さえているところでございます。そういう面につきましては、大きな行政改革の中で、また町民の皆さん、議員の皆様の御協力を賜りたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか、他にございませんか。

６番西村昭教君。

○６番（西村昭教君）　ちょっと２点ほど確認をしたいと思うのですが、今この改正によりまして、１４年度で１０２．３ですか。町長先ほど言われたように、財政が厳しいという状況の上で考えたのではなくて、ラスパイレス指数を見たときに全道で７番目ですか、高いということで取り組んだということで、この改正によって、国家公務員の基準も下がっておりますので、ラスパイレス指数がはっきり数字は出ないかもしれませんけれども、今の１０２．３から何ぼに下がったのかという一つお聞きしたいのと、それからもう１点、今後これが、国家公務員下がっていますけれども、１００以下になるまで引き続き組合と交渉して下げる努力をしていかれるのかどうかということの２点をお聞きしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　６番西村議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、先ほどパーセンテージの効果の話ですが、先ほど総務課長がお答え申し上げておりますとおり、効果といたしましては、１％台ということで押さえております。したがいまして、今１０２．３ですから、１０１点台になるのではないかというふうに押さえておりますが、国の基礎数値が変わることによって、この数字が変化するということをまず承知おきいただきたいというふうに思います。

今回御提案申し上げている中におきまして、この引き下げの期間につきましては、当分の間ということで措置をさせていただいております。したがいまして、根本的な解決がつかない場合については、いわゆるラスの制度的なところを根本的に解決していない場合については、当分の間の形で持っていきたいということで双方合意を見ているところでございます。したがいまして、国のラスの基礎数値の変化だとか、そういうところを見た中で対応していくという考え方でございます。

○議長（平田喜臣君）　当分の間とは、ラスパイレス指数が１００以下になるまで努力するという、当分の間ということは。

再答弁、助役。

○助役（植田耕一君）　そのとおりです。私どもといたしましては、先ほど大原則申し上げましたが、他市町村との均衡ある中で本町の職員の給与の水準ということを基本に考えております。そういう中で、基本的には国公に準じた中でという労使双方のこれまでの給与のあり方について論議してきているところでございますが、基本的にはラスといたしましては１００が望ましいものというふうに思っております。そういう中で、１００を水準を維持できるような形で対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、財政状況等の観点からいきますと、この辺のところは、また違う問題というふうに押さえておりますので、それらについては行政改革の中での対応策として考えてまいりたいというふうに思ってお

ります。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１８号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第１８号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第２０号

○議長（平田喜臣君）　日程第３　議案第２０号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第２０号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険の財政状況は、ますます進む高齢化や生活習慣病の増加などによります保険給付費などの支出増加見込みに加え、平成１４年８月に改正されました健康保険法等の影響を受け、一層厳しい環境にありますことは、御案内のとおりであります。

国におきましても、平成１９年をめどに医療保険制度運営について抜本的な改善を目指し、各種の検討がなされているところでもあります。

本町におきましても、国民健康保険財源につきましては、保健基盤安定制度等各種の支援対策によりまして、新たな要素としての保険税所得割算定見直しによる税収減１,３００万円、老人保健対象年齢の段階的引き上げによります前期高齢者の増加と、その給付割合が９割でありますことは、療養給付費と高額療養費を含めた歳出の増が平成１８年度まで段階的に予測され、主要な財源であります保険税の現行税率での財政運営は困難な状況に至ってまいりました。

これらの状況から、国保会計の安定した運営を図るためにも、社会情勢が非常に厳しい状況でありますが、保険税率の引き上げ改定をお願いしようとするものであります。

なお、保険税率の急激な上昇改定を避けるため、財政調整基金の支消を行いつつ、可能な限り、その改定幅を縮減した上で、医療分に関しまして、所得割で１．５％引き上げまして８％、被保険者１人当たりの均等割を１，０００円引き上げ２万６，０００円、世帯割であります平等割を５００円引き上げ３万２,５００円とし、資産割及び賦課限度額は据え置きしようとするものであります。

これに伴いまして、応益部分であります均等割、平等割にかかわります所得の低い階層に対します軽減につきましては、おのおのの所得により７割、５割、２割で、最低賦課額４００円引き上げとなり、１万７，５００円と改定しようとするものであります。

また、介護分に関しましては、納付金に要する税財源を確保するため、所得割を０．１５％引き上げ０．７５％とし、賦課限度額につきましては、平成１５年３月末の地方税法改正予定に合わせ１万円引き上げ、法定限度額と同額の８万円としようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２０号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和３１年上富良野町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「１００分の６．５」を「１００分の８」に改める。これにつきましては、医療分の所得割にかかわるものであります。

第５条中「２万５，０００円」を「２万６，０００円」に改める。これにつきましては、均等割にかかわるものであります。

第５条の２中「３万２，０００円」を「３万２，５００円」に改める。これにつきましては、平等割にかかわるものであります。

第６条中「１００分の０．６」を「１００分の０．７５」に改める。これにつきましては、介護分の所得割にかかわるものであります。

第１３条第１項第１号中「１万７,５００円」を「１万８，２００円」に、「２万２，４００円」を「２万２,７５０円」に改め、同項第２号中「１万２，５００円」を「１万３，０００円」に、「１万６，０００円」を「１万６，２５０円」に改め、同項第３号中「５，０００円」を「５，２００円」に、「６，４００円」を「６，５００円」に改める。これにつきましては、応益部分の軽減額の改定にかかわるものであります。

附則。

施行期日。

１、この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

適用区分。

２、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成１５年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成１４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明といたします。御審議賜り、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　私は、このたびの保険税条例の一部の改正に当たって、幾つかの点で質問をさせていただきたいと思います。

法の改正によりまして、７５歳以上であった老人保健が、７０歳から７４歳まで国保会計に変わったと。したがって、それも段階的に、１歳ずつ段階的に上がっていくことによって国保会計が窮屈になると。したがって、平成１５年、新年度にあっては、３，０００万円からの税で確保したいという基本的な考え方に立っておるのではないかと思うわけであります。

そこでお伺いしたいわけですけれども、この４月から７０から７４歳ですか、７５歳ですか、患者には１割負担してもらうよという考え方に立っていると思うのですよ。

それから、従来のサラリーマン、いわゆる退職者関係にあっても、２割から３割に医療費が上がるという考え方については、どのような数字をもって考えておられるのか、その点。

それから、２点目として、一般と退職者の現年度における収納率の違いがあるわけですよ。退職者については９８％、一般については９５％、この３％の違いを、どうしてこうなるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、従来、一般会計から多額の当会計には繰り入れをして、繰り入れの半額ぐらいは次年度に繰り越しして、それをなぜ一般会計に戻入しないのかということに対しては、従来国保に対しては、先ほどの趣旨説明の中にあったような観点からして、繰り戻しはしないということに対しての繰越金の関係に対しては、全然言及されていない。なぜされていないのかお伺いしたい。

それから４点目、町長は、介護保険料については月額３，０５０円であるからして、据え置きたいと、過ぎ去った３年間の介護保険料にしたいと。ところが、保険税の介護の部分では、６５歳以上だと思いますけれども、１.５ ％アップしたいということですね。介護部分の所得割０．６現行、改正は０．７５、０．１５％値上げしたいと。町長は介護保険、６４歳までは３，０００円だよと、６５歳以上は今言ったように０．１５％上げると、この辺の違いが説明されて今日まで来ていないわけですよ。その辺の説明を賜りたいと思っていると同時に、確かに、老人保健から国保に変わる状態のものがあっても、国保会計が激変するとは考えにくいわけですよ。いま少し納得のいく答弁をお願いしたいと思います。

以上、４点賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（米田末範君）　３番福塚議員の御質問でございますが、まず第１点目の、いわゆる負担割合の問題についての御質問だというふうに理解するわけでございますが、まず７０歳から７４歳まで段階的に引き上がっていく部分につきましては、これまでの国保の一般の医療費の負担の割合からいきますと、国保の部分では３割の御負担をちょうだいしてきたというのが経過でございますが、今般の改正によりまして、７０歳から７４歳までの方につきましては１割、いわゆる保険者としての給付は９割の負担であるということが第１点でございますが、あわせまして、退職者にかかわります内容につきましては、御承知のとおり、退職国保の皆様方にかかわりましては、その負担につきましては、これまで２割でございまして、これからの改定によりますと３割というのが予想の一つでございます。

ただ、医療費の給付にかかわりましては、あくまで税の部分についてのみ保険者としてお支払いを申し上げまして、さらに必要な保険給付にかかわる費用につきましては、それぞれ退職者の皆様方がそれまで加入されていたところから必要な給付に要する費用を御負担をいただいて、国保の側からお支払いしていくというのが制度となってございます。したがいまして、その辺のところの影響というのは、直接的な部分としては、国保の側の部分、いわゆる国保に御加入の部分、退職医療を除く部分について影響が大きいということで御理解をいただきたいと思います。

次に、第２点目の一般と退職者の収納率の違いということでございますが、御承知のように、その加入される数も違っております。それから、これらにつきましては、すべて過去の実績をもとにして、これら算出をいたしてございまして、３％の、一般では９５％前後がこれまでの実績でございます。それから退職にかかわりましては、９８％から１００％収納をさせていただいているというのが現実でございまして、これらを勘案させていただいているものであります。

次に、一般会計からの繰り入れの関連についてで

ございますが、これらにつきましては、現在、国保運営にかかわります、例えば基盤安定でございますとか、支援対策でありますとか、それらについてのルールに従った内容の一般財源からの御負担をちょうだいしているということでございまして、これらについて確保させていただきまして国保の財政運営を進めているわけでございまして、実際に国、道等も含めまして戻入してないということから、これら進めさせていただいているところでございます。

４点目の介護納付金にかかわりましての内容でございますが、御承知のように介護納付金につきましては、あくまで保険者としての全国レベルでの納付対象でございます。４０歳から６５歳のいわゆる２号被保険者にかかわる内容でございまして、町が行います介護保険と直接的な影響が、実はこの保険税については、ないということで御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　課長の説明では、極めて配慮が足りないと思うですよ。要するに、今回の国保税の税率の改正については、要するに、老保から国保に移行することが憂うのだと、心配なのだと。したがって、財政の健全化のためにも税の改正をしたいのだと、こういう基本的な考え方に立っていると思うのですよ。ただ、そういう目的であれば、７０から７４歳までの医療費にかかわる需要額は幾ら予定されているかということに対して、今日までかかわるこの会議に関して、すべて数字的な説明、根拠となるものの説明がないのですよ。大きいであるだけでは、理解したくても理解できないのですよ。少なくとも、予定額はこのぐらいは増嵩するので、数字的にですよ、大きい小さいだけで判断せいと言ったって判断できないのですよ。少なくとも町民に、最近はもう、大変町民には失礼ですけれども、ぎりぎりの生活をしていると思わなければならないのでないかと私は、大変失礼ですけれども、思うのですよ。ただ大きいから小さくないから判断せいでは、極めて配慮が足りない。その点、数字的な根拠をもって説明していただきたいと思うのですよ。

それから、収納率についても、少なくとも同じ会計である限りには、現年度分の収納率は９８％、９５％にする、その考え方が、そもそも財政の健全化を真剣に考えるのであれば、少なくとも多額な滞納額がある、その徴収に対するあらわれの、だから滞納整理についてはこう考えるというアクションが全然伝わってこないのですよ。

大変失礼ですけれども、取りやすいところから取る、税率だけ上げていく、それでは、行政サービスを、役場としての本当に被保険者のための行政かと、相互扶助の精神に立っているということからしても、基本的に間違いはないか、そこを、及ばずながら自分は検証させていただきたいと思うのですよ。

それから、３番目については繰越金の関係ですけれども、それに対しても１４年から１５年に対してはこのぐらいのことになりますという、その言及もされない。したがって、私はここでお話をさせてもらいたいのは、財政調整基金、国保約１億５,０００万円ぐらいあると思うのですよ。新年度にあっては７,５００万円支消される予定ですけれども、７,５００万円は残金として貯金があると思うのですよ。足りない金額は、３,００ ０数百万円だと思うのですよ。それらを温存しておいて、ただ町民の負担を引き上げる、この姿勢は町長のモットーとしておられる、大変失礼ですけれども、住んでいてよかったという上富良野町にはならないと思うのですよ。

以上申し上げて、再質問とさせていただきます。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（米田末範君）　３番福塚議員の再質問にお答えを申し上げたいと思いますが、第１点目の前期の高齢者の増加の関連でございますが、これにつきましては、昨年の１０月から増加を始めているわけでございまして、年度で申し上げますと、平成１４年で２２、１５年では１０７、平成１６年では２０９人でございますが、平成１７年で３２３、平成１８年では４３７名ぐらいが増加するであろうという一つの予測を立ててございます。これらに伴います高齢者の給付費にかかわりましては、平成１５年度では、５,４９０万ほどの予測をしてございます。平成１６年には１億７,０００万円強、それから平成１７年で１億６,５００万円程度、それから平成１８年までを予測してございますが、２億２,４０ ０万円程度の額を要するのではないかという予測を立てさせていただいてございます。したがいまして、これらに対応する部分として、これらの税の増をお願いしようとしているものでございます。

次に、第２点目でございますが、収納率のかかわりに関しまして、先ほども申し上げましたが、それぞれ加入の全体の数が違うのは御承知のとおりでございますが、収納率そのものにかかわりましては、この国保税も含めまして、その収納を上げようという努力については、これまでもそれぞれ職員一丸となって進めさせていただいてございます。そういう意味からも、より滞納等をなくしたいという考え方については、私ども一致して持っているわけでござ

いますが、なかなかそれを解消していけないというのも現実でございます。そういう中で、９５％、９８％を何とか確保しながら国保の安定を図っていきたいということが、この中にあるということで御理解を賜りたいというふうに思います。

次に、第３点目の繰越金にかかわってでございますが、さきの平成１５年度の予算の審議の中でも御確認をちょうだいしていると思いますが、平成１４年から１５年にかかわりまして、今回私の知る範囲ということで御理解をいただきたいと思いますが、国保会計にあって、繰越金そのものを１５年度の実質財源として２，０００万円充ててございます。これについては、ぎりぎりの選択としてやらせていただいている内容でございまして、現在の段階で、保険給付費の支出にかかわりましては、まだ１月段階までということでございますが、１０月以降に非常に伸びがございます。退職、それから一般合わせて、さらに高額合わせますと５,００ ０万円ないし６，０００万円の月に支出が今起きているということで、これらの中で２，０００万円から４，０００万円の繰り越しが可能であろうか、もし４，０００万円までということは最大限の内容でございますが、実質的には２，０００万円を確保できるだろうかということに今心配をしているのが現実であります。こういう中で展開をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

次に、第４点目の基金にかかわりましてでございますが、７,５０ ０万円を支消することにつきましては、先ほど申し上げました前期の高齢者等のかかわりの中で、税ではすべて賄えない部分がございます。これらに対応しながら進めていきたいということで、この７，５００万円の支消を今のところ充当させていただきたいということを考えているところであります。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　３番福塚賢一議員。

○３番（福塚賢一君）　るる質問させていただきましたけれども、平成１５年度国保会計については、私は及ばずながら、激変するとは感じ取る、以上の説明伺っても感じるところができないわけでありまして、先ほど質問に対して答弁してくれたと思いますけれども、介護分のいわゆる０．１５％引き上げることについては、過去の例から見ても、課税対象者がいなくて税額が発生しないということであるかないか、それから、もし課税対象がいなくても、今後発生するだろうという予見からして、今回介護保険の６５歳以上の月額保険料を改正するという観点に立つとすれば、僕は、これについては、改正しなくても、もしですよ、過去に課税対象者がいないと。したがって、税額の発生が起きないとするのであれば、ここで、介護については何も０．１５％税率改正することは、緊急性はないのでないかと、こう感じ取っているわけですけれども、以上の点に対しての再々の質問に対して御答弁を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　福塚議員の再々質問でございますが、介護納付金にかかわる対象者がいるや否やという問題でございますが、これにつきましては、４０歳から６５歳未満の対象者につきましては、国保の中にも当然にしておりますので、これについては、介護納付金として納付をしていかなければならないということでございまして、これらに対応して、その税額をしていこうというものであります。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　今回の税率の改正に当たって、何点か質問をしたいというふうに思います。

まず、第１点目にお伺いしたいのは、今回町の方から一般会計における繰り入れ分という形で１億３，０００万円相当が入ってきております。このうち、いわゆる法定分の繰り入れ等々があるかというふうに思います。それを除きますと、大体一般会計からの繰り入れというのは、実質９４６万円ぐらいという形になるかと思いますが、その９４６万円等の、その内訳はどういうものに支出されるのかお伺いいたします。例えば納税奨励金等だとか、そういうもの等があると思いますが、その点をお伺いいたします。

次に、この予防医療の立場からでありますが、今後この医療費を抑制するという立場から、大体この対象年齢も含めて、どういうような対策を講じられているのか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、近年、町の資料でも再三申し上げますが、構造不況という状況の中で、農林業や建設業、小売業、飲食業、あとは無職等の、これにかかわるそれぞれの滞納者数がふえるという状況になってきています。聞きましたら、生活困難等々が比較的多いのではないかという状況です。所得階層別に見ますと、どの階層の世帯が、また、その原因になっているのかということを見ますと、多くはやはり２００万円以下の世帯、いわゆる所得の少ない世帯が比較的多くなっているということを見れば、もろに、いわゆるその構造不況の中での実態

が、低所得者になればなるほど、やはり多く受けているのではないかというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

さらにお伺いしたいのは、上富良野町の国保会計の加入者内訳というのは、いわゆる１３年度においても、その半数が軽減世帯だという状況です。平成８年においても、これに準じて軽減世帯が約半数弱でありますが、という状況になって、日に日にこういう世帯数がふえて、また加入する老人世帯がふえるという、この国保制度そのもののいろいろな矛盾やら制度の問題点がたくさんあるというのが実態かというふうに思います。そこへもってきて、国保税の引き上げというのは、まさにこういう人たちの暮らしを直撃するのだというふうにお考えにならなかったのかどうなのか、この点を考慮した上、一般会計からの繰り入れや、もしくは財政調整基金等の繰り入れを、取り崩しをふやすなどの手法によって軽減策をとる必要があるのではないかというふうに考えておりますが、この点についてはどういう考えなのか、お伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　１２番米沢議員の御質問でございますが、第１点目の町の繰り出しの法定のかかわり以外のものに９４６万円ということ、今その内容について正確にということは、ちょっと整理できておりませんけれども、議員御発言のとおり、各種の対応の部分で行っているもので、保険事業と、それからそのほかには出産一時金でありますとか、それから葬祭費でありますとか、そういうもの、もろもろのものを対応として支出に充てているものでございます。そのように御理解をいただきたいと思います。

なお、もう１点は、職員給与費につきましては、これは１００％町費で、一般財源で確保させていただいているということで御理解をいただいておきたいと思います。

それから、２点目の予防対策でございますが、御承知のように本町におきましての疾病形態というのは、循環器系と、それから内分泌系の疾病が非常に多うございます。これらの対応といたしましては、比較的弱年齢層からの各種の予防対策が必要になってくるのではないかということで、現在のところ保健事業として、それらの対応を進めさせていただいているところでございます。いわゆる脳血管障害等の事前対応といいますか、予防対策ということ。

それから、大きくは最近特に伸びてございますのが、糖尿病でございますが、これらの対策といたしまして、糖負荷等の関連とか、頸動脈による硬化度の測定等を弱年齢から進めさせていただこうという形態をとっているところであります。

それから、３点目の階層別に滞納の中で低所得の方々によるもが多いのではないかということでございます。確かにそういう内容の部分ございますが、特異的な部分というのは、例えば平成１３年度に関しましては、建設、運輸の関係の方々がどうしてもそういう内容として比較的多くなっているなということは事実としてあるわけでございます。それは階層別に、先ほど委員御発言のとおり、７割、５割の軽減を受けられるところで、その滞納件数があるということについては、事実としてございます。これらにつきましても、計画的な納付ということで、さらに今回の税率の改正にありましても、先ほど申し上げましたように、７割の軽減をさせていただくことによって、年間で４００円ということでございます。この辺のところを御理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

次に、一般財源の投入ということにかかわりまして、これにつきましては、御承知のように健康保険は、それぞれ加入される方々によって展開がなされているということで御理解をいただいておきたいというふうに思いますし、その中で、国保の加入につきましては、退職も合わせまして大体３２％ないし３％ぐらいが当町においての加入割合であるということも一つございます。これらを勘案しながら、一般財源で、先ほども申し上げましたように、投入しているのは、法定上の町の単独の受け持ちも相当ございます。これらを投入しながら国保運営に対応しているというのが現実でございますので、この辺のところを御理解をいただきたいというふうに思うわけであります。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　今答弁のように、実質一般会計からの繰り入れというのは、納税奨励金が３００万円あるとすれば６００万円と。職員給与費等出産一時金等については、これは当然義務的な経費でありますから、これを一般会計から繰り入れたということで、その繰り入れることはいいのですが、大手を振れるものではないと、当然のことだと。ですから、私は過去の平成６年から平成１４年間の一般会計からの町の繰り入れというのは、ほとんど変わってないという状況です。中には特殊な事情があって、若干年度別に見た場合はふえたことがあると、私はそういった点でも、まだまだ一般会計からの繰り入れの努力をする余地が十分あるということを訴えたいわけで、この点についてもう一度見解を

述べていただきたい。

それと、健康医療の予防の問題でありますが、確かに低年齢化の中での予防医療というのが積極的にやられるべきであります。それに加えて、幼稚園初め学校等の先進地はそうなのです。そういったところから十分に、乳幼児から始まって、申し送りという形の中で、ずっと医療、地域の病院との関係で、地域の医療をどう守るのかと、健康をどう守るのかということでやっています。これの先進地が長野県で、全国的にも、こういった体制が、他の地域よりは比較的多くとられるという状況の中で、医療費も抑制されるという状況になってきています。

私はこういう取り組みを、まだまだ町としても十分やれる余地を残しているというふうに考えておりますが、こういう取り組みも、医療費抑制、国保税の見直し・抑制という形につながると思いますが、この点についてきちっとした答弁を求めます。

次に申し上げたいのは、国民年金の受給している人の年間のいわゆる月額平均は、国の発表でも４万５，０００円以下ということが報道されています。こういったところに７,０ ００円の引き上げ、軽減でも４００円の引き上げということになって、介護保険料を払う、生活にかかわる交際費や燃料その他の光熱費等を払うという状況の中で、これが手痛い打撃、やはり収入どこからもないわけですから、こういった現状を踏まえたときに、今国保税の引き上げ、介護保険の税率の改定というのは、こういう人たちも含めてやはり家計に直撃すると。だから私は引き上げるべきでないと、最大限の努力を町も行っているという、いつも言っているのですが、私はまだまだこういった部分での努力が足りないというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、町の示していただいた軽減、階層別の今回の税率の改正で、どういう世帯が一番ふえるのかということの大まかな試算があります。この中では、やはり４００万円以下の世帯が、もうすべて増税です。それで、軽減、介護に至っても、多くはこういう現象になってきています。

私はこういうことを考えても、いかに町がやろうとしている今回の税改正というのは、実態に即してないということを言わざるを得ないと思いますが、この点も含めて担当課あるいは町長、もっと改善すべき点がまだまだあると思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　米沢議員さんの御質問にお答えをしたいと思いますが、まず第１点の繰り入れの余地はさらにないのかということでございますが、私どもの今繰り入れている法定の部分とか、それ以外の部分につきましては、直接法定に影響のないところを対応といたしております。御承知のように保険給付費、それから老人保健拠出金にかかわりましてが非常に大きなその国保の役割の部分になって、歳出の構成を占めているということは、御承知のとおりであります。したがいまして、例えば給付費にかかわりましては、一般財源を投入することによりまして、その部分については税ではございませんので、そこの部分についての軽減措置を受けることは不可能でございまして、町としても、その部分に投入することによって、国、道から受けられる部分について、受けられないという一つの大きな問題がございまして、これらの点について、町の財政状況を考えるときに、非常に厳しい内容になってくるということをひとつ御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

次に、地域の予防対策ということでございますが、これにつきましても、私どもではない保健福祉課の所管で、保健師活動の中で、それぞれ乳児から高齢者までのそれぞれの階層に応じた対策を講じながら進めていっているというのが御承知のとおりでございまして、この内容につきましては、それぞれ適時の対応を進めているということにつきましては、御案内のとおりでございます。ただ、そういう中にあって、本町の特異的な発症状況というのは、先ほど申し上げました循環器系が非常に高いということ、さらにこれらについては、高額な療養給付費を要するということがかなりあるということでございます。

それから、生活習慣病の中でも、糖尿にかかわって次の展開のものがあるということで、いろいろな併発の病症例を発現していくということがございます。こういうものに対応しようとすることで、今展開がなされているということで御理解をいただきたいと思いますし、そのことによって、生活習慣病については、若干ずつその循環器系であれば下がってきている傾向にあるのではないかというふうな状況を、正確なデータではございませんが、そんなふうにとらえさせていただいているものがございます。

次に、３点目のいわゆる受給に対応する部分というお話がございました、御質問でございましたが、全国レベルで７万円程度ではないかということでございますが、実は本町におきましては、現在、前期の高齢者以下ということで御理解をいただきたいと思いますが、一般の部分でいけば、２２万円ないし２３万円の医療給付の状況になっているということでございまして、全国レベルからいきますと、私全

国の今統計を理解してございませんので大変恐縮でありますが、議員御発言の７万円ということであれば、３倍以上の給付をしているということで、非常に厳しい状況であると。これを下げていくことは大変必要なことであろうと思ってございます。そういう中にあって、今回お願いせざるを得ないということで御理解を賜りたいと思います。

特に前期の高齢者にかかわりましては、７０歳から７４歳に至りましては、その給付費が年間５０万円を超えているという状況にございますので、御理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　ただいま担当から御説明申し上げましたけれども、１２番米沢議員に、町の基本的な国民健康保険事業にかかわる基本的な考えについて御説明させていただき、御理解を賜りたいなというふうに思っております。

この国民健康保険事業というのは、御案内のとおり国民皆保険制度の中で立ち上がってきた事業で、相互扶助のもとでこの制度が成り立っているわけでありまして、その中にあって、国と道と町村がそれ相応の負担率を設けた中で、法律的に負担率を設けた中でこの運営がなされており、それらに不足する部分と申しますか、必要な部分については、相互扶助の精神で保険税として加入者から御負担をいただくというのが基本でございます。

そういう中にありまして、町といたしましては、議員の御質問にありましたように、この国民健康保険税の医療給付費が不足するから、一般会計で補てんするということを実施するという基本的な考え方は持っておりません。他の自治体におきましてもそうでありますように、これはあくまでも相互扶助ということを基本とした中で、その対応を図っていくと。不足を一般会計から繰り出すことによって対応することによって、この保険制度、相互扶助制度というものは崩壊してしまっていくということに相なるわけでありますから、そういうことにつきましては、今私といたしましても、町としても、各自治体としても、そういう考え方を今持って、この国民健康保険事業推進はいたしていないということで、ひとつ大局的に御理解を賜りたいなというふうに思うところでありますし、また基金の繰り入れにつきましても、今現在ある基金のうちの7,５００万円相当を１５年度支消して、そして運営をするというようなことで、今後予定されております平成１９年の国の大幅な改正までの間、平成１８年までの間、何とか維持していける、国保会計が維持していける対応を図っていくためには、現在御提案させていただいております１．５％の改正率を御承認いただくことによって、何とか乗り切っていけるのかなというふうに思っておりますが、今回これを先送りしますと、少なくとも２．０あるいは２．５の一挙に高額の改革をしなければ、改正をしなければ１８年度までもたんと。基金は、既に予算特別委員会等々で、その１８年までの財政見通しにつきまして御提示させていただいておりますが、基金はこの１．５％の改正にさせていただいても、最終的には２００万円相当しか残らないであろうと。大体少なくとも３，０００万円から５，０００万円の基金を確保していかなければ、健全財政の安定した国保会計の推進が図れないというようなことも含めたことを考えますと、非常にそれでも現在改正していただこうとしておりますこれにつきましても、非常に厳しい状況にあるということを御理解いただきたいと。私といたしましては、一挙に大幅な改正をするということを避けたいということで、今年度まだ応分の基金のあるうちに、基金を使用しながら改正した増額部分をもって運用しながら、国民健康保険会計の健全な安定した運営を図るよう努めてまいりたいというふうに思っているところでありますし、この改正によりましても、近隣町村等々の保険税の比較をいたしましても、決して近隣市町村と大きく上回る額になるという改正ではないということで、ひとつ住民の皆さん方には、それ相応の御負担をいただくことに相なるわけでありますが、我が町におきます国民健康保険加入の人口が約３分の１と。３分の２相当の人口の方々は、この自賄いで対応しておるわけでありますから、そういうことも含めた中で、ひとつ特段の御理解を賜りたいということをお願い申し上げたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　どうも担当の課長、質問に十分答えられてないわけで、４万４,０００円平均の年金で生活できるのかというところに対しても答えられてないわけですよ。実際あなた、そういう人たちの生活、いろいろ役場におられて、いろいろ見てあるいて、どういう状況なのかということも知っておられるでしょう。それなのに、そういうことを言うのですか。その問題が私あると思います。実際あなた自身も認められるように、階層別で一番所得の少ない世帯が打撃を受けているということを認められているわけですから、それにふさわしいような対策等とってくれと言ったら、またオウム返しで、国と同じで、７割、５割、３割やっているからいいんでないかということを繰り返すばかりで、本当にあなた自身、国に対する制度の改善を要求して、基金取り崩しに至っても、国はだめだと言っている。それは、国が出す分が減るから自賄いは自分

たちでしなさいと言っているのです。だけれども、今一方で自主自立、地方分権と言われて、そういった裁量は一定自治体で任されているわけですから、その裁量権を最大限に発揮するのが、またそれを有効的に活用するのが、町長であり担当の課長でしょう。そこをやりなさいということを言っているのですよ。

予防医療は、それではどうなのですか。私は、何か隣の課がやっているからということで関知しないというようなことも聞かれましたけれども、そういった点では特殊な事情でないのです、この疾患系統というのは。全道的にも全国的にも、特に北海道というのは問題で、こういう対策をとりなさいということで言われているわけですから、そういう問題も含めて、この点についても、まだ改善する余地があるのではないかと言っているにもかかわらず、これに対してどういうふうに改善するのかということも問題点があるかなということもきちっと述べていただきたいと思いますが、どういうことだと。

私、町長がおっしゃるように、この制度は確かに３分の１の方が、残りは社保だとかそういったところだと思います。根本的に制度の違いがあるわけですから、自賄いといっても、制度の違いをよく理解していかなければ、おわかりだと思います。

再三再四になりますが、もう一度この一般会計からの繰り入れと、これを進めることによって受診抑制にさらに拍車をかけ、さらに国保の医療費の負担も、さらに押し上げることになると。私はこういった意味で、十分な軽減対策をもう一度とるべきだということを要求し、答弁をまず最後に求めたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　米沢議員の再々質問にお答えをしたいと思いますが、議員から御質問をちょうだいいたしました内容に、私も正確では、とらえとして違っていたという部分がございまして、おっしゃる内容の中に、その年間の所得の、生活としての所得の部分についてのお話であったというふうに理解しておりませんで、大変恐縮でございます。

そういう中にあって、なお上げるのかと、実態を知らないのではないかということではございませんで、私どもといたしましても、大変その中で厳しさがあるということについては、十分理解いたしてございます。そういう中で、なおかつお願いをしたいという部分で、それにつきましてのいろいろな対策として繰越金の投入でありますとか、さらにその基金の投入でありますとか、それを最大限に活用した中で、抜本改正が予測される間の本当に苦しい部分をすり抜けていきたいという願いがそこの中にあるということで御理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

次に、２点目の予防対策にかかわってでございます。先ほども申し上げましたように、保健事業として若年層からの対応、それは進めさせていただいて、まだそう時間がたってないということもございますが、それらにつきましてはタイアップしながら、同じ役場内でございますから、それらの対応について進めさせていただいてございまして、新たな健康に向けての形態も進めさせていただいているというのが現実でございまして、先ほど議員御発言ございました長野県をモデルにして、どういうふうにしてその地域の予防対策を進めていけるのかということについては、これは真剣に対応しているということで御理解をいただきたいと思いますし、今それらの計画を進めながら、新たな医療費に支出される内容についても、内容の分析をしながら今進めているということで御理解をいただきたいと思います。

次に、３点目の一般財源の投入に関しまして。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　米沢議員の一般会計からの繰り入れの関係につきまして、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

先ほど町長の方から申し上げましたとおり、この国保制度というのは、相互扶助の制度でなっているということでお答えさせていただいたところでございます。したがいまして、国、そして町という中で、一つの制度の中で運用されているところでございます。町といたしまして、その辺のところ、最大限、いわゆる自主的な中で役割を果たしていくという点におきましては、非常に制限を受けているということをまず御理解いただきたいと思います。

そういう中で、町といたしましては、先ほど課長の方からお答え申し上げましたとおり、この医療給付がだんだん増嵩するという中におきまして、いかにそれを抑えていくかということが最も重要なことでないか。こういう中で、本当に保険者の皆さんに御負担をいただくということは本当に忍びないなというふうには思います。しかしながら、こういう相互扶助の中で、その三者が役割の中で、会計上給付が高くなってくるに当たりましては、相互にそれを見ていかなければいけないということでございますので、そういう面におきましては、特に御理解を賜っておきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、本町におきましても給付費の増嵩をいかに抑えるかということで、長野県をモデルに、鋭意その取り組みをしているところでございます。

その中におきましては、疾病の内容等の原因等につきましても十分見きわめ、そして保険者の皆さんが病院にかからないような中で、今後取り組みをしていけれるようにということで、町としては最大限、この保健・医療・福祉という点につきまして、重点化した中で取り組みをしているということで御理解をいただきたいと思います。そういう中で、ひとつ一般会計からの、その裁量に基づいた中での取り組みについては、現在の制度の状況を考えまして、なかなか難しいものというふうに判断をいたしているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　私は、町長にお聞きしたいのですが、町長は議員もやってらっしゃる。副議長になっていました。その前に、教民の委員長も２期４年間やられていました。普通、委員会で否決と言ったらおかしいけれども、否決状態にあったものは町執行は出さないというのが、今までの私１６年間おりますけれども、不文律だったと思います。出さなかったと。町長に、私、議員協議会のとき、これどうだったのだと言ったら、いや否決されていないと、だから出したのだということになりました。しかし、きのう、おとといの健康保険の状態、健康保険会計、そのとき私立ちました。なぜならばと言うと、予算ですから、これを否決したら不信任ですから、私は立ちました。でも、そのときの反対討論者は３名でしたか。いいですか、教育民生委員会は６人しかいないのですよ。町長、６人です。そして、１人は委員長ですよ。あとの５人で決とったら、３対２か２対３か１対４か５対ゼロか、こういう数字が出るはずです。今みんな反対している全部、反対か賛成かわかりません。３番議員も１２番議員も反対か賛成かわかりませんけれども、あのように攻めてきているわけですよね。異常だと思いませんか。今まで、私１６年でこういうことあり得ません。委員会で割れているときには、何らかの措置をとってきた。ごみであろう、病院であろう、すべてですね、水道もそうです。ある程度の議論を重ねてきたわけですが、町長これどう思います。副議長になったときもそうだと思います。こういうのは却下していたはずです。私の総務でだめだと言ったやつは出さない。これ不文律で、不文律と言ったらおかしいけれども、ある程度のお互いの内々の約束です。でも、今回の場合は、まるで否決されたようなものだというように、否決されたかされないかわかりませんけれども、されたように印象が受けたわけです。

この条例に対しても、何かそんな感じをするのですね。もしかこの条例が通るとしても、１１対８か１０対９か、否決してもどちらも同じぐらいな数字で均衡しております。これに対して町長どう思うか、まず第１点。

それから第２点は、１８年度にこの基金がなくなると。２００万円から３００万円ぐらいになると町長も申しましたし、また課長も申しておりました。しかし、１８年になったらどうするんだよということなのですが、どうするのだと。１８年になって基金なくなるのだよと、どうするのだと。

基金というものは緊急のときに使っていくのだから、今他の同僚が言っているのは、今緊急だから使えと言っているのだから、なぜ使わないんだと。貯金しておくだけが基金じゃないだろうと。

今、一般会計の方でも財政でも、これだけ取り崩してきているわけですよ。町長どう思いますか。それとも、その答弁ちょっといただければと。そして、私もこれに対して判断していきたい、そう思います。よろしくお願いします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　２番中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は、所管委員会において否決されたという認識は持っておりません。ただ、その中で、全体会議の中で審議していくという方向で認識をいたしているところでありまして、そういうことで、全体の協議会の中で御提案し、御審議をいただき、そして提案をさせていただいているということでありますので、その点につきましては、議員おっしゃるように所管委員会で正式に否決されたという認識は持っていないということで御理解をいただきたいと思います。

それからもう１点、基金の問題でありますけれども、先ほどもお答えさせていただきました。基金はございます。しかし、今期１５年７,５００万円を基金支消すると、また１６年支消していくと、最終的に１８年におきましては３００万円弱、二百何十万円の基金残高しか残らない。そして、１９年に向かっては、まだ方向性は見えておりませんが、国は抜本的な国保関連の改正を図るという方向におります。私ども町村会におきましては、この国保、介護保険等々につきましては、これは都道府県がやるべきであって、市町村はやるべきでないということで、やれないということで、都道府県にやっていただきたいということで要望いたしておりますが、それらが１９年においてどう改正の中に組み込まれるかは、方向は定まっておりませんが、そういう抜本的な改革をされてくるという中にありまして、ま

た、これの保険税の改正を１８年までにもう一度しなければならないのか、あるいは１９年度以降の部分の中で、また改正をしなければならないのか、これは先は当然において改正しなければならないという状況下にあるわけであります。

私どもとして、当初は保険運営審議会に諮問申し上げましたのは、８．５、言うならば２％のアップをお願いして、保険運営審議会に諮問をいたしました。そうしますと、皆さん方のお手元に基金の状況についての説明がされておりますように、２,０００数百万円の基金が残ると。だから１９年度に向かって何とか、この１回上げることによって何とかそれまでもつであろうという予測を立てたわけでありますが、今、中川議員からもお話ありましたように、運営委員の審議をいただいた中で皆さん方は、今一挙にそうしないで、段階的に上げていくということが、町民に対する極端な負担増につながらないと。だから今回は１．５の改正にして、次の段階として考えなさいという答申をいただいたということから、今議会の方に１.５ ％、８の改正で御提案させていただいているところでございます。

基金を残していくという考え方を持っておりません。基金は支消していく、そして最小限の改正によって、この国民健康保険会計を維持していこうということを目的として、保険運営審議会の答申に従って１.５ ということで、今改正をお願いいたしているということでございます。

○議長（平田喜臣君）　２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　１点目の質問というのは、私重要だと思うのです。これはもう議長も認識していただきたい。委員会の形骸化ということになるわけですね。

昔、大平総理大臣が予算委員会で否決されました。そして、本会議で突破しました。こういう、町長は禁じ手を使ったかなと、そういうように私感じたわけですよ。委員会で、まず６人の委員会の中で、委員長抜かしたら５人だと、その反対が、全部３名が反対していてですよ、それで、委員長に聞いたら決はとってないと、そういうことでした。委員長というか、私局長に聞きましたとき。決はとってないけれども、その状況はおわかりでないかなと思うのですよ。町長、あなたも委員長もやったこともあるし、副議長もやられて予算委員会もやられているのですから、それを、決をとってないからいいのだと、強行突破だと、それをやられることによって、委員会は何だったのだということになるのですよ。委員会する必要ないじゃないかと、みんな本会議にしてしまえ、そういうことにもなってしまう。

委員会をまずやりますね。そして議員協議会やっていくわけですから、委員会で、無理だなと思ったやつは、ふつう協議会にもなかなか出さないようですね。そういう、町長その点はどうですか、まず第１点。

今後も、委員会で否決された場合出すのですか出さないのですか、こういう状態のときはどうなのか、様子見るのだろうかなと、まあそう思うのですけれども、そこをまず確認したいというのが第１なのですよ。

それから、今、町長がおっしゃるように、基金は支消するものだと。貯金のためのお金ではないのだから、だったら、今使われたらどうですか、同僚の議員がおっしゃっている。来年度は何ぼになるのだと、再来年度は何ぼになるのだ、１８年度までもてば、１９年度は国が抜本的に保障するのですか、私たちに完全に保障できるのですか、町長。私はできない。それならば、今危機だと同僚議員は感じているのだから、だからどうなのだということです。町長というか、執行の方々は、いや、今危機ではないと、まだまだ支払い余力はあると。

今言いましたように、４００万円以下というのは大体入ります。大方の３２％、上富良野町はみんな３２％、その中で８０％ぐらい入るのでないかなと思うのですね。その３２％の中で４００万円以下。４００万円以上、まず５００万円、６００万円というのは、役場の職員の給与程度以上でないですかね。あとの人たちは１日１万円で働いてですよ、３６５日、風の日も雨の日もですよ、頑張っても３６５万円にしかならないのですよ。そこへしわ寄せが今行くのだよということを言っているわけですから、ここをやっぱりもう少しどうなのだろうかと、そう言っているわけですから。

まず、このままいったら来年度の基金は幾らになるのかと、これ第２点目です。町長第１点目と、もう一度お願いします。このままいったら来年度幾らになるのか、そして１６年度は何ぼになるのか、１７年度はマイナスになるのか、お願いします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　２番中川議員にお答えさせていただきますが、予算特別委員会の中で資料として提出させていただいておりますから、基金の使用状況というのは、後ほど助役の方から説明させます。

基本的に所管委員会におきまして、例えば否認されたと、正式に否決されたということであれば、私は執行者として、基本的に提案をするという、再度提案をするということにつきましては、まず考えられないだろうなと、判断は、提案をおろすということに相なるだろうなというふうに思っております。

ただ、今回の場合は否決という正式の手続がないと。それともう一つは、その中で、所管委員会の中で、これはまことにそういうふうに対応したわけでありません。国が、私どもとしては、ことし改正をしなくても何とかなるだろう。昨年度、中富良野町が国保税を改正したと。そのときに所管に指示して検討させた結果、うちの町はまだ一、二年改正しなくていいだろうという予測の報告を受けていた。ですから、ことし私としては改正する方向にならないだろうということでいたわけでありますが、御案内のとおり、国は昨年の法改正によりまして、先ほど来問題になっております高齢者医療から１歳ずつ国民健康保険に加入をしてくると。今回から７４歳まで国民健康保険になるよと、７４歳まで。高齢者については、７５歳までなるということになりまして、１年ずつ入ってくる。その金額が給付金として高齢者の場合はふえてくる。

それともう一つは、税法の改正によりまして、約１，２００万円から１，３００万円、現在の税法からして税収が落ちるという改正ができた。それで試算してまいりますと、既に皆さん方のところに１８年度までの見通しを出させていただいておりますように、非常に不足額が出てくるということで、今先ほど来言っておりますように、今期１５年は７,５００万円の支消をすると。あと支消７,１００万円ほど残ると。数字、後でまた。

そういうようなことで見てみますと、今その支消をことしで使い果たしてしまう、来年で、１６年度で使い果たしてしまうということに相なりますと、一挙に、先ほど来言っているように、１．５％のアップでなくて、一挙に２％なり２.５％のアップをしないと財政が成り立たなくなる。そうなりますと、町民の皆さん方に一挙に多額の負担を背負わすことになる。ですから、極力今の１.５という最低限の改正によって御負担をいただくわけでありますが、極端な額の増額を強いるのではない対応を図っていきたいなということで、現在改正を進めさせていただいているということであります。

また、加えて、この改正によりましても、これで保障するのかということでありますが、先ほど来お話し申し上げておりますように、この改正のままでいっても、１８年度においては基金は二、三百万円しか残らなくなる予定である。ということになりますと、少なくとも３，０００万円や５，０００万円の基金を確保しておかなければならないわけでありますから、次の段階として給付金の支出が多くなれば、１８年度までにもう一度の改正をしないと、この保険会計が成り立たないと。当初から町が計画した８．５、言うならば２％までの改正を進めないと、１８年度までの会計は成り立たないという状況であると。資料として説明してあるとおりであります。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　中川議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、今私ども、この御提案申し上げている中におきましては、平成１５年度、制度の改正がございまして、いわゆる国保税の所得割の段階で、税の関係で約１，３００万円が税収減という形になるところでございます。

それから、先ほど申し上げておりますとおり、老人保健制度変わりまして、国保が７０歳から７４歳まで保険者の増が今後推移されるということで、その辺の関係を総体的に見ますと、約１億１，８００万円ほどが財源不足を生じる状況にございます。この１億１,８００万円の財源不足をどう解消するかということで考えているわけでございますが、まず１４年度の繰越金を、今までは繰越金見たことはないのですが、どうしても財源不足生じることで、約２，０００万円既にこの会計の中で見ております。したがいまして、繰越金引きますと９,８００万円なお財源不足が生じます。それで、その制度の改正によりますところの不足額が８,５００万円、あと１，０００万円足りません。これを今６．５から８％に上げる形で、１,０００万円年次で、税で賄いたいという形でございます。そうしますと、これを何にもやらないといたしますと、９，８００万円基金を取り崩しをしなければいけないわけです。９，８００万円取り崩しますと、あと４，８００万円基金残ります。

この基金の制度の目的は、先ほど中川議員が申し上げましたとおり、いわゆる医療費の急激な、流行性の病気が生じて、この国保の医療費が急激に上がるということで、その対応のためにこの基金制度を設けてございます。

過去の事例から申し上げますと、それが約５，０００万円ぐらいもう吹っ飛んでしまうというようなそういう状況も起こり得るということで、そのために基金を積んでいるわけでございます。

今回、その状況はございませんけれども、常にそういう状況を、この国保会計の中では押さえていかないと、急激なそれこそ保険税の引き上げを求めなければいけないということになります。そういうところを安定的に、そして保険者の皆さんが緩やかな中で御負担いただくような形をとっていかないと、なかなかこの保険財政というのは安定していきません。お金がなくなりましたから保険税上げてくださいと、それが何％になってもいいから、こういうことでは、私ども、この国保財政を運営するに当たっ

ては、そういうことは当然できない。やはりなだらかな中に保険者の皆さんに負担をしていただくようなことを考えるのが正しいやり方だなというふうに思っております。

先ほど町長が申し上げましたとおり、平成１９年度に、この保険税の根本的な改正が見込まれております。この今の日本経済の状況からしますと、こういう負担、保険者の負担が、果たして改革によりまして好転するかということになりますと、なかなか好転しないような状況でございます。そのことを踏まえておかなければいけない。

それで、１９年度、そういう制度改正の以前に、１８年度段階で、いわゆるこの１５年から１８年にかけまして、いわゆる突発的なそういう医療費が増嵩するようなことに耐えれるような財政基盤を持っていかないと成り立っていかない。そういう中で、そういうことをしておかないと、急激な税負担を保険者に求めるというような形になります。

今の試算でいきますと、このような中でいきますと、仮に今突発的なそういうことを計算入れておりません。例えば５,００ ０万円ぐらいもし出ます、１回。これ１回出るかどうかわかりません。１回出ますと５,０ ００万円ですから、その半分は国から来ます。そうすると２,５ ００万円ぐらい基金から支消しなければいけないということになります。そんな計算をやっていきますと、逆に１６年度やりますと、マイナスに生じるわけですよ。基金も使い果たして、マイナスに生じていくということになります。そうしますと１７年、１８年にどれぐらいの税の引き上げをしていかなければいけないかといったら、私の試算では、今約６．５が９．５ぐらいまで急激に上げていかなければいけない、そういうような状況に陥ります。

それで、国保の運営協議会におきましては、私どもといたしましては、基本的には１８年度まで安定的に持っていくためには、８．５の改定をお願いしたい。その中で、１５年度については８％の改正をお願いをしたいという中で、緩やかな改訂をお願いした経緯にございます。

先ほど町長の方からお話ございましたとおり、まだその時期大変でないか、８．５は早いのでないか、まず８％の状況を見て判断しなさいというのが国保運営審議会からのいただいた意見でございます。それを尊重した中で御提案も申し上げているところでございます。

そういう中から、非常に、これを見送っていくことによりまして、あとの不測の事態だとか生じた場合については、やはり急激な御負担を保険者の皆さんに求めなければならないという、そういう厳しい状況を迎えているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　先ほど、２番中川議員の方から、議長に対する所管常任委員会のあり方についての御質疑もございました。本件につきましては、議会運営委員会あるいは全体協議会の中で、当町議会の先例を確認の上、全体で御協議をいただきたいというふうに思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

では、再々質問受けます。

○２番（中川一男君）　そうすると、まだ基金があるからということで、では基金がなかったら全部もうかぶせると、基金がなかったら、これは目的税なのだから、目的料ですね。保険税と言っているところもあるし、保険料もありますけれども、これ目的なんだから、だからもう基金がないということ、もしか今１億何千万円ありますからね、ないということになれば、全部利用者に押っつけるんだと、そういう考え方に聞こえるんだよね。確かにそうかもしれない。だけれども、やっぱり町長の、前にも申しましたけれども、議会で、健康診断ですか、料金今度もらいますよと、２,０ ００円でしたか、もらいますよと。町長の施策というのは、どこにあるのだということになってしまうんだよね。健康保健センターはつくらなければならない、町民の本当に皆さんが健康であってほしいからつくると、私も賛成している方です。

それから、パークゴルフやって、みんな健康にしようと、３億何千万円ぶっかけてですよ、ぶっかけるということは、かけてですね、そして今度の利用料金よりもっともっとかかる維持費を出してまでやっているのですから、そしてこういうところで来る。そして、今度健康診断ですか、基本的なやつ、今までただだった。老人からも半分もらうよと。がん検診もそれも老人の方からもいただきますよと。みんなこれならば、どこに町長の施策というか、どこにあるのですかと前に聞いたのです。それで、予算には聖域がないんだと、全部カットしますよ、７％カットですよ、５％カットですよ、それで町長要らないとこの間言って、私訂正しましたけれども、コンピューターでいいのでないかなというような気するのです。やっぱりそこには、血の通った行政をしていかなければならない。そのために、私は町長がいる。

町長言ったではないですか、上富良野は、健康で豊かで、そして住みよい町にするのだ。そして、今から６年前に立起して、あの冬の寒いときに、その前１期ちょっと落ちてますけれども、本当に切ない思いしながらはい上がってきたのですよ。何のため

ですか。少しでも上富の人たちをよくしようと思ってきている。だから、やはり私は少しでも血の通ったようなものがあってもいいのでないか。ただ、確かにわかります。予算がもう厳しいですからね。

それともう一つわかることは、確かにこの健康保険というのは、私たち貧しい者にあるということだけはわかっています。金の持っている人はみんなお抱え医師を持って、慶応大学の病院等に、特別室に入るのだから、そんな人は健康保険使わない。やっぱり健康保険使うのは、私たち貧しい者が使うのです。だけれども、今そのところ限度額が上がってないわけですよ。限度額５３万円ですね、来年度も。そこによって率を上げようとするから、どうしてもしわ寄せが４００万円前後というか、その下を直撃してしまうのですよ。もう農家なんて全部入ってしまいます。

それから、さっき言った業者の方々も、本当に入ってしまうのですよ。だから、そこをもう少しできないものかなということで、今同僚が質問しているわけですよ。私たちもみんなそうだと思いますけれどもね。だからその点がまず第１点、どうなのか。

それからもう一つ、先ほど委員会のことですけれども、町長が委員会で準付託だと私は思っています。委員会の協議会でやったことは、準付託されたなと、そう思ってやってますので、町長がそのときに委員会が否と言ったやつは出さないという、今後とも町長である限り、尾岸町長が何期やるかわからない。２０年やるか３０年やるかわからないけれども、その間、これを今までのお互いの申し合わせではなかったのですが、出してはいけないぞということで今まで出しませんでした、１６年間。私の場合ですよ、先輩議員まだおりますから、聞いてもらったらわかるけれども、出してなかったと思います。

体育館のときもそうだと思います。みんな付託して一生懸命やりました。そういうことで、今後その点、なぜならば、先ほど申しましたように、委員会の形骸化、何だ委員会だって意味ないじゃないかということになったら、大変議員活動の中で恐ろしいものがあるので、その点、この２点確認させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　２番中川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、国保会計におきます一般会計の繰り出しの基本的な考え方、これにつきましては、米沢議員の御質問でもお答えさせていただきましたように、この保険制度というものは、相互扶助の中でつくり上げられてきて今日も対応しているわけでありますが、国もこの制度につきましては、今国保会計の大幅な赤字ということで、その手法を今検討しているという段階であります。国民皆健康保険制度を堅持していくためには、どういう制度が一番ベターなのかというようなことも国の方でも検討しているところでありますが、私ども自治体といたしましては、基本的には国の制度の中にのっとった中で対応していくという基本的な考え方を持っておりますし、先ほど来お答えさせていただきましておりますように、相互扶助という一つの基本の中で、議員も御質問にありましたように、目的税であるということからすると、一般会計から不足する部分を何でもかんでも繰り出していくということには相ならんというふうに私は思っております。ましてや、こういう財政状況の中では、なかなか難しいというのが基本でありますが、絶対にないということではなくて、やはりある町におきましては、基金の積み立て相応分については、ひとつ一般会計から、国保会計が非常に厳しくて基金も積み立てできないと、緊急の場合の対応ができ得ないというような部分があるとするならば、基金相当分について、一般会計から繰り出して基金を確保しようかというような、そういった面についての対応というのは、特別会計の健全運営のための手法としては、ある点では考えられ得るものもあるのかなと。しかし、給付金の支給のための不足分を補う、その制度ということは、一般会計からの繰り出しということは、私としては考えられない。この制度を取り入れるということになれば、抜本的に国民健康保険制度というのは崩壊していってしまうというふうに思っております。

それから、次のいろいろな福祉関係、いろいろな面についての有料になってくるという件でありますが、私も執行方針の中で報告させていただきましたように、基本的に行政執行を図っていく上において、今後は応分の受益者負担というものは御協力いただかなければならないと。従前のように、行政サービスというのはすべて無料であるという認識というのは、今後これからの町づくりの中で、国家財政がこのように厳しくなっていき、地方財政がこのように厳しくなってきた中で、私も町民の皆様方に喜ばれたい、これもただにし、これもしてくれた、あれもしてくれたと褒めていただきたいと思うわけでありますが、なかなかそういうことには相ならんと。そういう中にありまして、今後は、やはり応分の受益者負担をいただかなければならない。これは、今行政サービスは無料という観点ではなくて、考え方をひとつ変えていただいて、今までは全町民の負担で間接的に皆さん方も負担した中で、特別に利用するからといって負担金を、使用料なり何なり

の負担金を払わなかった。払わないで済んだ。しかし、これからは全町民が、全住民が負担するということが、もうこれは間接的に必要であるけれども、財政的に非常に厳しくなってきた中で、やはり使わない人と使う人とがいるということであれば、使う人は、利用する人は、応分の直接負担をしていただく。受益者負担ということで、応分の直接負担をしていただくということが、今後は町づくりの中で重要な位置づけがなされてくるのかなというふうに思っておりますし、これから国家財政が厳しくなる中にありまして、地方財政もより一層厳しくなっていくと。そういう中にありまして、先ほど来お話ししておりますように、応分の受益者負担、この原則にのっとった町の財政運営、町づくりということが基本になってくるというふうに思っておるところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、加えて所管委員会、常任委員会のあるべき姿でありますけれども、基本的に中川議員も私も委員長経験もあるではないかと、副議長経験もあるではないかと、その当時どうだったということでお話しでありますが、その当時私といたしましては、委員会で採決をするのでなくて、委員会としては反対である。しかし、全体議員協議会の中で結論を出してくれということで理事者にお返しする。当委員会は、この議案については賛成できないと。しかし、我々の段階で、ここで、この理事者の執行権である発議権をここで封じるのでなくて、全体会議の中でひとつ審議して理事者として判断すれという形をとらさせていただいたというのは何度かございました。議員協議会で、所管委員会で賛否を決定して、反対だと、これはだめだということで否決するとか賛成するとかというような対応を図った経験はございません。これは私の時代のことでありまして、これからの委員会運営につきましては、先ほども議長さんから、今後、議員の皆さん方の中でひとつ検討されるということでありますから、私がこの委員会運営について意見を述べる立場にないということで御理解をいただきたいと思います。

ただ、私といたしましては、万が一そこで、全員の委員の皆さん方の、全会一致の反対があったとするならば、それを押し切ってまで議会に提案するかということになりますと、なかなかそれは中川議員おっしゃるように、なかなか難しい課題である。提案するということには相ならんであろう。しかし、何対何で否決されたというような場合においては、ケース・バイ・ケース、そしてその議案の重要性、そういったものを認識、判断しながら対応を図るべきでなかろうかなというふうに思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

まだ御質疑があるようでしたら、この際ここでちょっと休憩をとりまして、休憩後に再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前１１時０１分　休憩
午前１１時２１分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程されております議案第２０号の質疑を再開いたします。

１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　担当課長にお聞きしたいと思います。

今、国の方で国保制度の安定化を進めるための新しい制度が始まるわけでございますけれども、それを御存じでございましょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　１５番村上議員の御質問でございますが、私の承知している内容では、平成１９年の１０月を目途に、現在厚生労働省において各種の検討がなされているというふうに理解はしてございます。これについては、特に高齢者の医療に対応する内容をどう展開していくかということとあわせて、いわゆる医療保険の全般的なあり方について、一本化がどうかという問題も含めて、またさらに、国民健康保険の保険者として、各都道府県単位をベースにすることの検討であるというふうに理解をしてございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　これは、国保制度の安定化を進めるために、ことし２００３年度から保険者支援制度というのをスタートさせると。これは低所得者が多いことで、中間層にしわ寄せが来る。その保険料の軽減に向けて、保険財政に公費で助成すると、こういう仕組みでございますので、これら、これからのことでございますから、文書等で流れてきているのかなと思いましてお伺いしたのですけれども、こういうことでございましたら、これを活用することはできるのでないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　地域ごとによる支援制度の内容については、医療のあり方とか、それから各自治体によって、それぞれに医療の支援制度

等を加えているものにございますので、これらについての加算等の支援については、現在新たに対応して、１５年度の予算の中にもそれらの検討を加えながら、一部算入しているものもございますので、御理解を賜っておきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　私は、先ほどから皆さんの御質疑、御答弁を聞いておりました。まず、保険税のこの収納状況につきまして、再度お伺いをいたしたいと思います。

私は、国民健康保険税年度別収納率をいただいております。これは１４年度見込み額にしますと４，８００万円ぐらいになってしまう、このようになっております。そして、この収納率を上げてからその条例を制定したらどうなんだということを私たちの所管委員会も、私たちはそのようにやってきました。

それで、まず先に収納率を上げなさいと、収納率上げてからでもおそくないのでないかと、このような私たちは委員会で申し上げまして、先ほどから議決とか否決とかと言いましたけれども、それは否決とか議決でなくて、私たちは一応もう少し見るべきだと、こういう御意見で言ったはずなのですから、担当課長、その点はお聞きしていたと思うのですよ。それがもうずらずらと上がりまして、議員協議会等においては、国民健康保険審議会で決定を得たのだというような町長の御答弁がありました。これについて、私たちそうしたら、教民は何していたのだと私聞いたでしょう。町長何しとった、寝とったんかと、こういう御意見にもなると思います。

ここにまず言いたいのは、この所得の方の所得層の問題であります。これがまず一番、６００万円から６９９万円、こういう方が滞納しているのですよ。それから、５００万円から５４９万９，９９９円、こういう方もまた滞納してます。また、４５０万円から５００万円までの方も滞納してます。そして順次いきますと、かなりな滞納額になっていくわけなのですよ。この４００万円、３００万円、３５０万円の所得のある人が、どうして払えないのかと。私この現状を一回見たことあるのです。車３台ぐらい持ってますよ。いいですか、そして税金払ってない。そんなこと忍びない言葉なのですよ。ここで言いたくない、実際の話。こんなこと言ったら、皆さんどう思うかわかりませんよ。許されないのですよ。

その収納率どうしたの、その中ですよ、この報告の中に、建設、製造、運輸、４８名もいるのですよ。この方、そしてサービス業、これも３１名ぐらいいますね。それは数多く、余り詳しくは言いませんけれども、こういう人たちがいるのに、なぜ収納率を上げないのか、それでその収納率を上げないで町民の皆さんに負担をさせれということはうまくないのでないかということは、私たちは委員会でも申してきました。今も、現在も申しています。この件について、こういうことではうまくない、だから反対をしているのです、私たち教民は３人、これ恥ずかしながら、教民は３人が反対をとっていると。

これらの収納率上げられないのですか。まずこれです、問題は。このまま投げておくのですか。これ１４年度見込みで４，８００万円からなるのですよ。この点についてお伺いをいたしたいと思います、まず第１点。

○議長（平田喜臣君）　税務課長、答弁。

○税務課長（越智章夫君）　ただいま１７番小野議員から質問ありました国保税の収納率の関係でございますが、これにつきましては、決算委員会、また予算委員会等でも多く指摘されているところでありますが、その収納に対しては、先ほど町民生活課長の方からも御答弁ありましたとおり、その個々に対する対応につきましても、職員一丸となって収納率の向上に力を注いでいるところでございます。

なかなか収納率上がらない状況にはありますが、これからも全力を挙げて、その辺の収納率の向上に努めていきたいと考えていますので、理解願いたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長、補足ありませんか。よろしいですか。

ただいまの答弁に対し、再質問があれば。

１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　課長に聞きたいのは、教育民生常任委員会で、これが否決だったのか可決だったのか、この点をどのように取り入れてこのような条例を出してきたのか、この点を１点聞きたい。

それから滞納者、これ建設、運輸というのがあるのですけれども、この建設業界が、建設業をやっている人が滞納しているのですか、これ。この滞納をもししているとなれば、大変な問題ですよ。入札も施行されているのでしょう。これらの内訳がはっきり出ていませんけれども、まず建設、製造、運輸、４８名となっている。これはだれに聞いたらいいのですか。それでもって一応答弁してください。

○議長（平田喜臣君）　小野議員の第１問の質問につきましては、先ほど町長あるいは私の方から、再度、議員の常任委員会のあり方、あるいは委員会協議会のあり方等で御説明申し上げておりますので、答弁はこの場では控えさせていただきたいと。よろしいですか。

収納につきましては、税務課長の方から答弁いたさせます。

税務課長。

○税務課長（越智章夫君）　ただいま小野議員から質問ありました、業種別で建設業についての滞納の４８名はどういうものだという質問でございましたが、これにつきましては、建設業に携わっている人方における滞納の状況でございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　建設業に携わっているというならば、これを見たときに、建設業としか見らさらないのですよ。携わっているのかいないのか、わからない。携わっている人もいるわけなのですね。だから建設業の中にも滞納される方がいるのかということなのです。だから建設業にお働きになっている人の滞納かと。今滞納だと言っていましたね。そうしたら、この趣旨がちょっと違わないかな。

私たちが資料いただいたら建設業となって、この目に見えてきたとき、もう完全に建設業と思ってしまうのですよ。こういう点、建設業になったら、これは無職その他にはならないでしょうけれども、サービス業も同じく三十何名おられる。このような収納率で、今町民の皆さんに御負担をかけるということはいかがなものか。これがどうしても負担をかけなければならない、収納率を上げずにして、このままもう負担をかけていくのだ、町長はそのようにもう完全に思い切ってしまって、今回はこれはもう絶対に相ならないというのか、その点、もう一度最後の言葉ですから聞かせてください。聞いているのですか、聞かないですか、眠っていたのですか。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問にありますように、私どももすべての税において、あるいは手数料において、使用料において、１００％収納を目標に努力をいたしているところであります。しかしながら、いろいろな状況の中で１００％回収するということは、なかなか難しい課題でございます。その中には、不納欠損として落とさざるを得ない部分もどうしてもこれをゼロにするということはでき得ないという状況下にありますが、最大限不納欠損に落とすということをなくし、１００％の収納率に上げていくというふうに努力はいたしておりますが、今、議員が御質問のように、国民健康保険税の未納額相当があれば、改正の部分についても対応できるのでないかという御質問でありますが、そのとおりであります。しかし、残念ながら、今我が町の保険税の収納率は、他の自治体と比較すると決して低い収納率ではなく、他の自治体よりも、ある程度の収納率を納めさせていただいておりますが、より一層今後も収納率向上のために、職員一丸となって努力をしていかなければならないというふうには思っておりますが、１００％完全収納ということにつきましては、目標として定めておりましてもなかなか難しいと。二、三％あるいは四、五％、もう５％までになると大変でありますけれども、どうしても三、四％ぐらいの率で、回収が１００％にならないという残念な結果に相なっておりますが、より一層努力をして回収に努めていきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

○議長（平田喜臣君）　暫時休憩します。

午前１１時３４分　休憩
午前１１時３５分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩を解きます。

町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の御質問にお答えします。

収納率だけだと思いましたら、この提案の議案についての御質問でありますが、先ほど来何度も申し上げておりますように、今ここで１.５ ％を御承認いただかなければ、近いうちに極端に２．０なり２．５の改正をしなければいけない。それは今よりもぐっと極端な増額を町民に負担させなければならない、一挙に。それを避けるために、暫定的に現在１．５％という御負担をいただきたいということで、今御提案を申し上げておるということで、御提案いたしております議案については、御審議を賜って御議決を賜りたいというふうに思っております。

○議長（平田喜臣君）　１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　大局的見地からお尋ねします。

私は、懸念していることでして、これはこの国保税というのが非常にいい話題に上がったのかなというようにも思っております。

昨日、総務省の行政体制整備室に電話を入れまして、市町村合併の状況はどうなっているかとお聞きしたところ、３，２１８ある全国の市町村のうち、約８割が、研究会、合併協議会を立ち上げておりますと、こういう状況にあります。そして、平成１７年３月の市町村合併は、必ずやりますというのが返ってきております。町でやりませんということでないのです。これ私が言っているのでないのです、国が言っているのです、平成１７年３月にやりますと。

そして、統一地方選挙が終わった後いろいろ出てきます。その段階でもって、６月までにはこの８割が、９割を超えるということで、もうめどがついておりますということなのです。そうすると、西尾私案とかそういうのがどどどっと出てくるのかなということもあるのですが、そういうことで、今いろいろなそういう段階にあるところでもって、なぜ上げなければならないのかなというちょっと疑問持って、それで、ここにあります、「市町村合併と町づくりを考える報告書」という、これ職員のですよね。ここに「合併協定書の考察」というのがありまして、国民健康保険の取り扱い、これは合併時までに統一を図ると載っているのです。ということは、来年までに統一してしまうということなのですよ。国は１７年にやりますよと。１７年３月までに統一を図るというのは、これはプロの皆さんですよ、職員の、本当のプロですよ。自分の生活かかってますから、真剣にこれ反対と賛成両方載っていて、非常にいいものだと私思って勉強したのですけれども、そういうことで、６月過ぎるとよく見えてくるようになるのですが、そういうところでもって合併をした場合、もう９割が合併の状況になる。うちは合併をしない。そういうところでの試算、交付金どうなるだろう。それから合併をした場合、５市町村、中富も入ってもらって５市町村で、今真ん中ですけれども、合併をしたらどうなるのかというような試算はされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　梨澤議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

この市町村合併の中で、国保税の関係でございますけれども、基本的には、現段階におきまして市町村の枠組みが決められておりません、この地域につきましては。そういう中に、どこの町村というところがなかなか見えない中で、そこの職員組合の方のその資料の中にありますけれども、そういう中で合併の枠組みがもし決まるような中におきましては、当然国保についても、その合併した場合にどういうふうになるかというところがわかるのでありまして、現段階におきましては、課題としては、当然そういう検討をしていかなければならない課題としては押さえておりますけれども、その枠が決まらない中におきましては、試算はしておりません。

○議長（平田喜臣君）　１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　行政に携わっていて、先を見るということは、非常にこれは住民の皆さんのために大切なことだと私は思います。住民の皆さんに、今言っているようなことはなかなか見えてこないのです。そういうことからいきますと、言葉を悪くちょっと出ますけれども、マンネリでないのと、今までやってきたとおりにやるしかないのだよ、そういうのマンネリと言うのでないの。もしくは、変わったら変わったでいきますよ、行き当たりばったりというのです。そのようにとられる。

そして、これ間違いなく、この国保、今回通っても、もう１回審議しなければなりません、来年、平成１６年中に審議、合併しなくても、しても、どちらにしてももう１回審議しなければならない状況になっていくというのは、私は見ていたら見えるのですけれども、そういう状況において、非常にむだなことをやっているなと。だから今は、先ほどから言っているような、同僚議員が言っておりましたけれども、今こそ基金を使って、日本じゅうを見回して、国の行政のそこを見てからということにならないのかなと思うのですけれども、その辺のところ見るお考えはなし、あり、いかがですか。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　梨澤議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

私の方からも、また町長の方からも先ほどからお答え申し上げておりますとおり、１９年度が、いわゆる国の方で、この国保を絡めて保険の問題について改革をしていくという、そういう見通しがございます。そういう中におきまして、我が町といたしましては、平成１８年度のところまで国保財政がどういうふうに推移するかというところを見込みまして、今回御提案を申し上げているところでございます。

そういう中で、当然、今ございます基金の１億４，６００万円の、その基金が、この１８年度の中におきまして、いわゆる突発的なそういう給付の状況が生じても、安定的になれるようなことを考えて御提案申し上げております。当然１８年のときに、もしもその１９年で大幅な改正があって、保険者に相当な負担が伴うような改定がなされたとするならば、その辺のところでも、ある程度は耐えれるようなことをこの１８年度までは考えていかなければならないだろうと。いわゆる急激な御負担を保険者の皆さんに強いるということは大変なことだということの押さえでおります。そういう先行きのことも見通しながら、今回御提案を申し上げているところでございます。

いろいろ制度の中には矛盾点があろうかとは思いますけれども、現行制度の中で、行政として精いっぱいこの果たしていく役割というものを考えて御提案申し上げているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　合併をする場合、５市町村で考えたら、まず１９年の前に、来年中にこの５市町村で、この国保について検討するとちゃんと載っているのですよ。検討しなければならないと、このとおりだと思います、私は。

そして、１７年に合併しますよと国で言っている、そこを全然私そんな、ちょっと言葉悪いですけれど、脳天気でいいのかな。だから私いつも懸念事項でこう言っているのですよ。そんな行き当たりばったりなことに、さっきも言いましたから、行き当たりばったりになってしまうのですね。

国の言う１９年といういろいろなもの、国保だけではないのですよ。１９年というのは、１７年の合併終わった後、全部見通してやることなのですよ。

今３，２１８の市町村が１，０００程度になったときの考え方で、これはいくようになります。そうすると、今本当に我が町は国保だけではないのです。私さっき、ちょうどいい話題だと言ったのはそこなのです。ほかも全部絡んでくるのですよ。

この国保税を今上げる。そして来年、法律できてきたら、来年、はい、合併になりました、５市町村で検討しました、また、今度は下げるとなるかもしれませんよ、検討したら、下げる。そして１９年になった、また上げる、こんなになるのかもしれませんよ。この辺のところ、一貫性をもって町民の皆さんが、ああ、わかるわというように私はやっていただきたいと思うのですよ。ということ、そこら辺お聞きしたいのですけれども。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　梨澤議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

私も何回かお答え申し上げてますけれども、梨澤議員の視点の面につきましては、いわゆる市町村合併をにらんだ中でのお話かと思います。そういう中で、当然合併になった場合、例えばその枠組みが決まって合併になった場合については、あらゆるこの国保税でなく、ほかの分野についても、どうするということを考えなければいけないわけです。通常法定合併協議会等ができた場合におきましては、任意合併協議会もそうなのですが、そういう面で、そういうところができたときに、そういうものを、その参加する、合併する参加町村がそういう検討するというところが、その協議会なりの役割だというふうに思っております。

当然その合併した町村が将来の方向を定めなければなりませんから、そういう方向というのは全部課題が出てきて、それらの検討を進めなければならないということだと思います。それらは、私どもも当然そうだというふうに思っていますし、現段階において、その枠組みが決められていない中で、どうそれを構築するかということはなかなか難しいものだというふうに思っております。当然、現段階においてそういう枠組みはできない中におきましては、当然今の状況の中で、上富良野町として単独でいく姿の中におきまして、今、国の制度の改正を見越した中で、この保険税のあり方ということを見通さなければいけないというふうに思っております。

そういう中で、御提案申し上げておりまして、当然８.０％というのは、私どもの本筋のところから若干ありますけれども、これは段階的に８％で御提案申し上げた中で、その推移を見た中で、次の改正ということも考えなければいけないのかなというようなそういう見通しを持って御提案申し上げているところでございます。

なかなか梨澤議員の、その視点のところとちょっと違うのだろうと思います。恐らく国におきましては、１７年３月が合併の期限でございますから、その状況を見た中で、国としては、その合併、全国的なベースの中で、合併する町村がどれぐらいにおさまってということが出てくると、いわゆる地方財政に対する考え方も、そこでまた新たなものが出てくるのだろうと思います。そういう中で、我が町として、今のところは単独でいく中におきましては、そういう状況も踏まえながら今後検討していかなければならないというふうには思ってはおります。

○議長（平田喜臣君）　この辺で、この質疑を終了したいと思います。

これより、討論を行います。

この討論は、まず原案の反対者、次に原案の賛成者の順に行いたいと思います。

まず、原案に対し、反対者の発言を許します。

１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　私は、女性、家庭を預かる多くの町民の生活者の視点から、国民健康保険税、条例の一部を改正する条例に反対するものであります。

理由は、今回の条例改正につきましては、所得割で１.５％の引き上げ、均等割で１，０００円の引き上げ、平等割で５００円の引き上げ、最低賦課額で４００円の引き上げとなるわけでございますが、今後におきましても、また限度額の上限の引き上げの改正にもなろうとしております。国保加入者は、農業、自営業者の方が多く、全体で３４.８％、４，４６１人の方が加入されております。幾ら前期高齢者制度が発足したとはいえ、これらの人は今、経済状況も大変厳しく、町民の方にお聞きしますと、今やっと国保税を掛けているのに、これ以上上がると掛けていけない、大変だという声が多く聞かれま

す。

１２月の住民検診受診料の一部負担導入のときには、町民の２，６００人のアンケートの８割以上の方が、やむを得ないということで、理解のもと一部負担をしていただくことになりました。しかし、今回は国保審議会にかけ、議会に上程されておりますが、その所管の方の半分の方が反対されておりますし、私はもう少し時間をかけて、町民の声をよく聞いて検討すべきとものと考えます。まして、国保税の滞納額が４，０００万円あるとお聞きし、このことを町民が知ると何と思うでしょうか。この滞納額の徴収に力を入れてやっていただきましたら、今回値上げしなくても済むものと考えます。

滞納者の中に、特に悪質な方につきましては、差し押さえをしてでも徴収していただきたいと思います。

私は、やみくもに反対はいたしておりません。平成１５年４月からでなく、町民の理解の得られる時期を待って改正すべきと考え、私はこの原案に反対するものであります。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

６番西村昭教君。

○６番（西村昭教君）　私は、原案に賛成の立場で討論を行うものであります。

国民健康保険は、加入者の皆さんの保険税をもとに、相互扶助を基盤として運営されております医療保険でありますことは御承知のとおりであります。ただ、他の社会保険や組合保険等と異なるのは、雇用者負担がないため、そのかわりとして、国、道、市町村が制度に基づいてそれぞれの負担を加え、保険加入者の負担する保険税で構成し、市町村が保険者となって運営されているのは御存じのとおりであります。

そのような運営の中で、今回税の引き上げ条例改正提案があり、提案者から説明があったところであります。それによると、地方税法の改正による保険税の算定見直しにより、これまでの税率では、現行税収を１,３００万円ほど減収になることが資料に示されました。このことについては、昨年の９月の議会において、国保税条例の改正議決の折、算定見直しが平成１５年４月より施行されることは、我々も理解をしているところであります。

さらに、老人保健法の改正により、その対象年齢が毎年１歳ずつ引き上げられることにより、国保対象に毎年７０歳から７４歳までの前期高齢者が毎年１歳ずつ増加し、しかも、これまでの実績から、その年齢における１人当たりの医療給付費は、資料を見ても明らかなとおり格段に高額であり、しかも、９割の負担が求められていることであります。

さらに、老人保健拠出金の負担増もなっていることから、その財源の手当は非常に難しいものと推測できるところであります。そのことは、財源として繰越金を当初から自主財源としている点、さらに基金の支消を現在高の約半分、それでもなお不足する額について、現下の厳しい経済状況の中で、税率の引き上げをお願いせざるを得ない状況であると推測をし、また理解せざるを得ないものと思うわけであります。

現在の状況を見ますと、今このままで推移しますと、後年度にさらに高額の負担になることは資料を見ても明らかでありますし、予算委員会の質疑の中でもありますとおり、やはり緩やかな負担増をお願いしながら、やはり後年度の高額負担というものを極力避けることが、私は一番いい方法かと判断するところであります。

この税率改正をせずに、この基金の支消に頼ることは、本来基金の役割である医療給付費の不測の支出に対応できなくなるばかりでなく、急激な税負担の引き上げ緩和の対応も不可能となることが予想されるわけであります。加入者の皆さんにより多くの負担を強いる結果を招くことも予想される状況と言えるわけであります。

また、厚生労働省では、平成１９年を目途に医療保険制度の抜本的見直しを進めておりますが、制度の行方は、まだ不透明な状況にあると思うわけであります。せめて１８年度までを見据え、厳しい状況が続くとしても、国保会計の安定化を図ることが保険者としての役割であり、本改正条例に私の賛成討論として終わります。ありがとうございました。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　私は、反対の立場で討論をいたします。

さきの私に対する答弁から判断しても、納得できる内容ではなく、具体性を欠いているところであるからであります。

結論から申し上げまして、本件については唐突であるという考え方を持っております。なぜかとなれば、この件にかかわる財政支出の観点から、説明あったのは２月の時点なのです。なぜ早くから協議する機会を持たなかったのか、全くその行政対応の姿勢について、理解できないところが唐突であると考えているところであります。

それと、町長は先ほど、一挙に上げることを避けるためと強調されましたが、では給付額は幾らなのかなと思っておりましたら、助役が、一言で、約１

億円財源不足すると。この１億円と言われた、簡単に、いとも、根拠の説明がないわけですよ。ということは、段階的に１歳ずつ上がっていくと。１５年度の予算審議している中で、やはり財政見通しを立てたと思いますけれども、その辺のところが具体性を欠いていること。

最近、昨年の１０月ですか、法改正がありまして、町立病院もそうだと思いますけれども、旭川の病院に毎月１回行っている自分として、内科の方はよくわかりませんけれども、外来については待合室のいすは満席なのですよ、着席する場所ない。先月行ったら、がらがらとしているのですよ。これには驚かされました。その辺は、大きな病院でそうであるからして、小さな病院も全く有料になったと、無料であるからという、その辺のいわゆる町民の考え方は、選択肢がされてきている傾向にあるのでないか、こう思うわけですよ。

したがって、一言で言ったら外来患者は激減しているのですよ。そんなことを思うときに、１５年度会計を編成するに当たって１億円は、単年度でないと思いますけれども、足りなくなるのだという助役の答弁についても、極めて納得できないのであります。したがって、時期尚早であって、引き続き慎重に協議していくことが、いわゆる町民に対する行政配慮があってもよろしいのでないかと私は思っております。

また、先ほども話をさせていただきましたが、１５年度会計にあっては、該当年齢が変化したからといって、現行条例で運営しても、激変するとは考えられないので、状況判断からしても、私はこの原案に反対するものであります。

以上。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

１３番長谷川徳行君。

○１３番（長谷川徳行君）　私は、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正する条例案に賛成の立場で討論をします。

日本国民であれば、収入に関係なく、乳幼児から高齢者まで、だれもが医療費の一部負担で必要なサービスを受けられる医療保険の恩恵に浴しています。国民健康保険は、他の社会保険や組合保険と異なり、国、道、市町村が制度に基づいて負担を加え、加入者の保険税により市町村が保険者となり、加入者の相互扶助を目的として運営されていると思います。

今、中小企業に勤めるサラリーマン３，６７６万人が加入する政管保険は、２００１年度の赤字は４，２３９億円、また、大手サラリーマン３，１０２万人が加入する健康保険組合でも、２００１年度の赤字が３，０２２億円に上がり、これまでの積立金、要するに基金が底をつきかねない状態になっています。

ことし４月から、サラリーマン本人の負担が３割に引き上げられます。これも基金、また積立金の安定を図り、十分な医療給付を行うために、いたし方ないことだと思います。これも国民皆保険制度を将来にわたって維持するため、避けられないことであると思います。

今回、町においても税の引き上げ条例、改正案の説明が提案者からあり、地方税法の改正による保険税所得割の算定見直しにより、これまでの税率では現行税収を１，３００万円減収と示され、さらに老人保健法の改正により、前期高齢者が毎年１００人、５年間で５００人強の増加の見通しです。しかも、これまでの実績から、その年齢における１人当たりの医療給付費は格段高額であり、しかも９割の負担が求められます。

これらからの財源手当は、１５年はまだしも、１６年以降は相当困難が予測されます。今、この税率を改正することなく、財源手当を基金の支消に頼ることは、本来基金の役割である医療給付費の不測の支出に対応できなくなる状況も推測されます。

また、今回の１.５％の緩やかな税負担の痛みを先送りすることによって、町民の３４％の国保加入者の皆様に、国保会計維持のために急激な税負担の痛みを強いる結果も招くことも予想されます。

町民の３４％の国保加入者の安心の基盤を守り抜く措置として、国保会計の安定を図り、加入者皆様に対して安心のできる医療給付を保障することが保険者としての責務であるので、条例改正は必要と認め、賛成討論とします。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　私は、上富良野町国民健康保険税条例について反対の討論をいたします。

税率を改正する根拠として、調定額の減額になると言われますが、財政見通しが悪いのであれば、収納率を高く求め、滞納額の解消に一層の努力をすべきであります。

老人保健法が改正され、段階的に国保に移行されていると言われますが、納税者の立場に立ってその推移を見きわめ、慎重に取り組むことが最善と考えます。

また、介護保険料は保健福祉課では据え置きと説明し、町民生活課は所得割を引き上げるということ

は、町民を愚弄して、行政に対する信頼を大きく損なうことになりかねないのではないでしょうか。

私は、反対の立場をとり、反対討論といたします。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

９番岩崎治男君。

○９番（岩崎治男君）　私は、町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に賛成するものであり、その立場に立って賛成討論をいたします。

私たちは、いつ病気やけがをするかわかりません。万が一のとき、いつでも安心して医療が受けられるのが国保制度と理解をいたしているところでございます。

老人保健法の改正により、対象年齢が７０歳から７４歳へと前期高齢者が１歳ずつふえ、しかも医療給付費は９割負担が求められ、さらに老人保健拠出金も負担増となっているということから、その財源手当が大変だというふうに推測できるところであります。

また、基金におきましても、現在高１億４,６６０万円ほどですが、さきの予算委員会での説明を受けますと、その約半分の７,５００万円の基金が支消されるということであります。基金の役割は医療給付費の不測の支出に充てることであり、今回の条例改正は緩やかな負担増となっていくことであり、歳出にあっても堅実な運営をするものと考えられます。

税の未納者の収納に当たりましては、努めて努力をしていただくことといたしまして、町国民健康保険基盤が安定した運営が行われていくことが重要と思われるところであります。

よって、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対しまして、賛成討論といたします。

○議長（平田喜臣君）　まだ討論が続くようでございます。昼食の時間でございますが、討論を続行したいと思います。

次に、原案に反対者の発言を許します。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　私は、本国民健康保険条例の改正に対し、反対の立場から討論いたします。

第１番目には、国が進めてきた構造改革の名で不況がますます深刻になり、新たな医療費や主税負担という形で、国民に一層の深刻な打撃を及ぼすという状況になってきています。

今そういう状況の中で町に求められているのは、こういう状況にこそ、住民の暮らしを守る、この原点に立った町づくりを進めるべきであります。

また、これにかかわって言えば、財源をどうするのかという点で言えば、新年度予算を見ても明らかなように、切実な住民の要望の財源に対しても削減する。

一方で、保健センターなど、みずから火に飛び込むように新たな負担を住民に求める。必要であれば、道路財源の見直しなどを行って、抜本的な財源の見直しを行わなければならないにもかかわらず、必要な部分の財源の見直しが行われていない。これで住民に負担を求めるというところにこそ大きな問題点があると考えています。

確かに老人医療法等の改正によって、その財源的に一部負担が求められるときはあるでしょう。しかし、私は前段で述べたように、財政の見直しを行えば財源の確保を十分できるということを述べたいと思います。そういう意味では、財政調整基金の取り崩し、あわせて、余りにも低い一般会計からの繰り入れを引き上げる、こういうことによって国保税の軽減対策というのは十分にできるし、将来的にも、財源のやりくりをやれば国保税の厳しい財源の維持は一定できるものと考えています。

上富良野町における国保加入世帯の現状を見ても明らかなように、低所得者や、あるいは老人世帯の加入が圧倒的多いという状況にあります。そういう状況を見たときに、新たな負担は、これらの人々にさらに負担を求めるというだけではなく、生活が大変なところまで追い込まざるを得ないという問題点、私はこのことを考えたときに、町の財政が抜本的な見直しによって財源を確保し、基金の安定化にも寄与できる立場から、私は本条例に対して反対の討論をいたします。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

８番仲島康行君。

○８番（仲島康行君）　私は、上富良野町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、加入者の皆さんの保険税をもとに、相互扶助ということで運営されているわけであります。ただ、他の社会保険や組合保険と異なるということは、雇用者負担がないと。そのかわりとして、国、道、市町村が制度に基づいておのおの負担を加え、保険加入者の負担する保険税により、市町村が個々保険者となって運営されているということであります。

そのような運営の中で、今回税の引き上げ条例改正案があり、提案者から説明があったところであります。それによると、地方税法の改正による保険税所得割の算定見直しにより、これまでの税率では現行税収の１,３００万円減収になることが示されて

いるわけです。このことについて、昨年の９月の議会において、国保税条例の決議の折、算定見直しが平成１５年４月より施行されるということになっていることは、皆さんは御承知のとおりだと思っています。

さらに、老人保健法の改正により、その対象年齢が毎年１歳ずつ引き上げられることにより、国保税の対象、しかもこれまでの実勢から、その年齢により１人当たりの医療給付費は格段の高額であり、しかも９割の負担が求められていると。さらに、同時に保険拠出金なども負担増となっていることから、その財源手当は相当困難なものと予想されるところであります。そのことは、財源として繰越金を当初から実質財源としている点、さらに基金の支消を現在高の約半分、それでもなお不足する額については、現下の厳しい経済情勢の中で税率の引き上げをお願いせざるを得ない状況であることの提案であると理解しております。

加えて、今この税率改正をせず、その財源手当を基金の支消に頼ることは、本来基金の役割である医療給付費の不測の支出に対応できなくなるばかりでなく、急激な税負担の引き上げ緩和への対応も不可能となることが予想され、加入者の皆様に多くの負担を強いる結果になることも予想されると思われます。

御承知のとおり、厚生労働省は、現在平成１９年を目途に、医療保険制度の抜本見直しを進めておりますが、制度の行方は今のところまだ不透明な状況から、せめて１８年度までを見据え、厳しい状況が引き続くとしても、国保会計の安定を図り、住民の皆様に対して安心のできる医療の保障をすることが保険者としての責務であるというふうに思っております。

よって、本改正条例に賛成の立場といたします。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　それでは、原案に反対者の発言を許します。

１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　私は、本条例の一部改正に反対の立場で意見を述べます。

現在日本は、高福祉高負担の時代に入っているということについて、否定するものでも反対するものでもありません。しかし、今この条例を改正し、国保税を上げて町民の皆さんに負担をさせてよいのか、しっかり勉強をして決定しなければならない時期に来ていることをはっきり申し上げます。

私の言いたいのは、市町村合併と国保税の関係についてですが、合併をするにしても、しないにしても、今までと同じ状況ではないということをしっかり認識しなければならないことです。この国保税アップは、平成１７年３月の国の推進する合併に対して、合併をするしないという重大局面に正面から取り組んでいないということをまず初めに言っておきます。これが住民への迷惑の第一歩となっています。

この国保税の問題についての答えは、おのずから出ています。先ほども言いましたが、行政のプロである５市町村の自治労の職員の皆さんが心血を注いで作成した「市町村合併と町づくりを考える」この報告書、私はこれは全家庭に１冊配付すべきと思っておりますが、この８６ページ、１９項に、国民健康保険税の税率については、合併時までに統一を図るとあります。ですから、平成１６年度中に統一されることになります。ことし上げて来年検討、上がるか下がるかわかりませんが、新国保税が決定される。なぜ今、国保税をアップしなければならないのか、何のために基金があるのか、いつも言っていることですが、基金をいっぱいためてどこに持っていくのか、基金を使うのが不安だという声もありますが、その前にもっと巨大な不安をしっかりと見詰め、木を見て森を見ずにならないようにしてはいかがか。

また、合併しない場合にはどうなるのか、国保税はどうなるのか、これも当然検討しなければならない話となります。

国の推進する市町村合併を安易に見ることはできないのです。合併はしない、自主自立でいくと格好のよいことを言っても、分権に伴う能力が伴うのか、これは問題となります。

町長は、平成１７年３月の期限にこだわらない、約２５０億円の特例債と補助金、普通交付税の１０年延期、金額にして年間約１５０億円のあめ玉は要らないと言っておりますが、本当に町民の皆さんは要らないのだろうか。国保税の法律改正時には、当然この交付税等の運用については、あわせて検討されなければならない問題です。

また、基金の支消も今が限界となります。６月を過ぎるころには、たがをはめるか、たがをはめられるようになっていくと予測されます。勉強することなく、今安易に住民に負担をかける健康保険税を上げることは、軽率のそしりを免れないところであります。

以上の観点から、国保税の条例の一部改正に反対するものであります。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

１６番清水茂雄君。

○１６番（清水茂雄君）　私は、ただいま提案されております上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成する立場から、賛成討論を行おうとするものであります。

現在の混沌とした社会経済の中で、町財政も大変に厳しく、先行きの見えない状況下にあります。町といたしましても、行財政改革に向け、各行政下において鋭意努力されている傾向が見受けられ、また町長の執行方針にも、厳しい財政の中での住民生活主体の方針がうかがえる。

表題の条例改正については、先ほどから各賛成議員からの討論のとおり、理事者側からの説明も十分に意を尽くしており、少子高齢化現象による高齢者の著しい増加に伴い、高齢者医療費の増嵩、苦しい国保財源の確保などなどの諸事情を熟慮し、極端な住民負担を避けるための段階的措置を行う条例改正はやむを得ないと判断し、賛成するものであります。

○議長（平田喜臣君）　ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、原案は、可決されました。

この際、昼食休憩といたします。

午後　０時２１分　休憩

午後　１時１５分　再開

○議長（平田喜臣君）　昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第４　議案第３０号

○議長（平田喜臣君）　次に、日程第４　議案第３０号上富良野町立病院往診手当等支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（三好稔君）　ただいま上程されました議案第３０号上富良野町立病院往診手当等支給条例の一部を改正する条例につきまして、初めに改正の要点を申し上げます。

改正の１点目は、条例の題名を改めること、さらに、往診手当及び手術手当を改正するものであります。

現行条例の題名及び本文にあります往診手当は、現行における業務の実態及び現下の諸情勢等を考慮し、廃止するものであります。

また、同様に、手術手当についても廃止するものであります。

このことから、往診手当を削減することにより、題名を上富良野町立病院諸手当支給条例に改めるものであります。

あわせて、本文の手当、区分及び手当の額を諸手当の種類等に改めるものであります。

２点目は、ギプス手当の支給の対象を、実績に基づくこととすることについて明示するものであります。

３点目は、医師の研究研修手当の支給額について、支給額の上限を定めるものであります。このことは、現行規定での支給基準は、別に定める基準に基づき支給すると規定し運用いたしておりますが、今般、支給額の上限を２５万円と定め、別に定める支給基準に基づき支給するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第３０号上富良野町立病院往診手当等支給条例の一部を改正する条例。

上富良野町立病院往診手当等支給条例（昭和３３年上富良野町条例第５号）の一部を次のように改正する。

以下、条文における改正の要点について御説明申し上げます。

現行の題名を、上富良野町立病院諸手当支給条例に改めます。

第２条におきましては、第２条の見出しを諸手当の種類等に改めます。さらに本文を諸手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額を規定することについての改正を行います。

ギプス手当の支給範囲を、従事した物療技師ということで明示をするものでございます。このことにつきましては、現行においても実績に基づく支出をいたしておりますが、それを、より条文の中において明示いたすものでございます。

医師の研究及び研修に対する手当の額を上限２５万円とするものであります。そのほか、条文の整備を行うものであります。

第３条におきましては、諸手当の支給方法について、上富良野町職員の給与に関する条例の規定に準ずるとすることでの改正を行うものでございます。

第４条につきましては、条例の施行に関し、条例以外の執行につきましては、町長への委任規定を設けたものでございます。

附則、この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１番中村有秀君。

○１番（中村有秀君）　今回の往診手当等の支給条例の改正ということでございますが、私は以前一般質問等で、この条例が適切でないと。特に、毎月、医師に研究研修手当として院長が５２万５，０００円、副院長が３５万円、あとその他の常勤２５万円ということで、平成１４年度の状況を見れば、その年度の支給額は１,６５０万円という大きな金額になると。この大きな支給金額の支給根拠条例が、別に定める基準に基づき支給をするということで、今回こういうことで上限２５万円ということでなったということについては一定の理解を示したいと思いますが、次の件についてお尋ねを申し上げたいと思います。

まず１点は、第２条２項にあります手術手当の削除ということで、実際に必要だということで、平成１３年度は１２０万円、平成１４年度は、恐らく外科の先生が手術をするということで３６０万円計上しております。平成１３年、それから１４年度の現在まで、手術手当の支給対象の手術件数はどのぐらいかということでお尋ねをいたしたいと。

それから第２点は、手術手当の中には、１点単価によって算定した手術料の２割に相当する額を主たる医師に、１割に相当する額を従たる医師に支給をすると。ただし、２，０００点に満たない手術に対しては、手当を支給をしないということになっているのですけれども、この手術手当の削除の大きな理由というのは何なのかということで、従来１２０万円なり３６０万円なり計上していながら、こういうことになったのはどういうことだということでお尋ねをいたしたいと思います。

次に、ギプス手当の関係なのですが、これは条例ではギプス手術に従事する職員に月額３，０００円を支給をするということで、ギプスをしてもしなくても支給をしているということで判断をしたいと思うのですね。これの経過を見ますと、１２年、１３年は６万円、１４年度は３万６,０００円、今度は１５年度は、また同じように３万６,０００円を技工手当として出されています。したがって、平成１４年度のギプスを行った件数が何件かということでお尋ねをしたいと思います。

それからもう１点は、現実に手術手当の３６０万円等が削減されて、３万６，０００円の言うならば１００倍に当たるような金額が削られて、それだけが残っているというのは、実際に物療技師の仕事の一分野に、このギプスのことは入るべきなのですね。それが今回またこのまま残されているという点で、その根拠を明らかにしていただきたいと思います。

それからもう１点、従事した物療技師に月３，０００円ということでございます。したがって、この物療技師というのは１人なのか２人なのか。というのは、理学療法業務を行う技師と物療業務を行う技師と、それぞれ職員の名簿の中では明らかになっているのですが、この両方なのか１人なのかということでお伺いをいたしたいと思います。

それからもう一つ、従来、外科医がギプスをしたケースがあります。それで失敗した例もあるのですけれども、この外科医がやった場合はどうなるのかをお尋ねいたします。

それから、研究研修手当の関係は、先ほど冒頭に申し上げたように、今回１，６５０万円から２５万円を上限ということで、トータル的に４人の医師に２５万円ずつ支給をすると１，２００万円ということで、４５０万円の削減になろうかなと思います。現実に、別な項目で医師の研究研修手当ということが２８０万円計上されております。学会参加旅費１２０万円、謝金８０万円、図書費８０万円、これらの兼ね合いで、これらの整合性についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（三好稔君）　１番中村議員の７点の質問についてお答えをいたしたいと思います。

まず、１点目の手術手当に関してのいわゆる手術実績等でございます。１３年度におきましては、内科診療にかかわるもので３９件、外科診療で１１６件、合わせて１５５件ございます。１４年度２月末でございますが、内科診療にかかわるもので４６件、外科診療８７件、トータル１３３件ございます。これらのそれぞれ年度にかかわる手術手当の額ですが、１３年度３７５万３，０００円、１４年度につきましては２４２万７，０００円となってございます。

２点目の削減についての根拠といったことでございますが、病院事業の経営において、収入等が減少していく中で厳しい状況がある。そういった中において、費用をいかにというようなことで、院内においてもいろいろ検討会議等で検討している中において、この手当につきましても御検討をいただいた中において、医師の御理解もいただくことで、現下の諸情勢といったことから削減をさせていただいておるところでございます。

ギプス手当、ギプスの施行に関する実績でございますが、１年間のおおよその実績、１００件程度ございます。一月にいたしますと７件もしくは８件といったのが、このギプスの施術にかかわる実績でございます。

あと、４点目の手術手当等削減する状況の中でギプス手当を存続させていることにつきましては、病院の事業の中で、医療現場において、細菌検査に従事する職員、また薬局に従事する職員と、放射線取り扱い作業に従事する職員といったことで、月額の特殊勤務手当の支給をいただいておるところでございます。そういった業務との、ギプス手当においても、その特殊性といったことから、その均衡を図るといったようなことで、この手当については存続させていただいているところでございます。

５点目の物療技師の範囲でございますが、御質問の中に理学療法士等の話があったわけですが、これにつきましては、柔道整復士の１名をその支給の対象としている職員でございます。

さらに外科医が施行した場合はどうなのかといったことでございますが、現行条例の中で規定をいたしたところでございますが、これはギプス施術に従事した物療技師にといったことで限定をさせていただいているところでございます。

それとあと、研修研究手当におけるいわゆる予算計上における研究研修費、また、医師に個々に支給する研修研究手当等の整合性でございますが、今回条例に規定いたしております研修研究手当につきましては、医師に対する研修手当ということで、日進月歩進展する医療の、また医療技術について、日々自己研さんをいただくといったことで、そういった経費に充てていただくための手当といったことで設定をいたしております。

そのほか、予算計上いたしております研修費等につきましては、病院の事業を進展する中において、公務ということで出張命令を発しておる者に対する費用といったことでございまして、本条例に基づくものとは、それぞれ自己研さん、時には医療に関する研修等に関するセミナー等にも出席していただく。これは、あくまでも医師個々の判断によりといったことでお願いをしておりますし、実際そのように出席もされている実態にございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１番中村議員。

○１番（中村有秀君）　私は、この手術手当の削減ということで、今、平成１４年では１３３件、２４２万７，０００円を支出をしていると。ということは、内科にしても外科にしても、外科の先生に付随した業務だから、それは手術手当は平成１５年から経費節減のために削減、ゼロにしたのだということになれば、基本的にこれだけの大きな金額を削減しているのであれば、この技術手当も、これに担当する職員の業務の中に入っていると僕は判断するのですね。そうすると、基本的には、これはやはり削除すべきだという考え方を持っております。そして、どうしても載せるということであれば、このギプス手当というのが予算の給与明細書の中には何も出てこないのですね。その中に出ているのは技工手当ということになっているので、もしあれであれば、この項目を技工手当にして、内容はギプス云々ということに私はすべきだと思うのですね。

従事した物療技師にということですから、従前は従事する職員だから、言うなれば、してもしなくても月額３,０　００円が支給をされている。ただ、今１カ月平均七、八件があるということなので、それはそれなりに理解を示したけれども、今回従事した物療技師ということであれば、これはできれば月額でなくて、１回何ぼというような形にしていった方がいいのではないかなという気がいたします。

それから、ギプスの行った実績の関係で、七、八件で、言うなれば物療技師ということで、柔道整復士のお一人ということであれば、３,０　００円掛ける１２カ月で３万６，０００円ということでございますけれども、その１２年、１３年で６万円しているのですね。言うなれば、付随した人たちもいたのかなという、前のことをさかのぼってあれなのですけれども、やはり適切に処理をするということでは、その内容はどうだったのかなということでお尋ねを申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（三好稔君）　１番中村議員の御質問にお答えをいたします。

ギプス手当の削減といったことでの御意見をいただきました。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、現行の特殊勤務手当等の対象の業務、そういったもの等も照らしてその均衡も図りたいといったことで措置をさせていただいているところでございます。

御意見にあります支給に当たりましては、１回幾らといったようなことにすべきといったことについては、御意見ということで承りたいと思います。

そして、１２年、１３年の年間６万円につきましては、従前月額５,００　０円ということで定めておりました。これにつきましては、町全体におきます特殊勤務手当等の見直し等がありまして、平成１３年の４月から５，０００円が３，０００円になったといったようなことで、年額６万円から３万６,００

０円になったといったようなことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３３号

○議長（平田喜臣君）　日程第５　議案第３３号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（尾崎茂雄君）　ただいま上程されました議案第３３号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

上富良野町体育指導委員は、２５名で地域に密着したスポーツの振興を図ることを目的として各地域より選出し、教育委員会が委嘱し、年額報酬により活躍いただいているところでありますが、委員の皆様はそれぞれ仕事を持っており、出席率にばらつきがあるとから、公平を期すために、年額報酬から出席に応じて支給する日額報酬とするよう条例を改正するものでございます。

以下は、議案を朗読し、説明といたします。

議案第３３号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年上富良野町条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表、専門委員の項の次に次のように加える。体育指導委員。

同表、その他非常勤特別職の職員の部、法令・条例に基づくものの款、体育指導委員の項を削り、同款学校医の項中、上段と同じ２２万４００円を年額２２万４００円に改める。

附則、この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

以上で説明といたします。御審議賜りまして議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第３４号

○議長（平田喜臣君）　日程第６　議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程いただきました議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消の件につきまして、まずその提案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

平成１５年度の予算編成に当たりまして、清富地区飲料水供給施設や公民館江花分館の整備並びに町営住宅の水洗化などの生活関連事業等に多額の財源を必要とすることから、基金を支消し、その財源に充てるために財政調整基金条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町財政調整基金の一部を次により支消するため、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第６条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、１億円。

２、使用目的、多額の経費を必要とする特別な建設財源及び施設の更新、改善の財源に充当するため。

３、使用年度、平成１５年度。

以上、議案第３４号の説明といたします。原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第３５号

○議長（平田喜臣君）　日程第７　議案第３５号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第３５号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成１５年度国民健康保険特別会計におきまして、歳入財源であります国民健康保険税、国庫支出金、調整交付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保険給付費に充当し、予算の計上をいたしておりましたが、なお不足する７,５００万円を財政調整基金から支消し、保険給付費に充てようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第３５号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次により支消するため、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第６条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、７,５００万円。

２、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当するため。

３、使用年度、平成１５年度。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第３６号

○議長（平田喜臣君）　日程第８　議案第３６号しろがねダム等の管理に関する事務の委託に関する協議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　ただいま上程いただきました議案第３６号しろがねダム等の管理に関する事務の委託に関する協議の件につきまして、提案理由を申し上げます。

国営土地改良事業により造成されましたしろがねダム等の基幹水利施設につきましては、土地改良法に基づき、地元市町村において管理することになりますが、美瑛町、上富良野町、中富良野町の３町の広域にかかわることから、地方自治法第２５２条の１４の規定に基づき、ダム所在地である美瑛町にダム等の管理に関する事務を委託するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第３６号しろがねダム等の管理に関する事務の委託に関する協議の件。

地方自治法第２５２条の１４の規定により、しろがねダム等の管理に関する事務を次の規約により、美瑛町に対し委託することについて議会の議決を求める。

記。

しろがねダム等の管理の事務委託に関する規約。

第１条につきましては、事務委託の範囲を示したもので、維持管理施設に関する事務を美瑛町に委託するものでございます。

第２条につきましては、管理及び執行の方法でございますが、委託を受ける美瑛町の条例、規則の定めるものといたします。

第３条につきましては、委託事務に要する経費の支弁について定めるものでございますが、委託を受けた事務を処理する場合に要する経費の負担を定めるものでございます。

第４条につきましては、その他必要な事項を規定するものでございます。

附則、この規約は、平成１５年４月１日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　ただいま上程されました議案第３６号について、事業の全体を承知したく思っておりますので、質問いたしますので、明快なる答弁をここでお願いしておきたいと思います。

各条文にわたってのことになりますが、本文の初めに、美瑛町に対して委託することについて議会の議決を求めると。了承しなければならないのかと、こう思っていますが、従来国営ダムにあっては、日新ダムなんかその例なのですけれども、あれも国営で富良野土地改良区が維持管理している。当該このしろがねダムについても国営土地改良事業でやっているわけですけれども、その関係からいったら、新生土地改良区がダム管理するという、一般的な考え方で経過、自分はしてきているわけですけれども、ここで行政のいわゆる３町で管理すると。この辺は何に基づいてこうなるのか、その辺のところの説明をこの際賜っておきたいと思いますし、では美瑛町がやるとすれば、改良区は何をするのか。自分の考え方でこうなるのだとするならば、間違っているかもしれませんけれども、ダム本体と基幹施設に対しては行政がやりますよと、あと末端のいわゆる支線、水管理は改良区がやりますと、こういう見解に領域が分かれるのか分かれないのか、その辺の考え方どうなのかお尋ね、まず１点したいと思います。

それから、しろがねダム等の管理の事務委託の規約の中で、第１条、「上富良野町と中富良野町」と文言にありますけれども、下でも中富良野町が３条で書いてありますけれども、この３条はいいとしても、ここの第１条の「上富良野町と中富良野町」という表現は、内政干渉になるおそれはないのか、なじまないのではないかと。中富良野町がカットされていても、この協議の件は網羅されているのでないかと思いますが、中富良野町と入れたその考え方。

それから、続きまして「しろがねダム等の維持管理」とありますが、この「等」という意味は何を表現するのか、何をもって言いかえすればいいのか、お伺いをしたいと思います。

それから第２条、委託された美瑛町の条例及び規則その他の規定に定めるもの、条例、規則、規定とあるのですよ。これらについては、子細全然説明されていない。そして議決賜りたいということになるのかもしれませんけれども、これも行政配慮や説明態度が悪い。その点の考え方を賜りたい。

それから第３条、「美瑛町の請求に基づき」とあるのですよ。上富良野、中富良野町、これはこうだと思うのですけれども、「美瑛町の請求に基づき」と、何をもって、何を根拠にしてその請求がなされるかということなのです。請求されるとするならば、事前に関係町村で協議されるような形になっていくのかいかないのか、一方的に美瑛町の条例規則、規約で決まっていくのか、その辺の点が舌足らずだと、こう申し上げたいのですよ。

町長は、これこそ受益者負担の原則に基づき、なぜ、どれだけ行政で、さきに債務負担行為補正しましたけれども、多額の金額。金額あえて控えますけれども、皆さん御案内のとおりですから。どこまでこの国営ダム関連については行政が費用負担していくことになるのか、これでもう済むことになるのかならないのか、以上の点を質問して終わりたいと思います。よろしく、再質問のすることのないように明快にお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　福塚議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、新生土地改良区、美瑛町に対して何に基づいてするのかということでありますけれども、これについては土地改良法の関係であります。第５７条であると思いますけれども、市町村が行う土地改良事業におきましては、当然広域にわたるわけですから、これらについては平成１４年におきましても、基幹水利の開始ということで議決をいただいたところでありますけれども、今回いよいよこの事務の委託を、美瑛町、ダムの所在地であります美瑛町に委託する関係から、これらを土地改良法に基づいて、ひとつ委託をするということでございます。

それから、土地改良区と基幹水利はどのようなことかということでありますけれども、土地改良区におきましては、この３月に設立された、新生土地改良区が設立されてございますけれども、まず基幹水利以下の下の部分であります。内容的には、いわゆる幹線支線の用水路の関係、それからファームポンドの関係、それからあと、いわゆるパイプライン、散水施設ですか、こういうものの維持管理となるところでございます。

それから、３点目の条文中、中富良野町が入るのは内政干渉ではないかというようなことでありますけれども、この件につきましても、議員と同様に私もそういう懸念がありましたので、いずれこの委託の件は道の方に提出するべきものでありますので、そこで道の方にそういった懸念がありましたものですから、内容を確認し、指導を受けたところでございます。結果的に、範囲が美瑛町、上富良野町、中富良野町の三つにまたがるというようなことから、美瑛町は受ける立場でありますけれども、ここに中富良野町も当然入るというような指導を受けたところでございます。

以下、中富良野町も同じように上富良野町というような条文で入ってきます。

それから、「しろがねダム等」の「等」とは何かということでありますけれども、「等」の中にはしろがねダムと四つの基幹施設でありますしろがね頭首工、しろがね導水路、それから流域変更口の四つでございます。

それから、美瑛町の条例、これは先ほど最初に説明いたしましたように、美瑛町におきまして、この３月議会で条例が制定されてございますけれども、土地改良法に基づきまして制定してございます。それで、条文の中身は全７条から成ってございまして、中身は、ダムの貯水の関係、あるいは取水の関係、それから点検整備、それから気象の観測、こういったものが条文の中に入れられてございます。

それから、美瑛町の請求に基づく支弁の関係でありますけれども、これにつきましては、美瑛町、上富良野町、中富良野町の３町におきまして、負担すべき内容、これにつきましては面積あるいは水量割で定めまして、美瑛町においては６６.９％、上富良野町においては２６.０１％、中富良野町においては７.０５％というように、負担率を３町で協議し定めまして、これに基づいて支出するものでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば。

３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　美瑛町の関係で、答弁一つ抜けておると申し上げたいのですけれども、美瑛町の請求に基づくということになっていますけれども、事前に協議する上富良野町としての考え方が関係町村で確認されておるのですかと、この点に対して言及されていないのですよ。

それと、これこそ町長の言っている受益者負担の原則ということについてはどうなのですかと、その２点を尋ねてきたわけですけれども、答弁が最後のところでなかったと。

この際、お願いしたいのですけれども、新生土地改良区の立ち上げについては、２月の時点で知事の届け出を済まされておると伺っておるわけですけれども、ついては、やはりこの当該土地改良区の定款組織等ではっきり承知したいと思っておりますので、多額の債務保証を補正しているわけですから、今後において、これらの情報を何かの機会で資料として配付してくれることをお願いしたいと。

以上、答弁漏れと、この件に対しての考え方を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（小澤誠一君）　福塚議員の再質問にお答えをいたします。

美瑛町の条例の考え方は、当然私どもも承知してございます。本町と中富良野町が委託をすると、美瑛町におきましては受けるという立場でございますので、受ける方で一応定めるということで承知をしてございます。

それから、負担の関係でありますけれども、これらについても、今後、先ほど申し上げましたように負担率その他を定めてございますので、それに基づき支弁をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、土地改良関係の情報の関係でありますけれども、今後関係するそういったもの、私の知り得た情報の中で、できる限りこういったものを提供させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（平田喜臣君）　３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　課長、再質問しないことを期待していたのですけれども、再々まで行ってしまいましたけれども、町長ふだん言っているわけですよ。受益者負担の原則に基づいて云々と、これらについては町長の意思を踏襲する、サポートする課長であれば、その辺の考え方を聞かせてください、これがコメントされてないのですよ。

それから、立ち上げされた定款等についてのいわゆる組織、役員、業務事業計画等々、それらの情報提供をしてくださいという話をしたのにもかかわらず、２回しか言ってないかな、その答弁もしてくれない。

それから、行政がどうしてこうなりますのですかと、日新ダムは国営土地改良事業でやって、草分さんから平原、平原から富良野土地改良区になりましたけれども、どうしてこの畑灌のダムだけが、しろがねだけが行政になるのですかと尋ねたら、いわゆる市町村が行う土地改良区であると課長答弁されました。これは基本的に間違っていると思うのですよ。関係市町村は申請団体であって、土地改良事業は実施団体とはなってないわけですよ。そこに大きな食い違いがあるのでないかと思います。

申請団体と実施団体と、おのずとその意味は違うと思うので、その辺補足して説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　暫時休憩いたします。

午後　２時０２分　休憩
午後　２時０４分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩を解きまして答弁を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　申しわけありません。再々質問にお答えをさせていただきます。私も質問の理解なかなかしていなかったものですから。

受益者負担の関係、まず国営土地改良事業、それで維持管理の関係でありますけれども、いずれにしましても、この基幹水利事業におきましては、市町村が行う事業でございます。これにつきましては、美瑛町、上富良野町、中富良野町にかかわる部分でありまして、先ほど申し上げましたように、４施設について維持管理をするということでございます。この維持管理に当たりましては、当然受益者負担の原則ございますけれども、先ほど申し上げましたように、面積割、それから水量割によりましてそれぞれ負担率を定め、適正に負担をしたいというふうに考えてございます。

それから、定款その他に定める土地改良区の関係でありますけれども、これらについては、私、情報の関係をお話しされているのかなと思いますけれども、新生土地改良区がこの３月１０日、定款その他そろえまして立ち上がりましたので、それらの情報も含めて提供させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でりあります。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　前にもお聞きしたのですが、美瑛と上富と中富、これの農家戸数と、そしてこの受益する農家、何分の何ということで前に言ったのですけれども、さっぱり答え出てこないので、もう一度お聞きしておきます。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　梨澤議員の質問にお答えをいたします。しろがね事業で行う戸数、これらにつきまして答弁いたします。

全体で５３８戸であります。そのうち美瑛町におきましては２５５戸、それから上富良野町におきましては１８７戸、中富良野町におきましては９６戸。農家戸数総数のこともありますけれども、総数におきましては、美瑛町においては６３５戸、それから上富良野町においては４７２戸、それから中富良野町におきましては５８２戸、計1,６８９戸になろうかと思います。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３６号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第３６号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第　９　議案第３８号及び
日程第１０　議案第３９号

○議長（平田喜臣君）　日程第９　議案第３８号上富良野町道路線廃止の件、日程第１０　議案第３９号上富良野町道路線認定の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

○道路河川課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第３８号並びに議案第３９号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料といたしまして、道路網図を提出させていただいております。議案第３８号と議案第３９号の裏面、路線廃止及び路線認定の表と道路網図をごらんいただきたいと思います。

黒ラインが廃止路線で、赤ラインが認定予定路線でございます。廃止３路線につきましては、初めに市街地の図面左上の認定番号１５３番泉町２丁目３条通りにつきましては、宅地開発行為により造成され、道路用地の寄附を受けたことにより終点の位置が変わることによるものでございます。

次に、図面中央下の方の認定番号２１４番南３条通りにつきましては、保健福祉総合センターの通路として道路整備事業を行うに当たり、起点の位置が変わることによるものでございます。

次に、２枚目の図面をお開き願いたいと思います。日の出公園近くの認定番号５１８番日の出道路につきましては、地域の産業道路として利用されており、終点を東４線広域農道へ接続することにより終点の位置が変わることによるものでございます。

この３路線につきましては、それぞれの延長が変わるため、廃止をして再認定をお願いするものでございます。

路線認定の再認定以外の２路線につきまして、市街地の図面中央右寄りの認定番号３５７番宮町通りにつきましては、地域住民の日常生活に利用されており、公共下水道も整備済みの道路でございます。

次に、２枚目の図面をお開きいただきたいと思い

ます。駐屯地近くにあります。認定番号４３９番北２４号仲道路につきましては、九〇式戦車対応といたしまして、新たに起点を東３線付近から現道の北方向へ約５０間のところから平行に終点を演習場進入路道路へ接続する道路整備事業の調査及び実施計画を行うに当たり、この区間の認定をお願いするものでございます。

これらが認定されますと、町道は４２８路線、実延長４１２.０７ キロメートルとなる予定でございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第３８号上富良野町道路線廃止の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり廃止するため、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

裏面をごらんいただきたいと思います。

議案第３８号の別紙、路線廃止の表につきましては、先ほど御高覧いただきました道路網図のとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思います。

次に、議案第３９号上富良野町道路線認定の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり認定するため、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

同じく裏面をごらんいただきたいと思います。

議案第３９号の別紙、路線認定の表につきましては、同じく道路網図のとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第３８号、議案第３９号を一括して質疑に入ります。

○議長（平田喜臣君）　３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　道路ナンバー１５３、泉町２丁目３条通り、この道路について、私はさきに一般質問して、迅速に土地所有者との交渉に当たり、今日、町道として認定されたことは、地域住民の歓迎、高く評価されているところだと思います。

そこでお尋ねしたいわけですけれども、経過ということで、南富良野町のドクターがその所有地を持っていながら、宅地造成者が舗装化して道路化してしまったと。しかし、その道路にして舗装かけたものは民有地であって、南富のドクター、先生であったと、こういうことで難儀をされたことと思いますけれども、南富良野町のお医者さんとの交渉の中で買収したような予算が出てきてませんので、恐らく道路として無償で提供してもらったと思いますが、その当初経過にして承知したいので、説明を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　ただいま３番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員からも一般質問で質問受けたところでありますが、議員おっしゃるとおりのような開発行為がなされたというようなことで、地権者であります南富良野の方につきましては多大な迷惑をおかけしたところでありますが、業者間との中でのいろいろなトラブル等々がありましたけれども、担当課長と私の方とで赴きまして事情を説明し、御理解をいただいたところでありますが、ドクターも町に対するいささかの疑問点も持っておられたわけでありますが、私からの説明によりまして理解を示していただいて、円満に解決させていただいたということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第３８号上富良野町道路線廃止の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号上富良野町道路線認定の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第４０号

○議長（平田喜臣君）　日程第１１　議案第４０号旭野川砂防工事（Ｈ１４国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

○道路河川課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第４０号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

１点目としまして、当該工事の仮設工のうち、工

事範囲内の支障木の伐根、処分量の増でございます。算定といたしまして、伐開面積から体積を算出し、単位体積重量から発生量１９８トンの計上に対しまして、廃棄処分による計量の結果、４０トンの増となり、発生量を２３８トンに変更するものでございます。

２点目としまして、当該掘削土の土質区分を普通土扱いによる計上でありましたが、掘削の結果、転石などの岩石まじり土であったため、作業係数の変更をするものでございます。

３点目としまして、掘削土の土質区分の性状から、のり面の崩落防止及びそで部の侵食保護のため、新たにのり枠工４７平方メートル、張り芝工５３０平方メートル、段差工８０平方メートルの計上によるものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第４０号旭野川砂防工事（Ｈ１４国債）請負契約変更の件。

旭野川砂防工事（Ｈ１４国債）請負契約の締結（平成１４年１０月２５日議決を経た議案第１号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前１億４，０１７万５，０００円、変更後、１億４，３５５万６，０００円、３３８万１，０００円の増額でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして御議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第４１号

○議長（平田喜臣君）　日程第１２　議案第４１号南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１４国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

○道路河川課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第４１号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

１点目としまして、当該工事の仮設工のうち、工事範囲内の支障木の抜根、処分量の減でございます。

算定につきましては、旭野川砂防工事と同様の手法によりまして、発生量２６０トンの計上に対しまして、廃棄処分による計量の結果、３０トンの減となり、発生量を２３０トンに変更するものでございます。

２点目としまして、伐開、伐根完了後の現地精査の結果、当該工事終点と現況地形とのすりつけ区間において、一部に不符合な区間が新たに判明しましたので、降雨時及び融雪水などによる流量増時に河道以外へ流出するおそれがあることから、この区間の延長を１５メートル分の流路工を計上しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第４１号南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１４国債）請負契約変更の件。

南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（Ｈ１４国債）請負契約の締結（平成１４年１０月２５日議決を経た議案第３号に係るもの）を次より変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前、９,５５５万円、変更後、９,８５５万３,０００円、３００万３,０００円の増額でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第４３号

○議長（平田喜臣君）　日程第１３　議案第４３号平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程いただきました議案第４３号平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）の内容につきまして御説明申し上げます。

平成１４年１２月議会におきまして、公民館江花分館の隣接地にございます上富良野神社所有地と旭野地区の町有地との交換に当たりまして、その差額につきまして予算議決をいただいておりましたが、その後の具体的な事務を取り進めていた中で、神社本庁の承認を得た日から、地元神社におきましては、異議申し立てを受けるための公告及び据え置き期間として、延べ４０日間を経る必要があることがこの３月１７日に判明したところであります。

町の事務処理としましては、その４０日を経過した後に所有権の移転登記を行うこととなることから、明らかに３月中の予算執行が不可能であることになりましたので、地方自治法の規定に基づき、予算の繰り越し手続を行うために補正予算を編成し、上程をした次第でございます。

それでは、以下議案を朗読し、説明にかえさせていただきたいと思います。

議案第４３号平成１４年度上富良野町一般会計補正予算（第８号）。

平成１４年度上富良野町の一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正。

第１条、繰越明許費の追加は、第１表繰越明許費補正による。

裏面をごらんいただきたいと思います。

この表に記載してございます名称によりまして、冒頭申し上げました理由から、４１万４，０００円を１５年度に繰り越しして予算を執行するものでございます。

以上、議案第４３号の説明といたします。原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　予算特別委員会付託

○議長（平田喜臣君）　日程第１４　予算特別委員会に付託審査の議案第１号平成１５年度上富良野町一般会計予算、議案第２号平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第３号平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第４号平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第５号平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第６号平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第７号平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第８号平成１５年度上富良野町水道事業会計予算、議案第９号平成１５年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長久保田英市君。

○予算特別委員長（久保田英市君）　ただいま上程されました予算特別委員会報告は、朗読をもって御報告を申し上げます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により、審査等の経過等を付し、報告する。

１、議案第１号平成１５年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

２、議案第２号平成１５年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

３、議案第３号平成１５年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

４、議案第４号平成１５年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

５、議案第５号平成１５年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

６、議案第６号平成１５年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

７、議案第７号平成１５年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

８、議案第８号平成１５年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

９、議案第９号平成１５年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

平成１５年３月１８日、予算特別委員長久保田英市。

記。

１、審査の経過。

本委員会は３月４日に設置され、同日、議案第１号、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号及び議案第９号を付託された。

３月１３日委員会を開き、正副委員長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第１号歳入各款と歳出第１款から第４款までの款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

３月１４日委員会を開き、議案第１号歳出第５款から第１５款まで、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

３月１７日委員会を開き、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号及び議案第９号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

３月１８日委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから採決を行った。

議案審査での主な意見は、別記のとおりである。

２、表決。

議案第１号及び議案第２号は討論を行い、起立により採決を行った結果、賛成多数により原案可決となった。

議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号及び議案第９号は、討論を行わず、議案ごとに起立により採決を行った結果、いずれも賛成多数により原案可決となった。

別記、平成１５年度各会計予算特別委員会審査意見。

一般会計。

１、財政について。

①、町税及び使用料等は町の主要な財源であり、収納率の向上を図り、不納欠損処理に当たっては慎重に対処するよう努められたい。

②、地方税の減少、地方交付税の削減等により、歳入財源の減少が著しい中、健全財政の維持には十分留意するとともに、町財政の現状と将来見通しを今後とも町民に知らせ、十分理解を得られるよう努められたい。

２、入札制度について。

情報公開条例の施行などに伴い、入札の公平・公正・透明性の確保を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従い、厳正な執行に努められたい。

３、補助金等について。

補助金負担金の交付に当たっては、事業実績等を判断し、当該団体と協議の上、適正に助成されたい。特に納税奨励金については、今後もその扱いを検討されたい。

４、物品燃料等の購入について。

物品燃料等の購入に当たっては、適正な価格で購入されたい。

５、委託業務について。

①、公共施設等の管理委託方法について、十分に精査し再考されたい。

②、委託料の積算については、内容等を十分に精査されたい。

６、条例及び基本計画の策定について。

景観条例及び各種の基本計画の作成に当たっては、住民の意向を十分に把握の上、実効性が上がるように策定されたい。

７、保健福祉総合センターについて。

保健福祉総合センターの維持管理については、早急に詳細な計画を示されたい。

８、産業の活性化について。

産業の活性化について、確実に実効が上がるよう施策の展開を図られたい。

①、商業の活性化に向けて、商業振興条例の趣旨に基づき、一層の推進を図られたい。

②、農協合併を踏まえた中での農業施策については、本町の独自性を図るとともに、農業者に利益が受けられるよう配慮されたい。

９、国営しろがね事業について。

国営しろがね事業の償還金には未納金を生じさせないよう手だてを講じ、未収金の処理に当たっては、統一された方策を土地改良区と十分調整されたい。

また、今後の維持管理については、十分な情報提供を図られたい。

１０、駅前再開発事業について。

駅前再開発事業については、一層の意見調整を図り、現状を勘案した上、方向性を定められたい。

１１、教育行政について。

学校週５日制に伴い、教育環境の一層の充実のため、十分なる対応を図られたい。

１２、公民館の整備について。

公民館については、老朽化が進んでいるため、第４次総合計画、後期計画の中で最優先で対応を図られたい。

ラベンダーハイツ事業特別会計。

入所希望者が多く、待機者が増加していることから、対応策を講じられたい。

病院事業会計。

①、新体制のもと、病院の健全な運営に努め、患者、利用者に対する接遇の一層の改善を図られたい。

②、薬剤管理指導業務の推進を図られたい。

町においては、審査意見の内容を考慮して対応を図っていただきたくお願いを申し上げます。

以上で、特別委員会の審査意見の報告といたします。

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第１号、２号、３号、４号、５号、６号、７号、８号及び第９号は、委員長の報告のとおり決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後　２時３９分　休憩
午後　３時００分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１５　諮問第１号

○議長（平田喜臣君）　日程第１５　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　ただいま上程いただきました諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして趣旨説明をさせていただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任いただいております佐々木幸子氏におかれましては、平成６年８月１日より今年の７月３１日まで、３期９年間の就任をいただいているところでありますが、また再任をお願い申し上げ、今後の人権擁護委員としての活躍を期待するところから、再任をいたしたく推薦をいたしたいということでございます。

よって、議会の意見を求めたいということであります。御同意を賜りますようお願い申し上げまして、議案につきましては、朗読をもって説明をさせていただきます。

諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町●●●●●●●●●●●●●。

氏名、佐々木幸子。●●●●●●●●●日生まれであります。

皆様方のお手元の方に、佐々木幸子氏の経歴書を配付させていただいておりますので、御高覧賜りまして、御同意いただきますことをお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

これより、諮問第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第１６　発議案第１号

○議長（平田喜臣君）　日程第１６　発議案第１号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　朗読をもって説明といたします。

発議案第１号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、上富良野町議会議員西村昭教。

上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会委員会条例（昭和６２年上富良野町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

常任委員会の名称、委員定数及びその所管。

第２条、委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

（１）総務文教常任委員会、６人。

総務課、企画調整課、税務課、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項。

（２）厚生常任委員会、６人。

町民生活課、保健福祉課、町立病院及び特別養護

老人ホームに関する事項。
（３）産業建設常任委員会、６人。
農業振興課、道路河川課、商工観光まちづくり課、上下水道課及び農業委員会に関する事項。
附則、この条例は、交付日以後最初に行われる一般選挙による任期の起算日から施行する。
以上でございます。よろしくお願いします。
○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、発議案第１号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　発議案第２号

○議長（平田喜臣君）　日程第１７　発議案第２号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
２番中川一男君。
○２番（中川一男君）　発議案第２号も朗読をもって説明といたします。
発議案第２号町内行政調査実施に関する決議。
上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。
提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、上富良野町議会議員西村昭教。
町内行政調査実施に関する決議。
本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。
記。
１、実施の期日、議決の日以降において２日以内とする。
２、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動の資とする。
３、調査事項及び方法。
（１）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。
（２）全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。
（３）本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。
以上であります。
○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、発議案第２号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　発議案第３号

○議長（平田喜臣君）　日程第１８　発議案第３号町長の専決事項指定の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
２番中川一男君。
○２番（中川一男君）　発議案第３号も朗読をもって提案理由といたします。
発議案第３号町長の専決事項指定の件。
上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。
提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、同じく上富良野町議会議員西村昭教。
町長の専決事項指定の件。
次の事項に関して、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。
記。
平成１５年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）の一部を改正すること。
以上でございます。
○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、発議案第３号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　発議案第４号

○議長（平田喜臣君）　日程第１９　発議案第４号国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　発議案第４号国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、同じく上富良野町議会議員西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛庁長官。

国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定を求める意見書。

我が国への武力攻撃に対して、国民の生命・財産を守るため、平時より万全な危機管理体制を整備し、適正な対応をとり得る法整備を行うことは、法治国家として当然のことであります。

現行の自衛隊法では、外部からの武力攻撃が起きた場合に対処するための防衛出動の規定はあるが、実際に防衛出動となった場合には、自衛隊のみならず警察、消防、あるいは国の諸機関と地方公共団体との協力をどのように行うかについては明確になっていない現況にあります。したがって、我が国を防衛するため、対処処置の明確化と、そのために必要な法整備が不可欠であります。

法整備がなされないまま、万一武力攻撃に直面した際、超法規的措置がとられかねず、無用な混乱と人権侵害をもたらすことが懸念されます。

よって、国においては、武力攻撃事態に対処するための明確な方針「有事関連法案」が早期に制定されるよう、次の事項について強く要望いたします。

記。

１、有事関連法案は、国の平和と安全及び国民の人権を守るために必要であり、早期に法案成立を期すべきである。

２、国民保護、米軍支援等に関する個別法について、国民や地方自治体の幅広い意見を聴取しながら法制化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出いたします。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　私は、発議案第４号にあっては基本的に歓迎しているところでありますが、議案の配付されて以来、自問自答して口を開かないことについて考えておりましたが、議席に着きましたら、やはり提出者に尋ねて自分の気持ちを整理したくなりましたので、質問いたしますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

同案は、第３回定例会で発議案として上程され、否決になったのでありますが、そのことは御案内のとおりだと思います。

そのときの反対討論では、一つ、憲法の精神から逸脱しているとありました。逸脱していないということで今あるとすれば、どのように払拭されたのか、中川議員の考え方でよろしいですから、お尋ねしたいと思います。

二つ目、法案の内容があいまいだとありました。はっきり法案の内容を確認し、理解できたのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

３番目、地方議会で発議することはなじまないとありましたが、今日なじんだということで、短絡的に受けとめてよろしいのでしょうか。

最後の質問といたします。

４番目、町民の意見を聞かず提案することは疑問があるとありましたが、どのように疑問がなくなったのか、お尋ねしたいと思います。

以上の意見をもって否決されましたが、提出者となられました中川議員の所見を賜りたく存じておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

以上。

○議長（平田喜臣君）　中川一男君。

○２番（中川一男君）　９月の定例に出されました。それで、残念なことに否決ということになりました。それから６カ月の日にちがたったわけでございます。その中にいろいろなことがございまして、まず憲法の方でございますが、憲法の問題については、私も憲法論を論争しようと思いませんけれども、今の平和憲法からいくと、憲法違反ではない。違反というより、そういう感じが見受けられる面もあるのでないかなというような意見でないかなと。それが、今社会情勢になって、この社会情勢になったときに、その憲法をある意味では拡大解釈していただきながら、また解釈のそういいながらいろいろあるのでないかなと思います。

私の方は、やはり日本国は生存権まで失ったわけではないと。ただ交戦権というのですか、武器等も

放棄とうたわれておりますけれども、現実に即したやはり憲法であってほしいなと思っております。しかし、今実際にそれをやる機関よりも、今現実のこの中で取り組んでいった方が、いかなければならないのでないかな、そのように思っております。

それから、あいまいな点があったということでございますが、やはり今、さきの９月のときの法案、小泉政権が国会に出した法案に対して、今回はある程度の修正を加えております。それで、やっぱり国民の保護と、そういうものを徹底していこうと。

今武力だけを言っているのですが、この有事法案の中には三つございまして、自然災害でございます。また人員災害、そして戦争災害うたわれております。災害の中でも、例えば前回の自然災害の中にありまして、神戸のときに地震で亡くなったのでなく焼死した人がたくさんいました。それは何かというと、自衛隊を出動すぐさせていたならば、もっともっと助かったのでないかなと。だけれども、こういう法が、知事を通り、またいろいろなそういう具体策がなかったために、具体的な法がないために即応できなかったと、そういうやはり一面も持っております。

また、戦争のことですが、ちょうどいい時期に今イラクが攻められております。イラクの方から見れば攻められているわけですから、アメリカの方から見れば攻めていっているのですよ。だから、私はやはり戦争がいつ起きるかわからない。私の方は攻めない、だけれどもどこかの国が、どこかの人たちがもしかしたら、日本のこの国力、すばらしい国力を欲しいと言って来るかもしれない。私はそのためにも、やはりこういう法整備というものはしていかなければならないのでないかなと思います。

もう一つは、３番目ですが、基地の町でございます。上富良野はなじまないと、地方議会がなじまないと言いながらも、やはり上富良野の町民のために、私は日本国民でございますし道民でございます。しかし、町議会議員でございますので、この基地のために、いざというときには、例えば戦車も出動するだろうと。そのときに、町民等がやはり法で保護されて、その法ができた以上は、その法を守る義務がありますので、それに従って、そして対処していかなければならない。

私は地方議会がなじまないというよりも、基地という言葉が悪かったら、自衛隊が駐屯し、そして私たちは自衛隊等から相当な、ある意味では恩恵も受けてますし、ある意味では迷惑もこうむっておりますけれども、私たちはやはりそれをきちっとした整備をしていかなければならないのでないか。それには、この有事三法が今国会で論議されておりますから、私はいいのでないかな、そういうように思っております。

また、前回９月に否決したということで、町民からいろいろな、ああ、よかったねという人が割と少なかったと、何で否決したのですかという意見が私どもに多く課せられたわけでございまして、そういう意味からも、私は意見を町民の皆さん方からある程度やっぱり聞いております。その中にあって、やはり上富良野町にあっては、やはり必要でないかと、早く早急に整備することが町民のためでないかと、そういうことから、今回議運等に皆さんに諮っていただいて提出ということになったわけでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

他に御質問ありませんか。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　提案者に対して質問いたしますが、憲法上拡大解釈しても問題がないということでありますが、しかし、拡大解釈しているから今まで問題があるということで、国会でも論争になったわけであります。

憲法９条では、武力も一切持たないということで行っているわけですから、これに対して、あたかも武力攻撃があるかのように想定されておりますが、どこの国が武力をもって日本の国を攻めようとしているのか、その辺は具体的にどこの国かということを明確に答弁していただきたいと思います。

二つ目には、憲法のいわゆる平和の理念である９条に明らか違反していると思いますが、この点はいかがでしょうか。

それと、さらにお伺いいたしたいのは、こういう法律が仮にできたとしたら、逆に日本はいつ逆に越境して攻めてくるのではないかという、逆に脅威を与える可能性があると思いますが、この点。

上富良野町にとって、この法案が成立することによって、住民や自衛隊員の家族も含めて、どのような恩恵があるのか、お伺いしておきたいというふうに思っております。

この間１月の末に、国民保護法の制定のときに、国から全国の市町村会に行った説明の中で、こんな問答があったわけであります。どこの国が攻めてくるのかという点で、それに対して大森官房副長官が、確かに大規模な国家間の戦争は非常に可能性が低いということを言っているわけです。そういう意味でも、どこかの国が攻めてくるという想定は、今のところも、過去においても、ないのだということを言っているわけです。そういうことを考えたときに、まさに武力攻撃があるという想定というのは、こういったところからも崩れているというふうに思

います。

次に、（２）の国民保護法というのは、一連の有事が起こった場合ということで、土地収用法や、国が統制命令を出しますから、個人が嫌だと言う言わないにもかかわらず、国の行う命令に従えということになります。それに従わなければ、罰則規定があるということであります。しかし、憲法には、良心、思想の自由、あるいは強制労働を禁止した精神がありますから、こういった精神からしても、まさにこういった強制労働等があれば、その法の趣旨からも反する事態になると思いますが、これらの点についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　一番最初の自衛隊の憲法だったかい、大きいところは。憲法の方で若干拡大解釈というよりも、すべてがあいまいな点であります。私は、憲法を改正して国を守るのだという、そういうものをしてほしい。私は自民党よりも自由党に近いのですけれども、そういう考え方であります。しかし、今やはりこの状態、これだけの日本の国力を持っております。昔は、戦後６０年前には、貧しいからだれも攻めてこないわけですよ。そして、もしか来ても、貧しいから物置いていってくれたかもしれない。今は、この経済力は、日本の経済力は５００兆円です。今中国の国家予算が１２兆円です。日本の１０倍以上の人口がいて１２兆円です、日本円に直したら。それは物価が違うと言うけれども、石油買うときは同じですからね。

そして、中国の国家予算が約４分の１ですか、だから３兆円です。日本は１％ですから、５兆円ぐらいですね。だからこそ、名前言ったら、悪いですが、北朝鮮とかそういうところは、軍国主義だ軍国また復活だと騒ぐのだと思うのです。しかし、やっぱりそれだけの国力を守っていかなければならない。そのために、私はある程度のそういう国民の合意を得た、この自衛隊というものを今認知されているわけですから、それを認めていっていいのでないかなと思います。

それから、私、米沢さんよく、我が日本共産党はとおっしゃるけれども、日本共産党の方々が何で国会でやるのか。日本は三権分立というのがある、中学校から小学校の高学年で必ず習っております。そうしたらば、司法に訴えればいいわけです。そして、憲法に違反しているのだから、すかさず自衛隊は解体しなさいと、それをやられたらいいのでないかなと思うのですか、なかなかそれもしてこない。

それから、仮想敵国と言いますけれども、仮想敵国というのは、今６０年前にアメリカと日本はけんかというか戦争をしたわけですから、いつどこで来るかわからない。アメリカが日本に来るかもしれない。言うことときかないぞ、この野郎と来るかもしれないし、よその国が来るかもしれない。

今、そのために、私たちは、どこから来るかわからないということです、だからそういうものに対して防備をしていかなければならない。そして、これができたからよそへ攻めていくのでないかと言いますけれども、日本には航空母艦というのはないのです。これはなぜかと、よそへ攻めませんよと、専守防衛ですよという意味なのです。

今、イラクには相当な航空母艦が入っております。ペルシャ湾とかそういうところに入っています。艦砲射撃ですよ。だけれども、日本はそういう意味はないのです。いけないのです。だから、そういうものは内閣総理大臣の統帥権のもとに、憲法に則しながら対応していけるのでないかな、そのように思っております。

それから、自衛隊に何か恩恵ないのかと、自衛隊への恩恵があるのかないのかの問題でないと思うのですね、これは。自衛隊員は職務に、それに従っていけばいいわけでありまして、自衛隊員のためにつくっているあれではない。国民を守るためにあると私は思っています。

それから、個人の制限ということはおっしゃいましたけれども、これは法律で私たちも個人の制限いっぱい受けております。車でも１００キロ飛ばしたい、だけれども、４０キロの制限あるでしょうとか、そういうぐあいに、やっぱり法出た以上は、その法に対して義務感があると思うのですね。そのかわりですよ、今超法規的に、例えば戦車が水田をぽんぽんぽんぽん走ってあるいた、どうするのだといったときに、これは仕方ないと、国難だから仕方ないのだと言われたのでは困ると。そのためにですよ、道路交通法にしても、農林省にもこうやって送付するわけでございますが、そしてそういう権利を認めていただく、そういう考えでこれが必要であると私はそう思っております。

あとは、何かありました。いいですね。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　提案者、全くその言っている趣旨についてきちっとした答弁がなされてないわけで、交通ルールの問題だとかいろいろ出されてましたが、これはお互いの合意の中で、きちっとこういう社会をつくろうということで守られているわけですから、全くそういう問答と全く違う答弁されてきているわけですね。

今私が言いたいのは、憲法が違反しているからと

いうことで、今国会でもどこでも論議になって、いまだにこの趣旨の論戦が今国会で論議続いているわけですよ。それだけに、憲法解釈に立って違反でないのかという論議があるからこそ、なかなか成立に至ってないというのがここにあるわけです。こういう問題に対しても、提案者は答えてないというふうに私は考えてますから、何を根拠として、それでは違反でないということをあなたはおっしゃるのか、もう一度この点について、明確に答弁をしていただきたいというふうに思っています。

それと同時に、なぜ日本の自衛隊法の中には、こういう問題がきちっと整備というか、きちっとそういうものが網羅されてなかったのかといえば、もともと日本の自衛隊というのは、そういう趣旨のもとでできたわけではありませんし、また、平和憲法という世界に誇れる憲法を持っているからこそ、こういうものに頼ることなく、平和外交と努力によって、やはりこういうものは一つ一つ解決しようという、その精神のもとにあるわけですから、ここからが、あなたのおっしゃる根本的な違いがここにあるわけです。私たちは、この点でも憲法違反だということを国会でも堂々と主張しておりますし、今後においても、こういう問題を主張していきたいというふうに考えています。

どこが脅威なのかという点についても、どこから来るかわからないということなのですが、国の方でも今そういう脅威はないということを言っているわけですね。小泉さんに至っても、そういう脅威はないと。

北朝鮮の問題で言えば、防衛庁の関係者も、通常のいわゆる自衛隊の演習訓練なんだということを言っているわけですから、そういうものをとらえて脅威だ脅威だ脅威だと言っても、オオカミが来るぞ、オオカミが来るぞと言っているのと同じで、そういったところにも、どうも提案者の言っていることが、内容がよくつかみ切れない部分がありますので、そういう意味では、もう一度、こういった問題に対する法整備というのは、なぜ今必要なのか、憲法から見ても明らかに、拡大解釈どころか違反であると言わざるを得ません。この点について、もう一度明確に答弁願いたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　憲法論議ということでございますけれども、今本当に憲法違反ならば、何で大多数の人が認めているのだろうか。私はさっきも申しましたように、もっともっと憲法でかちっとして、国力を持つ、国防のそういうものを持って、国防の任に当たっている人が堂々と、堂々とでなくてもいい、当たり前に歩けるような、そういう憲法であればなと思っています。

今あいまいなのです、あいまいだからこういうぐあいになっている。だけれども、そのあいまいの中でも、党によっては憲法違反だと言っている方々もおる。でも、その人たちが何で国政の、内閣というものとれないのだろうか。議院内閣制において、その人たちが多ければ、議院内閣制で多数決をとって自衛隊を解体するのだと、そういうことが言えるわけですから、やはり私の言っている方が大多数でないのかな、そして必要なのだな、だから何兆円のお金でも注ぎ込みなさいと言ったらおかしいけれども、認めてきているわけですから、私は憲法論をここでやるよりも、現実に即したことでいったらいいのでないだろうかなと。

私の個人としては、もっともっとやっぱり、私は小沢党首と同じような考え方持っています、自衛隊に関しては、この日本の国防に関してはですね、ちょっと違うところがあります。

それから、自衛隊が整備されずと言いますが、自衛隊はこれは警察予備隊から保安隊に入って、そして自衛隊に入ってきたと思います。そのとき朝鮮戦争があったと。そのときに、あのように朝鮮戦争は、朝鮮の方々が本当にやったわけでないのだと私は思います、南北戦争はですね。北は中国、そしてこっちはアメリカと、本当にあそこの中で本当に民族同士がやるわけないのですよ。今攻めていけない。だけれども、人が攻めてきてやっているようなものでないですか。ソビエトが後ろについていた。こっちもアメリカがついていた。だから私は、やはりそのためにどこが襲われるかわからない、脅威と言いましたけれども、ではどうなのだろうかなといったら、本当に脅威がないのかといったら、あるかもしれません。

今にぎわしている不審船だとか、それから不審船は北朝鮮のだと、もう明言しておりますので、それから拉致だとか、テロだとか、こういうときにどのように対応できるか、やはり警察だとか、それからここにありますけれども、自衛隊、それから各その警察、消防、そういうものが一体となって取り組んでいかなければならないと思うのです。自衛隊だけが取り組むのでないのですよ。必ず地域住民が一体となって取り組まなかったら、敵に対して、どこが来るかわからないけれども。仮想敵国というのはありません。だけれども、一体となって守らなかったら、守れないのでないでしょうか。自衛隊だけで守れるわけない、国民は知らんぷりしているわけでない。だから私は、そういう意味では、脅威というものはいろいろな小さな脅威があるだろうと。その戦争だけでない、国が攻めてこないかもしれない。で

も、あと２０年後になったら、日本とアメリカけんかしているかもしれない、わからないのですから、６０年前けんかしていたのだから、今こんなになると６０年前の人思っていない。日本のためにと戦争で死んでいっているのだから、みんな、飛行機に乗って。だけれども、その人たちは今考えられないことをやっているわけですから、日本は、このように仲よくしているのですから。また、逆に言うと、仲悪くなるかもしれない。だから何も、私はあえて北朝鮮とかそういう言い方でなく、やはりアメリカだって脅威かもしれないし、わかりません。だけれども、やはり国を守るために法整備をしなければならないという考え方でありますので、よろしくお願いします。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　どうも答弁の内容、説明がよく理解できないわけで、現実問題ということであれば、脅威はないということを言っているわけですから、そういう攻められる可能性も今のところはないということを言っているわけですから、今現実の問題を話すとすれば、今提案者の言っているのは、そういうことが起こり得るということの話をされているわけですから、現実に起きないことをさらに起こるかのようにとらえたというところに、現実の逃避があるのだというふうに思いますが、この点です。

私は、平和的に外交努力に頼るということこそ、国民の安全や命、そしてすべての世界の人々を守る力だというふうに思います。そのためには、国連という立派な機関があります。そして、テロを取り締まるのであれば、テロ特措法というのがありますから、また災害で言えば、災害法によって十分対処できるそういうところがあります。まだ不十分な点があったとしても、これで十分賄えるということがありますから、そういった意味では、今改めてこういう法案を早急につくる根拠は全くないということを私は言わざるを得ませんが、それでもなおかつつくるということの根拠は、もう一度お伺いいたしますが、どこにあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　平和なときの雨の降らないときの傘みたいなもので、ある程度保険かけておこうか、そして、もしかなったとき、先ほど同僚議員がおっしゃいました。もしかのときのための火災保険と同じような考え方でいいのでないかなと思うのです。

では、平和で、国連がニューヨークを守ったかというのです。守ってないではないですか。あのとおり日本人も巻き込まれている。平和で国連がきちっとしていたならば、ニューヨークのあのテロはあったのかなかったのかということです。国連の機能がしない面もあるかもしれません。平和は平和です。だれも戦争したくありません。小泉さんも、みんな平和のうちに平和のうちにと言いながらも、やむを得ないと。そして有事法つくっていかなければならない。この有事法は、よそへ攻めるのでないよ、来たときのためだよ。まあわかりやすく言うと、家のじょっぴんかるようなもんで、そういう考え方でいいのでないかなと思うのですよ。

それと、今言いましたように、やはり平和憲法というのは私もすごくいいこと、世界に誇れるなと思います。ただ、それがすべてで国が成り立つのならば、どこも平和憲法をつくるのでないですか、日本と同じようなもの。何もアフガニスタンで攻めていくこともないだろうし、原爆、水爆つくることもないだろうし、みんな武器放棄すればいいわけですから。ですが、歴史、ずっと何千年の歴史すべて争いです。宗教争いもあったかもしれないし、思想的な争いもありました。宗教争いもありましたけれども、今までちょっとの間までは、思想戦争です。共産主義と自由主義のせめぎ合いでした。大韓航空の航空機も落とされましたからね、ああいうのはやはり、ああいう場合どうするのだとか、今は和解しているようですけれども、やはりそういういつどこでどんなことになるかわからない。そのために、私は、上富良野の町民はなぜか、それは上富良野に基地があるのだということを前提にこれを早く進めていただきたいなと、そういう考え方を持っているのです。

思想が違うとかそんなのでないのですね。上富良野の私は町民だ、だから、上富良野の人たちが、何かあって超法規的にすべて何も無効になるのだというのでなく、やはりそういう権利だとか、それから基本的人権というのは保護されなければならない。その上にあって、その法律によって、逆に言うと制約は受ける、これは仕方ない。先ほど申しましたように、法というものは必ず制約受けますので、義務がありますので、守る義務というのが。だから、これはやむを得ないのでないかなと思っております。

ただ、私は一つ言いたいのは、国連があるからテロがなくなるということはあり得ないと。サリン事件だって、国内の問題ですけれども、あれも一つのテロと言えばテロでないですか。そういうとき、やはりあのとき、あの死者も出てきておりますけれども、即自衛官等が出てきたり、消防出てきたりしたら、もっともっと被害が少なく済んだかもしれない。これは憶測ですからわかりませんけれども、や

はり国連がニューヨークのテロを守ったかな、私は守ってない、そういう結論なので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず、原案反対者、次に原案賛成者の順に行いたいと思います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　私は、今回の国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定を求める意見書に反対の立場から討論したいというふうに思います。

今、提案者の説明の中でも明らかになったように、どこが攻めてくるかということに対しても、はっきりとした根拠を示せ得ませんでした。

また、政府の説明でも、武力攻勢の可能性というのは全く低いということが言われている。にもかかわらず、改めてこういう危険な法案を通そうというところに大きな問題があります。

二つ目には、どう見ても憲法９条の平和の理念から反するということであります。現憲法では、いかなる武力も持たない、攻撃も行わないということを明記しているわけですから、この有事関連法案ができることによって、何を目的としているかという点では、首相官邸のホームページのＱ＆Ａでも説明しているように、ブロック攻撃が予想される事態を想定した中で行われています。こういったところにこそ大きな問題があり、こういう法案をつくればつくるほど、逆に相手側に脅威を与えるという状況になりかねません。

私は、そういう立場から、日本がとるべき態度というのは、日本国内の持っているこの生産力を、世界に対してもアジアに対しても、経済援助と技術援助という形の中で、平和的・外向的努力によって、地域の人たち、世界の人たちと日本の信頼関係を結ぶことにあるというふうに考えています。

また、米軍支援という形の中で個別法ができれば、これは明らかにアメリカが侵略したときに、日本の置かれているこのさまざまな制約を取り払って、制約のない中で米軍支援を行いたいという状況下の中で有事関連法案が生まれてきているわけであります。

上富良野町にも多くの人たちが住んで、多くの人たちが平和でありたいということを願っているわけですから、その思いからしても、この関連法案の制定というのは、まさにこういう人たちの意からも反するものだと言わざる得ません。

私は、そのことを述べて、この意見書案の提出に対して、反対の討論といたします。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

１８番向山富夫君。

○１８番（向山富夫君）　私は、国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定を求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

昨年４月、国会に提出されました有事法制３法案は、その間、国会や国民の間でさまざまな議論が積み重ねてまいられてきておりますが、いまだ法制化に至っておらない状況であります。

このような経過をたどる中、私も多少なりとも有事法に関し勉強させていただいたところでありますが、これらを通じ、私たち国民一人一人が有事に関してもっと身近な問題として認識するとともに、その法整備を早期に図るべきとの思いに至ったわけであります。

その思いを踏まえながら申し上げますと、今さら申し上げるまでもありませんが、我が国は民主主義による主権国家であり、その基本をなしているのは国民皆で定め、そして守るルール、いわゆる法律であります。この法律により、国家の安定と国民の生命・財産が守られているのであります。しかし、このルールが仮に外部からの要因、例えば外国からの武力攻撃を受けるなど不測の事態、いわゆる有事に対して、しっかりと国民を守るための法整備がなされていないとすれば、これは早期に整備がなされるべきものだと思います。

思えば、余りにもむご過ぎる北朝鮮による日本人拉致、核開発疑惑や工作船事件等々、加えて、世界を震撼させた一昨年の９・１１テロ、イラクの大量破壊兵器保有問題等、国際的不安定要素が余りにも多く、今まさに、イラクに対しては国際社会から厳しい目を向けられており、その行方は、我が国にとりましても大きな問題であります。それにも増して、北朝鮮問題は、いかなることがあろうとも感化することはできません。

この際、有事に備えた関連法案の整備をすることが、国際社会に対し我が国の毅然とした姿を示すことになるとともに、戦争や危機になったとき、国民一人一人と地方公共団体や警察、消防、自衛隊などとどう連携していくかをあらかじめ定めるチームワークのルールとしても大切なことであり、これにより、いかなる事態にも対応できる国づくりを進めていくことは大変重要と考えます。ひいては、これが非常事態に至らない大きな抑止力となり、全国民

が願う恒久の平和と国民の生命と財産を守ることになるということを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（平田喜臣君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、発議案第４号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　発議案第５号

○議長（平田喜臣君）　日程第２０　発議案第５号北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　発議案第５号でございますが、北朝鮮と書いてありますが、共同声明のときには、小泉総理は朝鮮民主主義人民共和国と言っておりました。ですが、ここでは北朝鮮による拉致問題の徹底解明ということで御了解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

発議案を朗読いたしますので、よろしくお願いします。

発議案第５号北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、上富良野町議会議員西村昭教。

提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛庁長官。

北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める意見書。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに、人道に反する犯罪でもあります。長い間、北朝鮮が頑強に否定し、小泉首相の訪朝により、最高権力者である金正日総書記がその犯罪行為を認め、謝罪したことは、この拉致問題の解決に一定の前進をもたらすものとして評価されます。

しかしながら、こうした謝罪の言葉とは裏腹に、拉致問題は解決済みという北朝鮮側の見解に我々は強く抗議するとともに、北朝鮮側が提供してきた、死亡したとされる拉致被害者に関する資料のずさんさに、改めて憤りを感じざるを得ません。

今般、生存が確認された拉致被害者５名が２４年ぶりに祖国の土を踏み、家族や故郷の旧知の友人たちと再開を果たすことができたが、２４年という長きにわたって日本国民を無法に拉致、拘束し、最愛の家族にさえ一切の消息を知らせないできた北朝鮮の非人道的な行為に、改めて慄然とせざるを得ません。

よって、国においては、北朝鮮に対し、言葉による謝罪にとどまらず、誠意と責任ある対応を求めるとともに、拉致家族の意向に対した対応及び国民の不安の解消と国家の安全保障を図る上からも、次の事項について強く要望します。

記。

１、北朝鮮に残された拉致被害者家族の帰国を早期に実現すること。

２、死亡したとされ、生存が確認されていない拉致被害者に関する正確な情報と現地調査を北朝鮮に求めるとともに、新たに公表された拉致被害者を含め、拉致の疑いがある事件について徹底的な調査と解明を北朝鮮に求めること。

３、北朝鮮に対し、核開発の即時停止及び工作船等による違法な情報収集を直ちにやめることを求めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出いたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　閉会中の継続調査申出の件

○議長（平田喜臣君）　日程第２１　閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申出書の事件につ

いて、会議規則第７５条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

◎町　長　あ　い　さ　つ

○議長（平田喜臣君）　本年最初の定例議会でありますので、町長からごあいさつがあります。

町長、尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　平成１５年第１回上富良野町議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただき、平成１４年度の締めくくりをかねてごあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、３月３日から本日２０日までの１８日間にわたり開催されたわけでありますが、上程いたしました平成１４年度各会計補正予算案並びに平成１５年度各会計予算案及び各条例改正案など、多くの案件につきまして御審議、御討議を賜り、すべて原案どおり御議決をいただきましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

それぞれ議案審議に際し、各議員からお寄せいただきました意見及び提言につきましては、今後執行上におきまして十分に斟酌、吟味しながら、公正・公明、町民本意を旨として、透明性の確保と説明責任の遂行、さらには情報の共有化など、協働の町づくり推進の観点からも、その意を呈し、この反映に努めてまいる所存であります。

また、今日慢性化した経済不況は、我が町の地域産業と町民生活のさまざまな分野に深い影響を落としていることは、誠に憂慮にたえないところであります。

加えて、国が進める市町村合併問題、基礎的自治体の今後の方向性の問題、地方税財源の配分問題など、自治体の根本を左右する課題が混沌としており、その不透明感をぬぐい切れない実情にあるところであります。

特に今定例会におきましては、地方交付税の削減を大きな要因として、さらには国営事業の地元負担対策も加わり、町の財政見通しが一段と厳しいことの認識を各議員ともどもに共有しながら予算審議を賜ったところであります。

私といたしましても、現在取り組んでおります財政健全維持方針に基づく行財政改革が平成１５年度を最終年次に迎えることから、この着実な達成に加えて、さらに一歩踏み込んだ改革に取り組み、平成１６年度からの新行財政改革につなげていきたいと考えておりますので、議員各位と町民の皆様の御理解と御協力をお願いするところであります。

また、平成１５年、１６年の２カ年で実施する保健福祉総合センターの建設につきましては、財政の先行きが極めて厳しい中でありますが、我が町の将来を見据える中で、健康寿命の延長を図る保健予防対策と町民福祉の充実を極めて重要な施策として位置づけし、国による箱物施設への助成施策が大幅に削減される現状にかんがみ、手厚い旧制度を活用できる最後の施設整備として、この実施を決断し、お諮りいたしたものであります。

将来への財政運営の影響力、また施設運営のあり方など、幅広い議論を経て貴重な御意見を賜りましたので、禍根を残さないよう配慮いたしながら、将来への町づくりの大きな布石として、健康福祉の充実を期し、こたえてまいりたいと考えております。

行財政改革においては、人件費を初めとする経常経費の縮減と、手数料など税外収入の適正化見直し、業務の民間委託などにも具体的に着手しているところでありますが、今後さらなる改革に当たっては、議員各位と町民の皆様の御理解と御協力は欠かせないものであり、重ねて切にお願いを申し上げる次第であります。

いずれにいたしましても、本町を取り巻く環境が大きく好転することを望めない状況にありますが、行財政改革を初め、山積する課題に対しまして、説明責任を果たす中で積極的に情報を公開し、新たな行政運営の手法を十分に考察しながら、町政運営に最善の努力をしてまいる所存でございます。

慎重な御審議を賜り、御議決をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げますとともに、新年度からの行政執行に際しましては、議員各位の特段の御協力をお願い申し上げ、平成１５年第１回定例議会終了に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉　　会　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　これにて、平成１５年第１回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後　４時０２分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１５年３月２０日

上富良野町議会議長　　平　田　喜　臣

署名議員　　福　塚　賢　一

署名議員　　笹　木　光　広